

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

三阪佳弘・矢野達雄(アイウエオ順)

目次

- 一 はじめに
- 二 大阪における陪審公判一覧表
- 三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判
- 四 陪審説示集・問書集による事件の紹介
 - 1 問書・答申
 - 2 説示・問書
- 五 刑事判決書
- 六 新聞報道に見る陪審公判
 - 1 陪審法の実施に関する報道(以上、「修道法学」第三七卷第一号)
 - 2 陪審公判に関する報道(以下、「修道法学」第三七卷第二号予定)
- 七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の関歴

- 1 判検事の感想
- 2 弁護士の感想
- 1 判事の関歴
- 2 検事の関歴
- 3 弁護士の関歴

九 おわりに

一 はじめに

1 本稿編集に至る経緯

本稿は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が、『修道法学』に発表を続けてきた「広島控訴院管内における陪審裁判」(広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山)に関する資料集に続くものである。

平成二三(二〇一一)年五月、大阪においても、広島控訴院管内と同様に、陪審裁判を実証的に研究するための資料を調査・収集して紹介・研究する目的で、公益財団法人日弁連法務研究財団(以下、日弁連法務研究財団と略称する)に対し「大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」と題する研究計画書を提出し、同年六月初旬、同財団の研究課題(No. 94、研究主任増田修)として採用された。調査研究期間は、平成二三(二〇一一)年八月一日から平成二四(二〇一二)年七月三十一日である。

そして、平成二四(二〇二二)年六月初旬、この研究課題は、調査研究範囲を拡大し、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」と改題して、対象を大阪控訴院管内の京都・神戸・奈良・大津における陪審裁判の調査研究として、引き続き平成二四(二〇二二)年八月一日から平成二五(二〇二三)年七月三十一日までの一年間、継続することが承認された。

更に、平成二五年(二〇一三)年六月下旬、残りの和歌山・徳島・高松・高知における陪審裁判の調査研究は、引き続き平成二五(二〇一三)年八月一日から平成二六(二〇一四)年七月三十一日までの一年間、継続することが承認された。

このような経緯のもとに、本稿は、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」に関する調査研究の成果——(1)大阪編——として、編集したものである。

(注1)「広島控訴院管内における陪審裁判」は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士、平成一五年三月まで第二東京弁護士会所属)が中心となって、同会を構成する次のメンバーと共同して調査研究を行った。

加藤高広島修道大学名誉教授(初代会長、元広島修道大学法学部教授、民法)、紺谷浩司広島大学名誉教授(元広島大学法学部教授、元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法)、緑大輔北海道大学大学院法学研究科准教授、(元広島修道大学法学部助教、元愛知大学法学部准教授、刑事訴訟法)、矢野達雄広島修道大学法学部教授(現会長、元愛媛大学法学部教授、日本法制史)、居石正和島根大学文学部教授(日本法制史)。また、「大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の調査研究から、三阪佳弘大阪大学大学院高等司法研究科教授(元龍谷大学法学部教授、日本法制史)が新たに参加した。

(注2) これまでに発表した広島控訴院管内における陪審裁判に関する資料集は、次の通りである。これらは、国立情報学研究所のウエ

ブ・サイト「論文情報ナビゲータ (ONLINE)」において、PDF形式で読むことができる。

① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」『修道法学』第29巻第2号・二〇〇七年二月)

② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(2)——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」『修道法学』第30巻第1号・二〇〇七年九月)

③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(1)——予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第31巻第1号・二〇〇八年九月)

④ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(2)——防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第32巻第1号・二〇〇九年九月)

⑤ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判——陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決書ならびに新聞報道を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第33巻第1号、二〇一〇年九月)

⑥ 居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判——陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新聞・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月)

⑦ 増田修・編「広島における陪審裁判(3) 補遺——問書、説示、陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝各地法況から見る陪審裁判——」『修道法学』第34巻第1号、二〇一二年九月)

⑧ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判——因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判——」『修道法学』第35巻第1号、二〇一二年九月)

⑨ 居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松山における陪審裁判——刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報・愛媛新報・大阪朝日新聞(愛媛版)を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月)

⑩ 緑大輔「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年二月)

(注3) 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月。

国立情報学研究所のウェブ・サイト「論文情報ナビゲータ(COIN)」において、PDF形式で読むことが出来る)は、広島控訴院管内の陪審公判の概要および陪審公判の復元資料を紹介し、陪審公判における(1)裁判長の説示、(2)陪審員の答申、(3)予審質問書の証明力、(4)陪審公判の無罪率、について問題点を指摘し、更に、陪審公判が少なかった原因を考察している。そして、全国調査の必要性を訴えた。

(注4) 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」『JIF NEWS』No. 50、日弁連法務研究財団・二〇一二年二月。同財団のホームページで読むことが出来る)では、「大阪における陪審裁判」を調査研究するに至った経緯を述べた。そして、陪審公判はすべて公訴事実を争うものであるから、無罪の主張だけでなく、縮小認定(例えば、殺人ではなく傷害致死である)の主張もあり、現実の陪審公判における被告主張の容認率(無罪+縮小認定)は30~40%程度はあり、また求刑よりも低い判決がなされる傾向にあるのが特徴であることを指摘した。

(注5) 研究課題である「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の研究成果は、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(1)大阪編、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(2)京都・奈良・大津・和歌山編、および「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(3)神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイルとして、(1)は平成25年11月11日日弁連法務財団・研究部会、(2)(3)は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。

これら三本の研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載するものである。なお、本稿は、同財団に研究成果として提出した電磁ファイルに、若干補訂を加えたものである。

(注6) 「広島控訴院管内における陪審裁判」および「大阪控訴院管内における陪審裁判」の調査結果のうち、両控訴院管内における陪審公判一覧表は、増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像——広島控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証——」『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年九月)にもまとめて収録した。

2 本稿に収録した資料

陪審裁判は、陪審法が昭和三(一九二八)年一〇月一日施行され、昭和一八(一九四三)年四月一日施行を停止されるまで行われた。その間、大阪においては、三六件(㉑事件、㉒事件)の陪審裁判が開かれた。

陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道などがある。

本資料紹介においては、大阪地方裁判所が保管する陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿などは、大阪大空襲にもかかわらず焼失することなく、大部分が残っていた。刑事判決書は、当時は大阪地方裁判所検事局において保管されていたが、現在の大阪地方検察庁においては、㉓事件以外は、保存されていないという。また、予審終結決定書も、㉔事件のみ残存しているに過ぎない。陪審説示は大阪①②事件、問書は①乃至⑥事件を収録した。

新聞報道は、『大阪朝日』『大阪毎日』『大阪時事新報』『大阪新聞』を中心に検索した。現存している紙面は、事件の一部しか残っていないものも多く、論告・求刑・判決が欠けたりして不十分であるが、全件について記事を収録できた。

そのほかに、本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の履歴、ならびに大阪控訴院長、大阪地方裁判所検事正、陪審公判担当判検事、および大阪弁護士会所属弁護士などの陪審裁判についての感想を収録した。

(注1) 大阪弁護士会編『大阪弁護士会百年史』(大阪弁護士会・一九八九年一月)には、第三章・第二節「陪審制度と弁護士会」の

項目がある。そこでは、大正八年二月、司法省が、「陪審制度採用の可否と、可とする場合の綱領」を弁護士会に諮問したのに対し、大阪弁護士会は、大正九年一月、臨時総会を開いて諮問について討議したが、陪審制度の採用を否決し、何らの答申もしなかった経緯が記述されているだけで、大阪地方裁判所で開かれた陪審公判についての記述はない。

また、大阪弁護士会監修『陪審制度——その可能性を考える——』（第一法規・一九八九年七月）は、アメリカの陪審裁判を中心に調査・検討したものであり、大阪地方裁判所で開かれた陪審公判や我国で行われた陪審裁判の実態については殆ど触れていない。

(注2) 大阪に事務局がある『陪審制度を復活する会』は、陪審制度の復活を唱道する故佐伯千代立命館大学教授・弁護士が設立し、『陪審制の復活』(信山社・二〇〇七年七月)を発刊しているが、我国で行われた陪審裁判の実際は調査していない。

二 大阪における陪審公判一覧表

大阪地方裁判所においては、三六回(①事件乃至⑳事件)の陪審公判が開かれた。大阪朝日新聞、大阪毎日新聞、大阪時事新報、大阪新聞、陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、刑事判決書などによると、その概要は次の「陪審公判一覧表」の通りである。

無罪は、⑳(放火)事件と㉗事件の一部無罪(放火詐欺・放火↓無罪・放火、2分の1)である。無罪率は、三六件中一・五件無罪で四・一六%である。

縮小認定は、①(殺人↓傷害致死)③(殺人1件・殺人未遂2件↓殺人1件・殺人未遂1件・傷害致死1件、3分の1)⑤(殺人未遂↓傷害)⑥(強盗傷人↓住居侵入脅迫)⑦(強盗・恐喝↓強盗未遂・恐喝、2分の1)⑧(殺人未遂↓傷害)⑩(殺人未遂↓傷害)⑬(殺人未遂↓傷害)⑭(殺人↓傷害致死)⑮(殺人↓傷害致死)⑯(放火未遂↓刑法110条放火)⑰(殺人↓傷害致死)⑱(放火↓失火)事件である。縮小認定率は、三六件中一一・八三件縮小認定で三二・八六%である。無罪率と縮小認定率を合計した被告人の主張容認率は、三七・〇二%である。

求刑より低い刑期の判決は③(3分の2)④⑦(2分の1)⑫⑬⑭⑯⑲⑳㉑㉒㉓㉔(2分の1)⑳㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の二二・六六件(注、㉞㉟は求刑不明)がある。判決が求刑と同じ事件は②⑪⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔の六件である。そして、更新は⑨(殺人・殺人未遂↓⑫傷害致死)⑮(殺人↓⑱傷害致死)⑳(放火未遂↓㉞放火未遂)事件の三件である。

以上の中には、無期が⑫⑲事件と二件、執行猶予は①⑱⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿事件の二件ある。

⑨⑱事件の更新は、制度がある以上、やむを得なかったであろう。㉑事件は、更新後の再陪審である㉒事件では、有罪を立証するための証人・証拠のみを採用して、無罪を立証しようとする証人・証拠を採用しないで、陪審員の有罪の答申を得ている。そして、㉓㉔事件の上告審は、証拠の採否は裁判所の権限であるとして、上告を棄却した。

大阪における陪審公判一覧表

①	②	③
昭和 3・11・29	昭和 3・12・15	昭和 3・12・20
殺人	殺人未遂	殺人・殺人未遂
傷害致死 懲役2年・執行猶予3年 (懲役2年・執行猶予)	殺人未遂 懲役3年(懲役3年)	殺人・殺人未遂・傷害 懲役10年(懲役13年)
Y N 奈良三	M T 西松	H M 辰藏
被告(年齢)	行商(42)	左官職(31)
池内善雄	池内善雄	池内善雄
裁判官	(陪席は不明)	(陪席は不明)
西堀元道	西堀元道	西堀元道
検察官		
白須賀芳彦	馬場次郎	田村堅三
弁護人		

⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④
昭和 4・9・26	昭和 4・4・26	昭和 4・4・23	昭和 4・5・11	昭和 4・8・2	昭和 4・3・28	昭和 4・2・26	昭和 4・2・12	昭和 4・1・31	昭和 4・1・22
殺人未遂	殺人・殺人未遂	殺人・殺人未遂	殺人未遂	殺人・殺人未遂	殺人・殺人未遂	(請求陪審) 強盗・恐喝	強盗傷人	殺人未遂	殺人
傷害 更新	放火 懲役3年(懲役3年)	放火 懲役3年(懲役3年)	殺人未遂 懲役6年(懲役7年)	殺人・殺人未遂 懲役6年(懲役8年)	更新	傷害 懲役2年(懲役3年)	住居侵入・脅迫 懲役3月(懲役3月)	傷害 懲役1年6月 未決勾留50日算入 (懲役1年6月)	殺人 懲役8年(懲役10年)
T N 佐太郎 ON 重吉 T D 忠人 運送業助監督 (49)	Y N 護一 洋家具商 (44)	支那蕎麦行商 (27)	料理人(38)	露天商(48)	T U 茂 元職工(35)	M O 進 無政府主義者 (26)	S H 國雄 無政府主義者 (29)	建築業(51)	K H 七左衛門 魚行商(51)
池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	柴田貞輝 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)
西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道
不明 足立進三郎 明石九一 緒方弘 毛利與一	梨岡時之助	川崎齋一郎	小西喜雄	奥田福敏 小川良之助	梨岡時之助	飯島善之助	石川小市	道工隆三	伊藤秀雄 田崎昌位

⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④
昭和 4・9・26	昭和 4・4・26	昭和 4・4・23	昭和 4・5・11	昭和 4・8・2	昭和 4・3・28	昭和 4・2・26	昭和 4・2・12	昭和 4・1・31	昭和 4・1・22
殺人未遂	殺人・殺人未遂	殺人・殺人未遂	殺人未遂	殺人・殺人未遂	殺人・殺人未遂	(請求陪審) 強盗・恐喝	強盗傷人	殺人未遂	殺人
傷害 更新	放火 懲役3年(懲役3年)	放火 懲役3年(懲役3年)	殺人未遂 懲役6年(懲役7年)	殺人・殺人未遂 懲役6年(懲役8年)	更新	傷害 懲役2年(懲役3年)	住居侵入・脅迫 懲役3月(懲役3月)	傷害 懲役1年6月 未決勾留50日算入 (懲役1年6月)	殺人 懲役8年(懲役10年)
T N 佐太郎 ON 重吉 T D 忠人 運送業助監督 (49)	Y N 護一 洋家具商 (44)	支那蕎麦行商 (27)	料理人(38)	露天商(48)	T U 茂 元職工(35)	M O 進 無政府主義者 (26)	S H 國雄 無政府主義者 (29)	建築業(51)	K H 七左衛門 魚行商(51)
池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	柴田貞輝 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)
西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道
不明 足立進三郎 明石九一 緒方弘 毛利與一	梨岡時之助	川崎齋一郎	小西喜雄	奥田福敏 小川良之助	梨岡時之助	飯島善之助	石川小市	道工隆三	伊藤秀雄 田崎昌位

⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
6・4・22 昭和	6・1・28 昭和	5・7・29 昭和	5・6・19 昭和	5・5・27 昭和	5・4・26 昭和	5・3・27 昭和	5・4・15 昭和
殺人	放火 放火・詐欺	殺人未遂	強盗 窃盗・強盗・準強盗 妨害	殺人・公務執行	放火未遂	放火 (通常公判) 傷害	傷害 殺人未遂
懲役12年	未決勾留60日算入 懲役6年(懲役8年)	無罪 放火 懲役2年・執行猶予2年 (懲役3年)	傷害 懲役10年(懲役12年)	無期懲役(無期懲役) 窃盗・強盗・準強盗	殺人・公務執行妨害	懲役3年 傷害 懲役3年・執行猶予2年	懲役3年 傷害 懲役3年(懲役3年)
手伝職(36)	TI要 大工職(47)	UI國平 (28)	SK春藏 無職(35)	UD榮一 鍼力職(20)	IB一男 湯屋(29)	NM榮太郎 船夫	船夫(48)
池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	不明	不明 (陪席は不明)
不明	樋山良廣	樋山良廣	石井謹爾	石井謹爾	石井謹爾	不明	不明
不明	奥谷眞吉 溝淵春次	不明	奥田福敏	別城遣一	不明	不明	不明

㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞
昭和	5・3・5 昭和	4・12・18 昭和	4・12・17 昭和	4・11・21 昭和	4・10・26 昭和	4・10・10 昭和
殺人未遂	殺人・殺人未遂	殺人	殺人	殺人	殺人	殺人
殺人未遂	無期懲役(死刑)	殺人・殺人未遂	懲役8年(懲役10年) 懲役2年・執行猶予2年 未決勾留40日算入 (懲役2年・執行猶予)	殺人 懲役2年・執行猶予2年 未決勾留100日算入 傷害致死 懲役2年 未決勾留100日算入	傷害致死 懲役5年 未決勾留60日算入	懲役3年(懲役3年) 懲役3年 懲役3年(懲役3年)
KK正太郎	H耕太郎 鳶職(33)	NT米松 料理人(42)	YG富三郎 無職(66)	ON重吉 仲仕(32)	TD久一郎 運送業助監督 (49)	ST萬太郎 仲仕(29)
池内善雄	柴田貞輝 (陪席は不明)	柴田貞輝 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄	池内善雄 (陪席は不明)	池内善雄 (陪席は不明)
石井謹爾	石井謹爾	末次梧郎	西堀元道	西堀元道	西堀元道	西堀元道
不明	毛利興一	不明	不明	不明	不明	渡部一

昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
17・12・26	12・4・16	11・9・28	10・5・6	9・7・30	8・7・17	6・8・8
放火未遂	住居侵入・窃盗	放火	放火	放火	放火	殺人未遂
更新	懲役5年(懲役7年) 未決勾留60日算入	放火 懲役7年(懲役7年)	無罪	放火 懲役6年 未決勾留200日算入	失火 罰金200円(罰金200円) 未決勾留50日(1日1円の割合)算入	殺人未遂 懲役3年(懲役3年)
YK義造	無職(24)	HN末吉 僧侶(34)	UH爲次郎 蒲団商(51)	IH三郎 理髪業(34)	TN惣之助 建具商(33)	KD正市 (25)
富田忠治郎	中西保則 (陪席は不明)	大野新一郎 (陪席は不明)	中西保則 (陪席は不明)	中西保則 (陪席は不明)	中西保則 (陪席は不明)	柴田貞輝 (陪席は不明)
瀬戸格致	小坂良輔	藤田三郎	岡本梅次郎	米原容次郎 福尾彌太郎	福尾彌太郎	末次梧郎
坂東米八	増田幸次郎	奥田福敏	木村順一 高梨乙松 清水嘉市	川崎齋一郎	溝淵春次 大坪貞五郎 林良明	河本尚 春原源太郎

昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
17・12・26	12・4・16	11・9・28	10・5・6	9・7・30	8・7・17	6・8・8
放火未遂	住居侵入・窃盗	放火	放火	放火	放火	殺人未遂
更新	懲役5年(懲役7年) 未決勾留60日算入	放火 懲役7年(懲役7年)	無罪	放火 懲役6年 未決勾留200日算入	失火 罰金200円(罰金200円) 未決勾留50日(1日1円の割合)算入	殺人未遂 懲役3年(懲役3年)
YK義造	無職(24)	HN末吉 僧侶(34)	UH爲次郎 蒲団商(51)	IH三郎 理髪業(34)	TN惣之助 建具商(33)	KD正市 (25)
富田忠治郎	中西保則 (陪席は不明)	大野新一郎 (陪席は不明)	中西保則 (陪席は不明)	中西保則 (陪席は不明)	中西保則 (陪席は不明)	柴田貞輝 (陪席は不明)
瀬戸格致	小坂良輔	藤田三郎	岡本梅次郎	米原容次郎 福尾彌太郎	福尾彌太郎	末次梧郎
坂東米八	増田幸次郎	奥田福敏	木村順一 高梨乙松 清水嘉市	川崎齋一郎	溝淵春次 大坪貞五郎 林良明	河本尚 春原源太郎

(注1) ②事件は、上告したが昭和4年3月14日上告棄却。
(注2) ⑤事件は、上告したが昭和4年5月7日上告棄却。
(注3) ⑦事件は、請求陪審事件である。
(注4) ⑧事件は、上告したが昭和4年6月14日上告棄却。
(注5) ⑨事件は、被告人が被害者「稻次郎」に対しては、殺意を以て殺害したと供述しておりながら、被告人が被害者「はや」を被害者「稻次郎」と誤認して「はや」を殺したのに対して、陪審員が傷害致死の答申をしたので、裁判所はこれを不当と認め答申全部を採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定(陪審法第95条)をした。

(注6) ⑪事件は、上告したが昭和4年8月2日上告棄却された。
(注7) ⑫事件は、⑨事件が更新された再陪審事件である。上告したが昭和4年6月5日上告を取下げた。
(注8) ⑮事件は、殺人の公訴事実(被害者2名)に対し、陪審員の答申が、被告人久一郎については被害者1名は殺人、他の1名は傷害致死、被告人忠人については被害者2名とも傷害致死であるが正当防衛、被告人重吉については被害者2名とも傷害致死であったので、裁判所は不当と認め採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定(陪審法第95条)をした。
(注9) ⑱事件は、⑮事件が更新された再陪審事件である。上告したが、昭和4年12月10日上告を取下げた。
(注10) ㉒事件は、上告したが昭和5年5月27日上告棄却された。

(注11) ㉔事件は、共犯榮太郎は傷害罪で起訴されて、通常公判で傷害の判決を受けた。被告人正太郎に対する陪審公判は、判決書が残っておらず、かつ陪審公判始末簿にも判決罪名が記載されていないし、また新聞報道も答申、求刑、判決罪名が見当たらず、判決において殺人未遂が傷害とされかは不明である。

(注12) ㉔事件は、放火未遂で起訴され、主問の放火は「然らず」、補問の放火(刑法110条)が「然り」となった。

(注13) ㉔事件は、被告人に対する窃盗強盗・準強盗は、通常公判で審理された。

(注14) ㉔㉕事件は、新聞報道の求刑が残っていないので、求刑は不明である。

(注15) ㉔事件は、上告したが昭和12年8月26日上告棄却された。

(注16) ㉔事件は、陪審員は主問の放火未遂に対して「然らず」の答申をしたため、裁判所は不当と認め採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定(陪審法第95条)をした。

(注17) ㉔事件は、㉔事件が更新された再陪審事件である。上告(弁護士坂東米八、鍛治利二)したが、昭和18年7月16日上告棄却された。

三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

大阪地方裁判所に保存されている陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿ならびに刑事統計年報に基づいて、大阪地方裁判所年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。

現存する陪審公判始末簿は、昭和三(一九二八)年、昭和六(一九三二)年、昭和一一(一九三七)年、昭和一一四(一九三九)年、昭和一一五(一九四〇)年、昭和一一八(一九四三)年である。陪審公判始末簿が現存しない年は、第一審公判始末簿から陪審公判事件を抽出して用いた。そして、昭和七(一九三二)年、昭和一〇(一九三五)年の刑事第一審公判始末簿は、現存しないので、右

兩年の新受理事件および翌年に処理が繰越された事件の処理は、刑事統計年報により補足したものである。

大阪地方裁判所における法定陪審事件の処理状況の特徴は、まず、法定陪審事件の大部分が、通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ないことである。この陪審事件の過少は全国的な現象でもある。そして、自白して通常手続きで審理された事件数に比して、陪審公判を辞退して通常手続きで審理された事件数の方が、圧倒的に多いことである。この事実を、被告人が最初から陪審の評議に付されることを望んでいないことを示している。

すなわち、法定陪審事件においても、ほとんどの事件は自白事件であるというのであるから、公判または公判準備手続における取調において公訴事実を認めたとき(自白)は、陪審の評議に付すことを得ない(陪審法第7条)と定められているので、事件処理としては自白が多いはずであるが、公判準備手続において自白する前に大部分は陪審公判を辞退しているのである。

(注1) 大阪地方裁判所の陪審公判始末簿の表紙には、陪審事件簿と筆記されているが、用紙には陪審公判始末簿と印刷されている。また、第一審公判始末簿の表紙にも、刑事第一審事件簿と筆記されているが、用紙には刑事第一審公判始末簿と印刷されている。

(注2) 『刑事統計年報』には、毎年「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する一覧表が掲載されているので、旧受理、新受理、未終局事件の件数などが分かる。自白・辞退の人数は各別に表示されているが、件数は自白・辞退の合計が表示されているのみで、各別の件数は判らない。また、公訴棄却は、陪審公判におけるものか、通常事件によるものか、公判前の死亡などによるものかの区別がなされていない。

(注3) 司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、陪審事件の過少をあげているが、「辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

陪審事件処理状況一覧

昭和(年)	昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3	4	10 (12)	23 (26)		10 (11)	3 (3)	
5	6	1 (2)	96 (105)	4 (4)	84 (94)	6 (6)	
6	7	3 (3)	119 (126)	2 (2)	112 (117)	3 (3)	
7	8	5 (7)	166 (186)	2 (2)	157 (179)		
8	9	12 (12)	139 (165)	8 (8)	123 (147)	1 (1)	1 (1)
9	10	18 (20)	126 (131)	21 (21)	111 (117)	1 (1)	
10		11 (12)	102 (111)	19 (19)	89 (99)	1 (1)	2 (3)

昭和(年)	昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	12	4 (4)	152 (177)	10 (10)	132 (156)	1 (1)	
13	14	12 (13)	118 (128)	4 (5)	122 (132)		
14	15	4 (4)	91 (93)	3 (3)	90 (92)		
15	16	2 (2)	71 (79)	1 (1)	67 (75)		1 (1)
16	17	5 (5)	91 (102)		81 (90)		
17	18	13 (15)	114 (121)	6 (7)	107 (114)	2 (2)	
18		12 (13)	9 (10)	2 (2)	17 (18)		2 (3)

(注1) 受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された回数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑法第365条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などであるが、その場合は、「陪審公判」欄に含めて記載した。括弧内の数字は人数である。

(注2) 「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次の年に繰越された事件数である。

(注3) 昭和8年の「公訴棄却」は、陪審公判始末簿には、自白、辞退の記載がなく空欄となっている事件があり、刑事統計年報には公訴棄却が1件あるので、これに該当すると思われる。

(注4) 昭和16年の「公訴棄却」は、昭和14年の陪審公判始末簿に「停止中」(刑事訴訟法第352条)の記載があり、昭和15年に繰越された事件である。そして、昭和16年に被告人死亡により公訴棄却(刑事訴訟法第365条)された。

(注5) 昭和18年の「公訴棄却」欄の「2(3)」は、陪審公判始末簿には、処理の要旨として陪審法施行停止と記載されている事件(通常公判で審理されたと思われる)であるが、便宜「公訴棄却」欄に記載した。

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』(第7巻第7号・一九二九年七月)の「陪審問書集(一)」に東京一件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件・大阪二件(①②事件)、合計一〇件が収録された。次いで、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「問書集」に四九件(内、大阪は①事件乃至⑥事件)が収録された。そして、その四九件が、『陪審問

書集』第一輯（司法省刑事局）として、単行本として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・一九二九年一〇月）の「説示例」に浦和一件・大阪一件（⑩事件）・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が収録された。そして、『陪審説示集』（司法省刑事局編・一九二九年四月）に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を収録」して、単行本として刊行された。収録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものは適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。大阪地方裁判所の説示は、⑪⑫事件が収録されている。

（注1）『陪審問書集』第一輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を収録したるものなり」と、昭和四年三月一五日付の陪審係による説明が記載されている。

（注2）『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事実の如何を問はず説示案とせり」と注記されている。大阪の⑪⑫事件は、いづれも説示案である。

1 問書・答申

①殺人被告事件昭和三年一月二九日判決

1 公訴事実ノ梗概

被告人ハ予テ亡母ノ義弟MN竹松カ常ニ飲酒争論ヲ事トシ自己親族竝ニ近隣者ニ多大ノ迷惑ヲ掛ケ居ルヲ憤慨シ居リタル処昭和三年九月二十二日午後六時三十分頃前記竹松カ被

告人居宅ニ於テ被告人ヲ侮蔑シ且争鬪ヲ挑ミタルヨリ憤怒ノ余殺意ヲ決シ有合ノ鉄槌ヲ以テ竹松ノ頭部及顔面ヲ乱打シテ之ヲ殺害シ直チニ附近派出所ニ自首シタルモノナリ

2 問

主問 被告人ハ昭和三年九月二十二日大阪市住吉区□□□町□百番地ナル被告人居宅

ニ於テMN竹松ヲ殺ス意思ヲ以テ毆打シ同人ヲ殺シタル事実アリヤ

補問 被告人ハ前同日同所ニ於テMN竹松ヲ毆打シテ傷害シ因テ同人ヲ死ニ致シタル

事実アリヤ

3 答申

主問 然ラス

補問 然リ

②殺人未遂被告事件昭和三年二月一五日判決

1 公訴事実ノ梗概

被告人ハ其ノ内縁ノ妻KMリエカ所在ヲ晦マシ予テ其ノ所在ヲ探シ居タルトコロ同女カ大阪市西成区□□条□丁目□□番地KT昇次郎方ニIG龜之助ト同棲シ居ルヲ知り共ニ郷里ニ帰ルヘキコトヲ迫リタルモ同女カ応セサリシ為メ深ク之ヲ恨ミ昭和三年九月十四日同女ヲ殺害シテ自殺セムコトヲ決意シ七首ヲ購入シ遺書ヲ認メタル上翌十五日午後十時頃前記KMリエノ居所ニ至リ七首ヲ以テ同女ノ左右前胸部二箇所ヲ突刺シタルカ同女カ逃亡シタル為メ治療ニヶ月ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルノミニテ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

2 問

主問 被告人ハ昭和三年九月十五日大阪市西成区□□条□丁目□□番地KT昇次郎方ニ於テ殺意ヲ以テKMリエヲヒ首ニテ突刺シタルモリエカ逃走シタル為メ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補問 被告人ハ前同日同所ニ於テKMリエヲヒ首ニテ突刺シ同人ヲ傷害シタルモノナリヤ

3 答申

主問 然リ

③殺人及殺人未遂被告事件昭和三年二月二〇日判決

1 公訴事実ノ梗概

被告人ハAD政吉ノ兇分ナル処昭和三年八月二十一日午後十時頃同AD政吉ノ兇分AY久吉ノ経営スル大阪市港区□条□通□丁目□□番地カフエー第二ZNVニ居合セタル際知合ノM佐平及同萬五郎カ同家ニ階ノ間ニ於テ飲酒ノ上其代金支払ノ事ニ関シ久吉ト論争ヲ始メタルヨリ被告ハ之ヲ仲裁シタルモ聴キ容レス被告等ノ親分タル政吉ヲ罵言シタルヨリ被告人ハM兩名ハAD身内ノ者ノ商売ヲ踏潰ス考ヘナリト思料シ之ヲ難詰シタルニM等ハ後刻代金ノ支払ニ来ルヘキニヨリ表ヲ片付ケ待チ居ルヘシトテ立去リシ為被告人ハ同家表入口ニテ佐平等ノ来ルヲ待チ受ケ居タルトコロ翌午前二時頃佐平、萬五郎ハM宇平ト共ニAY方ヘ入来リタルヲ以テ必定同人等カ仕返ニ来ルモノト思ヒ寧口機先ヲ制シテ同人等ヲ殺害スルニ如カスト決意シ所携ノヒ首ヲ揮ツテ突然佐平ノ後方ヨリ横腹ニ突刺シテ引続キ萬五郎、宇平ヲ突刺シタルモ同人等ハ現場ヲ逃レ佐平ハ同家ノ西南約二十数間ノ街路上ニ於テ死亡シ萬五郎宇平ニ対シテハ其ノ殺害ノ目的ヲ達セス各治療約一ヶ月ノ創傷ヲ

負ハシメタルモノナリ

2 問

イ、主問 被告人ハ昭和三年八月十二日大阪市港区□条□通□丁目□□番地AY久吉方ニ於テ殺意ヲ以テM佐平ヲヒ首ニテ突刺シ同人ヲ殺シタルモノナリヤ

補問 被告人ハ前同日同所ニ於テM佐平ヲヒ首ニテ突刺シテ傷害シ因テ同人ヲ死ニ致シタルモノナリヤ

ロ、主問 被告人ハ昭和三年八月十二日大阪市港区□条□通□丁目□□番地AY久吉方ニ於テ殺意ヲ以テM萬五郎ヲヒ首ニテ突刺シタルモ同人ガ逃走シタル為其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補問 被告人ハ前同日同所ニ於テM萬五郎ヲヒ首ニテ突刺シ因テ同人ヲ傷害セシメタルモノナリヤ

ハ、主問 被告人ハ昭和三年八月十二日大阪市港区□条□通□丁目□□番地AY久吉方ニ於テ殺意ヲ以テM宇平ヲヒ首ニテ突刺シタルモ同人ガ逃走シタル為其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補問 被告人ハ前同日同所ニ於テM宇平ヲヒ首ニテ突刺シ因テ同人ヲ傷害セシメタルモノナリヤ

3 答申

イ、主問 然リ

ロ、主問 然リ

ハ、主問 然ラス

補問 然リ

④殺人被告事件昭和四年一月二二日判決

1 公訴事実ノ梗概

被告人ハ明治四十三年二月頃MKキクト結婚シ其間ニ本年十八歳トナレル長女薫ヲ儲ケタルカMKキクハOD愛次郎ト私通セルヨリ大正十五年五月頃右薫ヲ被告人カ引取り離別シタルカキクハ其ノ後モ尚愛次郎ト關係ヲ続ケ昭和三年一月十二日頃ヨリ大阪市天王寺区□□通□丁目□□□番地KK清次郎方ノ二階ヲ借受ケ同棲スルニ至リ同年三月頃長女薫ハ無斷家出シ行衛不明トナリタルヨリ被告人ハMKキクカ隠匿スルモノナリト思惟シ再三キクニ薫ノ行衛ヲ訊ネタルモキクハ其ノ所在ヲ知ラシメサリシカ同年八月十三日午前十一時頃キク方ニ到リテ薫ノ所在ヲ訊ネ且ツ復縁ヲ迫リタルモキクハ之ニ応セサルノミナラス被告人ヲ罵言セルヨリ憤激シ寧ロキクヲ殺害シ積憤ヲ霽サンコトヲ決意シ予テ携ヘ居リタル匕首ニテキクノ顔面其他ノ數ヶ所ニ斬リ付ケ同人ヲシテ其ノ創傷ニ基ク失血ニヨリ即死セシメ其ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

2 問

主問 被告人ハ昭和三年八月十三日大阪市天王寺区□□通□丁目□□□番地KK清次

郎方ニ階ニ於テ殺意ヲ以テMKキクヲ匕首ニテ斬付ケ同人ヲ殺シタルモノナリヤ

補問 被告人ハ前同日同所ニ於テMKキクヲ匕首ニテ斬付ケテ傷害シ因テ同人ヲ死ニ致

シタルモノナリヤ

3 答申

主問 然リ

⑤殺人未遂被告事件昭和四年一月二二日判決

1 公訴事実ノ梗概

被告人ハ建築業者ニシテ同業NM辰藏ノ弟ナルトコロ昭和三年五月ヨリ兵庫県武庫郡甲子園ノ阪神大博覧会本館建築工事を右NM辰藏ヨリ下請負シ建築業者HD憲太郎ト共同シ同人配下ノ大工ヲ使用シ右工事を為シ居タリシガ同年六月末ニ到リ右工事を殆ント完成シタルヲ以テ右工事ノ勘定ヲ為シタル際HD憲太郎ト金錢上ノ事ヨリ意見衝突シ其ノ後被告人ハHD憲太郎カ被告人ノ所為ニ憤怒シ被告人ヲ殺害スルカ如キ口吻ヲ洩セルコトヲ聞知シタルヲ以テ同人トノ会合ヲ避ケ居タリシカ同年七月四日NM辰藏方ニ到リ其ノ不滿ヲ訴ヘタルトコロ同人ノ為メ却テ面罵サレタルニ依リ憤怒ノ情押ヘ難ク是処ニ憲太郎ヲ殺害セシコトヲ決意シ予テ用意ノ匕首ヲ携ヘ同日午後十一時半頃大阪市北区□□町□□番地HD憲太郎方ニ闖入シ右匕首ヲ以テ左鎖骨上部其ノ他ニ斬付ケタルモ其ノ場ニ駆付ケタル警官ニ制止セラレ治療ニヶ月ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルノミニシテ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

2 問

主問 被告人ハ昭和三年七月四日大阪市北区□□町□□番地HD憲太郎方ニ於テ殺意

ヲ以テ右憲太郎ヲ匕首ニテ斬付ケタルモ他人ニ制止セラレタルカ為メ殺害ノ目的ヲ

遂ケサリシモノナリヤ

補問 被告人ハ同日同所ニ於テHD憲太郎ヲ匕首ニテ斬付ケ同人ヲ傷害シタルモノナリ

ヤ

3 答申

主問 然ラズ

補問 然リ

⑥強盗傷人被告事件昭和四年二月一二日判決

1 公訴事実ノ梗概

被告人ハ窃盗ノ目的ヲ以テ昭和三年九月七日午後九時四十分頃大阪市東成区□□町千□□□番地ノ□MM一夫居住家屋内ニ表入口ヨリ忍入り同家表三畳ノ間ノ押入ノ前ニ掛ケアリタル同人所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ同兵児帯二手ヲ掛ケタルモ家人ニ氣付カレタリト思惟シ其ノ場ヲ逃走セムトシタル処同家入口土間ニ於テMM一夫ニ発見セラレ逮捕セラレムトシタルヨリ同人ヲ傷害シテ逮捕ヲ免レント決意シ即時同所ニ於テ一夫ニ対シ菜切包丁ヲ振上ケタル為同人ニ於テ之ヲ防カントシテ止ムヲ得ス左手ニテ該包丁ヲ掴ムニ至リ同人ノ左手掌ニ治療約一ヶ月ヲ要スル切創ヲ負ハセタルモノナリ

2 問

主問 被告人ハ昭和三年九月七日大阪市東成区□□町千□□□番地ノ□、MM一夫方ニ忍入り同家ニ於テ右一夫所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ之ニ手ヲ掛ケタルモ家人ニ氣付カレタリト思ヒ之ヲ窃取セシメタル際右一夫ニ発見セラレタルヨリ逮捕ヲ免ル、為菜切包丁ヲ以テ同人ヲ傷害セシメタルモノナリヤ

補問

一 被告人ハ前同日同所ニ忍入り前記兵児帯一筋ヲ窃取セントシテ之ニ手ヲ掛ケタルモ家人ニ氣付カレタリト思ヒ之ヲ窃取セシメタル際前記一夫ニ発見セラレタ

ルヨリ逮捕ヲ免ル、為菜切包丁ヲ以テ同人ヲ脅迫シタルモノナリヤ

二 甲 被告人ハ前同日同所ニ故無ク忍入りタルモノナリヤ

乙 被告人ハ前同日同所ニ於テ前記一夫所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ之ニ手ヲ掛ケタルモ家人ニ氣付カレタル為其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

丙 被告人ハ前同日同所ニ於テ前記一夫ヲ菜切包丁ニテ脅迫シタルモノナリヤ

丁 被告人ハ前同日同所ニ於テ前記一夫ヲ傷害シタルモノナリヤ

別問

右何レカノ事実アリトセハ被告ハ其ノ当時酩酊ニ因リ無意識ノ状態ニ在リシモノナリヤ

3 答申

主問 然ラス

補問 一 然ラス、二ノ甲 然リ、乙 然ラス、丙 然リ、丁 然ラス

別問 甲 然ラス、丙 然ラス

2 説示・問書

⑩放火被告事件昭和四年四月二三日判決

一、公訴事実の梗概

被告人は大阪市西□□区□□町□丁目□□番地上家屋を賃借し妻子と同居し建具洋家具の製作に従事中昭和三年一月十七日家屋内の商品建具並材料類一式衣類等を目的物としNH簡易火災保険会社と金三千円の保険契約を締結したる処営業不振の為家計不如意となり困窮の末同家内に放火し前記動産と共に焼燬して保険金を得むことを企て同年九月四

日午前一時頃自宅階下二畳の間押入に放火し因て床板柱土台木等を焰焼せしめ以て自己の妻子の現住せる右家屋を焼燬したり。

二、説示案

陪審員諸君諸君は一昨日以来三日間に亘り熱心に本件の取調に関係せられたれば事件の關係は十分御了解せられたことゝは存しまするか法律に依りますれば裁判長は陪審員諸君に対し事件に付大体の説明をせねばならぬことになつて居りますから私は只今から本件の事實の關係証拠並法律点に付一応の説明を致します。

先づ事實關係でありますか本件公訴事實は被告人は昭和三年九月四日午前一時頃其の妻子の現に住居に使用せる大阪市西〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地上の家屋に放火し因て同家屋を焼燬したるものなりと云ふにありまして被告人の弁解は右家屋に被告人か妻子と共に住居中右日時同家屋より出火したることは相違なきも被告人か放火したのてはないと云ふのであります。

次に証拠の説明に先立ち便宜上法律点の説明を致さうと存します刑法第百八条には火を放ちて現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物を焼燬したる者は斯々の刑罰に処すと規定してあります故に目的物件は現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物であります現に人の住居に使用すると云ふのは放火当時犯人以外の者か起臥寢食の場所として日常使用せるを云ふのて人の現在するとは放火当時犯人以外の者か存在するのを云ふのであります建造物と云ふのは其の重量により土地に定著する工作物にして人の出入に適し且雨露を凌ぐに足る設備の存するものを云ふ斯ふ云ふ様に定義せられて居ります故に吾々の住宅か建造物に包含されることは疑ありません焼燬とは放火の目的物件たる建造物に点した

る火力か媒介物を離れて独立して其の燃焼力を保持継続し得べき状態に達したのを申すのてあります故に火力に因り其の目的物件の存在効力を滅失する程度に損壞したる状態を生ずることを必要としませぬ火を放つとは物の焼燬に対し其の原因を与ふるを云ふ故に目的物件に対し直接に又は媒介物を介して点火する行為か放火であることは勿論であります。

刑法第百十二条に依れば第百八条の未遂罪は之を罰することになつて居ります第百八条の未遂罪とは其の罪の実行に着手したけれども目的物を焼燬するに至らなかつた場合を申します媒介物を介して点火する場合物理上当然に目的物件に伝火し得べきときは未だ目的物件に伝火せなくても放火の著手行為かあるのてあります況んや其の伝火したる場合は尚更著手行為かあるのてあります而して火力か媒介物を離るゝも独立して燃焼力を保持継続し得べき状態に達するときには焼燬したことになるのて其の焼燬に至らない間を未遂と云ふのてあります。

陪審員諸君は被告人に斯々の罪かあるか否かと云ふ私の間に答へらるゝのか其の任務でありますから放火の罪の刑は如何様になつて居るかと云ふ様なことは御存しになる必要は全然ないのでありますか弁護人に於きまして住宅放火罪は非常に重い罪で重くは死刑輕くても五年以上の懲役云々と云ふ様な弁論がありましたから私は蛇足ではありまするか法律の説明として刑の点に付簡単に説明致し置かうと存します弁護人の云はるゝ通り住宅放火罪は重きは死刑次ては無期懲役輕くても五年以上の懲役に処せらるゝことになつて居りますか可愛想な事件は酌量して懲役二年半迄は減輕か出来るのてあります加之未遂の場合には未遂だからと云ふのて二年半迄減輕し更に酌量して其の半分の一年三ヶ月迄減輕するのてか出来従て私か斯かる事を説明するのは刑の点に付ての弁護人の弁論を聞かれたか為に

事実の判断を誤られてはならないからであり、諸君は刑の点などを頓着せず公平に事実の判断をせられなければならないのであります。

次に証拠の説明を致すのであります。此説明は当事者の弁論の様に華やかなものではない、まじめ極めて地味なものであります。少しの飾りもなく、意見も加へず有の儘に証拠の説明をするのであります。其の御積りて御聞取を求めたいのであります。

偕本件を判断すへき証拠は一昨日以来取調べました被告人及証人の各供述、証拠として被告人に読聞けて書類及示した物件に外ならないのであります。今其の要領を組織立て、説明致して見たいのであります。

検事主張の日時本件家屋より出火したること、当時同家屋に被告人の妻子が住居し居たることは被告人の認むる所であり、吾々の研究すへき主要の点は右出火は被告人の放火なりや及火力か媒介物を離るゝも独立して其の燃焼力を保持継続し得へき状態に達し居たるやと云ふ点であります。

先づ被告人が放火したものであるか否かの点の証拠を調査致して見たいと思ひます。其の調査に先立ちまして考へて置かねばならぬ事は、凡そ放火をするのに人の面前で放火すると云ふ様な事は普通の人は致さないものであります。何人も其の場所に居らない時を考へて多くは夜分人に見付けられない様に放火するのであります。此点は喧嘩して人を斬るとか人を欺いて物を取ると云ふ様な場合と趣を異にして居るのであります。人を斬つたり人を欺いて物を取つたりした場合には直ぐ判ることが多いのであります。か放火の場合は何人が放火したかと云ふことは中々判りませぬ。窃盗の様な場合は人の知らぬ間に物を盗むのであります。か盗んだ物を家に匿して居たり質に入れて居たり他人に与へて居たりするから容易に判

ることが多いのであります。か放火の場合殊に自宅に放火したと云ふ様な場合には一ツやニツの証拠に依りて放火の事実か判ると云ふ様な左様な証拠は被告人の自白以外にはありません。故に被告人の自白せない放火の事件で窃盗や人斬や詐欺事件の様に直ぐ犯人か判ると云ふ様な簡単明瞭な証拠を要求することは無理であります。左様な簡単明瞭な証拠がないからとて直に放火の事実かないと云ふ様な観方をすることは出来ませぬ。諸般の状況を仔細に観察し証拠全体を通観して果して被告人が放火をしたか否かを決せねばなりません。

被告人が放火したるものかとうかを研究するに付ては一面に於て被告人が放火したる事実に付ての証拠を研究すると共に一面又該火災は不可抗力に因るものにあらざるや又は失火にあらざるや放火なりとすれば被告人以外の者が放火したるにあらざるや等の点を研究せねばなりません。不可抗力か又は失火でもなく又被告人以外の者の放火でもない、と云ふことになれば茲に被告人が放火したのでなからうかと云ふ嫌疑か濃厚となるから進んで火災当時被告人が放火する状況に在つたか否かを研究し、此研究の結果と被告人が放火したる事実に付ての証拠(例へば被告人の公判以外の自白等)とを対照し以て果して被告人が放火したるものかとうかを判断すへきてあります。

先づ不可抗力又は失火に因るものでないかとうかの点を考へます。これは本件出火の場所か被告人方階下二畳の間の南側押入内床下であることは被告人も認めて居るのであります。而して其の場所附近に電灯線瓦斯管等発火する様な物のなかつた事は被告人の認むる所であり、まして其の他不可抗力に因り出火したと云ふ積極的の証拠は見当りませぬ。又失火でないかと云ふ点に付ては被告人に対する第五回予審問調書中不思議な出火と思ふ私の子供かマツチを持つて遊びますから火の付いたマツチを床の下へ落して火事になつたのかと思ひ

ますと被告人か述べたと記載してあり尚公判でも被告人は同様の供述をした外他に別段積極的の証拠は見当りませぬ此の被告人の供述と対照すへきは被告人の妻YNキクの第二回予審問調書中子供は火遊をせないか当三歳の久雄か九月三日午後四、五時頃本箱の上にあつたマツチを店の板間の広い方に私の見て居る所て撤いたので私は直にそれを片付け四畳半の室の本箱の上に載せました久雄はマツチを擦ることを知らないと云ふ供述でありますYNキクは尚公判でも久雄はづつと以前にマツチ一本火を付けたことかあると証言した外右と同様の証言をしたのであります此外被告人第二回予審問調書中如何にして押入の床下から出火したか私も不思議でなりませぬ押入の床下殊に壁際で火を用ゆる筈なく失火とも思へませぬから何人か、放火したものと思ひますと被告人か述べたと記載しあり又証人YNキク第一回予審調書中押入より火が出る筈はありませぬそれに意外な出火て私は放火であると思ふ外はありませぬと述べたと記載しありYNキクは当公判でも同様の証言をして居ります之等の証拠に依り若し諸君か本件火災は不可抗力でもなく又失火でもないと思へられます

次に被告人以外の者か放火したのではないかと云ふ点を考へねはなりません。

此点に付ても被告人方の者と其以外の者にと別けて考ふるか便利であります、本件出火の場所か被告人方階下二畳の間南側押入内床下であることは被告人の認める所てあり其の辺の床板か釘付にして在つて其の床下に放火するには床下へ這入らねはならぬ状況に在つて此の床下に這入るには階下二畳の間及奥四畳半の間の畳を捲り上げ板を外して這入るか又は階下奥四畳半の間の東側板椽東端の椽柱と職場の床板との間に在る辛うして這入れる位の小さな空隙の所より這入る外ないことは検証調書に記載してあります尤も此外表階段

前板敷の蹴込板か取除かれあることも亦検証調書に書いてありますか被告人予審第四回訊問調書中私は階段と板敷の隙間より水を注けたか其の時板敷の前の蹴込板は未だ破れて居らつ其の後近所の人か破つた様に覺へて居ると供述したと記載しあり証人YNキクは之は出火当時迄はあつたと述へて証人HT嘉男予審問調書には火災の際駆付けた時には其の蹴込板は塞かつて居つたと思ふと述べたと記載しあるのであります而して火災当時被告人は階下奥四畳半の間に西向に寝て居り他人か其の室の畳を捲り上げ取除きたることなきことは被告人も認めて居り又二畳の間の畳を捲り上げ板を取除きたる形跡なきことは被告人も認め且つ其の二畳の間には建具を凭せる設備かしてあつて之を取除かされは畳を捲ることか出来ずそれが取除かれてなかつたことは被告人も認めるのでありますから之等の証拠か信用出来れば勢ひ裏の右空隙より這入つて放火したのでないかと云ふ疑を生ずるのであります。

被告人方裏手には完全なる戸締かないから外部より侵入し様と思へは侵入し得られないことはない状態なることは検証調書に書いてあります又北側出入口の戸は閉めた丈で締りかしてなかつたことは被告人も申して居ります然らば他人か此所から侵入して放火したものと云ふ点てありますか被告人家は当時別段人に怨まれて居つた様なことのなかつたことは被告人及証人YNキクの当公判て述へ又被告人予審第二回訊問調書及証人YNキク予審第一回訊問調書に書いてありまして其の他他人に放火せらるへき状況に在りし事実の積極的の証拠は見当らない様であります、検事の主張に依りますれば当時裏職場には鉋屑類も沢山あり若し被告人方以外の者か放火するとしたら何を苦しんでか前述の小さな空隙等より床下へはいつて放火する必要かあらうか職場の所ても其の他にも直く放火することか

出来ること云はれます火災当時職場に鉋屑類かあり板椽の下部には板があつたことは検証調書に書いてあります右検事の主張が正当であるか否や諸君の判断せらるべき点であります。

次に右出火場所たる押入は壁一重を以て南隣HT嘉男方店二畳の室と相接し同室の被告人方押入との境壁際には高さ五尺二寸巾三尺二寸の大形水屋と高さ並巾共二尺六寸の下駄箱置きあり其の畳を捲つて検へると同室北側床下壁には巾三尺九寸高さ一尺一寸の亜鉛板を釘にて打付け防鼠工事を為し其の下部は打付けす右亜鉛板は其の下部に柱に接する部分はYN方より押すときは約四寸の間押開け得るもHT方よりは其の下部を引開くを得ざる状況なることは予審検証調書に記載しあり又被告人第二回予審訊問調書中防鼠用鉛板をHT方より押して手を差入れて来ることは出来ませぬ一寸位HT方の方へ押し得る丈ですと述べたと記載してあります之と証人HT嘉男の自分は朝日新聞の發送係で本俸と時間外勤務の割増金とを合せ七十五円乃至八十五円の月収あり二階を学生に月十円にて貸し其の学生は飯屋で食事をする自分はOS貯蓄銀行へ約五百円預金して居る外貸借はありませぬ火災より二三日前妻子は帰郷し自分は外で食事し居たから九月三日には自宅へ火を使ふたこととはない二階の学生も火を使はない証人方の方の動産に付き火災保険契約はして居りませぬYN方との交際は普通隣家としての交際して別に親密でもなく又反目もして居りませぬとの証言、証人柴山専一予審調書中YN方押入壁一重で隣となれるHT方玄関二畳間壁際に大型の水屋かあり一人の力で動かすことは出来ず又九月三日は動かした形跡がなかつたから火はYN方より発したものと認めたと述べたと記載しあり証人池田信次はHT方玄関二畳の室床下を検へたるに焼けた柱と防鼠板及土台木と防鼠板との間から手をYN方の方へ差込むことは出来ぬやうになつて居ると述べ居り被告人及証人YNキクのHT方との交際は普

通て怨まれる様なことはない旨の供述等によりHT方玄関二畳の室の床下の方から本件火災を惹起したものであるか否かを判断せられたし。

若し諸君にして被告人方以外の者の放火にあらすと認めらるゝならば進んで被告人方の被告人以外の者か放火したのでないかの点を研究せらるべきであります。

当時被告人方の家族は妻キク長女光子八才長男久雄三才なりしことは被告人の認むる所であります而して証人YNキクは当時妊娠八ヶ月にて九月三日夜は二階表の室で長男及長女と共に寝た階下中の間南側押入内へ火を持ち行きしことなしと云ふて居り別段キクや子供等か放火したとの積極的の証拠は見当りませぬ。

若し諸君か本件火災は放火であつて被告人方以外の者の放火ではなく又被告人方に於ける被告人以外の者の放火でもないと認めらるゝならば被告人か放火したと云ふ疑か濃厚になりますから更に進んで当時被告人か放火すべき状況に在つたか否かを調ふるの必要を生ずるのであります此点に付ての証拠を説明しませう。

被告人か被告人方に在る動産に付きNH簡易火災保険株式会社と保険金額三千円の火災保険契約を締結して居たこと其の物件の価格が七八百円に過ぎなかつたことは被告人も認めて居るのであります而して被告人か本件火災当時四百円余の債務を負担し之か償却に困り居たことは被告人の認むる所であつて八月末請求を受け九月五日に支払ふ約束の分三口あつたことは被告人及証人YNキクの申す所でありましてYNキクは之等はKT組より受取るべき四十八円を以て一部を支払ひ他は延期し貰ふ積りなりし旨証言したのであります而して被告人か負債の償却に困つて居た程度に付ては被告人か前に盗電した為支払ふべき十八円か払へずして点灯を止められ蠟燭の火で用を達して居たことはYNキクの証言す

る所であつて其の他詳細申上くるは長くなりますから何卒被告人及証人YNキク並各債権者たる証人の供述を思ひ出して御判断を願ひます検事は被告人は金に困つて右保険金欲しさに放火したのと主張せらるゝのでありますか其の当否は諸君の判断せらるゝへきこととあります。

次に被告人か放火したか否かと云ふ事實に付ての証拠を研究することに致しますか此点に付ては先づ火災当時及其の前後の様様を見なければなりません。

(一)被告人は当公判て九月三日午後八時頃帰宅した際西側表入口の戸は戸締りしてあり北側入口の硝子戸を開けて屋内に入ると点灯差止の爲め真暗で妻子は二階に眠り居る様でありました階下奥四畳半の室に入り蠟燭に火を点けたか午後十時前後に大工MM政次郎か北側入口より這り来りし故中二畳の間で対談し十一時前後同入口より出て行きし故私は四畳半の室に入り蠟燭を吹き消し寢床に這入り眠りたるに突然妻キクか早く起きて呉れと呼ぶ声に驚き枕許の硝子障子を開けキクの立ち居る表板の間迄出たらキクか二階の子供を下して呉れと云ふ故表側階段より上らんとしたるに階段板隙の間より火か燃へ居るのか見へ階段の上部は煙か立ちこめて能く見へない位なりし故裏側の階段より上り長男と長女を両脇に抱へて下りキクに長男を渡し長女を連れて表に出て東隣MG方の前に置いて帰つた夫れからバケツに水道の水を汲み表側階段前に行き水を掛けたか近所の人も二三人水を掛けて呉れ漸く鎮火した私は中二畳の上げ板の処の穴から床下を匍つて押入の床下へ行つたか中央の柱の所か最も焼けて居たと述へ

(二)YNキク予審第一回訊問調書中九月四日午前〇時半頃二階表の室で寝て居た処階下の方でパチパチ音が聞へたから何事かと思ひ表階段の降口迄行くと階段の裏側より煙か上り板の間から火の燃へ居るのか見へた火事たと思ひ階段を下り中の間を通つて庭へ跣足で下り夫に早く起きて下さい大変たと二三回呼んだか起きて呉れぬ爲め西側硝子戸の栓を抜き南隣HT方へ行き火事を早く来て下さいと云ふとHTの主人か来て呉れたから自宅に引返し夫に子供を早く下して呉れと申し炊事場へ行きバケツに水を汲み表階段上り口の処から一杯かけ二度目に水を汲みかけた時主人か久雄と光子とを両脇に抱へて通り庭へ下りて来た私は子供を受取り北側道路へ出ましたHT嘉男か第一番にバケツに水を運び来り表階段上り口より掛けたのです夫は子供を私に渡してから近所の人と共に水を掛けて居たと述へたと記載してあります、YNキクの当公判で申す所は中の間て夫に早く起きて下さい大変たあなたあなたと呼んで置いてHT方へ行つた水を注けたのはHTか第一番か自分か第一番か判らないと述へた外右と同様の証言をしたのであります。

(三)証人MM政次郎は九月三日午後十時頃YN方へドアの注文に行き北側入口よりはいり十時半頃同入口より出て帰つたYNは元気な人たか其の時は元気がない様に見受けたと述へて居ります。

(四)証人HT嘉男は九月三日午後十二時頃帰宅し二階の学生か帰つて居なかつたので表入口の戸には錠をかけず寝ました、YNの妻君に起され飛起きると玄關の室に白い煙か立ちこめ居たから表道路に飛出し北に進むとYN方西側表入口の硝子戸か一枚開き居り同家表階段の下より紅、青い火かチヨロ／＼吹き出し居たから自宅炊事場に引返しバケツに水道の水を汲み階段の所より水を注け更に自宅へ汲みに帰り又火を消しに行き五、六回其の様にして居る内に近所の人か沢山かけ付け消火に努め消止めました私か一番先に水を注けたものでYNは姿を見せず火か消へた後始めてYNか両手にバケツを持ち立ち

居るのを見ました火事か済んでから近所の人か寄つてキクかYNを起したか起きぬのてHTを起したのたと話して居るのを聞いたと述へました。

(五)証人SS芳一は私はYN方の真向ですか九月四日午前一時頃妻かYN方か火事たと告げたから同家へ行き表階段前の蹴込板のない処から見たら押入内床下の中央の柱の根本辺か最もよく焼けて居たからバケツの水を掛けた中二畳上敷の所か熱く感じたから其の床下に火か廻り居るに違ないから畳を捲り調べねはならぬと主張した云々及び二階から煙か出て居ると云ふ者かあつたので□□派出所へ届出て帰つたら畳は取除けてあつたから床下へ這入つたら焼板の様に焼けて居り燃残りの飽屑もあつた火事の時YNを其の妻キクか起したか起きなかつたと云ふことは私の妻より聞いたと述へました。

(六)証人IU豊榮は私方はYN方の筋向なるか九月三日夜半過頃表道路か騒々しいので目を醒まし火事たと聞き驚きYN方へ駆付けました同家入口に行きしに表階段の裏側より煙か出て居たから自宅から水を運んで掛けたYNか水を運ぶのは見なかつたか水道の水を汲んで居るのは見たと述へました。

(七)OT二雄は私方はYN方の南二軒目ですか二階に居た電気局員か火事たと云つて降りて来たので表へ飛び出した所YN方表階段の一番裾の隙間から火かちよつと見へたからバケツて水を運び階段の下に当る押入の床板に向ひ一、二杯掛けたYNの妻は表てバケツと杓を提げて居るのを見たYNは初の内は見当らなかつたか大体火か消へた頃浴衣の寝巻を着て屋内で迂路くし居るを見た鎮火後間もなくYN方表てSS芳一の妻君より聞くのにYNの妻君か火事発見の際何遍も何遍もく夫に對し貴方くと呼起したか一向起きて呉れぬのてHTさんと呼起しに行つたと云ふことであつた、証人方は動産火災

保険契約はして居りませぬと述へました。

(八)証人SSイトは私も夫も水を汲み出し夫は消火に努めた火事か済んでからYNの妻か近所の人々に對し夫を何回も起したか起きないのでHT方へかけ込んだと話すのを聞いたと述へました。

(九)証人柴山専一はYNの妻か夜中に目を醒した処階下に当りパチパチと云ふ音か起るのて階段の処に出たら階段の下から煙か盛に起り居るを見て火事たと思ひ子供を二階に寝かせた促急き階下に行き二三回夫と呼起したるに返事もせず起きても来ぬ為めHT方へ行き同人を呼起して火事を告げHTかバケツて水をかけて呉れたのと有光巡查より聞き其の事をキクに聞いたと同様であつたと述へました。

(十)証人MGタカ予審調書中附近か騒々しいので目をさました時は午前一時半頃てYN方より火事を出し近所の人か消止めた後たつたYN方とは通常の近所としての交際を為し反目したることなし証人方は本年十月十日頃動産火災保険契約をしたかそれ以前には保険契約をしたことはないと記載してあります。

(十一)証人AM滿敏はYNキクは亭主を起して置いて直く表へ飛出し近所を起した、亭主か直く起きたと云ふたか否や記憶せない私の報告書には偽はありませぬと述へました。

(十二)有光巡查の報告書にはYNキクは火事の起つた時主人護一も驚いて起出たと云ふたと記載してあります。

以上の外火災当時の模様としては検証調書を参考とせらるへく尚鑑定人田中與惣之助の鑑定書には証第一号証第十三号は建具就中洋家具を作る工場て出来たものと思ふ北海松、米杉シヲゼは同じ手てあつて同一工場て出来たものと断定するに十分なり十二号も同様同

一工場て出来たものと認むとあり又鑑定人楢原松之助の鑑定書には証一号、十二号、十三号の材種は建具製作を主とし時に洋家具をも作る職場に用ひらるゝものにて其の職場て出来たものと認む材木の切片鉋屑等の外形より見るも同一職場て出来たものと鑑定すとありますから之をも参考にせられたし。

以上の如き順序に依り逐次研究の結果諸君か若し被告人か放火したものと認めらるゝならば別段被告人か警察て自白したとか何とか云ふ点を彼は云はずに放火の事実を認めても差支はないのであります夫れは昔は人を罰するには自白を必要とし従て自白せず為めに拷問したりしたと云ふことでありますか今日ては被告人を訊問するのは主として其の弁解を聞くのであります昔の様に自白に重きを置かないのでありますからであります。

然しなから自白も亦一つの証拠でありますから念の爲めに之を研究するのも宜敷く又以上の証拠に依り諸君か尚被告人か放火した事実を認むるに物足りないと思はるゝならば尚更被告人の警察署に於ける自白其の他を取調へる必要かありますから少しく其の証拠の研究を致さうと存します。

被告人に対する司法警察官の第二回聴取書には被告人か放火の事実を自白したと云ふ記載があります此自白か信用し得るや否や右自白の内容は曩に被告人訊問の際及被告人に対し聴取書を読聞けた際被告人の弁解した模様は諸君の親しく聞かれた処であります、殊に右読聞けの際には特に諸君の注意を促し説示の際此自白の内容を再び申上げない旨を申上げて置いたのでありますから其の信用出来るか否かに付ては十分の心証を得られた事と存しますから茲に自白の内容を長々しく申すことは省略致したいと存します。

此自白に付ては自白自体を能く考へられ其の果して事実符合するか否かを判断せらる

へきてありますか同時に又此自白自体並に自白前被告人か錐て咽喉を突いた点に関する証拠を参考致しますれば自白か真実の事実合するや否やか自ら明かになることと思ひます。

先づ此自白に関する被告人の弁解を調査致しませう。

(1)被告人に対する第一回検事訊問調書中警察のお取調か余りに厳しいので放火した様に一時逃れの爲めに申しましたとあります。

(2)被告人に対する第二回検事訊問調書中司法主任は何故錐て咽喉を突いたと尋ねられたからYN家ては戸籍を汚した者はないのに自分か火事の事てお調を受けると云ふ事は誠に残念たと思ひ尚祖先に対し済まぬと思ひ自殺する考て致したと答へましたすると司法主任は今後は生れ変つた様な人間になれと申されたから其の言葉は私か平素酒を飲んだり借財をしたりした事か悪いから今後は斯様なことをせぬ様に生れ代れと申されたのであらうと考へ今後は生れ変つた様な人間になりますと答へましたかさうすると司法主任は鉋屑の燃へたのや新聞紙の燃残りや燐寸の潰れたのを見せて見覚えはないかと申されたので覚えはないと答へ様と考へ司法主任の顔を見たか覚かないと云へは又無理な事をさされはしないかと考へ覚かありますと答へたすると司法主任は如何なる方法で放火したのかと訊ねられたので自分で火を放けた様に出鱈目を云ふた、四日に取調を受けた際刑事に打たれたり踏まれたり致し又司法主任より扇子て頭を打たれたので覚えはないと云へは無理な目に会ふかも知れぬと考へ偽を申しました五日には何人よりも無理な事をされて居りませぬ司法主任か妻子は既に帰したと云はれしのみならず私も放火したと云へは帰すと刑事か云はれたから事実無根の事を申しましたと記載してあります。

(3)被告人予審第三回訊問調書中九月五日保護室の入口附近に妻か抱き居る当三歳の久雄

(大正一五、八、七生)か母さん辛いナーと申すのを聞きました私は身を裂かれる様な思を致し尚YNの家には今迄戸籍を汚した者なく若し自分か火を放けた事になれば祖先に對して済まず殊に郷里を出る際親より如何に落ちふれても籍を汚すことはならぬと訓戒せられて居ました故に火を放けたと自白するより自殺した方が妻子も早く帰宅を許され取引先の人か警察に呼出されて迷惑せる人も助かると思ひ自殺の決心をし錐で強く咽喉を突いたか腕き取られました九月五日夜司法主任か見舞に來られ苦しくなければ取調へるか都合は如何かと申されたから調へて呉れと答へて調を受けました司法主任は取調か苛酷と云ふので咽喉を突いたのかと訊ねられ私はきつい調を受け居らぬから其の様な事て自殺せんとしたのでないと答へました、自殺の原因を問はれたので右の如き事情を述べました夫れより私か放火したる旨の自白をしたのです放火したと云つても執行猶予て早く帰宅を許されるてあらうと思ひ居たとあります。

(4)当公判では私か自白すれば妻子か早く帰れると思ひ妻子に同情して自白したと述べました。

被告人の弁解は以上の様になつて居りますか次に

証人小川恒夫は九月四日にYNを調へたか放火を否認しました翌日午後三時頃YNを調へ様と考へ司法室に呼入れYNは私の前に腰掛けたか其の時電話か掛つたからYNには未た一言も云はずして出て行きました間もなく上田巡查か電話室に來りえらい事しやと云ふから司法室に帰ると村上巡查、杉本部長等か今YNか錐て咽喉を突いたので兩人か錐を奪取つたと云ふたから柳瀬医師を呼び手当をした更にYNを取調へる為め連れに参り一応証拠品を見せて取調やうと考へ押収の鉋屑等を見せ之等の物件に見覺ないのかと訊ねるとYNは見覺あると申し頭を下けながら涙を流しました私は火を放けたのかと云ふと放けたと低い声で云ひました依て私は具体的な事を聞き第二回聴取書を作つたのです六日朝池田刑事かYNの述べた所に在つたと云ふて燐寸と蠟燭を持つて來たので押収しましたと述べました。

証人池田信次は九月五日外出先より帰署するとYNか司法主任の取調を受けるに先たちて錐て咽喉を突き自殺を企てたと聞きました小川司法主任かYNを取調へ私は其の取調に立会ひました小川司法主任か自殺を企てた理由を訊ねるにYNは自分方は今迄犯罪て戸籍を汚した者かないのに自分か始めて取調を受けるのは面目ない死んで仕舞へは戸籍は汚れないと思ひ自殺する氣になつたと云ひました其の時小川主任は私に対しYN方押入の床下にあつた焼残りの鉋屑とHT方床下にあつた燐寸を押収してあるから持参せよと命せられたからそれと矢野方床下にあつた新聞紙の燃残りとを持つて行つた小川主任はそれをYNに見せ見覺あるかと尋ねたらYNはえらい事をしたとか済まぬとか小声で云ひ涙を流して首を垂れて居た其の後の順序は記憶せないか放火したと云ふた事は記憶して居る予審では記憶して居たから述べたと証言しました。

証人池田信次の予審訊問調書中私も小川もYNか余りに簡単に自白したので吃驚しました小川主任は何故早く真実を述べなかつたかと聞くとYNは郷里を出る際親より如何なる事あるも祖先の戸籍を汚さぬ様せよと申付けられたのに生活か苦しいので自宅に火を放けたので自白すれば戸籍を汚すから決して自白せない自白せない内に自殺すれば戸籍は汚れぬと思ひ九月四日の夜も留置場で咽喉をしめて死なうとしたか出来なかつたので九月五日の調に先たち司法主任か室外に出た隙に視箱内にあつた錐て咽喉を突いた次第たと云ひま

した私共現場へ出張した者は二畳の室の床の上げ板を捲つて誰か、床下に這入り火を放けたのではないかと疑ふた尚階段前の蹴込板の破れた所より這入つたのではないかと疑ふ者もあつたかそれは水を注げるとき破つた人かあるとの噂かあつたから其の疑ははれたのです然るにY Nが九月五日夜仕事場の板敷と椽側との間から這入つたと申したので其の翌日其の様な所があるかを調べに行つた処Y Nの云ふ通り便所の北側の処に板敷と椽側との間に隙いて居る所あり裕に私でも其の穴から床下に這入ることを知り此事を司法主任に報告しました又Y Nは四畳半の室に戻つた時床下へ持つて行つた燐寸と蠟燭とを台に載せた俣其の火を吹消し燐寸を蠟燭台の板の上に載せ其の室の南側壁際の本箱の前畳の上に置いたと述べたから九月六日私と岸田刑事とかY N方へ行きし処同人の述べた通り本箱の前の畳の上に板に釘を打付けたものに燃残りの蠟燭を立て其の板の上に燕印小箱燐寸か載せてあるのを発見し其の旨司法主任に報告し該物件は押収せられました証第四号の一、同第五号か夫れてありますと記載してあります。

証人柳瀬嘉金之は被告人か錐て突いた時に診察した医者でありますY Nの前頸部甲状軟骨部を突いたのかそれたのと述べました。

以上の証拠に依り被告人の警察署に於ける自白か真実か否かの判断を願ふのでありますか尚此外に被告人か放火の事実を他人に云ふたと云ふ点の証拠であります。

証人I D光次予審第一回訊問調書中私は窃盗罪の嫌疑て本年八月三十日□□署に留置せられ脚気の為め保護室に入れられたか九月五日午後五時半過頃Y Nか自殺を企てたと云ふので私の居る室に入れられました巡查はY Nか再び自殺を企てぬ様看視して呉れと頼まれましたY Nは此度放火をしたか怖くて逆もジツとして居られぬので表へ飛出したと云ひ

ましたY Nか検事局へ送られた後小山部長かY Nと何か話したかと尋ねられたのでY Nの話した事を告げました私Y Nに何の恩怨もないから嘘は申しませぬとあります。

証人F I隆治第一回予審訊問調書中私は本年八月二十四日詐欺横領窃盗の嫌疑て□□署に引致せられ脚気で保護室に入れられました九月四日午前二時半頃子供二人連れた女に会ふた何の為に連れて来られたかと尋ねたら昨夜自宅より火事か出たか夫を起しても起きないので隣の人を呼起して火を消しに来て貰ふた事から疑かかゝり自分も夫も連れて来られたと申しました翌日Y N護一か私の居る保護室に入れられ其の夜私はY Nと同じ毛布で寝たかY Nは悪い事は出来ませんお上も能く調べて居ると申し尚ひよつとしたら自分も四、五年懲役にやられるかも知れない自分てした事だから致方ないと申して居ましたY Nは椽の下から床下へはいり燐寸で火を放けた様に申し居ましたと記載してあります。

証人F I隆治はY Nはつまらないから止を得ずバンバて放火したと云ふたキクは夫を起したか起きないので隣を起したと云ふたと述べました。

証人小山元次郎は予審調書中九月四日私はY Nを調べたか放火の事実を否認しました九月六日午前八時前後に出動したるに小川司法主任よりY Nか放火したと自白した旨を聞きたる故保護室に行きY Nに対し放火したと自白した由たか間違ないかと尋ねたらY Nはへいと答へました私はそれならば初から正直に云へはよかつた大分手数をかけたナと申した所Y Nは目礼して何とも申訳ありませんと云ふたと記載してあります。

被告人はI D光次、F I隆治、小山元次郎に右様なことを云はないと申します。

以上申した証拠に依りまして果して被告人か本件放火をしたものか否かを判断せられたいのであります。

此の機会に一寸申上げて置きたいのは検事及弁護人より証拠十分とか不十分とか疑はしいとか疑はしくないかと云ふ事に付て詳細なる説朋及議論があつた点に付てゝあります。

検事及弁護人の説明議論は理論としては洵に傾聴すべき事柄でありますか之は法律家か法律的に説明議論せられたのでありますから諸君には解り難かつたかも知れませぬか然し何もむつかしい事ではありませぬ、以上申した様な証拠に依り被告人か放火したものと認められますならば之を即ち証拠十分であり疑かないのであります之に反し被告人か放火したものと考へられないならば之か即ち証拠不十分であり又疑はしいのであります、つまり余り堅苦しくむつかしく考へる必要はないのであります。

次に本件家屋の焼けた程度でありまするか此点に付ては法律の説示で説明しました通り火力か媒介物を離れて独立して燃焼力を保持継続する程度に達すれば焼燬したと云ふのでありまして必ずしも家屋か全焼するとか家屋としての効用を失ふ程度に至るを要せないのであります故に本件に於ても火力か媒介物たる鈹屑等を離れて独立して燃焼する程度に達し居たと認めらるゝならば本件家屋を焼燬したと云ふことか出来るのでありまして若し此の程度に達せない即ち媒介物たる鈹屑等の火力に依りて床板柱土台木か焼けたので鈹屑等を離れて床板其の他か独立して焼けたものでないと云ふことになれば焼燬したとは云へませぬ即ち焼燬しやうとしたか焼燬するに至らなかつた即ち放火未遂と云ふことになるのであります。

此点の証拠としては各検証調書殊に予審第一回検証調書中四、五の部分で第三回と対照して調べ之と前掲被告人、ＹＮキク、ＨＴ嘉男、ＩＵ豊榮、ＯＴ二雄の各証言と押収の証第十四号焼板等に依り判断せられたのでありまするか右検証調書中最も重なる所を申せば垂木の下及横の三面は薄く炭化す中央の柱の土台木より上根太掛の所迄正面及壁より外に表はれたる東西両面は厚さ約一分に炭化し土台木に近付くに従ひ炭化の度浅し根太掛は中央の柱の西方九寸の間及東方七寸五分の間下面及北面は強く炭化し其の深さ約三分に及ぶ夫より西南隅の柱に至る間は下面及北面は一分乃至二分の厚さに炭火すとあります。

以上の各証拠中何れを信用し何れを信用せないと云ふことは諸君の任意であります諸君は豊富なる経験により事実の真相を誤らない様に判断せねはなりません。

諸君は検事の熱心なる意見を聴き成程と思はれ弁護人の熱心且上手な弁論を聴き御尤もと思はれ結局むつかしいなあとと思はれたてありませう数学ては二二か四であつて二二か三とか二二か五とは出ませぬか法律の理論其の他社会の事柄の説明に付ては然様ではありませぬ二二か三又は二二か五と云ふ機な議論説明も出来るのであります其処を常識で判断せらるへきてあります斯の如き事は或は諸君より私共に注意せらるへきことかも知れませぬか陪審員の席に着かれると其の責任の重大なる事を思ふて堅くなられはすまいかと思ひますので一言申した次第であります、何卒理窟と所謂屁理窟とを見分け屁理窟に惑はされず誤なき判断を為されたいのであります。

私の説明は之を以て終りましたから茲に諸君に對し問を提出します。

主問は 被告人は昭和三年九月四日其の妻子の現に同居に使用せる大阪市西〇〇区〇〇

〇町〇丁目〇〇〇番地上の家屋に放火し因て同家屋を焼燬したるものなりや。

と云ふのであります

補問は 被告人は前同日同家屋に放火したるも之を焼燬するに至らざりしものなりや。と云ふのであります。

即ち主問は放火既遂の事実補問は放火未遂の事実の有無を問ふのであります諸君は先づ主問に付き評議せらるべく補問を先に又は主問と同時に補問を評議してはなりません補問の事実あると云ふことならば主問に対し然りと云ふ二字の答を為すべく此場合には補問の評議をせずに評議を終るべきであります之に反し主問の事実かないと云ふことならば主問に対し然らすと云ふ三字の答申を為すべく此場合には更に補問に付き評議せらるべきであります補問の事実があると云ふことならば補問に対し然りと云ふ二字の答申を為すべく補問の事実もないと云ふことならば補問に対し然らすと三字の答申を為すべきであります。

諸君は評議室に退き評議せらるゝのでありますか評議するに付ては先づ陪審長を互選し陪審長か議事を整理するのであります。

陪審員諸君は問に付き少くとも然り又は然らずと云ふ意見を述べねばなりません陪審長は最後に意見を述べへきてあります評議は絶対秘密でありますして評議の顛末や各自の意見等を洩すときは刑罰に処せらるゝのでありますから決して外部に洩れる筈はないのですから諸君は腹藏なく各自意見を述べて評議せられたいのであります。

評議中更に裁判長の説示を必要と考へられましたならば公判廷て之々の点を説明して呉れよと求められますれば喜んで説明を致すのでありますか裁判長は証拠の信否及罪責の有無に付自己の意見を述ぶることは出来ないのでありますから予め御了承を願ひます而して評議の結果陪審員全員の意見か一致したならば其の通りの答申をすればよいのでありますか意見か一致しない場合にはどうかと云ふと主問補問に付ては然りと云ふ意見か過半数即ち七名又それ以上であれば然りと云ふ答申を為さるべく然りと云ふ意見か過半数に達せないとときは然らずと云ふ答申を為すべきであります故に然りと云ふ意見と然らずと云ふ意見

とか同数即ち六名宛であれば然らずと云ふ答申を為すべきであります。

答申は問書に記載して陪審長か署名捺印し公判廷に於て裁判長に提出せらるべきものがあります。

陪審員諸君既に諸君の心得を申しました際に述べた如く諸君の責任は重大でありますどうか責任の重大なことを御考になつて公平誠実の心を以て評議せられ事件の真相に合する答申を為され吾々をして諸君の御熱心に敬服せしめられたと同しく答申の正当なることに敬服せしめられんことを希望して止まない次第であります。

⑫殺人及殺人未遂被告事件昭和四年四月二十六日判決

一、公訴事実の梗概

被告人は亡妻安(昭和二年十二月四日死亡)との間に二男二女を挙げたるものなる処昭和二年七月頃より大阪府□□郡□□町大字□□KW D紡績株式会社HK分工場社宅とノ五号に居住せしIG 勘助三女濱子(当十九年)と私通し其の後之と結婚せむとしたるも勘助等か之に同意せざりし為め昭和三年七月初旬濱子と共に所在を晦まし和歌山市KY 紡績株式会社社宅に同棲中同年八月二十二日頃IG 勘助及濱子の姉婿II 種次郎に其の所在を探知せられ濱子を連戻されたるを以て被告人は其の跡を追ひて□□町に赴きII 種次郎に濱子との結婚に尽力方を依頼したる結果同月二十六日夜直接濱子の真意を訊ぬる為め種次郎と共に前記IG 勘助方に赴きたる処種次郎は被告人を戸外に待たせ置きて先づ勘助方に立入り濱子は直接被告人の問に答へずして種次郎と私語し同人を通して被告人と絶縁したき旨答へたるを以て被告人は種次郎をして濱子との結婚成立に尽力せしむる手段として両肌を脱ぎ所携の匕首を取出し割腹することを装ひたるも其の効果無きを知るや日頃種次郎か被告

人と勘助及濱子の間を離間するか如き態度を執るに不満を感じたる被告人は即時種次郎及濱子を殺害して自殺せんと決意し直ちに右匕首を揮つて濱子及種次郎に斬付け濱子の母はや(当四十九年)か之を制止せんとするや同人を種次郎なりと誤信し殺意を以て其の右肩胛下部顔面其の他に斬付けて即死せしめ更に濱子を追跡して其の隣家MS林一方前井戸端に倒れたる濱子を匕首にて突刺し既に絶命せるものと誤信して再び勘助方に引返しはやの倒れたるを見て割腹したるも孤児となるへき其の子女の事を想起し同分工場社宅ほノ十二号に居住せる兄TZ紋次郎に後事を託せむか為腹部の傷口を押へつゝ紋次郎方に赴き途中TN留吉方前附近道路に於て濱子の姉IGトヨノ(当二十四年)に出会ひたるより予て不快の念を懐ける同人をも殺害して死出の路連にせむと決意し行過ぎたるトヨノの左上臍部及左背胸部を匕首にて突き該創傷に因る大出血の為同人をも即死せしめたるも濱子に対しては治療約三週間逃走したる種次郎に対しては治療二箇月を要する創傷を加へたるものにして殺害の目的を遂げさりしものなり。

二、説示案

陪審員諸君、諸君は只今迄長時間に亘り此事件の取調を御聴になつて既に此事件の要点を御了解に相成つた事と存しますか諸君は更に進んで此事件に付御評議に相成り私の發する問に對し答申せらるゝ職責を負はれて居りますから諸君の御評議に先ち此事件に於て問題となつた事実上の關係之に對する証拠の要領法律上の論点に付説明致しまして然る後諸君の御評議に相成るへき問を提出することに致します。

此事件に於て被告人か検事より訴へられて居る事實は要するに被告人は昭和三年八月二十六日の夜大阪府□□郡□□町大字□□KWDF紡績会社HK分工場社宅とノ五号IG勘助

方に於て被告人と私通關係ありしIG濱子及濱子の姉婿II種次郎を殺す心で匕首で斬付けたるに之を制止せんとしたる濱子の母はやをII種次郎たと誤信して即ち濱子の母を濱子の姉婿種次郎と間違へて殺す心で匕首で斬付けて即死せしめ次で濱子を追跡しIG勘助方の隣家MS林一方前井戸端に倒れたる濱子を匕首にて突き刺しもう濱子は死んだものと誤信して其の場を立去り其の後同所TN留吉方前附近の街路で濱子の姉IGトヨノに出会ひ殺す心で濱子の姉トヨノを匕首で突き即死せしめ濱子の姉婿II種次郎及濱子には創を負はせたか何れも殺すことか出来なかつたと言ふのであります。

之に對する被告人の陳述の要領は右日時場所に於て殺す心で被告人と私通關係ありしIG濱子を匕首で斬付けたることは相違ない、種次郎を匕首で突いたことは相違ないか殺意はなかつた又濱子の母はやを濱子の姉婿II種次郎と誤信して匕首で突いたことも相違ないか殺意はなかつた又濱子は逃けたか被告人は逃ける濱子の跡を追ふて勘助方附近で匕首で濱子を更に突き刺し濱子は未だ死んで居らぬにもう死んだと誤信して其の場を立去りたる為濱子に對して創は負はせたか殺すことか出来なかつたことも相違ない次にIG勘助方より被告人か被告人の兄TZ紋次郎方へ赴く途中「逃けるな」と言ひ被告人の着物の袖を引張つた人かあつたから此匕首を持ちたる手にて其人を突き除けた事實はあるか其の人か濱子の姉IGトヨノなりしことは其の突き除けた當時は知らなかつた殺す心は毫もなかつたのであると言ふのであります。

結局此事件で事実上の争となれる点は種次郎を突いたとき殺意があつたかどうか、殺意を以てはやを突いたかどうか、トヨノを突き除けた時殺意があつたかどうかと言ふことに帰着するのであります。

而して被告人の其の関係事実として供述する所によれば被告人とI G濱子とは昭和二年七月頃より私通して互に夫婦になり度くてたまらなかつたのであるか濱子の父勘助等其の結婚に同意せぬので濱子の姉婿なるI I種次郎に被告人より其の結婚か出来る様に尽力を頼んだ結果濱子が真に被告人と夫婦になる心であるかとうかを訊ねる為此の事件の殺人行為のあつた夜被告人は種次郎と一緒に濱子の父勘助方に行つたのであります其の交渉中濱子は被告人に直接濱子の真の心持をはつきりと答へないで姉婿の種次郎を通して被告人と縁を絶ち度いと言ふ趣旨の答を為し又其の時の種次郎の態度か被告人と濱子との間を引離すものと感したので茲に被告人は濱子を殺し被告人も自殺して彼の世で添ふと決心して直に当時携へ居りし此七首で濱子に斬りかゝつた処濱子の姉婿のI I種次郎か被告人に抱き付いて来たので被告人は之を振り払ふ為に此七首で種次郎に斬付けたのであるか其の時濱子か逃出したから被告人は濱子を追つかげ様としたるに被告人を掴みし母はやを種次郎と間違へて之を振払ふ為にはやを此七首を突いた処其の間に濱子は外に出て勘助方を出た所て倒れたので被告人は濱子を追つかげ濱子の右肩の辺を後方から一度突いた処濱子か倒れたからもう濱子は死んだと思ひ被告人自身も死ぬ積りて自分の腹を此の七首で突かうとしたか七首か腹に通らぬ、其の内に濱子の姉婿I I種次郎を七首で突いたことを思ひ出したので種次郎の様子を見るべく勘助方へ引返すと濱子の母はやか倒れて居たので自分かI I種次郎たと思ふて突いた為たと思ひ済まぬことをしたと思ひ被告人は此七首で其の場て割腹したか自分の子供のことを思ひ出し一目会ひ度くなつて被告人の兄T Z紋次郎方へ赴く途中誰か、「逃けるな」と言ふて被告人の着物の袖を引張つたので捕へられては兄の許へ行けぬと思ひ此七首を持つた手て其の人を突き除けたのであつて其の人か濱子の姉I G

トヨノであることは其の当時知らなかつたし同人を殺す心はなかつたと言ふのであります。陪審員諸君我刑法ては人を殺す意思で他人の生命を奪ふ所為をしたときは殺人罪として処罰されるのであります人を殺す意思を他人の生命を奪ふ所為に及んたか殺せなかつたときは殺人未遂罪として処罰されるのであります殺す意思と言ふは殺す心又は殺す考とも言ふべきものでありまして害を加へる者か自分の行為に依り害を受くる者か死ぬのを希望して他人の生命を奪ふ所為をなす場合は勿論殺意即人を殺す心かありと言ふことになるのであります、仮に斯る希望かなかつたとしても或は死ぬかも知れぬと加害者か考へなから其の人の生命を奪ふ所為をした場合にも亦殺意ありと言ふことになるのであります、而して苟も人を殺す意思を以て他人の生命を絶つ所為を為した以上は其結果か害を加ふる者か目的としたる以外の人に発生しても即ち甲を殺す目的で乙を甲と間違へて乙を殺しても苟も人殺しの所為を為したる者は相手を間違へたにしても同じく人を殺す心て人を殺したのであるから加害者は殺人罪の制裁を受けますのであります、併しなから人を殺す意思なくして他人を殴るとか突き飛ばすとか又は突き除けると言ふ様に他人に暴行を加へて他人の身体を傷害したときは加害者は傷害罪として処罰せられ其の傷害に因り即ち其の傷害か原因となつて被害者か死亡したときは傷害致死罪として処罰されるのであります殺人罪の場合と同じく犯人か苟も人に対し暴行を加ふるの心を以て人に暴行を加へ因て其の人の身体を傷害し又は其の傷害か原因となつて被害者か死亡したときは其傷害又は傷害に因る死亡か犯人の目的とした者と異なる人の上に生じた場合であつても又其の人か何人であるか知らなかつたとしても傷害の場合は傷害罪傷害に因り死に致したときは傷害致死罪として犯人は処罰さるゝのであります而して以上の見解は我大審院の認むる所のものであります。

此事件に於て検事主張の如き事実なりとせば被告人は濱子の母はや、及濱子の姉トヨノに対し各殺人既遂罪、濱子及濱子の姉婿ⅠⅠ種次郎に対し各殺人未遂罪の責任を負ふものと見ることも出来ませう、又被告人主張の如き事実なりとせば被告人は濱子の母はや、及トヨノに対しては各傷害致死、種次郎に対しては傷害罪、濱子に対しては殺人未遂罪の責任を負ふものと見ることも出来ませう又弁護人主張の如き事実なりとせば被告人ははや、及トヨノに対しては各傷害致死罪、濱子及種次郎に対しては各殺人未遂罪の責任を負ふものと見ることも出来ませう、諸君は其の何れかを判断するものでありますか之か判断をなすには被告人か罪を犯した原因動機、犯罪行為当時の模様其行為自体、其の行為の結果等をよく考へて決せねばならぬのであります併し之を決するには只漠然と勝手に決める訳には行かぬのであります必ず証拠に依らねばならぬのであります故に立派な証拠があるのに勝手に之を無視して理由なき判断をしてはならぬのであります又何等証拠かないのに証拠がある如き判断をしてはならぬのであります而して其証拠と言ふは当公廷に現はれたる被告人の供述、各証人の証言及私か此公廷で証拠として解示したる各証拠のみを言ふのであります之以外に諸君の見聞したる資料は証拠とはならぬのでありますから左様なものは之を判断の材料にしてはならぬのであります。

其処で私は之より諸君に此事件の証拠の要領を説示致す訳でありますか諸君は長時間に亘り此事件の取調をお聴きになつて既に其の要領は御了解になつた事とは存しますか只今申上げた様に此証拠か諸君の判断の材料になるのであります若し聴き違ひ思ひ違ひなどかあつてはならないのでありますから一層注意して御聴取を希望するのであります。
証人ⅠⅠ種次郎は当公廷に於て

TZかこうなつたら皆殺して遣ると言ふて七首で斬りかゝつて来たと言ふ証言をしたのであります。

証人ⅠG濱子は当公廷に於て

自分か被告人と和歌山市に居た時被告人は濱子にお前か行つたらお前も姉さんも、お母さんも皆殺す俺は生て居れぬから皆殺して自分も死ぬと言ふたと言ふ趣旨の証言をしたのであります。

被告人前回の公判調書には

濱子及種次郎を殺意を以て七首で斬付け兩人に創は負はせたか種次郎は逃げ濱子は死んだと思違ひをしたので兩人共殺せなかつた又濱子の母はやを種次郎と間違へて此七首で殺意を以て斬り付け因てはやか即死したと言ふ供述をした旨の記載があるのであります
公判準備調書にも同趣旨の被告人の供述記載があるのであります。

被告人に対する予審第四回訊問調書中

ⅠⅠか私と濱子とを添はして呉れなければⅠⅠを殺して自分も死ぬ積りてあつたⅠⅠは私と濱子とを添はせぬ様にして居たので恨みかあります、ⅠⅠと濱子を殺す積りて七首で突いたとの旨の記載があります。

又私か濱子を七首で突くとき組付いたものかあるのて私はⅠⅠか私に組付いたものと思ひ七首で突きそれより濱子を追つかけ七首で突き濱子は死んだと思ひました、濱子を突いてからⅠⅠを殺しⅠⅠの前で自分も死ぬ積りて家の内へ引返した処先きに突いたのはⅠⅠではなくⅠGはやか倒れて居たので吃驚して腹を切る氣になつたとの旨の記載があります。

被告人に対する司法警察官作成訊問調書中

IIや母親は常から中に立つて私等の関係を断つべく邪魔はかりして居たので濱子を殺した時に止めに来たのを好機と思ひ殺してしまふと言ふ考て切つた

又濱子より何も返事ありませんので私も今は最後と思ひ短刀にて切腹しようとしたか死ぬる位なら濱子を殺して死ななと思ひ直に濱子を切つたとの旨の記載があります。

被告人に対する予審第一回訊問調書中

濱子は殺してあの世と一緒に居る気て突いたとの旨の記載があります。

証人IG秀次は当公廷に於て

被告人は逃げる濱子を追はんとするとき母はやか被告人の左手を両手で握つたか其の時被告人か母はやをヒ首て突いたと言ふ趣旨の証言をしたのであります。

被告人に対する司法警察官作成訊問調書中

トヨノは常から母親に私の不利なる告口をはかりして居たので出会頭に之幸と殺す考て斬り付けたと言ふ趣旨の記載があります。

被告人に対する予審第一回訊問調書中

トヨノか遣つて来たので自分の死ぬ道連れに之を殺して遣れと言ふ氣になつて同人を突き殺したと言ふ趣旨の記載があります。

証人TN留吉は当公廷に於て

被告人かトヨノと出会ひ先つ無言でトヨノの腕の辺を殴打した様に思ふたトヨノか半左向けた様な所を同人の肩の辺を突いたのを見たトヨノか逃げるなど言ふのを聞かぬトヨノか被告人の着物を掴んだのも見なかつたと言ふ趣旨の証言をしたのであります。

尚押収第一号の此のヒ首か現存するのであります。

以上の証拠を諸君か信用さるゝならば被告人はIG濱子濱子の姉婿II種次郎、濱子の姉トヨノ濱子の母はやを何れも殺意を以て即ち殺す心で此ヒ首にて斬り付け又は突き濱子及種次郎に対しては殺すことか出来なかつたか濱子の母はや、及濱子の姉トヨノの兩名は即死したものと認むることか出来ませう。

被告人は当公廷に於て

兄紋次郎方へ赴く途中逃けるなど言ふて被告人の着物の袖を引張つた人かあり捕へられては兄の許へ行けぬと思ひトヨノとは知らず殺す考へもなく只此のヒ首を持てる手にて其の人を突き除けたと言ふ趣旨の主張を致すのであります。

被告人に対する予審第四回訊問調書中

兄の方へ向いて行くとIGトヨノか道で逃げなど言ふて私の着物を掴み引張つたのでお詫に腹迄切つて居るのに止めたてして兄の所へ遣つて呉れぬと言ふ腹立ちてトヨノを突き兄の家の方へ参りました、トヨノと言ふことは白い工場着て判り突いたことは夢の様に覚えて居る旨の記載があります。

被告人の此の主張を諸君か信用さるゝならば之と被告人の他の争はさる事実とを綜合してトヨノに対しては殺意はなかつたかヒ首を持てる手でトヨノを突き除けた処トヨノは傷を負ひ因て即死したと言ふことに認めることか出来ませう。

被告人に対する予審第一回訊問調書中

IIか私に抱き付いて来たので夢中でIIをも突き濱子の母親か来たのでそれもしつかり突きましたか夢中であつたとの記載があります。

此の証拠を信用すれば I I 種次郎、I G はやに対しては各殺意なく傷を負はせはやは因て死亡したと認めることも出来ませう。

又当公廷に於ける被告人の供述を信用すればはや、トヨノに対しては傷害致死罪種次郎に対しては傷害罪とも見ることか出来ませう。

以上説明したる証拠の外に当公廷に於て取調へたる鑑定書、診断書、検証調書に表はれて居る事実及解示したる其他の証拠は其何れに決するにも十分御考量に相成らねはならぬことは勿論であります。

陪審員諸君、諸君は私の以上説明したる所により此事件の公訴事実を維持する証拠及公訴事実を争ふ点の証拠関係は御了解になつたことと存します仍て諸君の御評議になるへき主要の事実は被告人は I G 濱子、I I 種次郎、I G トヨノに対しては其れも殺意を以て此七首で斬付け又は突き因てトヨノは即死し濱子種次郎に対しては其の殺害の目的を遂げさりしものであるかとか濱子の母はやを I I 種次郎と間違へて即ちはやを種次郎と誤信して又は誤信することなくはやを認識して殺意を以て此七首で突き因てはやは即死したるものであるかとか或ははや、トヨノに対しては各殺意はなかつたか此七首で突き又は斬付けはや、トヨノを各傷害死に致したものであるかとか濱子、種次郎に対しても殺意なくして此七首で斬付けたものであるかとかの諸点であります。

以上の諸点に付き諸君か之を評議判断さるゝには押収の第一号の此の七首は果して此事件の兇行即ち斬つたり突いたりしたのに使用したものであるかとか被告人と I I 種次郎、I G 濱子、濱子の母はや、濱子の姉トヨノ等の関係は如何であつたか

種次郎、濱子、はや、トヨノ等を殺さねはならぬ事情があつたかとか、証人 I I 種次郎、T N 留吉、I G 勇次、I G 濱子等の当公廷に於ける各証言、証人 I G 濱子の予審に於ける証言、被告人の予審第一回第四回訊問調書の各記載、被告人に対する司法警察官作成の訊問調書の記載等を信用し其の言ふか如く事実を認む可きかとか、被告人か I I 種次郎に對し殺意があつたとすれば I G はやを I I 種次郎だと思違ひして斬付けたのであるからはやに斬付けたときには殺意があつたことになりはせぬか其の時の被告人の心持は果してどうであつたか被告人の当公廷に於ける供述は全部信用し得へきかとかと言ふことを十分考量して当公廷に現はれたる証拠のみに依り冷静に公正に之か判断をせられ度いのであります。

仍て法律に従ひ主問と補問とを提出し諸君の御評議を求むることに致します。

第一(一)主問

被告人は昭和三年八月二十六日夜大阪府□□郡□□町大字□□に於て殺意を以て七首にて I G 濱子に斬付け且同人を突き刺し傷を負はしめたるも殺害するに至らざりしものなりや。

(一)補問

被告人は前記日時場所に於て殺意なかりしも七首にて I G 濱子に斬付け且同人を突き刺し傷害したるものなりや。

第二(一)主問

被告人は前記日時場所に於て殺意を以て七首にて I I 種次郎に斬付け傷を負はしめたるも殺害するに至らざりしものなりや。

(一)補問

被告人は前記日時場所に於て殺意なかりしも匕首にてⅠⅠ種次郎に斬付け傷害したるものなりや。

第三(一)主問

被告人は前記日時場所に於て殺意を以て匕首にてⅠⅠ種次郎の右肩胛下部等に斬付け同人を殺害したるものなりや。

(二)補問

被告人は前記日時場所に於て殺意はなかりしも匕首にてⅠⅠ種次郎の右肩胛下部等に傷害し死に致したるものなりや。

第四(一)主問

被告人は前記日時場所に於て殺意を以て匕首にてⅠⅠ種次郎の左上腕部及左背胸部を突き除き同人を殺害したるものなりや。

(二)補問

被告人は前記日時場所に於て殺意なかりしも匕首を持ちたる手にてⅠⅠ種次郎を突き除け因て同人の左上腕部及左背胸部を傷害し死に致したるものなりや。

以上主問補問に対する答申方法を述べますか諸君は先づ第一(一)の主問に付御評議になつて若し被告人に其の主問の如き事実ありと認むるならば其の主問に対し「然り」と答へねはならぬのであります其の主問に対し「然り」と答ふることになつたならば第一に付ての評議は終つてよいのであります即ち第一(二)の補問に付評議に入らぬてよいのであります若し第一(一)の主問の事実なしと認めるならば其の主問に対し「然らず」と答へ次に第一(二)の補問の事実かあるかないかに付き御評議になり其の補問の事実ありと認めるな

ら其の補問に対し「然り」と答へ「然り」と答ふることには第一の評議は終つてよいのであります其の補問の事実なしと言ふことに認めるならば其の補問に対し「然らず」と答へねはならぬのであります而して第一の評議はそれで終つてよいのであります。

第一の評議が終つたならば次に第二(一)の主問に付御評議に相成り若し被告人に其の主問の如き事実ありと認めるならば其の主問に対し「然り」と答へ其の主問に対し「然り」と答ふることには第二に付ての評議を終り第二(二)の補問に付評議に入らぬてよいのであります若し第二(一)の主問の事実なしと認めるならば其の主問に対し「然らず」と答へ次に第二(二)の補問の事実か有るか無いかにつき御評議になり其の補問の事実ありと認めるならば其の補問に対し「然り」と答へ「然り」と答ふることには第二の評議は終つてよいのであります其の補問の事実なしと認めるならば其の補問に対し「然らず」と答へ第二の評議を終つてよいのであります。

第二の評議が終つたならば次に第三(一)の主問に付御評議に相成り若し被告人に其の主問の如き事実ありと認めるならば其の主問に対し「然り」と答へ其の主問に対し「然り」と答ふることには第三に付ての評議を終り第三(二)の補問に付評議を要せぬのであります此の第三(二)の主問を評議するに当り諸君に御注意を願ひ度いのは被告人がⅠⅠ種次郎を殺害したものと認めるときはやであることを知つて居つて殺意を以て匕首にて同人に斬付け同人を殺害したものと認めるときも又被告人がⅠⅠ種次郎と誤信し即はやるときも同じく第三(二)の主問に対し「然り」と答へねはならぬのであります、而して若し第三(一)の主問の事実なしと認めるならば其の主問に対し「然らず」と答へ次に第三(二)

の補問の事実か有るか無いか付御評議になつて其の補問の事実ありと認めるならば其の補問に対し「然り」と答へ「然り」と答ふることにならば第三の評議は終り其の補問の事実なしと認めるならば其の補問に対し「然らず」と答へ第三の評議を終つてよいのであります、第三(二)の補問を評議さるるに當つても第三(一)の主問に付御注意申上げたと同様に被告人かI Gはやなることを認識して七首で同人に斬付け同人の背胸部等を傷害し死に致したるものと認めたときも又被告人かI GはやをI I種次郎と誤信し即はやをI I種次郎と間違へて七首で同人に斬付け同人の背胸部等を傷害し死に致したるものと認めたときも同しく第三(二)の補問に対し「然り」と答へねはならぬのであります其の何れもの事実なしと認めたときに其補問に対し「然らず」と答へねはならぬのであります。

第三の評議か終つたならば次に第四の(一)の主問に付き御評議になり若し被告人に其の主問の如き事実ありと認めるならば其の主問に対し「然り」と答へ其の主問に対し「然り」と答ふることになれば第四に付ての評議を終り第四の(二)の補問に付評議を要せぬのであります此第四の(一)の主問を評議さるるに當り御注意を願ひたいのは被告人かI Gトヨノをトヨノであるとして認識して殺意を以て七首にて同人を突き殺したときも又被告人かトヨノたることは認識せざるも人たることを認識して七首にて同人を突き殺したときも同しく第四の(一)の主問に対し「然り」と答へてよいのであります若し第四の(二)の主問の事実なしと認めるならば其の主問に対し「然らず」と答へ次に第四の(二)の補問の事実かあるかないかに付御評議になつて其の補問の事実ありと認めるならば其の補問に対し「然り」と答へ「然り」と答ふることになれば第四の評議を終り其補問の事実なしと認めるならば其補問に対し「然らず」と答へ第四の評議を終つてよいのであります第四の

(二)の補問を評議するに當つても第四(一)の主問の評議に付き御注意した如く被告人か殺意なくしてトヨノをトヨノであると認識して七首で同人を突き因て傷害死に致したものと認めたときも又被告人か殺意なくしてトヨノたることは認識せざるも人たることを認識して七首にて同人を突き因て傷害死に致したものと認めたときも同しく第四(二)の補問に対し「然り」と答へてよいのであります。

而して答は総て「然り」又は「然らず」と答ふるのみでありまして他のことを言ふべきものではなく又其の理由を付けてはならぬのであります。

右問書に付ての私の説明か御判りになつたならば一番より十二番迄の正陪審員諸君は之より評議室に退かれ慎重に評議せられ公正に答申されむことを望みます、補充陪審員諸君は私より命したる場合に限り評議室に入つて戴くことになりまして私か命する迄は評議室に入ることは出来ません其の評議の終る迄私より命する別室に控へて貰ひ度いのであります。

陪審員諸君か評議せらるるには随意の選任方法で先づ陪審長を互選し陪審長に選ばれたる方は議事整理の任に當らねはならぬのであります、陪審員諸君は問に付各自の意見を述べ陪審長は最後に其の意見を表示せねはならぬのであります評議の顛末各自の意見は他に漏らすことは法律の禁する所でありまして外部に漏れる筈はないのでありますから其の辺に御懸念なく十分評議を煩し度いのであります、評議の結果陪審員諸君の意見か一致したときは其の通り答申することになりますか其の意見か一致しない場合には過半数で決するのてあります故に若し然りと言ふ意見と然らずと言ふ意見と同数である場合には然らずと言ふ答申をすることになります其の答申か出来上れば問書に之を認め陪審長之に署名捺印

されて裁判長に御提出に成るのであります、この答申は被告人の有罪無罪を決する基本となるものでありますから公平に評議せられ答申すへきてあります陪審員諸君の職務の重大なること、並に諸君か其の職務を行ふに当つて心得ねはならぬ事項は既に諭告した通りでありまして更に繰返しては申しませぬから諸君は其の責任の重大なることに深く思を致されて誠実公平に其の職務を尽されむことを望む次第であります。

五 刑事判決書

大阪地方裁判所における陪審公判の刑事判決書は、焼失・廃棄したという記録はなく、大阪地方検察庁記録担当官において大阪地方裁判所と連絡を取り探索したが、最後の陪審公判である㊸事件の予審終結決定書・判決書・上告審判決書謄本を除いて、現在のところ見出すことが出来ないという。

大阪は、第二次世界大戦末期に米軍機の大空襲を何度も受けている。裁判所関係の被害としては、昭和二〇（一九四五）年三月一日「大阪区裁判所中之島出張所庁舎戦災により大部分焼失」（『続司法沿革誌』二八七頁）、同年三月一日「大阪区裁判所市岡出張所庁舎官舎、天王寺出張所庁舎官舎、今宮出張所庁舎戦災により全焼」（『続司法沿革誌』二八七頁）、同年六月一日「大阪控訴院検事長官舎及び同書記長、大阪区裁判所検事局監督書記官舎戦災により全焼」（『続司法沿革誌』三〇三頁）、六月一日「大阪区裁判所玉川出張所、上町出張所庁舎戦災により全焼」（『続司法沿革誌』三〇三頁）、七月一日「大阪地方裁判所管内堺区裁判所庁舎戦災により焼失」（『続司法沿革誌』三〇三頁）と記録されている。

大阪地方裁判所本庁および同検事局は戦災を免れたようである。民事判決書、陪審公判始末簿、第一審公判始末簿などは大部分、現在も大阪地方裁判所に保存されている。刑事判決書も、まだ大阪地方検察庁の保管庫のどこかに眠っている可能性は否定できない。広島地方裁判所のように、原爆に被災しながら、記録帳簿類は疎開されていたので「記録、登記簿等の大部分は焼失を免れ」（『続司法沿革誌』三〇九頁）で、民事判決書や刑事判決書が現存しているところもある。大阪における陪審裁判についての判決書も更なる調査で見見されることを期待したい。

（注一）裁判所に保存されていた民事判決書原本は、戦前のものは、現在は筑波の国立公文書館の移管され、それに続くものも順次、国立公文書館に移管される予定となっている。刑事判決書原本は、検察庁に保存されているが、明治一五年までのものは、国立公文書館に移管されており、その後のものも順次、国立公文書館に移管される予定であるという。

（注二）保存期間を経過した刑事判決書は、各地方検察庁において、多くは特別保存されている状態にある。また、大阪における陪審裁判㊸事件（昭和4年4月26日判決）および㊹事件（昭和5年3月5日判決）は、いずれも無期懲役の判決であるから、その保存期間は百年であつて（『刑事確定訴訟記録法』別表）、当然のことながら確定記録として、現在も保存されていなければならない。

1 【予審終結決定書】大阪地方裁判所昭和一七年二月二八日決定

予審終結決定

本籍 大阪市浪速区□□町千□百□□□番地

住居 同所

□□製造業

明治三十三年□□月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ大阪地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス

被告人ハT I合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□番地上ノ家屋ヲ賃借シテ妻子ト共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加ヘテ家族ニ病者死者続出シタル為生活ニ苦ミテ次第第二借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃ニハ其ノ額三千円ニ達シタルカ同年三月末頃N N浅吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区□□□西国民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチ二百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ了シテ同地方ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ヲ来シタル為仕事遅延シ而モ資金皆無等ノ為職人ノ雇入意ノ如クナラス同月二十五日ニ至リ遂ニ右ベンチノ一部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確實トナリタルヨリ困窮ノ末其ノ数日前自宅ノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄Y S義正方ノ北側軒下ニ小火アリタルヲ想起シ寧口同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼セシメテ自宅内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カ右所有動産ニ付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲得スルニ如カスト決意シ翌二十六日午前零時四十分頃右義正方北側軒下ノ材木其ノ他燃焼物堆積ス

ル個所ニ設ヘタル棚上ノ竹籠内ニ新聞紙数枚及布片ヲ差込ミ之ニ燐寸ヲ以テ点火シ以テ火ヲ放チタルモ間モナク義正等ニ発見消火セラレタル為同方板壁廂等ノ一部ヲ燻焼セシメタルニ止マリ焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

被告人ノ右所為ハ刑法第一百二十二条第八条ニ該当スル犯罪ナリト思料スルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和十七年二月二十八日

大阪地方裁判所

予審判事

竹 中 義 郎 印

2 【陪審公判判決書】大阪地方裁判所昭和一七年二月二六日判決

判 決

本籍並住居 大阪市浪速区□□町千□百□□番地

□□製造業

Y K 義 造

明治三十三年□□月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事小坂良輔関与ノ上審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス

未決勾留日数中百五拾日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中予審ニ於ケル証人SHつぎ、同FG隆雄、同HG幹太郎及当審昭和十七年十二月二十三日ノ公判期日ニ於ケル証人SHつぎニ給与シタル分ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハT I合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□番地上ノ家屋ヲ賃借シテ妻子ト共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルカ数年前ヨリ営業不振加フルニ家族ニ病者死者続出シタル為生計困難ニ陥リ次第ニ借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃其ノ額三千円以上ニ達シタリ恰モ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区□□□西国民学校ニ於テ使用スヘキ学童用「ベンチ」二百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ了シテ同人方ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シタルヨリ該請負代金ヲ以テ苦境ヲ凌カント欲シタルトコロ他ノ仕事ニ妨ケラレテ「ベンチ」製作ヘノ着手遅延シ又使用職人ノ逃走等ニ因リ手不足ヲ来シ而モ資金皆無ノ為職人ノ雇入意ノ如クナラス同月二十五日ニ至リ遂ニ右「ベンチ」ノ一部ハ約定期限ニ納入シ能ハサルコト確実トナリタルヨリ煩悶焦慮ノ末自宅ノ南ニ幅約六尺ノ露路ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方住宅ノ北側軒下ニ同月二十三日夜小火發生シタルモYS方風呂場ノ煙突ヨリ飛散シタル火ノ粉ニ基因スルモノナラムトシテ深く怪シマレサリシヲ奇貨トシ同所ヨリ火事騒ヲ發生セシメテ製造方下請シタル椅子納入ノ遅延竝借財返還遅滞ノ弁解ト為スト同時ニ万一自宅ニ延焼シタル場合ハ予テ被告人カ其ノ所有動産ニ付NH簡易火災保険株式会社ト保険金三千円ノ火災保険契約ヲ締結シ居レルニヨリ該保険金ノ得ラルヘキヲ想起シ茲ニ隣家ナルYS義正ノ住宅ヲ焼燬セムコトヲ決意シ同日午後十二時前頃右義正方北側軒下ノ材木其ノ他燃焼物堆積スル個所ニ設ヘタル棚上ニ重ネ置カレタル二個ノ竹籠ノ中間ニ新聞紙四枚及布片等若干ヲ差込ミテ放火ノ準備ヲ

為シ翌二十六日午前零時四十分頃之ニ燐寸ヲ以テ点火シ忽チ右新聞紙、布片竹籠等ヲ燃焼セシメタルモ間モナク義正等ニ発見消火セラレタル為同方板壁廂等ノ一部ヲ燻焼シタルニ止マリ住宅焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八百八条第一百二十二条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ同法第四十三条本文第六十八条第三号ニ依リ未遂減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役參年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百五拾日ヲ右本刑ニ算入スヘク尚刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ訴訟費用ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十七年十二月二十六日

大阪地方裁判所第三刑事部

裁判長判事 富田仲次郎 印

判事 福島 尚武 印

判事 鈴木 敏夫 印

3 【上告審判決書】大審院第三刑事部昭和一八年(れ)第四一二号・昭和一八年七月一六日

判決

昭和十八年(れ)第四一二号

判決書

本籍並住居 大阪市浪速区□□町千□百□□番地

明治三十三年□□月□□日生

右放火未遂被告事件ニ付昭和十七年十二月二十六日大阪地方裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニ対シ被告人並原審弁護士坂東米八ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護士坂東米八上告趣意書

第一点ハ原裁判所ハ第五回公判準備期日ニ於テ曩ニ弁護士ヨリ申請シ更新前ノ公判ニ於テ取調ヘタル証人NN淺吉、FG庄吉、TD幸吉、YS義正、OT健三郎、YKタケ、UD周藏ノ証拠決定ヲ取消シテ之ヲ却下シ更ニ第七回公判準備期日ニ於テ弁護士ヨリ証人トシテ申請シタルNN淺吉、FG庄吉、YKタケ、YS秀敏ノ内YKタケヲ除クノ外ハ之ヲ却下シタリ右ノ証人中UD周藏ヲ除ク外ハ何レモ予審ニ於ケル証人ナリ抑モ陪審ニ於テハ第七十一条ニ規定セル如ク別段ノ定メアル場合ヲ除ク外証拠ハ公判ニ於テ陪審員ノ面前ニ於テ直接取調ヘタルモノニ限ル旨規定セル所以ハ当該被告事件ニ付キ其ノ証拠トナルヘキ資料ハ出来得ル限り陪審員ニ直接セシメテ判断ノ正鵠ヲ期センカ為メニ外ナラサルナリ而シテ第七十三条ノ規定ニ依ルモ普通公判ニ於テハ最も重要ナル証拠資料ナリトス訊問調書ト雖モ陳述者ノ死亡シタルトキ又ハ疾病其他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ其他同条所定ノ特別ノ場合ノ外ハ証拠ト為スコトヲ得サルモノト為セリ之ニ依リテ見ルトキハ予審ニ於テ訊問シタル証人ハ前記ノ如ク召喚シ難キ場合ヲ除ク外ハ公判廷ニ於テ証人トシテ更ニ

訊問ヲ為スヘキモノトス即チ訴訟關係人ハ予審ニ於テ取調ヘタル証人ハ公判ニ召喚シ難キモノニアラサル限り更ニ公判ニ於テ之カ取調ヲ請求シ以テ陪審ニ於ケル証拠資料ト為スコトヲ得ル権能ヲ有スルモノトス参照 1 「陪審法制」法曹会発行四十六頁英國ニ於ケル陪審制度ノ概要中ノ記事予審ニ於ケル証人ハ全部更ニ公判ニ於テ之ヲ訊問ス但シ疾病死亡其他已ムコトヲ得サル事故ノ為メニ公判ニ出頭スルコト能ハサルトキハ予審ニ於ケル調書ヲ朗読シテ証拠ト為スコトヲ得 2 刑法陪審法読本第一九五頁「公判廷に於ける取調」に移るのである普通手続に於ける裁判は予審調書及び其他の訊問調書等が証拠となるのであるから公判に於ける取調は從來余り詳しくはなかつた……然るに陪審となれば特別の場合でなければ夫れより以前の取調は証拠とならないのみならず陪審員が事実の判断をするのであるから惣ての証拠を完全に詳細に陪審員の眼前に展開しなければならぬ恰も普通手続に於ける予審と公判と双方の取調を陪審法廷に於て直接取調べなければならぬのである……右ハ恰モ普通公判ニ於テ予審訊問調書ハ訴訟關係人ニ於テ自由ニ証拠資料トシテ之ヲ利用シ得ル権能ノ存スルト同一ナリトス裁判所ハ普通公判ニ於テ弁護士カ訊問調書ヲ証拠資料トシテ引用スルコトヲ拒否シ制限スルコト能ハサルト同様陪審ニ於テハ訴訟關係人カ予審ニ於ケル証人ノ召喚訊問ヲ求メテ証拠資料ト為サントスル場合召喚シ難キ事由ナキ限り之ヲ拒否制限スルコトヲ得サルモノトス然ルニ原裁判所ハ前記ノ如ク弁護士ヨリ予審ニ於ケル証人ニ付キ公判ニ於テ其ノ取調ヲ為サレ度キ旨請求シタルニ之等証人ニツキ何等召喚シ難キ事由ナキニ拘ラス之ヲ却下シテ其取調ヲ為ササルハ明カニ法令違反ニシテ此点ニ於テ原判決ハ破毀スヘキモノトス原裁判所ハ証拠取調ノ限度ハ裁判所ノ専權ニ属スルヲ以テ前記弁護士申請ノ予審ニ於ケル証人ト雖モ之ヲ拒否シ却下スルヲ妨ケスト為スモノノ如シ然

レ共斯クノ如キハ普通公判ノ場合ニ於テ認容セラルルトスルモ陪審ニ於テハ斷シテ許容セラルヘキモノニアラス若シ陪審ニ於テ公判ニ於ケル証拠調ノ限度ヲ總テ裁判所ノ專權ニ屬スルモノト為サンカ陪審員ハ当該事件ニ付公判ニ於テ提示セラレタル限局セル証拠資料ヲ以テ事實ノ判斷ヲ為ササルヘカラサルモノナルヲ以テ從テ裁判所ノ証拠調ノ限度ノ裁定ハ即チ陪審員ノ答申ヲ左右スル結果ト為リ陪審員ノ妥當公正ナル答申ヲ期待スル能ハサル結果ヲ招来スヘシ之レ陪審法カ特ニ直接審理主義ヲ採用シ特ニ証拠調ニツキ第七十一条以下ノ規定ヲ設ケタル所以ナリトス本件ニ於テ更新前ノ公判ニ於ケル陪審ノ答申ト更新後ノ公判ニ於ケル陪審ノ答申トニ相違ヲ来セルコトモ亦前後ノ公判ニ於ケル証人ノ相違ニ職由スルモノト信ス裁判所カ前後ノ公判ニ於テ殊更ニ其証拠資料ヲ異ニシ被告人ニ有利ナル証拠ハ之ヲ拒否除外シテ審理ヲ尽サス陪審員ノ目ヲ蔽フテ判斷ヲ求ムルカ如キハ陪審更新ノ趣旨ヨリスルモ裁判ノ公正ヲ維持シ司法ノ威信ヲ保持スル点ヨリスルモ斷シテ許容セラルヘキモノニアラスト云フニ在レドモ

陪審事件ニ付キテハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ為スモノナリト雖陪審ヲシテ裁判ヲ為サシムルモノニアラズシテ裁判權ハ固ヨリ裁判所ニ屬シ裁判所ハ陪審法ノ定ムル特別ノ手續ニ從フ外刑事訴訟法ニ基キ事件ノ審判ヲ為スベキモノトス而シテ刑事訴訟法ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証拠調ヲ為ス職權ヲ有スルモノニシテ陪審手續ニ於テモ其ノ理ヲ異ニスルモノニアラザルヲ以テ裁判所ハ特別ナル規定ナキ限り其ノ審判上必要ナルト否トヲ判斷シテ証人取調ノ範圍ヲ決定シ得ルモノニシテ仮令予審ニ於テ訊問セラレタル証人ナリト雖必要ナキモノト認メタルトキハ之ガ取調ヲ為スノ要ナキモノト謂フベク陪審法ノ規定其ノ他其ノ精神ニ徴スルモ予審ニ於テ取調ベタル証人ハ訴訟關係人ヨリ申請アリタル

場合死亡疾病其ノ他ノ事由ニ因リ召喚シ難キ場合ヲ除クノ外必ズ公判手續ニ於テ之ガ取調ヲ為スコトヲ要スルモノト為ス根拠アルヲ見ズ然ラバ原審ガ弁護士申請ニ係ル証人NN淺吉等ヲ却下シタルハ其ノ取調ノ必要ナキモノト認メタルニ基ク適法ナル措置ニシテ法令ニ違反スルモノニ非ズ論旨ハ理由ナキモノトス

同第二点ハ原裁判所ハ第七回公判準備期日ニ於テ弁護士申請シテ却下セラレタル証人NN淺吉、FG庄吉、YS義正、HG幹太郎ノ各予審訊問調書ヲ証拠ト為ス旨申請シタルニ對シ裁判長ハ之ニツキ檢事ノ意見ヲ求メタル処檢事ハ右訊問調書ノ採用ニ付テハ異議アリトノ意見ヲ述ヘタルヨリ弁護士ハ之レニ對シ右ノ予審訊問調書ハ陪審法第七十三条ニ依リ証拠ト為スコトヲ得ルモノニシテ全法第七十五条ヲ適用スヘキモノニアラサル旨主張シ更ニ其旨全月十七日附上申書ヲ提出シタルニ拘ラス裁判所ハ遂ニ右訊問調書ヲ証拠資料トナスコトヲ拒否シタルリ訴訟關係人ハ予審ニ於ケル証人中必要ナリトスルモノハ証拠資料トシテ公判ニ於テ之レカ取調ヲ請求スル權能アルコトハ既ニ理由第一点ニ於テ述ヘタルトコロナリ從テ裁判所カ予審ニ於ケル証人ニツキ訴訟關係人ニ於テ公判ニ於ケル取調ヲ請求シタル場合之力取調ヲ為ササルコトヲ得ルハ第七十三条ニ規定スル召喚シ難キ場合ニ限ルモノナルヲ以テ裁判所カ証人ノ召喚ヲ為ササル限り該証人ノ訊問調書ヲ証拠トナシ得ルコトハ同条ノ規定セルトコロトス然ルニ原裁判所ハ右ノ場合第七十五条ニ該當スルモノトシテ檢事ノ意見ヲ求メテ証拠ト為スコトヲ拒否シタルハ即チ法令違反ニシテ此点ニ於テ原判決ハ破毀スヘキモノトス原裁判所ハ右ノ証人申請ヲ却下シタルハ証人ノ一身上ニ召喚シ難キ事情存シタルカ為メニアラスシテ裁判所ノ都合ニ基クモノナルヲ以テ第七十三条ニ該當セス第七十五条ニ該當スルモノト為シ檢事ノ意見ヲ求メタルモノノ如シ然レトモ右ノ場合

本件忌避事件ニ於ケル抗告裁判所ノ決定ニ示ス如ク仮令裁判所ノ實際執務上ノ都合ニ基クモノナリトスルモ斯クノ如キ場合モ亦第七十三条ノ召喚シ難キ場合ニ該当スルモノト為サルヲ得サルニ拘ラス原裁判所ハ之ヲ以テ第七十三条ニ該当セス第七十五条ニ該当スルモノトシテ検事ノ意見ヲ求メテ弁護人ノ申請ヲ拒否シテ濫リニ証拠ヲ制限シタルハ即チ法令違反ニシテ破毀ヲ免レサルモノナリト信スト云フニ在レドモ

陪審法第七十三条第一号ニ所謂疾病其ノ他ノ事由ニ因リ召喚シ難キトハ疾病其ノ他ノ事由ニ依リ公判期日ニ出頭セシムルコト能ハザル場合ヲ指称スルモノニシテ裁判所ガ其ノ取調ヲ為ス必要ナキモノト認メ公判期日ニ召喚セザル場合ヲ包含スルモノニ非ズ而シテ所論証人NN淺吉等ハ裁判所ニ於テ其ノ取調ノ必要ナキモノト認メテ公判期日ニ召喚セザリシモノナルヲ以テ同人等ニ対スル予審訊問調書ハ陪審法第七十三条ニ依リ証拠ト為スニ由ナク右ハ正ニ同法第七十五条ニ該当スル書類ナリト謂フベク從テ原審裁判長ガ之ヲ証拠ト為スニ付検事ノ意見ヲ求メ検事ニ於テ異議ヲ申立テタルヲ以テ之ガ取調ヲ為サザリシハ相當ノ措置ニシテ何等法令ニ違反スルモノニ非ズ論旨ハ理由ナキモノトス

同第三点ハ原裁判所ノ裁判長ハ更新後ノ公判ニ於ケル陪審ニ対スル説示ニ於テ陪審ノ評決スヘキ事実ハ被告人カ係争ノ放火行為ヲナシタリヤ否ヤノ一点ニ在リテ犯罪動機ニハ及ハサルナリト述ヘ次テ凡ソ犯罪ハ人ノ意識的行為ナルカ故ニ之ヲ為スニ至リタル動機アルヲ常トスレトモ兩者ノ關係ハ其大小輕重ノ点ニ於テ必スシモ均等スルモノニアラス重大視スヘキ動機在リテ重大犯罪ニ及フコトアリ犯罪重大ナルニ拘ラス其ノ動機輕微ナルコトアリ或ハ動機判然タラサレト犯罪明白ナルコトアリト述ヘ更ニ檢事ノ有罪主張ニ副フ証拠トシテ詳細ヲ極メタル説示ヲナシ被告人ノ弁解ニ副フ証拠説示ニ當リテハ冒頭ニ於テ本件出火

カ被告人ノ行為ニ依ルモノニ非サルコトノ確實ナル証拠ハ見当ラスト断シテ簡單ナル説示ヲナシタリ此間約二時間半殊ニ犯罪動機判明セサルモノナリトシ恰モ犯罪動機ヲ要セサルカ如キ口吻ヲ以テシ檢事ノ有罪意見ニ副フ証拠ヲ力説シテ恰モ有罪意見ヲ支持シ是認スルカ如キ口吻態度ヲ示シ被告人ノ弁解ニ副フ証拠ニツキテハ前公判ニ於テ取調ヘタル有利ナル証人ハ更新後ニ於テ之ヲ却下シ其取調ヲ拒否シ置キ乍ラ冒頭ニ於テ本件出火カ被告人ノ行為ニ依ルモノニ非サルコトノ確實ナル証拠ハ見当ラスト断定シ恰モ被告人カ否認スルニハ被告人ノ行為ニアラストスル適確ナル証拠ヲ要スルモノニシテ無之場合ハ被告人ノ所為ト断セサルヘカラサル如ク以テ裁判長ニ於テモ檢事ノ有罪主張ヲ維持スルカ如キ口吻態度ヲ示シタルモノニシテ斯クノ如キハ第七十七条ノ規定ニ違反スル説示ナリト謂フヘク第四百四号第五号ニ該当スルモノト謂ハサルヘカラス尚以上後ノ公判ニ於ケル説示ヲ更新前ノ公判ニ於ケル同裁判長ノ説示ニ対比スルトキハ同裁判長カ後ノ陪審ニ対スル説示ニ於テ被告人ニ対スル有罪証拠ヲ力説シ被告人ノ行為ニ依ルモノニ非サルコトノ確實ナル証拠見当ラスト断定シ以テ暗黙ノ間裁判長ノ有罪意見ヲ表示シタルモノナルコト一層明カナリトス即チ前公判ニ於テ同裁判長ハ先ツ檢事ノ主張及ヒ被告人ノ弁解ヲ略説シ放火罪ニ於ケル燒燬ノ意義已遂未遂ノ區別ヲ説明シ次テ陪審カ之ヲ決スルニハ被告人ニ於テ放火ヲ為スヘキ原因アリシヤ否ヤ其動機方法現場ノ模様等ヲ考慮シテ之ヲ決スヘク之ヲ決スルニハ証拠ニ依ルヘク其証拠トシテハ当法廷ニ現ハレタル被告人証人ノ各供述云々ニシテ其ノ何レノ証拠ヲ信スルヤ否ヤハ陪審ノ自由ナル心証ニ依ツテ決スヘキ旨告ケ各証拠ノ要領ヲ説示シ問書ヲ交付シテ之ヲ説明シタリ之ト後ノ公判ニ於ケル犯罪動機ニツキ實兄ノ住宅放火ニ於テ殆ンド動機ヲ要セスト説示シ被告人ノ行為ニ依ルモノニ非サルコトノ確實ナル証拠ハ見当ラスト

断定シ検事ノ有罪主張ニ添フ証拠ノ多数存在スル旨詳細ニ力説シタルニ比較スルトキハ同裁判長カ更新後ノ説示ニ於ケル有罪意見ノ表示ハ一層明瞭ニシテ斯ク如キハ断シテ許容スルトコロニアラス即チ右ハ第七十七条ニ違反スルモノニシテ此点ニ於テモ亦原判決ハ破壊スヘキモノナリト信スト云ヒ

弁護人鍛治利一上告趣意書

第二点ハ裁判長ヲシテ陪審員ニ説示ヲ為サシムル所以ハ陪審カ法律専門家タル裁判官以外ニ素人タル市民ヲ裁判ニ参与セシムルニ在リ陪審員ハ審判手續ニハ素人タルカ故ニ世俗人トシテノ素朴ナル直観ニ於テ勝レルモ総括的觀察ニ未熟タルヲ免カレサルニヨリ法律上ノ論點ヲ解明スルト共ニ陪審員ノ脳裡ニ雜然トシテ印象セラレアル問題事實及証拠ヲ整頓認識セシメ偏スルコトナキ心境ニ於テ評決ヲ為サシメントスルニ在リ換言スレハ説示ハ裁判長ノ思想ヲ陪審員ニ注入スルモノニ非ス陪審員自身ニ於テ其帰趨ヲ求メ得ル様助力スルモノタラサルヘカラス説示ノ精神ハ右ノ如クナルモ陪審員ハ素人ニシテ説示ヲ信賴シ之ニ左右セラルルヲ以テ説示ノ如何ハ陪審員ノ意見ヲ決定スルコトトナリ斯クテ陪審制度ノ善用悪用從テ其盛衰ハ一ニ繫ツテ説示ノ当否ニ存スルコトトナルナリ（大森洪太氏陪審法一二〇頁）故ニ陪審法第七十七条ハ裁判長ハ陪審ニ対シ「犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論點及問題ト為ルヘキ事實並証拠ノ要領ヲ説示」スヘキモノニシテ「証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス」ト規定シタリ蓋シ裁判長カ証拠ノ価値判断ヲ告ケ罪責ノ有無ニ付キ意見ヲ開示センカ素人タル陪審員ハ検事ハ有罪ノ意見弁護人ハ無罪ノ意見ヲ有スルニ公正ナル審判者トセラルル裁判所カ有罪ノ意見ニ左袒スルモノナルニヨリ公平ニ考ヘレハ裁判所ノ意見ニ合致スル方ノ意見ヲ是認スヘキモノト考フルニ至リ陪審制度ノ目的ハ

全ク破壊セラルルニ至レハナリ外国ノ例ニ徴スルモ我国ト同様ノ審理手續ヲ採ル仏蘭西法系ニ於テハ犯罪事實ノ説明ヲ為スニ止メ罪責ノ有無ニ関シテハ勿論証拠ニ関シ説明スルコトヲモ許ササルコトトセリ之他ナシ此主義ニ於テハ証拠ノ顯出ハ裁判所ニヨリテ行ハルルニ之ニ対スル説示ヲモ為サシムルコトトセンカ裁判長ニシテ予断ヲ抱カンカ先ツ証拠ヲ加減塩梅シ次テ説示ニヨリテ陪審員ヲシテ自己ノ思フ俚ノ答申ヲ為サシムルコトヲ得ルニ至ルニヨルモノトス英国法ニ於テハ之ニ反シ裁判長ヲシテ犯罪事實証拠ノ説明ハ勿論証拠ノ価値責任ノ有無ニ至ル迄説明ヲ為サシムルモ之前者ト全ク審理手續ヲ異ニスルカ故ナリ即チ事實審理ハ檢察弁護士ト被告人ノ弁護人タル弁護士ニ一任シ両者カ互ニ攻撃防禦ノ資料ヲ法廷ニ顯出スルモノニシテ裁判長ハ唯不明ヲ箇所ヲ補充的訊問ニヨリ明カニスルニ止マルヲ以テ被告人側ノ証拠提出ハ毫モ制約セラルトコロナク（檢察側モ勿論ナリ）寧ろ無統制ノ状態ヲ現出スルカ故ニ裁判所ヲシテ独自ノ見解ヲ表明セシムル必要アルモノトス即チ一ハ既ニ審理手續ニ於テ裁判長ノ統制ノ下ニ在ルニ他ハ之ニ反スルヨリ生スル差異ニシテ外見ニ拘泥スルコト無ク其由来ヲ認識セサルヘカラサルモノトス然ラハ我国ノ審判手續ニ於テハ断シテ英国流ノ説示タルヘカラサルハ多言ヲ俟タス「証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表明スルコトヲ得ス」トセル所以茲ニ在リ而モ仏国流ニ皈一セス折衷的態度ヲ採レルハ一ニ裁判長ニ信賴シタルモノト云フヘク裁判長タルモノ其信任ニ答へ誤リ無キヲ期セサルヘカラス然ルニ陪審法施行ノ結果ヲ見ルニ其説示ハ其使命ニ適合シタリト云フ能ハス而モ不当ナル説示ニ対シテモ公判調書ニ摘録セラルルニ過キス不穩当ナル部分ハ記述セラレス暗カラ暗ニ葬リ去ラルル実状ニシテ遂ニ陪審ヲ危険視シ余程ノ確固タル信念ヲ有スルカ一途ニ同情ヲ催スカ如キ事件ニ非サレハ等シク陪審ヲ避退スルコトトナリ当局モ持

テ余シ大東亞戦争ヲ好機トシテ遂ニ停止セラルルニ至リタリ本件ハ泣キ落シノ利ク案件ニ非ス上告人カ陪審ヲ避退セサリシハ無実ハ必スヤ明カトナラント確ク信シテ疑ハサリセハナリ果セル哉答申ハ「然ラス」ト上告人ノ無実ヲ宣言シタル次第ナリトス然ルニ裁判長ハ此答申ヲ不当トシ再陪審ニ附シ前回取調ヘタル証人十名中上告人無実ニ資スル証人七名ヲ却下シ裁判長ノ意ニ反セサル証人三名ノミヲ採用シ全ク証拠ヲ變更シ後記ノ如キ証拠判断ヲ説示シ遂ニ「然リ」トノ正反对ノ答申ヲ得タルモノトス元來職權審理手續ニ於テ更ニ裁判長ニ説示ヲ為サシムル我陪審法ニ於テハ裁判長カ審理ニ熱中シテ不知不識ノ間ニ説示ノ限度ヲ逸脱スルコトアルハ予想ニ難カラス要ハ斯ル場合ニ被告人側ヨリ之ヲ是正スルノ途ヲ確保シ不安ナカラシムルニ在リ或ハ云ハン不当ノ説示ヲ為サハ上告破壊セラルルニ非スヤト然レトモ右ハ説示カ如実ニ後ニ残サレテ初メテ云ヒ得ル処ニシテ裁判所書記カ摘録シテ裁判長ノ署名(事實ハ檢閱補正)ヲ得テ作成スル公判調書ニ記載セラルルニ過キササルニ於テ其ハ単ナル空論ノミ然ラハ其方法如何極メテ簡單ナリ即チ説示ハ速記ニヨリテ調書ニ添附スルコトコレナリ(而シテ其費用ハ国庫支弁タルコト然ラサレハ貧窮ナル被告人ニハ出来サルコトトナル)説示速記ノ制ヲ採用シ居ラハ説示ノ過誤ハ是正ノ途アリ陪審法今日ノ不振ハ招来セサリシナリ(大森氏前掲一二五頁モ之ヲ指摘ス)之ヲ本件ニ付キテ見ルモ裁判長ハ再陪審ニ於テハ証拠ヲ變へ消極的状況ニ資スルト予想セラルルモノハ努メテ之ヲ排斥シタル上説示ニ入ルヤ檢事及弁護人ノ陳述ヲ併セタル時間ニ倍スルニ時間半ニ亘リ専ラ檢事ノ主張ヲ支持シ弁護人ノ弁論ヲ反駁シ其証拠ハ価値無キコトヲ縷説スルニ終始シタリ如何セン速記ヲ許ササルニヨリ十分ノ一モ之ヲ止メ居ラサルモ原審調書ニヨレハ如何ニ其不当ナリシカヲ知ルニ足ラン即チ裁判長ハ第五回公判ニ於テ説示ニ当リ先ツ「陪審ノ評

決スヘキ事項ハ被告人カ係争ノ放火行為ヲ為シタリヤ否ヤノ一点ニ在リテ犯罪動機ニハ及ハサルナリ」トテ動機ノ如何ハ問題トスルニ足ラス動機アリシヤ否ヤノ如キハ問題トセス放火シタルヤ否ヤノ事實ノミヲ評決スヘキモノナリトテ動機ハ認め得ストモ新聞売子SHつぎカ上告人ニ新聞紙四枚ヲ売リタリト証言シ巡查側隆雄カ現場ニ新聞ノ燃残りカアツタコトヲ証言スルニヨリ是ノミニヨリテ動機ノ有無ヲ考ヘス有罪ヲ断スヘキモノナル旨ヲ暗示シテ伏線トナシ(其他七名ノ証人ハ第二回陪審ニ於テハ却下シ陪審員ニ知ラシメサリシモノナリ第一回陪審員ニ対シテ「陪審カ之ヲ決スルニハ被告人ニ於テ放火ヲ為スヘキ原因アリシヤ否ヤ其動機方法現場ノ模様等ヲ考量シテ之ヲ決スヘク」ト説示シ動機ノ有無カ重要ナル判断資料ナリト云ヒタルト全ク反対ニ説示シ居ルモノニシテ此一事ニヨルモ右説示ノ一端ヲ知ルニ足ラン而モ之ニテハ如何ニシテモ動機ノ無キコトニ頼リ無サヲ感シタルカ一転シテ「凡ソ犯罪ハ人ノ意識的行為アルヲ常トスレトモ兩者ノ關係ハ其大小輕重ノ点ニ於テ必スシモ均等スルモノニアラス重大視スヘキ動機アリテ重大犯罪ニ及フコトアリ犯罪重大ナルニ拘ラス其ノ動機輕微ナルコトアリ或ハ動機判然タラサレト犯罪明白ナルコトアリ」動機ハ極メテ輕微ニテモ放火犯ヲ犯スモノナリト述ヘテ保險金詐欺ノ目的ハ認め得ス借財モ特ニ催促ハ受ケ居ラス椅子ノ一部納入遅延モ諒解済ナリトスルモ之ヲ動機ニ放火スルモノト認ムルニ支障ナキ旨暗示セリ斯クシテ遂次檢事主張ニ副フ証拠ヲ解明シテ詳細ヲ極メタル次第ニシテ其演述ハ終始檢事ノ主張ヲ支持シ弁護人ノ弁論ヲ反駁スル外ニナク単ニ事實及証拠ノ要領ヲ説示シタリト云フニ止マラス檢事主張ニ副フ証拠ヲ信用スヘキモノトシ上告人ノ有罪ヲ懲慝スルモノニ非スシテ何ソ最後ニ上告人ノ弁解ニ添フ証拠ヲ説示スルニ当リテハ上告人ヲ有罪視スルコト決定的ナリ即チ「三被告人ノ弁解ニ副フ証拠トシ

テ先ツ本件出火カ被告人ノ行為ニ依ルモノニ非サルコトノ確實ナル証拠ハ見当ラス」ト説示シタリ確實ナル証拠ナリヤ否ヤハ証拠ノ要領ノ説明ニハ非ス其証拠ノ価値如何即チ其証拠ノ信否自体ナリ元來本件証拠ノ何レヲ見ルモ確實ナル証拠ナルモノハ無シ何レモ間接ノ情況証拠ナリサレハ之ヲ評決スルコトコソ陪審員ノ務ナリ然ルニ右ノ如ク独り本件出火カ上告人ノ行為ニ依ルモノニ非サルコトニ付テハ確實ナル証拠ナシト云フハ一面ニ於テ上告人ノ弁解ニ添フ証拠ハ信用スヘカラスト教フルトモニ反面ニハ先ニ説示シタル檢事主張ニ添フ証拠ハ確實ナルモノナリ信用スヘシト教フルモノニシテ正ニ証拠ノ判断ヲ示シ上告人ノ有罪ヲ暗示スルモノト云ハサルヘカラサルナリ果シテ然ラハ原審裁判長ノ説示ハ陪審法第七十七条ニ違背シ到底破毀ヲ免カレサルモノト信スト云フニ在レドモ

原審公判調書ニ付裁判長ノ説示ヲ精査検討スルニ裁判長ハ陪審ノ評決スベキ事實ハ犯罪ノ動機ニ及ハザル旨又動機ト犯行トノ關係ニ付所論ノ如キ説示ヲ為シタルコトヲ認メ得レドモ裁判長ハ之ニ次キ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ犯行ノ動機ニ關スル証拠ヲ逐一説明シテ陪審ノ判断ニ資シタルコト明ナレバ犯罪ニ動機ヲ要セズトシテ被告人ニ不利ナル説示ヲ為シタルモノトハ断シ難ク又本件出火カ被告人ノ行為ニ依ルモノニ非ザルコトノ確實ナル証拠ハ見当ラザル旨ノ説示ハ単ニ証拠ノ存否ニ付説明シタルモノニシテ証拠ノ信否ニ關スル意見ヲ表示シタルモノニ非ザルコト前後ノ記載ニ徴シ明瞭ナリ其ノ他檢事ノ有罪主張ヲ維持スル証拠ヲ力説シ弁護人ノ弁論ヲ反駁シ其ノ証拠ハ無価値ナリト縷説シ以テ罪責ノ有無ニ付意見ヲ表示シタル廉アルモノト認ムル能ハズ從テ原審裁判長ノ説示ニハ何等所論ノ如キ違法ナシ論旨ハ執レモ理由ナキモノトス

弁護人坂東米八上告趣意書

第四点ハ原審ニ於ケル更新後ノ公判ノ問書ノ問ハ被告人ハ昭和十六年四月二十六日午前零時四十分頃大阪市浪速区□□町千□□番地YS義正方住宅ヲ焼燬スル為メ全家北側軒下ノ棚ノ上ニ在ル竹籠内ノ新聞紙及ボロ切ニ燐寸ヲ以テ点火シタルモ直ニ家人ニ発見消火セラレ住宅ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリヤトシテ答申ヲ求メタルニ對シ陪審ハ然リト答申シ右ノ問ヲ肯定シタリ裁判所カ此答申ヲ採択シテ言渡シタル判決ニハ其理由トシテ被告人ハ実兄YS義正方住宅ノ北側軒下ヨリ火事騒ヲ發生セシメテ製造方下請シタル椅子納入遅延並借財返還遅滞ノ弁解ト為スト同時ニ万一自宅ニ延焼シタル場合ハ予テ被告人カ其所有動産ニ付NH簡易火災保険株式会社ト保険金三千円ノ火災保険契約ヲ締結シ居レルニヨリ該保険金ノ得ラルヘキヲ想起シ茲ニYS義正ノ住宅ヲ焼燬センコトヲ決意シテ放火シタル旨認定セリ右判決ノ認定ト問書トヲ對照スルニ問書中ニハ判決ノ如ク被告人カ放火ノ際自己ノ住宅ニ延焼スル場合ヲ予想シタル記載ナシ更ニ更新前ノ公判ニ於ケル問書ヲ見ルニ其間ニ於テ被告人ハ昭和十六年四月二十六日午前零時四十分頃大阪市浪速区□□町千□□番地YS義正方住宅ヲ焼燬シ同家ノ北隣ナル自宅ニ延焼セシムル目的ヲ以テYS方北側軒下ノ棚ノ上ニ在ル竹籠内ノ新聞紙及ボロ切ニ燐寸ヲ以テ点火シタルモ直ニ発見消火セラレタル為メ住宅焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤト記載セリ之ニ依リテ見ルトキハ更新前ノ公判ニ於ケル問書ト後ノ公判ニ於ケル問書トハ明カニ放火ノ際ニ於ケル被告人ノ犯意ノ範圍ヲ異ニセルモノト謂ハサルヘカラス然ルニ原判決ニ於テハ結局予審終結決定書ト同趣旨ノ認定ヲ為セルハ明カニ答申ト判決トニ齟齬アルモノニシテ此点ニ於テモ亦原判決ハ破毀ヲ免レサルモノナリト信スト云ヒ

弁護人鍛冶利一上告趣意書

第五点ハ原判決ハ其事實理由ニ於テ「被告人ハ…：自宅ノ南ニ幅約六尺ノ露路ヲ隔テ隣接スル同番地上実兄YS義正方住宅ノ北側軒下ニ同月二十三日夜小火發生シタルモYS方風呂場ノ煙突ヨリ飛散シタル火ノ粉ニ基因スルモノナラムトシテ深ク怪シマサリシヲ奇貨トシ同所ヨリ火事騒ヲ發生セシメテ製造方下請シタル椅子納入ノ遅延並借財返還遅滞ノ弁解ト為スト同時ニ万一自宅ニ延焼シタル場合ハ予テ被告人カ其所有動産ニ付NH簡易火災保險株式会社ト保險金三千円ノ火災保險契約ヲ締結シ居レルニヨリ該保險金ノ得ラルヘキヲ想起シ茲ニ隣家ナルYS義正方ノ住宅ヲ焼燬セムコトヲ決意シ同日午後十二時前頃右義正方北方軒下ノ材木其ノ他燃焼物堆積スル個所ニ設ヘタル棚上ニ重ネ置カレタル二個ノ竹籠ノ中間ニ新聞紙四枚及布片等若干ヲ差込ミテ放火ノ準備ヲ為シ翌二十六日午前零時四十分頃之二燐寸ヲ以テ点火シ忽チ右新聞紙布片竹籠等ヲ燃焼セシメタルモ間モナク義正等ニ發見消火セラレタル為同方板壁廂等ノ一部ヲ燻焼シタルニ止マリ住宅焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ」トテ被告人カ火事騒ヲ起シ下請シ居リタル椅子納入並借財返済遅滞ノ弁解ト為スト同時ニ自宅ニ延焼シタルトキハ既ニ其所有動産ニ付契約シアリタル保險契約ニ基ク金三千円ノ保險金ヲ受取ルヘキコトヲ想起シテ判示YS義正方ノ北側軒下ノ棚附近ニ放火シタル旨判示シタリ然レトモ右事實認定ノ基礎タル再陪審ニ於テ裁判長ノ陪審ノ評決スヘキ事實トシテ与ヘタル問書ハ左ノ如シ「被告人ハ昭和十六年四月二十六日午前零時四十分頃大阪市浪速区□□町千□百□□番地YS義正方住宅ヲ焼燬スル為同家北側軒下ノ棚ノ上ニアル竹籠内ノ新聞紙及ホロ切ニ燐寸ヲ以テ点火シタルモ直ニ家人ニ發見消火セラレ住宅ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリヤ」即チ再陪審ニ於ケル問書ハ上告人カYS義正方ヲ焼燬スル為メニ判示個所ニ放火シタルヤ否ヤノ一点ニ在リ自宅ニ延焼セシメテ保險金ヲ

取得センコトヲ想起シテ放火シタリヤ否ヤノ事實ハ全ク除外セラレアルモノニシテ陪審員ハ裁判長ヨリ此問書ヲ与ヘラレタルニ「陪審ノ評決スヘキ事項ハ被告人カ係争ノ放火行為ヲ為シタリヤ否ヤノ一点ニ在リテ犯罪ノ動機ニハ及ハサルナリ」ト動機ノ如キハ陪審員ノ評決ニ付考慮スヘキニ非ス動機ハ認めストモ裁判長ノ説示ヲ洞察シテ決断スヘキモノナリトノ説示ヲ与ヘラレ之ニ対シ「然リ」ト答申シタルモノトス上告人カ放火シタリトシテ主張セラレ来リタルトコロニ依レハ(1)椅子納入遅延並借財返還ノ弁解トスル為メ(2)並ニ動産火災保險金三千円ヲ得ントシタルコトカ動機ナリト云フモノニシテ裁判長モ第一回ノ陪審ニ於テ「陪審力之ヲ決スルニハ被告人ニ於テ放火ヲ為スヘキ原因アリシヤ否ヤ其動機方法現場ノ模様等ヲ考量シテ之ヲ決スヘク」ト云ヒ上告人カ放火シタリヤ否ヤノ事實ヲ認定スルニ付キテハ動機カ極メテ重要ナルコトヲ説示シ居ル次第ナリ而シテ(1)ノ目的ハYS義正方ニ火災ヲ起サシムルコトニヨリテ達シ得ルモ(2)ハ上告人カ居宅ヘ延焼セシムルニ非サレハ目的ヲ達スルニ由ナキトコロニシテ斯クテ前記ノ動機ヲ肯定シテ上告人ノ放火ヲ断定スルカ為メニハ(1)YS義正方ノ焼燬シ(2)上告人方ヘノ延焼セシメントシテ放火シタルモノトセサルヘカラス茲ニ於テ第一回陪審ニ際シテ裁判長ハ「被告人ハ…：YS義正方住宅ヲ焼燬シ同家ノ北側ナル自宅ニ延焼セシムル目的ヲ以テ」云々トノ問書ヲ与ヘタルモノトス而シテ陪審員ハ「然ラス」ト答申シタリ之右ノ動機ナリトセラルモノカ根拠ナキコト明カニシテ上告人カ保險金詐取ノ為メニ放火シタリトハ考ヘ得ス又椅子納入遅延及借財返還ナルモノモ取立テテ云フニ足ラサルコト認識セラレタルコトカ重要ナル理由ナルコト推測ニ難カラサルトコロナリ然ルニ原審ハ右答申ヲ不当ナリトシ再陪審ニ附スル旨宣スルヤ前回採用シタル証人十名中放火事實ヲ断定スルニ都合ヨキ三名ヲ除キ他ヲ全部却下シテ一方

的審理ニ終始シ動機ニ関スル証人ハ公判廷ニ出テザル様ニナシタル上前記ノ如ク第一回トハ掌ヲ返スカ如ク陪審ノ評決スヘキ事項ハ犯罪ノ動機ニハ及ハサルモノナリトテ動機ハ考フルニ及ハス(考ヘレハ無イコトニナルカラ)ト説示シタル上其問書ニ於テモ之ト符節ヲ合セテ「YS義正方住宅ヲ焼燬スル為メ」放火シタルヤノ一点ニ止メタルモノトス蓋シ若シ「上告人方ニ延焼セシムル目的」ヲ掲ケンカ即チ保険金詐取ノ為メナリシト云フコトトナリ到底支持シ得ス否定セラルルニ至ルヘキカ故ニ外ナラス何人モ陪審ハ恐ルヘシ倚ルヘカラストノ感ヲ深フセサルヲ得サルヘシ要之陪審員ハ問書ニ對シテ然リ又ハ然ラストノ肯定又ハ否定ノ一途アルノミ本件再陪審員モ前記問書ニ對シ然リト答申シタルモノニシテ換言スレハ上告人カYS義正方ヲ焼燬スル為メニ判示個所ニ放火シタル旨ヲ肯定シタルニ止マリ其以外ノ何モノニモ非ス況ヤ火ヲ自宅ニ延焼セシメテ保険金ヲ取得センコトヲ想起シテ放火シタリトノ事実ヲ肯定シタルニアラサルヤ言フ俟タサルナリ果シテ然ラハ原審ハ陪審ニ附シタル事実ト異ル事実認定ヲ為シタルモノニシテ到底破毀ヲ免カレサルモノト信スト云フニ在レドモ

原審裁判長ノ問之ニ對スル陪審ノ答申及原判決ノ認定シタル事実ハ論旨ニ摘録シタルガ如クナルヲ以テ之ニ依レバ陪審ハ被告人ガYS義正方住宅ヲ焼燬スル為之ニ火ヲ放チタルモ家人ニ発見消火セラレ右住宅ヲ焼燬スルニ至ラザリシ犯罪事実ヲ肯定シ原判決又右ト同一犯罪事実ヲ認定シタルコト明ナルヲ以テ陪審ノ答申ト原判決ノ認定事実トノ間ニ何等ノ齟齬アルコトナシ尤原判決ニハ所論ノ如ク被告人ハ万一自宅ニ延焼シタル場合ハ予テ契約シ居タル火災保険ノ保険金ヲ得ラルベキコトヲ想起シテYS義正ノ住宅ヲ焼燬センコトヲ決意シタル旨記載シアルモ右ハ放火ノ動機トシテ判示シタルニ過ギズ此ノ動機ノ有無ニヨ

リ法律ノ適用ニ何等ノ差異ナキモノナルヲ以テ此ノ点ヲ捉ヘテ陪審ノ評議ニ付シタル事実ト判決認定ノ事実ト相違スル旨非難スルハ當ラズ論旨ハ孰レモ理由ナキモノトス
弁護人鍛冶利一上告趣意書

第一点ハ本件ハ法定陪審事件トシテ陪審ノ評議ニ付シタル結果「然ラス」トノ答申アリ裁判長ハ之ヲ不当トシテ再陪審ニ付シタルモノトス再陪審ハ我陪審法ノ特色タルト共ニ一大弱点ナリ我陪審ノ不振ハ第二点ニ述タル説示ト再陪審トニ對シ措置ヲ誤リタルニ由來スルモノトス元來再陪審ハ陪審違憲論ノ攻勢ヲ避クルカ為メニ設ケラレタル變態的規定ナリ陪審ノ評決ト裁判所ノ意見トカ相反シタルトキハ裁判所ハ陪審ノ評決ニ拘束セラルヘキニ非ストノ前提ヨリ之カ解決策トシテ他ノ陪審ノ評議ニ附スルコトトシタルモノトス然レトモ再陪審ハ裁判所ノ放恣專斷ヲ是認シタルモノニ非ス裁判官タルニ相応シキ合理的判断ヲ前提トシ此判断ト陪審ノ評決トカ相反スル場合ニ裁判所ヲシテ其評決ヲ無視セシメ他ノ陪審ノ評決ニ付サシメントスルニ在リ換言スレハ裁判所ニ顯出セラレタル資料ニヨレハ合理的判断ノ結果達セサルヘカラサル結論ト反對ノ答申ヲ陪審員カ為シタル場合ニ裁判所ヲシテ之ヲ是正スルノ途ヲ設ケタルモノナリサレハ再陪審ハ前陪審廷ニ顯出セラレタルト同様ノ資料ニ基キ必要アラハ之ニ資料ヲ補充シテ他ノ陪審員ヲシテ評決セシムヘキモノト云ハサルヘカラス蓋シ前陪審ニ顯示セラレタル証拠資料ハ裁判所ノ統制下ニ顯出セラレタルモノナルニヨリ其レニ不当アル理ナク之ヲ資料トシテ到達シタル陪審ノ評決力不当ナルモノナレハナリ若シ然ラストセンカ元來案件ハ既ニ發生シタル過去ノ事実ナリ過去ノ事実ニ對スル証拠ハ取調ニヨリ其範圍明カトナリ居ルモノニシテ先ニ裁判所ハ其内ヨリ公判廷ニ顯出スル必要アリトスルモノヲ決定シ取調ヲ為シタルモノナルヲ以テ陪審力不当ノ評決ヲ為シ

タレハトテ新タナル証拠カ発生スル理ナキトコロニシテ前陪審ノ証拠ヲ無制限ニ変更シ得ルモノトセンカ前答申ト反対ノ証拠ノミヲ顕出シ以テ陪審ノ答申ヲ自由ニ決定シ得ルコトトナリ陪審ノ本質ハ全ク没却セラルレハナリ又真ニ陪審ノ評決力不当ナリシトセンカ斯カル細工ヲ弄セストモ再陪審ノ結果ハ裁判所ノ意見ト合致スヘキナリ然ルニ原審ハ再陪審ニ決スルヤ前回ノ証人十名中三名ヲ除キ七名ヲ却下シ別ニ職権ヲ以テ四名ノ証人ヲ訊問スル旨決定シタリ原審ハ何故ニ前公判ニ於テ自ら取調ヘタル証人S Hツギ淵側隆雄Y S榮ノ三名ノミヲ残シテ其大部分タル七名ノ証人訊問ヲ却下シタルモノナリヤ右三名ハ淵側ハ巡查S Hハ上告人ニ新聞ヲ売リタリト云フ者ニシテ間接ニ公訴事実を支持スル唯一ノ証拠ナリY S榮ハ出火現場ノ状況ヲ明カニスル証人トシテ最少限度一人ハ喚問セサルヘカラサルニ因ルモノトス而シテ採用ヲ取消シ却下シタル七名ノ証人ハ何レモ上告人ノ弁解主張ヲ明ニセントスル証人ニシテN N淺吉ハ被告人ニ椅子ヲ下請セシメタル注文者ニシテ椅子ノ一部納入ノ遅延ヲ予メ認容シタル事実O T建三郎ハ職人Y S秀敏ノ雇主ニシテ本件発生ノ前日被告人ヨリ秀敏使用ニ付交渉ヲ受ケ翌日秀敏ニ於テ被告人方ニ到リテ仕事ヲ為シタル事実F G庄吉ハ被告人方職人ニシテ右N Nノ遅延認容ノ事実並ニ本件発生ノ前後ニ於ケル被告人ノ行動ニ関スル事実T G幸吉ハ被告人ノ妻ノ伯父ニシテ被告人カ其前日同人方ニ金借ニ行キタル事情其際ノ被告人ノ状態ニ関スル事実Y S義正ハ被告人ノ実兄ニシテ本件放火事件発生ノ際ノ状態並ニ被告人ノ一身上ニ関スル事情等ノ事実U D周藏ハ被告人ノ動産ヲ評価シタルモノニシテ当時ニ於ケル被告人ノ動産ノ相当多額ナリシ事実ニ付前公判ニ於テ何レモ被告人ニ有利ナル証言ヲ為シタルモノナリ(Y Kタケノミハ其後採用セリ) 翻ツテ新ニ職権ヲ以テ喚問ヲ決定シタル証人ヲ見ルニM K清次郎ハ曩ニ検事ヨリ申請シタルモ却下

セラレタル証人ニシテ検事ハ同証人ニ依リN N淺吉ヨリ被告人ニ下請負セシメタル椅子カ期日迄ニ完成ノ不可能ナリシ事実ヲ立証セントシタルモノナルカ同証人ハ被告人ト何等ノ交渉ヲ為シタルコトナキ者ナリ斯カル者ヲ訊問スル必要ヲ感シ乍ラ最も重要ナルN N淺吉ヲ何カ故ニ却下シタルヤ解スル能ハサルナリ次ニH T熊太郎ハ上告人カ賃借セル住宅ノ家主T I合名会社ノ家屋管理人N D辰三郎F H愛三八何レモ債権者ナリトス斯カル証人ヲ新ニ訊問スル決定ヲシ乍ラ前記各証人ヲ却下スルカ如キハ陪審員ノ意見ヲ左右セントスル以外其所以ヲ知ラサルナリ陪審員ハ公判ニ於テ初メテ又公判ニ於テノミ訴訟資料ニ接スルモノナルヲ以テ斯カル証拠決定カ許サルモノトセンカ再陪審ハ審判手続ニ非ス有罪確認手続タル以外ノ何モノニモ非サルナリ果シテ然ラハ原判決ハ陪審法第九十五条ニ違背スルノミナラス公判ニ於テ取調フヘキ証拠ヲ取調ヘサリシモノト云フヘク陪審法ノ精神ニ反シ到底破毀ヲ免カレサルモノト信スト云フニ在レドモ

裁判所ガ陪審ノ答申ヲ不当ト認ムルトキハ陪審更新ノ決定ヲ為シ全ク新ナル構想ノ下ニ改メテ公判手続ヲ行ヒ事件ヲ他ノ陪審ノ評議ニ付スベキモノニシテ此ノ場合何等従来ノ公判手続ニ拘束セラルルモノニ非ズ從テ原審ガ更新前ノ公判手続ニ於テ取調ヲ為シタル証人ヲ更新後ノ公判手続ニ於テ取調ベザリシトスルモ所論ノ如キ違法アリト謂フヲ得ズ論旨ハ理由ナキモノトス

同第三点ハ原審第五回公判調書ヲ閱スルニ原審裁判長ハ陪審員ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ「尚ホ被告人カ本件放火ノ犯行ヲ自白セル当時其ノ動機トシテ供述セル処トシテ(イ)強制処分訊問調書ニ於テ…自分ノ放火ニヨリ自宅カ焼ケタル曉ニハ保険金ノ得ラルルコトモ勿論考ヘ居タレト保険金ノコトハ余リ重キヲ置カサリシ」ト説示シタルコト明カナ

り然レトモ被告人ニ対スル強制処分訊問調書ニハ「六、問本件放火ノ決意スル際火災保険金ヲ取ラウト云フ目的モアツタノテハナイカ答私ハ当時保険金ヲ取ラウト云フ氣持ハアリマセヌテシタカ自宅カ焼ケテ私ノ動産カ焼ケレハ保険金モ入ルト云フ事ハ考ヘテ居リマシタ」トノ供述記載アリテ右記載ニヨレハ被告人ハ自宅ノ動産カ焼失セハ保険金モ入ルト云フコトハ考ヘタルモ火災保険金ヲ取得セントスル意思ハナカリシモノナリト云フニ在リテ原審裁判長ノ説示シタルカ如ク単ニ之ニ余リ重キヲ置カサリシト云フト大イニ相異スルトコトナリ即チ原審裁判長ノ説示ニヨレハ保険金ニハ余リ重キヲ置カサリシト云フモノナレハ之ヲ換言スレハ保険金ヲ取ルコトヲ目的ニシタルコトヲ肯定スル意味トナリ上告人ハ保険金ヲ取得スルコトモ目的ノ一トシタルコトヲ明白シ居リタルコトナルモノナリ然ルニ該調書自体ノ記載ニヨレハ保険金カ入ルト云フコトニハ想到シ居タルモ当時保険金ヲ取ラウト云フカ如キ氣持ハ無カリシモノナリト云フニ在リ此供述ニヨレハ保険金ヲ取ルコトハ全然其ノ目的トセサリシコト明カニシテ兩者ハ其ノ趣旨ニ於テ相反スルモノト云ハサルヘカラサルナリ果シテ然ラハ原審裁判長ノ陪審員ニ対スル前掲証拠説示ハ証拠ノ趣旨ト相異スルモノニシテ結局原審裁判長ハ証拠ニアラサルモノヲ証拠トシテ説示シタルニ帰シ其ノ説示ハ違法タルヲ免カレサルモノト云フヘク原判決ハ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レドモ

被告人ニ対スル予審判事ノ強制処分ニ於ケル訊問調書ヲ查スルニ被告人ガ所論ニ引用スル裁判長ノ説示ト同趣旨ノ供述ヲ為シタル旨ノ記載アルコト明ナルヲ以テ原審裁判長ハ此ノ記載ヲ採ツテ証拠ノ説示ヲ為シタルモノニシテ証拠ニ非ザルモノヲ証拠トシテ説示シタル違法存スルコトナシ論旨ハ理由ナキモノトス

同第四点ハ原審第五回公判調書ヲ閱スルニ「裁判長ハ陪審員ニ対シ……二、検事ノ主張ニ副フ証拠ノ内先ツ被告人カ放火ヲ決意シ其ノ準備ヲ為シ実行行為ニ及ヒタル点ニ関スルモノトシテ被告人ニ対スル強制処分訊問調書中第二乃至第五問答ノ放火ノ決意準備及実行ニ関スル部分並予審第一回訊問調書中第二問答及予審請求書ノ公訴事實ヲ読聞ケ証第八乃至第十号ヲ示シ」云々ト説示シタリ然レトモ予審請求書ナルモノハ検事ニ於テ被告人ニ其記載ノ如キ犯罪事實アリタルト思料スルニヨリ取調ヲ求ムル旨ノ意見ヲ記載シタル書面ニシテ素ヨリ証拠ト為ルヘキモノニアラサルナリ（牧野博士改訂刑事訴訟法二八四頁小野博士刑事訴訟法講義三三七頁）蓋シ裁判ハ此等ノ意見ノ正当ナリヤ否ヤヲ証拠ニ基キ判定スルモノナルカ故ニ斯ル予審請求書ノ記載自体カ批判ノ対象タリ証拠ヲ俟テ始メテ是認セラレヘキトコロニシテ之ヲ以テ当該事實ノ証拠トスルカ如キハ本末ヲ顛倒スルモノナレハナリ又實際上ヨリ云フモ既ニ検事ハ公判ノ劈頭ニ於テ公訴事實トシテ予審請求書ト同趣旨ノ陳述ヲ為シ次テ之ヲ敷衍強調シテ論告スルモノナルニヨリ陪審員ノ耳ニハ強ク被疑事實トシテ印象セラレアリ而モ此程度ニ於テハ次テ弁護人ノ弁論アリ未タ批判的態度ヲ失ハサルモ公正ナル審判官トシテ尊敬スル裁判長カ批判者トシテ為ス説示ニ於テ予審請求書ノ記載ヲ上告人カ「放火ヲ決意シ其ノ準備ヲ為シ実行行為ニ及ヒタル点ニ関スル」証拠トシテ読聞カスニ至リテハ茲ニ単ナル原告官ノ意見ニシテ夫レ自体批判ノ対象タリ証拠ヲ俟テ是認セラルヘキモノカ客觀的存在トシテ既定ノ事實ヲ示スモノトシテ映スルコトトナリ証拠裁判ノ基調ハ全く蹂躪セラルルナリ果シテ然ラハ原審裁判長ノ説示ハ証拠ト為スヲ得サルモノ即チ検事ノ予審請求書ヲ証拠トシテ説示シタル違法アリテ到底破毀ヲ免カレサルモノト信スト云フニ在レドモ

記録ヲ調査スルニ被告人ニ対スル予審第一回訊問調書第二問答ハ予審判事ニ於テ予審請求書記載ノ公訴事実ヲ読聞ケ被告人ハ之ニ基キ陳述シ居ルモノナルヲ以テ右第二問答ハ予審請求書ノ記載ト相俟ツニ非ザレバ其ノ内容ヲ了スルコトヲ得ザルモノナリ從テ原審裁判長ガ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ右第二問答ヲ読聞カスト共ニ予審請求書記載ノ公訴事実ヲモ読聞カセタルハ相当ノ措置ニシテ証拠ト為シ得ザルモノヲ証拠トシテ説示シタル違法アルコトナシ論旨ハ理由ナキモノトス

同第六点ハ前各論旨何レモ理由ナキモノトスルモ本件ニ現ハレタル各資料ヲ綜合スレハ本件ノ動機カ保険金ヲ取得スルノ目的ニ出テタルニ非サルコト原審カ「被告人ハT I合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□番地上ノ家屋ヲ賃借シテ妻子ト共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルカ数年前ヨリ營業不振加フルニ家族ニ病者死者続出シタル為生計困難ニ陥リ次第第二借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃其ノ額三千円以上ニ達シタリ恰モ同年三月末頃N N淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区□□□西国民学校ニ於テ使用スヘキ学童用「ヘンチ」二百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ了シテ同人方ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シタリ該請負代金ヲ以テ苦境ヲ凌カント欲シタルトコロ他ノ仕事ニ妨ケラレテ「ヘンチ」製作ヘノ着手遅延シ又使用職人ノ逃走等ニ因リ手不足ヲ来シ而モ資金皆無ノ為職人ノ雇入意ノ如クナラス同月二十五日ニ至リ遂ニ右「ヘンチ」ノ一部ハ約定期限ニ納入シ能ハサルコト確實トナリタルヨリ煩悶焦慮ノ末自宅ノ南ニ幅約六尺ノ露路ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄Y S義正方住宅ノ北側軒下ニ同月二十三日夜小火發生シタルモY S方風呂場ノ煙突ヨリ飛散シタル火ノ粉ニ基因スルモノナラムトシテ深ク怪シマサリシヲ奇貨トシテ同所ヨリ火事騒ヲ發生セシメテ製造方下請シタル椅子納入ノ遅延並借財返還遲滯

ノ弁解ト為シ（原判決事實理由）サントシタル旨判示セルニヨルモ明白ナリ上告人ハ原審第一回公判調書ニ「問被告カ□□製造業ヲ始メタノハ何時カ答昭和五六年頃カラ現在ノ処テ始メタノテス其職ハ私ノ実兄Y S義正方テ覺エ私カ現在ノ家ヲT I合名会社カラ家賃月十六円テ借受ケ独立シテ始メル迄暫ク兄ノ家ニ居リマシタ問其ノ家ニハ敷金ヲ入レテ居ルノカ答五十円入レテアリマス問現在ノ被告方ノ家族ハ答家内ノ実母ヨシノ家内タケト本年十五歳ニナル長男義人十四歳ニナル次男義臣及本件後ニ出生シタ女ノ子清子ノ六人テアリマス中略問怎ウシテ借金カ出来ル様ニナツタノカ答家内カ体カ弱ク長男次男ト病氣ヲシタリ其ノ他三男四男ト子供ヲ死ナセタリシタノテ金ヲ払ヒ其ノ為資本カ無クナリ職人モ出テ行クノテ此ノ様ナ状態テハ借金カ増ヘテ行ケハ困ルト思ツテK S商工無尽ニ入り五百円借り其ノ金テ機械ヲ買受ケマシタカ其ノ借金ノ支払ニ困ル様テアツタノテス問子供ハ何人亡クシタノカ答三男四男ノ二人テ其ノ他ニ私ノ実父カ昭和十年十二月ニ亡クナリ私ハ其ノ為高知ノ実家ニ帰り費用ヲ使ヒマシタ問養母ヨシノカ病氣ヲシタ事モアルノカ答左様テス昭和十五年二月頃ニ三ヶ月程病氣テ寝タノテ金ヲ要シタ事カアリマス問其ノ他被告方ノ職人カ応召シタ為仕事カ旨ク行カナカツタ様ナ事カアツタノカ答アリマス昭和十四年六月ハ私方ノ職人二人カ同時ニ応召シタノテス」トノ供述記載アルニ明カナル通り上告人ハ昭和五年実兄Y S義正方ヨリ独立シ□□製造業ヲ開業シテ以来実直ニ仕事ニ従事シ来リタルモ家庭内ニ不幸カ続出シ支出ノミカサナリ一方仕事モ不況ト職人ノ応召等ノ為メ次第ニ窮境ニ陥入リタルモノニシテ其ノ窮状ニハ洵ニ同情スヘキモノアリ一昨年ヨリ漸ク其ノ事業モ好転ノ曙光ヲ見ルニ至リ上告人モ本件椅子組立ノ下請ニヨリ更ニ發展スルノ好機會ナリトシ極力其完成ニ努力シタルニ不幸職人ノ一人ニ逃走スルモノアリ又材料ノ搬入遅延シ且一方材

料生乾ノ為之ヲ乾燥セサルヘカラサルニ至リ之カ為メ意外ノ日時ヲ要シ又新規ノ職人ノ雇入レニハ資金ヲ要スルトコロ其ノ資金ノ獲得意ノ如クナラス遂ニ本件ノ不祥事ヲ惹起スルニ至リシモノト云フヘク其ノ情真ニ憫諒スヘク同情ヲ禁セサルモノアルトコロナリ幸ニシテ本件ハ僅カニYS義正方ノ材料置場トナリ居ル家外ニ備ヘツケアリタル棚ノ上ニアリタル古空果物籠等トテナントヲ焼燬シタルノミニシテ家屋自体ニ延焼スルコトナク容易ニ義正ニヨリ消シ止メラレ居リ其ノ被害僅少ニシテ近隣ノ人々サエ不知ノ間ニ消火シタルモノトス果シテ然ラハ本件力未遂ニ終リ居レルコト上告人ニ真ニ同情スヘキ情状アルコト其ノ動機力保険金騙取ノ如キ悪質ナル意図ニ出テタルニアラスシテ其ノ請負タル椅子組立力其努力ニ拘ラス約定ノ期日迄ニ完成セサルコトノ申訳ノ口実ニセントシタルモノナルコト等諸般ノ情状ニ鑑ミレハ原審カ上告人ニ対シ懲役三年ニ処シタルハ刑ノ量定著シク過重ニ失スル不当ノ裁判ニシテ原判決ハ此ノ点ニ於テ既ニ破毀ヲ免カレサルモノト思料スト云フニ在レドモ

記録ヲ精査シ所論ヲ検討シ其ノ他記録ニ現ハレタル諸般ノ事情ヲ参酌考量スルモ原判決ノ量刑甚シク不当ナリト思料スベキ顯著ナル事由アルモノト認め難シ論旨ハ理由ナキモノトス
弁護人坂東米八上告趣意補充書ハ期間經過後ノ提出ニ係ルヲ以テ之ニ対シ説明ヲ為サス。
以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事岸本義廣関与

昭和十八年七月十六日

大審院第三刑事部

裁判長判事 三宅正太郎
判事 神原 甚造
判事 江國 龜
判事 佐伯 顯二

判事伏見正保ハ出張ニ付署名捺印スルコト能ハス

裁判長判事 三宅正太郎

右臆本也

昭和十八年七月十六日

大審院第三刑事部

裁判所書記 野村義太郎 印

六 新聞報道に見る陪審公判

『大阪朝日新聞』、『大阪毎日新聞』、『大阪時事新報』および『大阪新聞』を中心として、大阪における陪審公判(①事件②事件)に関する報道を収録した。

それに加えて、陪審法施行に先立って行われた司法省による陪審法の実施に関する宣伝活動、陪審法の解説、陪審法廷の構造、陪審模擬裁判、昭和三(一九二八)年一〇月一日の司法記念日に天皇が大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸した状況、司法大臣、大審院長、大阪地方裁判所長、同検事正などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事、ならびに陪審法施行後の陪審法実施状況に関する報道なども収録した。

(注1) 大阪朝日新聞(マイクロフィルムによる大阪本社版・地方集刷版)、大阪毎日新聞(マイクロフィルム版)および大阪時事新報(マイクロフィルム版)は、大阪府立中之島図書館において調査した。大阪朝日新聞(縮刷版)および大阪毎日新聞(縮刷版)は、山口県立山口図書館において調査し、大阪新聞(縮刷版)は、大阪府立中央図書館において調査した。
なお、本調査の前に、国立国会図書館において、大阪朝日新聞(マイクロフィルムによる大阪本社版)、大阪毎日新聞(マイクロフィルム版)によって予備調査をし、本調査の補充調査は、広島市立中央図書館において大阪朝日新聞(マイクロフィルムによる大阪本社版)で行った。

(注2) 現存している紙面は、陪審公判の一部を掲載したものしか残っていないものが多く、陪席判事名、弁護人名、論告・求刑・判決などが欠けていたりして、資料としては不十分である。⑳㉔事件は僅か報道1件、㉑㉒㉓事件は報道2件、㉔㉕㉖事件は報道3件しか残存していない。なお、判決が欠けている事件は、『法曹会雑誌』の記事、『陪審公判始末簿』などで補充した。

(注3) 本稿では、朝刊・夕刊の区別は表示しなかった。夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

なお、新聞記事は、人名を除き旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を付加して読み易くした。

1 陪審法の実施に関する報道

昭和二(一九二七)年

1 「大阪毎日」昭和二年四月一日

新築される陪審制の法廷

廿七日には大阪地方裁判所主催で

講演会が開かれる

陪審制度実施期もいよいよ迫って来たので、大阪地方裁判所では、近く陪審制度の法廷新築に着手する。なほ、各方面に講師を派して右趣旨の宣伝に努めてゐるが、廿七日午後六時から、同裁判所が主催となり、大阪中之島公会堂で一般公開の陪審制度講演会を開き、豊島大審院部長、赤羽司法書記官の講演のち、活動写真の余興をも催すと。裁判所が、民衆相手にかゝる講演会を開くことは、初めてのことである。

2 「大阪朝日」昭和二年四月二十六日

陪審法の講演

豊島、赤羽両氏来阪

陪審法講演のため関西地方へ特派された、大審院部長豊島直道氏と赤羽法務省参議官は、二十五日来阪、直ちに大阪控訴院を視察して、午後四時から三階高等官食堂で判、検事全部に対し、陪審運用について一場の講演をなし、同六時から中央公会堂における在阪朝野法曹主催の歓迎会に臨んだ。

なほ、両氏は、来る二十七日午後七時から、中之島中央公会堂で開かれる、大阪地方裁判所と検察局主催の陪審裁判の講演会(映画付)で陪審の講演をすることになってゐる。

3 「大阪毎日」昭和二年六月一日

司法界のお歴々が楽屋総出で傍聴

東大法学部の大教室で開かれた

陪審法の模擬裁判

第一東京弁護士会総会では、裁判所側の応援を得て、十九日午後零時半から、帝大法学部三十番大教室で、明年九月から実施される陪審法による模擬裁判を開いた。裁判長には、宇野大審院判事、陪席は潮、飯塚両地方判事、検事は岩松地方次席検事、陪審員は十二名で、中には元大審院判事三淵忠彦、元三井物産重役荻田延次郎氏らの外に、運送店の内田七之助氏らも交り、事件は第一審無期、第二審無罪の判決が与へられた殺人被告事件を、少し作りかへたもの。

模擬裁判とはいへ、最初の催しではあり、模範的に行ふといふので、濱田司法次官をはじめ、横田大審院長、磯谷同部長、林前司法次官、和仁東京控訴院長、今村東京地方裁判所長、吉益同検事正、森前橋地方裁判所長、棚木同検事正、猪俣千葉検事正、その他各地から判検事、弁護士、学生ら傍聴者約二千名

かくて定刻、中川孝太郎博士の開会の辞、有馬忠三郎博士の陪審々理の説明があり、午後一時、いよく開廷。被告および証人は、弁護士の扮役、その他は書記、廷丁、鑑定人まですべて本物、妙齢の美人であるはずの証人が堂々たる有髯の四十男であったり、時々商売言葉を出して「被告はく」といったりした余興入りで、

事件は、昨年八月廿三日払暁、市外代々木山谷三五運送店雇山川清(三〇)(室岡弁護士)が、附近の小林房雄妻芳子と関係あるを、妻さよ(三八)に発覚されたので、遂にさよを手拭

で絞殺したといふ殺人事件、

被告は、殺害せずと述べ、証人同居人東原昇(渡邊弁護士)は、真夜中にさよの「いたいく」といふ声、続いてばたくといふ足音を聞いたと述べ、さよの母平野くら(園部弁護士)は、隣室にねてゐたが聞かないと述べ、小林芳子(八木弁護士)は、清と家をもつ約束であったといひ、鑑定人三田医師は自殺とも他殺とも断定は出来ぬ、と述べて審理が終ると、

岩松検事は、陪審員に向ひ「本件は先づさよの死は、自然の死か否か、次ぎに首をしめた者は誰か、つまり他殺か自殺か、次ぎに若し他殺とすれば、誰の行為なるか、考へてもらひたい」とて、被告の動機を説いて、極力他殺であると論告すれば、大井、秋山両弁護士は、検事の論旨を駁し、最後に裁判長から、被告、証人の陳述、検事の論告要点を繰り返し、「良心に従つて裁断されたし」と回答を求めたので、

陪審員は別席退き、三淵氏を委員長に推し、秘密会議の結果「然らず」の回答をなしたので無罪が確定、裁判長は陪審法九十七條第二項に基づき、犯罪事件構成せずとて無罪の言渡をなして、午後六時閉会した。

4 「大阪朝日」昭和二年六月二九日

陪審模擬裁判

けふ天満八千代座で

大阪弁護士のうち北区居住有志よりなる、陪審制度研究会主催のもとに、二十九日午後

四時半から、北区天満八千代座で、陪審の模擬裁判を開くこととなった。裁判長には、押谷、検事は溝淵、清水の各弁護士、陪審員は、区内の府、市、区会議員、衛生組長、軍人会長といった顔振れで、被告には松竹の新派俳優峰山雅行、女優和歌浦友子ら出演のほ、何人の来場をも歓迎すると。

5 「大阪朝日」昭和二年八月一九日
堺で模擬裁判

大阪法曹新学生会では、陪審法普及宣伝のため、十九日午後五時から、堺大浜公会堂で模擬裁判を催し、一般の入場を歓迎する。内容は、富豪の家に起った使用人の殺人事件を扱ったもので、被告人として俳優峰山雅行、和歌浦友子、ほか三名出演する。なほ、入江眞太郎および山村公男氏の陪審法に関する講演がある。

6 「大阪朝日」昭和二年九月一〇日

手数がかゝる陪審員の選定

資格者概数と割当数

大阪地方裁判所では、明年度より実施する陪審法につき、明年度所要の陪審員候補者の員数は、府下全体で四千名と決定し、九月一日以前に各市町村に、それ〴〵割当てたが、市町村においては、九月一日現在により、「陪審員資格者名簿」を作成し、その副本は裁判

所に送付し、来る十月一日から一週間、公衆の縦覧に供せねばならぬので、目下これが作成を急ぎ、多忙を極めてゐる。

陪審員の資格者は、いろ〴〵の欠格条項があるが、大体旧選挙法による有権者数の約七割と見られてゐたが、実際の調査によると六割位のものらしく、最近各市町村長より、大阪地方裁判所に集まった報告による資格者の概数は約八万で、中にはまだ報告のない村が五つ六つあるが、いよ〴〵名簿作成の暁は、概数よりなほ減じはせぬかと思はれる。

今試みに、資格者の概数と候補者の割当数を、列举してみる。

区郡名	陪審員資格者概数	陪審員候補者割当数
北区	六、五〇〇	二九一
此花区	三、二五〇	一六二
東区	六、一九五	二九九
西区	六、一九二	二五九
港区	四、七四八	二六六
天王寺区	二、六〇二	一五六
南区	五、二五〇	二二五
浪速区	三、五六〇	一七八
西淀川区	一、五四〇	一九〇
東淀川区	二、〇〇〇	一一六

東成区	三、七〇六	一七八
住吉区	二、六七六	一五七
西成区	三、五八三	一一二
堺市	三、五八三	一三七
岸和田市	九七〇	五一
三島郡	二、六三四	一八四
豊能郡	二、六五四	一四五
泉北郡	四、〇一九	一八八
泉南郡	四、七八〇	一三三
南河内郡	四、四七五	二二五
中河内郡	三、六八二	一八五
北河内郡	三、四六一	一六二
合計	八二、〇六〇	

なほ、法規に反し右の資格者名簿に登録されないものは、市町村長に異議の申立をなすことが出来る。市町村長は、この名簿に本づき、資格者三人以上の立会で、抽籤により裁判所長の割当てた員数の陪審員候補者を選定して、さらに「陪審員候補者名簿」を調製し、十一月三十日までに地方裁判所長に送付しなければならぬ。所長は、陪審公判の期日がきまつたならば、予め定めた市町村の順序により、この陪審員名簿から一人または数人の陪審員を抽籤し三十六名を選定し、うち十二名の陪審員がいよく陪審の評議に関与する

段取りとなる。なかなか面倒な手数がかかる。それで、各市町村とも、抽籤器を購入して備へておかねばならぬが、大阪刑務所で比較的廉価で、かつ公正の保てる抽籤器を作成してゐるので、裁判所は各市町村にこの旨さきほど通達した。

7 「大阪朝日」昭和二年一〇月八日

陪審員資格者数

大阪区裁判所管内

大阪府下の各市町村では、さる九月一日現在により陪審員資格者名簿を作成し、その正本はさる一日より来る八日まで一般の閲覧に供し、その副本は大阪区裁判所（堺、岸和田両裁判所の管轄は、それくの裁判所へ）に提出した。これによって、陪審員の資格者数は大体確定した（最も資格があるのに右名簿に登録されないもの、または無資格者で登録されたものは一週間内にその役場へ異議を申出ることが出来るが、それも一区に十名もあるなしである）わけである。

今度いよく調べ上げた資格者数は、概数より一、二割方減じている。試みに右名簿により、大阪区裁判所の管轄内にある、大阪市内および豊能、三島、北河内、中河内、南河内の五郡における町村の資格者数を、左に列挙してみると。

大阪市内	陪審員資	陪審員候補
	格者数	者割当数

△東区	五、九七六	二九九
△西区	五、八一五	二五五
△南区	四、八九四	二二五
△北区	五、三三三	二九一
△天王寺区	二、一〇〇	一五六
△浪速区	二、七四八	一七八
△港区	四、七〇四	二六六
△此花区	二、八六九	一六二
△住吉区	二、六五四	一五七
△東成区	二、七〇九	一七八
△西成区	一、九二一	一一二
△東淀川区	二、二二五	一九〇
△西淀川区	一、二九三	一一六
合計	四五、二五一	

郡部 陪審員資格者

豊能郡池田町四二八、豊中町三一〇、三島郡高槻町一五七、茨木町一四八、吹田町三六九、富田町五一、南河内郡柏原町一一六、中河内郡八尾町三五四、小阪町一二七、龍華町一一一、布施町一五八、北河内郡枚方町一五八、守口町九一

8 「大阪朝日」昭和二年一月二日

法廷や刑務所を開放し映画劇撮影

陪審制度の宣伝に、司法省が日活に頼み

来年度から実施の陪審制度宣伝に、大童の司法省では、今度日活に委嘱して、宣伝の映画劇を作り、一般民衆に公開することとなり、

日活の撮影監督阿部豊、舞台装置部主任龜原嘉明両氏は、撮影打合せのため、一日夜九時二十四分の急行列車で上京した。同映画の主演俳優は岡田時彦、瀧花久子両名で、山本嘉一等が助演する、益田甫氏原作、畑本秋一脚色の「ある女の死」と題する犯罪ロマンスで、

撮影にあたり、司法省の陪審法係官が監督補導の任に当り、東京地方裁判所の陪審法廷や東京市ヶ谷刑務所を開放することになり、原法相や次官も映画中の人となるよし。

刑務所や法廷を、映画劇に使用するのは、日本ではこれがはじめてであると。

9 「大阪朝日」昭和二年一月十五日

陪審員候補抽選始まる

大阪市各区で

大阪市内各区の陪審員候補者抽籤は、十四日の北区から始まった。午後九時から、北区役所で伊丹、田中、山野三市会議員、本野博章の四氏を立会人として、資格者総数五千三

百三十二名（うち二十四名は資格取消）の番号票を函に入れて抽籤の結果、大西熊吉氏ほか全部で二百九十一名が選ばれ、正午過ぎ終了した。十五日は天王寺、此花、東、南の各区、十六日は西区といふ風に、順次同様に各区役所で抽籤が行はれる。

10 「大阪朝日」昭和二年一月二三日

陪審員候補者選ばれてビックリ

「そんな悪い事をした覚えはない」と

郡部ではとんでもない悲喜劇

法の徹底に力を注ぐ

陪審法は明年十月一日から実施されることに内定しているので、全国の各裁判所は、陪審法廷の建築その他これが準備に忙しく、各市町村では、去る九月一日の現在によつて、その市町村居住者のうちから陪審員資格者を選び、その名簿に本づき、かねて裁判所から割当てられた陪審員候補者を抽籤によつて選定しつゝある、大阪地方裁判所では、来年度の所要陪審員候補者を四千名とし各市町村に割当たが、そのうち大阪市は、二千六百余名の多数に上つてゐるので、本月上旬北区を先頭に各区で抽籤を行ひ、来る二十五日天王寺区を殿りとして全市の選定を終るはずで、その他の市町村でも、十一月末日までには全部完了することになつてゐる。かくして、選ばれた陪審員候補者は、その役場から本人に通知するは勿論、これと同時にその名簿を裁判所に送る。陪審に付すべき刑事事件が起り、裁判長が公判期日を定めると、地方裁判所長は、あらかじめ市町村の順序により、各陪審

員候補者名簿から抽籤して三十六名の陪審員を選定し、公判期日に呼出す。そして、その中から更に十二人が選ばれ、こゝにはじめて陪審を構成し、法廷に設けられた陪審席につくのである。だから、今回選ばれた陪審員候補者は、わが国ではじめて創設された陪審事件の評議に加はり得る可能性のある人で、国民としては大いに名誉とせねばならぬわけで、いづれも相当の人物であるが、郡部の方へ行くと裁判所と警察の区別さえつかぬやうな人もあるらしく、陪審法のことなどサツパリわからず、役場から陪審員候補者に選挙された通知をうけて、裁判所へ呼ばれるやうなことはした覚えがないと、ビックリしたというやうなものもあれば、またこの国民の一大義務である陪審員を回避するため、自分は何んにも知らぬ人間だなどというて出るやうな不心得な人もあるさうで、悲喜こもごもの態である。まだ本場の陪審員が定まったわけでないのに、今からこんな具合では、本ものゝ陪審員に選定された時のことが思ひやられるので、機会あるごとに陪審の何ものであるかを、一般に周知せしめる方針をとるはずだ。

大阪では二つの法廷

裁判長は誰

さて、大阪には二個の陪審法廷が作られるので、目下基礎工事に着手してゐるが、誰が裁判長になるか、今からいろゝの下馬評がある。司法省の方針は、陪審裁判長は勅任判事をあてるとのことだから、一つの法廷は、現大阪控訴院第一刑事部の勅任裁判長前澤幸次郎氏が動かぬところだが、もう一つの法廷は、目下陪審法視察のため洋行中の区裁判所

監督判事齋藤三郎氏か、また昨年視察をして来た控訴院民事部の裁判長池内善雄氏かのどちらかに決するらしい。なほ、陪審法は、これまでの公判のやうに裁判長は直接審理をしない、陪審員に説示するだけで、右陪席判事が審理をするが、この右陪席判事は大阪地方裁判所の部長級裁判長であった人を持つて来る方針で、立会の検事は、直接取調にあつて事件に精通する人と別に、雄弁家の検事を専門に置くともいはれてゐるが、これはまだどちらとも決まつてゐないやうだ。

11 「大阪毎日」昭和二年二月一日
陪審模擬裁判

十一日午後六時から、市會議員上田孝吉、同土井芳雄氏發起、此花区吉野町三丁目清交會主催、その他町内有志の後援で、西野田第四小学校で陪審法普及模擬裁判を執行する。

12 「大阪毎日」昭和二年二月二三日
陪審制度の宣伝に大わらは

法曹中正会—模擬民事裁判
司法記者団—模擬裁判放送

裁判の民衆化が叫ばれて、陪審制度も明秋実施されることとなり、すでに陪審員も選任されたが、抽籤で選ばれたため、中には裁判の何ものかを知らぬものが多いので、在朝在

野法曹では、これが宣伝に大童であるが、弁護士有志の法曹中正会では、廿六日午後二時から弁護士会館で模擬民事裁判を開き、裁判官は勿論、書記、証人に至るまで弁護士があつた。民事裁判の範を示し、為替訴訟外一件を審理し、司法記者団は、廿九日夜大阪放送局から、八百屋お七の模擬裁判を放送するはずで、二者ともわが国最初の試みなので、法曹界でも注目してゐる。

昭和三（一九二八）年

13 「大阪朝日」昭和三年一月一八日
陪審模擬裁判

来る二十日午後五時半から、三軒家第三小学校で、平賀周後援会三泉支部主催で、陪審模擬裁判を開く、裁判長には前大阪府内務部長で弁護士の平賀周氏がなるよし。

14 「大阪毎日」昭和三年二月二八日

なか／＼困難な陪審員候補者の教育

三月から膝詰談判的にやる

法廷は四、五月頃までに全部竣工

我国刑事裁判に一新紀元を画する陪審裁判が、今秋十月を期して全国一斉に開始されるので、何よりも必要なのは、陪審法廷の建造と陪審員となるべき人々の教育にあるので、

全国的に準備を急ぎ、法廷は五十一地方裁判所中すでに二十ヶ所だけ竣工し、残りは四、五月ころまでに完成の運びになってゐるが、陪審員候補者の教育の方は、相手の多くが熊公、八公であり、法廷へ出ることを屠所に曳かれる位に苦にしてゐるものが多く、すでに候補者を辞退したのや転居して責を免れんとしてゐるものがあるといふ状態で、どうも捗々しくない、殊に例の総選挙騒ぎで、この教育がすっかり妨げられ、司法官連も一ヶ月といふもの、手も足も出せなかつたので、一層手遅れになつたところから、三月から大に馬力をかけて、膝詰談判的にみっちり教育を施すことゝなつた。東京地方裁判所の見込では、一ヶ年間に陪審にかゝる事件を約二百件としてゐるので、陪審員は法定による一事件三十六名として、全部で七千名を要するわけだが、今年は十月からだから、陪審員も二千六百名位で足りるとの見当である。

15 「大阪朝日」昭和三年二月二十九日

全国一斉に馬力をかけ、準備を急ぐ陪審法

普選での頓挫を取返すため

法廷新築と陪審員訓育

普選と並んで本年の二つの画期的制度の一である陪審法は、いよゝ今秋十一月から実施する予定で、全国的に陪審員候補者の準備訓育や陪審法廷の新築を着々進めて来たところ、普選のためこゝ一ヶ月あまり一頓挫を来したので、かくては十月の予定に間に合はぬとあつて、普選一段落の三月ごろから、全国一斉に一層の馬力をかけて準備を急ぐことゝ

なつた。陪審法廷は、全国五十一地方裁判所に皆増設にかゝつて、既に完成したものの二十ヶ所に近く、四月ごろまでには全国すべて完成する予定であり、陪審員候補者の教育は、各地方裁判所でそれ〴〵適宜な方法をとつて、講習または実地のお稽古をすることゝなり、大体三月初旬から始められる模様である。なほ、陪審法の予算は、議会解散にあつて急いふいになつたが、これも今度の議会には、是非とも予定通りに通過させやうと司法当局は意気込んでゐる。(東京電話)

判事が出張して、法規のお稽古

京阪神では用意略整ふ

陪審法廷は、大中小の三種に区別されてゐるが、大法廷は東京、大阪の二ヶ所のみで、他の大都市は中法廷、一般の地方裁判所は悉く小法廷といふことになつてゐる。

そのうち関西では、京都と大津の法廷はすでに竣工し、大阪の大法廷は目下高橋組の手で着々工事が進み、三階建延坪五百卅九坪の洋館の第一、二階はすでに輪廓を終り、第三階の鉄筋および借枠の組立中で、遅くとも六月ごろには完成する見込である。一方、陪審員の訓練については、どこも心痛の種で、裁判所の方から見れば、元来この法案は国民多年の要望で生れたのだから、国民はすでに十分考究してゐるはずだが、事實は人によつてはただまごつくばかりで、法の目的を完全に遂行してゆくことの難かしさを憂ひ、実施前に少くとも本法の趣旨、手続きや刑事法規くらゐは知らしめるため、各裁判所とも造詣の深い判事が出張して、講習会を開くことになり、すでに京都などでは実行してゐる。大阪

でも来月早々から、市内は小学校舎、郡部は旧郡役所などで、所長はじめ多数の判事が出
かけ、府下四千余名の陪審員の教養に当るとうだ。

16 「大阪朝日」昭和三年四月一三日

陪審法実施を控へ、司法官大異動

相当広い範囲に互り

有力者を地方へ配置

司法省では、来る八月全国の裁判所にわたつて、判検事の定期異動を行ふはずであるが、
本年は十月一日より陪審法を実施さるゝことになつてをり、陪審裁判に精通した判検事を
各地方裁判所に配置する必要がある、殊に七月八日には二十二年間大審院判事として活動
して来た刑事第一部代理部長平野猷太郎氏、十一月三日には刑事裁判にかけては横田前院
長の片腕とならび称せられた刑事第三部長磯谷幸次郎氏が停年に達するので、その補充を
行ふ必要もあり、相当広い範囲の異動となるので、すでに小原次官、清水人事課長の手許
において、内々人選準備に着手した。しかして、その大異動の結果は、司法省内部および
東京地方裁判所判検事中より、相当有力な人が地方の各地方裁判所に配置されることゝな
るであらうと。(東京電話)

17 「大阪朝日」昭和三年四月二五日

陪審法宣伝

映画講演の会

大阪三裁判所のすぐ東手に工事中の大阪陪審法廷は、すでに外部の建物が出来上つたが、
全部の竣工は七月の予定である。一方、裁判所では、陪審法を一般に周知せしむるため、
機会あるごとに係官を派し、陪審法の講演をしてゐるが、なほ陪審法宣伝のため、司法省
が相当の費用を投じて制作した陪審映画は、全国各地で一般に観せてゐるが、大阪でも、
来月十七日夜本社の朝日会館をはじめとし、翌十八日は天王寺公会堂、十九日は堺市、二
十日は岸和田市で映写し、府下の陪審員候補者をはじめ一般の観覧に供し、なほ、その際
には陪審の講演もあるはずである。

18 「大阪朝日」昭和三年五月八日

陪審法の実施で、判検事大増員

大阪には二部を新設

今月中に施行期日の勅令発布

司法省が特別議会に提案した、陪審法実施費百二十三万三千円は無事通過し、施行期日
や陪審員に支給する旅費日当などに関する勅令も今月中には発布の予定で、これが実施に
伴う判事百四人、検事四十六人の増員振当は、木村調査課長の手許において考慮中であつ
たが、事件数に比例して、東京地方裁判所には三部、大阪地方裁判所には二部、その他の
地方裁判所には一部づゝの陪審部を新設し、前記の判検事を振当てることに決定したが、

なほ不足のところは、普通刑事部の判事および検事をもって兼ねしめ、たゞ陪審主任の判事を配置するに止めると。(東京電話)

19 「大阪朝日」昭和三年五月一八日

陪審法の講演映画の会

昨日朝日会館で

陪審法の宣伝のため、大阪地方裁判所と同検事局の合同主催にかゝる、「陪審裁判の映画と講演の会」は、昨十七日午後六時半から、朝日会館公演場で開かれた。何しろ、近く実施を見んとする画期的新制度である上に、主催が裁判所といふ珍しい会だけに、聴衆は定刻すでに堂に溢れた。まづ、荒井地方裁判所長開会を宣し、直に控訴院判事坂野千里氏は、欧米における陪審制度の視察談を、約一時間にわたって試み、一般の質疑に応じ、ついで日活が、司法当局の指揮のもとに、東京地方裁判所の庁内などを背景として撮影した、陪審映画「屍は語らず」全七巻を上映し、盛況裡に九時廿分散会。

20 「大阪毎日」昭和三年五月一八日

陪審裁判と映画の会

多大の効果を挙げ

大阪裁判所および検事局主催の第一回「陪審裁判と映画の会」は、十七日夜朝日会館で

開催。坂口判事の陪審制度についての講演に次いで、陪審映画「屍は語らず」が上映された。「屍は語らず」は、いはゆるカフエー時代の社会悲劇をもにした深刻なもので、問題の中心人物の一女性の書いた謎の手紙が唯一の証拠品となり、陪審員がこれに公正な裁判をなしたといふ筋で、来会者には陪審員が多く、講演中の判事に質問するなど、多大の効果をあげて散会した。なほ、十八日夜も引続き、天王寺公会堂で開催のはず。

21 「法律新報」昭和三年六月一五日

司法省陪審宣伝各地法況

大阪控訴院管内 大阪

第二班 安東特派員

大阪の陪審講演会は、五月十七日、十八日の両日に於て開かれた。十七日は、朝日会館に於て、午後六時三十分開会、荒井地方裁判所長の開会の辞に次で、板野大阪控訴院長の講演あり、終て活動写真の映写に入り、午後九時三十分閉会、聴衆千二百余名と注せられた。十八日は、天王寺公会堂に於て、例刻開会。齋藤大阪控訴院判事の講演及び活動写真の映写あり、午後九時三十分閉会、聴衆千余名にて頗る盛会であった。

商事調停の成績では全国一

大阪地方裁判所長 荒井操氏談

大阪は、何と云つても全国商工業の中心地であるだけに、事件の数も非常に多く、又事件の性質も余程複雑したものが多くやうである。概して、東京よりも富の程度も高く、又大阪人は損得の勘定にかけては、余程目が利くのと又商人の思切りがよいのとで、取引上の紛争などは、之を裁判にかけては、寧ろ商事調停の手にかけて、時間と手数とを省かうとする気風が一般に行はれて居る。又調停委員も啻に商事に限らず、小作問題にしろ借家問題にしろ、何れも皆調停事務に熱心なことは、驚くばかりで、殆ど労を惜まず尽力するところは、唯偽りなく全国に誇るに足る美風であらうと思ふ。現に、ビール会社の事件などは、数年来持越しの懸案で、而かも係争金額は数百万円の額にも上つたが、これも調停委員の手で、遂に円満解決を告げたといふ実例もある。商事調停は、其件数に於ても、其成績の良好なる点に於ても、恐らく大阪が全国一の栄冠を荷ふて居り、昨年などは商事調停件数約千（東京の約倍）件の中九十三、四パーセントは、皆円満解決を告げたといふ好成绩を収めて居る。商事調停所は、本庁の外に三ヶ所あつて、一箇所に平均十四、五件を取扱ひ、本庁からは判事が一人宛行くことになつて居る。小作争議は、余り多数にあるとはいへない。従来は、小作人の鼻息がえらかつたが、近頃になつては之と反対に、寧ろ地主側の意気込が荒くなつてきた。それは、最初小作人が盛んに乱暴を働いて、地主に迷惑をかけた結果、小作争議の段々下火になつて来た今日では、地主側に昔日の恨みが残つて居る為め、寧ろ小作人に対して積極的行動を取るといふ理由に依るのである。しかし、近頃は小作人側も余程眼が醒めて来たのと、小作調停委員側に於て、常に熱心なる努力を惜しまないとに相俟つて、小作争議も再び昔日の如き悲惨な事象を見るやうなことはあるまいと思ふ。

弁護士側と裁判所との協議会は、時に触れて座談的に打合せをするといふ程度でやつて居る。時には、食堂で一一緒に飯を食ひながら夜に入ることなどもあり、其協議した事項なども、亦弁護士会館に貼出す位のことと、別に委員会などを設けるやうな事もしてゐない。民衆と裁判所とは非常に接近し、万事が頗る円満に抄取つて行くところは、非常に嬉しいと思つて居る。只だ、裁判事務の忙しいのと、裁判所の場所が狭いので、非常に困つて居る。現に、院長、所長の応接室を商事調停室に充てたり、消防室や廊下で其他の調停事件を取扱つたりして居るといふやうな訳で、此点はいづれ何とかせねばなるまいと思ふ云々。

殺傷事件の比較的多い大阪

大阪地方裁判所検事正 金山季逸氏談

大阪も東京と同じ様に、全国各地から集つた人々の寄合所帯で、自然総ゆる種類の犯罪が行はれるのを免れない。只だ、東京と違ふのは、賭博打や親分肌の者が多く、親分乾分の間の義理が固いので、さうした関係から起る殺傷事件が非常に多いやうである。経済的関係は、東京よりも寧ろ広汎に亘つて居るので、刑事上も当然種々雑多の事件が起るのである。小作争議も、近頃は小作人が自覚した結果、自然下火になつて来たやうである。農民組合なども、追々解散する様な傾向の見へるのは、非常に喜ばしい現象だ。予審は、一ヶ年二百五十六件はある。陪審事件がどれほどあるか、これは予想がつかない。陪審法廷は、鉄筋コンクリート四階建て、現に七分通り出来上つて居り、遅くとも七月一杯には

完成する予定である云々。

利害の打算に鋭敏な江州人

大津地方裁判所長 大久保與三吉氏談

由来江州人は、性質冷静、気風堅実、利害の打算に鋭敏であるから、減多に訴訟などを起さない。従って、民事々件なども他地方に比べると余程少いやうである。それに引換へ刑事々件は、近頃石山に大工場が出来たので、他地方から大勢の人が入込むだ結果、殺傷事件が余程殖へて来たやうである。其他の事件としては放火、詐欺などが此辺の一般的犯罪と見做されて居る。予審は、一ヶ年約四十件位ある。小作争議は、余り多くない方で、それも大概は調停で調って行く。弁護士は、当地在住のもの十二、三人に過ぎないが、京都、大阪辺から出張して来る者が沢山ある。弁護士側との協調は、至極円満で、これ迄一度も面倒な問題を引起したことはない。当地方の陪審員候補者は、七百人ほどあるが、陪審法宣伝に付ては、従来も可也骨折り将来も大に尽して見る積りである。

22 「大阪朝日」昭和三年六月一日

東京・大阪朝日新聞広告

朝日民衆講座（第八輯） 定価三十銭（郵税二銭）

「陪審裁判」 四六判百六十頁

いよいよ本年十月より実施せらるべき、我司法制度上の一大改革たる、陪審法の趣旨を広く徹底せしめ、国民裁判の実を挙げることは、極めて緊要のことであらう、内容は模擬陪審裁判の公判速記録全文の外

○陪審裁判の真精神と之に対する国民の覚悟

……磯谷大審院刑事部長

○陪審裁判の大意……………宇野大審院判事

○我等は陪審裁判に失敗するであらうか……………宇野大審院判事

23 「大阪朝日」昭和三年七月一日

陪審法実施と法官異動

検事側の顔触れ

今秋十月を期していよいよ陪審法が全国一斉に実施される。どんな人物が、わが国初めての司法制度たる陪審裁判の裁判長乃至陪席判事、立会検事に選ばれるかは、均しく国民の注目してゐるところであるが、司法省では、過般来この人選に苦心してゐた模様で、最近この機会に、全国司法官の大異動をなすべく決したものの如く、中にも大阪法衙の如き、未曾有の異動あるべしとさへ伝へられてゐる。判事側は別として、検事局側では、大阪区裁判所上席検事山口龍作氏が京都地方裁判所の次席検事に栄転するのは確定してゐるが、氏の後任として神戸地方の次席武松検事、武松検事の後には大阪地方の遠藤検事がそれぞれ栄転すると下馬評専らである。

24 「大阪毎日」昭和三年七月一六日
今年や検事の当り年

陪審法実施と思想部の新設で
弁護士からの志願者も押すなく

陪審裁判の実施と思想部の新設から、急に六十余名の検事が増員されたため、久しく判事におされてゐた検事の当たり年がめぐり来り、腕のある検事はどしどし出世をして判事を追ひ越し、まだ見習ひ時代の試補連中が、予備検事といふ一段階を飛び越えて本物の検事となったり、それでも足らずに弁護士から検事に登用といふ、余り実行されなかつた規則が役に立つ時が来た。判事と検事は、同じ司法畑にゐてもとかくそりが合はぬ。今から廿数年前は、検事を増員した時代は、秀才が皆検事を志願し、進級も検事の方がずっと早かつたもので、気骨ある判事連は、連判帳を作つて検事弾効を企てたこと一再に止まらなかつたが、数年前調停裁判の新設や各種裁判事務の激増から、判事を増員しはじめ、それが今日におよんでゐるため、秀才がみな判事を志望し、進級も検事より早くなつたため、逆に検事の嫉妬を買つてゐたといふ歴史があるので、検事連中大喜び。現に東京と大阪では、思想検事と陪審検事任命で各十名くらゐ欠員を来し、これが補充のため人材を物色してゐるが、早くも二百余名の弁護士が採用を願ひ出てゐるといふ好況である。

右につき、某司法当局者は語る。「浮き沈みはどこでもあることだが、久しく沈んでゐた検事が浮び上つて来た。これまでは、同じに任官した者で、大抵検事は判事より一級は俸給が低かつたが、今度の増員で融通がつくから、六級七級で二、三年も据ゑ置かれた連中が、昇級の喜びに浸ることが出来るわけだ。」

25 「大阪朝日」昭和三年七月二五日

陪審法最初の裁判長池内氏か

法廷は八月中に完成

司法官大異動と大阪

陪審法実施に伴ふ司法官の大異動は、二十四日発表されたが、大阪三裁判所の異動も相当多い。

大阪控訴院第四民事部長池内判事は大阪地方の刑事部長に、その後任には大阪地方第五民事部の山内裁判長、山内氏のあとへは破産部の外島判事、また控訴院の民事部陪席の小山判事は出て大津区裁判所の監督に、小山氏のあとへは調停の芳野判事、芳野氏のあとへは上野出張所の岩田判事が、それ／＼栄転し、また大阪地方第七民事部長藤野判事は大阪控訴院へ、氏のあとには大阪区の吉田判事、外島判事のあとには高野判事が転じ、大阪区の淺井判事は和歌山地方裁判所の予審判事に、和歌山の石井予審判事は高知地方裁判所の予審に、大阪区の小倉判事は高松へ、大阪区の中村判事は名古屋へ、それ／＼栄転する。

しかし、池内裁判長の大阪地方入りは、氏は陪審法視察のため先年欧米各国の陪審制度を視察して来たこともあるので、今秋十月から実施される陪審裁判の最初の裁判長になるためと思はれるが、大阪地方の陪審法廷は目下建築を急ぎ、今では八分通り工事成り、

八月中には全く竣成のはずで、法廷は二つあるから、従って部も二部出来るわけである。

なほ、大阪控訴院の國分検事は姫路区裁判所の上席に、大阪区の梅村検事は徳島に、中村検事も他へ栄転する。大阪地方の遠藤検事が神戸の次席に、神戸の武松検事が京都の次席に栄転した山口検事の後を襲ふことになった。

26 「大阪毎日」昭和三年七月二五日

陪審法実施は十月一日に内定

廿五日勅令で公布

内地および樺太に施行される陪審法は、来る十月一日から実施と決定し、右勅令は廿五日発令されるはず。

27 「大阪朝日」昭和三年七月二七日

「陪審員のために負担軽減に努めよ」

その他思想事犯や小作争議

司法官会議で法相の訓示

司法官会議席上における原司法大臣訓示、

陪審裁判を行ふに当り、第一に考慮すべき点は、如何にせば法律知識に乏しき陪審員をして、事件の内容並にこれに対する証拠および法律上の論点を十分に諒解せしめて、正常

なる答申を行はしむべきかにありますが、その目的を達するためには、或は検事の被告人の陳述および論告において、或は裁判官の被告人などの訊問およびその他の証拠調べの方法範囲につき、従来に比し大いに考究すべきものがあると同時に、裁判長の明瞭にして透徹せる説示に待つの頗る大なることは勿論であります。

陪審員として司法に参与することは、固より国民の荣誉ある権利であります。また一面においてはその大なる負担でありますから、陪審公判に当りては成るべくこれが負担の軽減に意を用ひ、国民間に陪審員たることを嫌忌するが如き念慮を起さしめないやうに努めねばなりません。しかして、公判の審理は懇切詳密たるべきことは勿論であります。公判が徒らに続行せられて長時日にわたる時は、審理に関する陪審員の記憶は漸次稀薄となり、適切なる判断を得難きおそれあるとともに、陪審員を長く宿舎に滞留せしむるの結果、国民の不満を招き、遂にこの制度を呪詛するに至るなきを保し難いのでありますから、この点に各位の留意を求む。なほ、陪審法の精神を察知し、その運用を円滑にし、効を奏するためには、弁護士との協力に持つべきもの多々あることは屢々を要せぬところでありますから、この際各位に対し弁護士方面との連絡協調を図るにつき、更に一層の考慮を煩はしたい。

裁判檢察の職にありて思想事犯の処理に当りますものは、よく社会各般の事情を審にし、時代の趨嚮を理解するとともに、平素思想運動の情勢にも通暁して、この種の事犯に對する周到精密なる注意と準備をなし、事に臨みその緩厳宜しきを制し、以て司法の使命を達成せむことを期せねばなりません。これがため本省においては、さきに思想部を設け、この種の攻究調査に当らしめておるのでありますが、今回更にこの種事犯の捜査並に研究

に従事する検事局職員を設置するの必要を認めまして、全国各控訴院に検事局および重要都市における地方裁判所検事局に、それ／＼その要員を配置致すことになりました。なほ、特に要員の配置をなさざる検事局においても、事情の許す限り適当の検事をして、新施設の趣旨に従ひ、平素執行上の注意をなすべきやう配慮を乞ふ次第であります。

民事訴訟において、当事者双方が互にその主張の維持に努め、以て自己に利益なる裁判を得んとすることは当然でありまして、裁判所もまた当事者をして、十分にその主張を述べしめ、私権保護の実を挙ぐることに努むべきであります。訴訟関係の複雑となるとともに、当事者中には自己の利害のために、徒に訴訟の遅延を図る如きものがありまして、これがため著しく法の保護を空無ならしむるが如きことあるは、頗る遺憾とするところであります。

殊に、小作に関する訴訟および借地借家に関する訴訟の如きにおいては、事件そのものゝ特殊の事情により、一層叙上の弊害を増大するの結果を来した感があります。各位は、平素よくこの種事案に対する調査研究を遂げ、迅速明快なる審理裁決をなすの素養を積み、訴訟法規の許す限り審理の促進を図るべきであります。小作争議の情勢は、なほいまだ全く樂觀を許さざるものあるは、甚だ遺憾とするところであります。調停の局に当るものは、宜しく機に応じ謬れる思想を是正することに努め、中正穩健なる調停をなすとともに、農村一般の共存共栄の気風の涵養に寄与せられんことを望む次第であります。小作に関する仮差押仮処分命令をなすに当りては、よくその執行により、小作人に及ぼす影響その他諸般の事情を考慮し、慎重にこれが処理をなすべきであります。

司法官会議(第一日)

陪審法の運用および思想係検事の職能に関する討議を主眼とした、司法官会議第一日は、二十六日午前九時から司法省会議室に開会。

和仁東京以下全国各控訴院長、三木東京以下各検事長、五十二地方裁判所長ならびに検事正全部出席、原法相、濱田、小原両次官、磯部参与官以下各局長課長、裁判所側より牧野大審院長、豊島、嘉山両部長、小川検事総長、林次席検事など列席の上、

原法相から訓示を述べ、ついで小原次官、泉二刑事局長の指示あり、午前の日程ををはつて、正午赤坂離宮における御陪食に参列、午後は二時からふた／＼本省会議室において、陪審法の運用を主題に協議を行った。

28 「大阪毎日」昭和三年七月二七日

所長、検事正自ら陪審事件に当れ

思想事犯は周到に処理せよ

司法官会議で 原法相の訓示

原法相は、廿六日の司法官会議で、(一)陪審法実施に伴ふ注意 (二)思想警察設置の理由 (三)民事訴訟に対する態度 (四)小作調停に対する希望、について訓示をなしたが、その要点は、左のごとくである。

陪審法は、来る十月一日から実施されるが、およそ事物はその創始をつゝしむにあらざ

れば、良果を収むることは困難で、従つて本法の実施の劈頭に、その運用の責任を負ひ、裁判檢察の局に当るものゝ任務はまことに重大なりといはねばならぬ。各位は、その主旨を体し、すでに十分その運用について研鑽を積み、かつ過去五年の実施準備期間に、国民に陪審法の精神を普及させることに努力されたが、その実施も目前に迫つたから、更に一段の奮励を望んでやまない。陪審員として司法に参与することはもとより国民の榮譽ある権利であるが、また一面にはその大なる負担であるから、陪審公判に当つては成るべくその負担の軽減に意を用ひ、国民の間に陪審員たることを嫌忌するがごとき念慮を起させないやうに努めねばならぬと、公判準備手続の効果を全うするやう格段の注意を払ひ、公判の進行を促進して、審理遅延の弊を防止するに務めることが必要である。陪審事件については、主として所長、検事正自ら裁判、檢察の任に当り、やむを得ざる場合に限り他の練達堪能の判検事をしてこれに当らしめらるゝことを望む。今回の判検事の異動も、専らこの主旨に基いて行はれたが、将来もこの方針を確守したいと考へる。なほ、陪審法の精神を発揮し、その運用を円滑にし、効果を収めるために、弁護士との協力に待つべきものが多々あるから、この際各位に対して、弁護士方面との連絡協調をはかるにつき、更に一層の考慮を煩はしたい。

近来、外来の危激な思想に關聯するもの漸く多く、従つて思想事犯もまた逐年増加する情勢にあるが、かくのごとき痛嘆かつ恐懼に堪へざる重大な事件の発生を見るに至つたのは、世界的思想の混乱動搖に基く、不健全なる社会状態に由来するので、ひとり法律の力により抜本塞源の効を見るものでない、これを根絶することは、あまねく教育、宗教その他各種の社会的乃至行政的施設に待つべきものなるは勿論である。しかして、現下の情勢

に徴し、国家の基礎を確保するためには、この重大な事態に適應する、刑罰法規の制定もまた当面の急務であるから、政府は従来の治安維持法を改正し、緊急勅令をもつて公布した次第であるとともに、思想事犯の処理に当るものは、よく社会各般の事情をつまびらかにし、事体の趣向を理解し、平素思想運動の情勢にも通曉して、この種の事犯に対する周到精密なる注意と準備を要するので、このため本省では、さきに思想部を設け、この種の考究調査に当たらしめてゐるが、今回更にこの種事犯の捜査ならびに研究に従事する検事局に職員を設置するの必要を認め、全国各控訴院検事局および重要都市の地方裁判所検事局に、それ／＼その要員を配置することとなつた。各位は、この新なる施設の主旨を体し、常に各關係官庁との連絡協調を保ち、裁判檢察および警察各機關の機能を十分に發揮し、事件の処理にあたり遺憾なきを期せられたい。なほ、特に要員を配置しない検事局でも、事情の許すかぎり適當の検事をして、新施設の主旨に従ひ、平素執務上の注意をなすべきやう配慮を乞ふ次第である。

29 「大阪朝日」昭和三年七月二九日

陪審法運用の円滑に資すべく

常設協議会の發達を希望

司法官會議で 原法相の挨拶

惟ふに、陪審制度の美果を納むるには、一般国民の自覺にまつ切なるものがある。各位は、従来しば／＼講演または文書により、或は模擬裁判の方法により、この法の趣旨を

国民に徹底せしむるに努力せられたのであって、その効果の著しきものあるは、衷心感謝するところである。今や、まさにその実施の域に到達せんとするに際し、各位は互ひに連絡協調を保たれて、この記念すべき大法典の運用を円滑にし、この精神を発現するにつき一層奮励努力せられんことを切望する。なかんづく、公判準備手続きは、陪審公判審理の促進をはかるにつき、必要かくべからざる方法であるから、この点については、特に各位の協力を煩はさんと欲する次第である。ついては、昨年の会合において、御協議を煩した結果、全国各地に朝野法曹の常設協議会の設立を見るに至り、この成績また頗る良好なるものあるは、私の最も慶幸とするところで、この協議会こそ、陪審法運用の円滑をはかる上に、大いに役立つべきことと信じて疑はない。何卒、各位の御尽力により、各地の常設協議会がますます発達して、十分にこの機能を發揮し、当面の急務たる陪審制度の効果を奏するに期するところあるはもちろん、広く司法事務分担の改善進歩に一層大なる貢献をなすあらんことを望んでやまない。

司法官会議第三日

司法官会議第三日目は、二十八日午前九時、神田錦町学士会館において開会、田中首相特に出席、司法省側より原法相、濱田、小原両次官、磯部参与官以下各局長課長、裁判所側より牧野大審院長、小山検事総長、会同中の法官全部、全国弁護士会長五十余名、植民地法官ら列席の上、

司法官及び弁護士会長合同協議に移り、原法相より一場の挨拶を述べ、左記三件を主題

として討議決定の上、東京弁護士会長代理秋山襄氏その他より、司法事務改善に関する建議あり、午後も協議を継続した。

合同協議事項

- 一、陪審事件の公判準備手続の効果を収むる方法
- 二、陪審事件につき弁護人の重複弁護をさける方法
- 三、陪審事件において弁護人が証人を公判期日に同行する件

30 「大阪朝日」昭和三年八月四日

欧米の粹を集めた大阪の陪審法廷

陪審員の宿泊所は四階、公判中はここに缶詰め

今月中には完成の予定

大阪地方裁判所東隣に、昨年十月末から工事を急いでいた陪審法廷は、昨今八分通り竣工し目下内部の裝飾等に全力を注いでいるから、八月中には完成する予定であるが、何分敷地がないため、裁判所と官舎との中間にあつた警察官詰所と倉庫を他に移し、その跡へ鉄筋コンクリートの四層建てのものを建設したので、南は大阪供託所の建物に隠れてよく見えないが、東と北とからはよく見える。お隣の裁判所の建物と同じ赤レンガ張り、司法省が欧米の陪審法廷の粹をとつた設計に本づき、大阪の高橋組が公費十七万円で請負ふたもので、総建坪は五百三十九坪といふ膨大なものである。

内部の間取りは、第一階は倉庫、記録謄写室、留置場（いはゆる警官詰所）、日本一とい

はれてゐる陪審法廷は二階と三階に各一つづつ設けられ、法廷の南半分は陪審員の控室、特別合議室、評議室、証人控室、合議室など数室に分かれてゐる。法廷は、二つとも寸分違はぬ構造で、すべて北向きとなり、一般傍聴人は北の端にある階段から上ることになつてゐる。法廷は、約六十坪あるからかなり広い、正面は裁判官席、そのすぐ左手が検事席、右手は書記席、問題の陪審員席は二列に並行し、その一列は裁判官らと同じ高さであるが、残る一列は少し低くなつてゐる。陪審員席の真東、すなはち検事席の右手が弁護士席となつてをり、これも上下に列に別れ、その中央には真鍮製のボックスが置いてある、これには審理を受ける被告人が入られるのであるが、証人席はその少し横手、それから法廷のまん中ほどには、真鍮製の棒で傍聴席と区切り、傍聴席の一番前には新聞記者席を設けて、あとは新調の腰掛を並べ、これには百数十名が傍聴できる。

法廷の内部は、全部チーク材の特別製、夜でも開廷の出来るやうにシャンデリアや夏の涼を取るために大型の扇風機も設けられ、証人や被告人の通路もチャンと区別され、何んとなく外国の法廷を見るやうだ。それから、四階は全部陪審員のため造られたもので、事件によつては、三日も四日も公判がづくことがある。かゝる場合は、陪審員は帰宅したり、また外出することは許されない。みなこゝへ缶づめにされるわけだから、ちゃんとその設備もしてある。即ち三組、三十六名の陪審員候補者が寝る寢室、娯楽室、それに大阪の一流旅館にもないやうな立派な浴場もあり、一番南端には十五畳に八畳敷の日本室も出ている。寢室は、陪審員を泊めることの出来るやうに、三十六のベットが用意され、その調度品など新調で、ホテルに泊まったやうなものだが、なほ、裁判中陪審員を外日から誘惑したり、脅迫したり出来ぬやうに、多くの廷丁をつけて監視を厳重にするさうである。

31 「大阪毎日」昭和三年八月五日

陪審法最初の大阪の裁判長

陪審法の視察に洋行した前控訴院部長池内氏と

松島事件で令名を博した現地方部長の柴田氏

民衆に裁判関与権を与へる、わが国の陪審制度は、いよく十月一日から、全国主要都市の地方裁判所で実施されることとなり、荒井大阪地方裁判所長は、廿六日から卅一日まで、東京で開催の司法官会議に列し、谷田大阪控訴院長とともに、二日午前七時、大阪駅着列車で帰阪したが、同所長は、

「今回の司法官会議は、近く実施される陪審制度の事務上の打合せで、別にみやげ話はない。陪審法最初の裁判長は、大阪では二部制の関係から、前大阪控訴院民事第四部長池内義雄氏と現大阪地方裁判所第二部長柴田貞輝氏の両氏に内定し、近く発表されるはずで、要は陪審員諸氏が裁判に理解をもち、公正無私の立場からよき判断を与へられるか否かで、裁判所としても今後とも機会あるごとに、同法の精神の普及に努力するつもりである」と語った。

因みに、池内義雄氏は、先年陪審法視察のため欧米各国を視察した法官、また柴田貞輝氏は、天下注目の的となつた松島事件の一審裁判長として名判決を下し、第二審が一審通りの判決で、一層令名を博した腕きゝの法官である。

32 「大阪朝日」昭和三年八月二三日

十月一日を陪審デーに

実施を機に宣伝

陪審法は、十月一日より施行されるにつき、司法省では協議の結果、当日を陪審デーとなし、全国に宣伝をなすことに決定した。宣伝の具体方法は、目下打合中であるが、従来の如く講演会、陪審映画、ラヂオ放送のほか、目先の変わった方法を採用する意向であつて、陪審劇、ポスター等による宣伝も考慮されていると。

なほ、九月三日より三日間にわたつて、陪審裁判長の会議を司法省において催し、右の会議に対し陪審デーの宣伝方法を諮問するはずであると。

33 「大阪朝日」昭和三年九月一日

大阪地方裁判所陪審二判事

戌亥氏と西堀氏

大阪地方裁判所の陪審法廷は、大法廷が二つあるから、部が二つあるわけ。従つて、裁判長は、既報の通り、池内義雄氏と柴田貞輝氏に決定し、陪席判事は目下人選中で、近く決定するはずだが、立会の検事は、先年遣外法官として欧米の陪審制度を視察してきた、次席検事の戌亥忠一氏と検事中でも雄弁家といはれてゐる西堀元道氏とに決定した。

34 「時事新報」昭和三年九月四日

陪審担当の司法官会議

― 第一日 ―

陪審を担当する裁判長並に検事の会合は、三日午後九時より、司法省内刑務協会会議室に於て開会。原法相、濱田、小原両次官、磯部参与官以下各局課長、書記官、牧野大審院長、小山検事総長、和仁東京控訴院長、三木検事長等参集の上、法相より一場の訓示あり、次で泉二刑事局長より指示あつて、正午東京会館に於る法相の午餐会に臨んだ。

35 「大阪朝日」昭和三年九月八日

柏原町の陪審模擬裁判

帝キネ女優被告

十月からいよいよ陪審法が実施されるので、大阪府南河内郡柏原町社会教育研究会では、陪審員候補者その他のため、十五日午後六時から同小学校講堂で、陪審法の模擬裁判を行ふことにしてゐる。判検事及び弁護士には大阪の少壮弁護士、被告には帝キネ女優、陪審員には陪審員候補者が、それぐあたる予定。

36 「大阪朝日」昭和三年九月一日

陪審法実施の日に聖上の行幸を仰ぐ

司法部の陪審法廷

記念すべき十月一日

わが司法制度の上に一大エポックを画すべき陪審法は、いよ／＼来る十月一日より、全国一斉に実施することゝなったが、この重要な国民裁判の芽生えを機として、司法部においては、司法部に対し天皇陛下の行幸を仰ぎ奉るべく、宮内当局を経て奏請中であつたが、右について、十日午前十一時、宮内省より木下事務官は土崎行幸主務官と／＼もに大審院、東京控訴院、東京地方裁判所陪審法廷を下検分した結果、いよ／＼正式に行幸仰出さることゝなり、御日取は記念すべき陪審法実施の十月一日午前十時と内定した。

当日は、原法相、牧野大審院長、小山検事総長などの御案内にて、先づ大審院大法廷、東京控訴院大法廷から、新装の東京地方裁判所陪審法廷、陪審員宿舎などを御覧に入れ、また、古来からの裁判記録も、天覧に供し奉る模様である。

将来記念日に

小原次官謹話

右につき、小原司法次官は謹んで語る。

東京裁判所へは、未だ曾て陛下の行幸を仰ぎ奉つたことはなかつたので、原法相就任以来、全国の裁判所の代表として、東京の裁判所へ一度行幸を仰ぎ奉りたいと思つてゐたが、幸ひ十月一日、陪審法実施を機として行幸を仰ぎ奉ることに内定しました。この趣意は、

単に陪審実施の記念のためのみでなく、司法部へ対しての行幸なのです。たま／＼十月一日は、陪審実施の記念として各地で記念祭を取り行ふはずであるから、将来はこの十月一日を司法記念日として永遠に伝ふべく、何らかの方法で具現したいと思つてゐます。

37 「大阪毎日」昭和三年九月一日

陪審法廷を天覧に供する

近く大審院等へ行幸

これまで聖上陛下が、地方の裁判所へ行幸のことはしば／＼あつたが、東京ではその例なく、たま／＼来る十月一日から陪審法が実施されるので、司法裁判上の一大変革であるから、その実施の前後に行幸を仰ぎたいと、司法部は宮内当局と協議し、数日前正式に行幸の御願ひを申出た結果、

宮内省の木下、土岐両事務官は下検分のため、十日午前、小原司法次官、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正とともに、今回新設された第一、第二の両陪審法廷を初め、大審院、控訴院等の大法廷、その他判検事室等を視察した。

行幸の御日取は、目下のところ十月一日午前十時といふことになつてゐる。当日は、大審院長、検事総長等から、裁判の沿革を語るべき刑事参考品その他を初め、大審院、控訴院大法廷、地方裁判所陪審法廷、予審室、陪審員宿舎などを天覧に供するはずである。

38 「大阪朝日」昭和三年九月一二日
新しい陪審廷

頑丈に作られた被告席

新築なった大阪の陪審法廷の被告席は、法廷東側弁護士席のすぐ前に設けられてある。広さ約一坪、周囲は写真のやうに、真鍮の棒を以て頑丈に出来てゐるから、どんな狂暴な被告も、手錠を外されてもどうすることも出来ぬ。被告の四、五人は入ることが出来るが、それ以上の人数になれば、これを取り外すことも出来るやうになつてゐる。被告は、丸くなつたところに立つて、陳述するのであるが、そこは五寸ほど高い。

全国の裁判法廷には、みなボックスがつくられてあるが、東京、京都は木製で、写真のやうに真鍮製は大阪と神戸くらゐだと。

39 「大阪朝日」昭和三年九月一三日

毎年十月一日を司法記念の日

きのふ具体案成る

陪審法首途の来る十月一日、かしくも聖上陛下には、司法部への初行幸として、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸仰せ出されることになつたので、司法省ではこの光栄ある日を司法部の記念日として、永久に国民の心に記憶せしむべく計画中であつたが、十二日、その具体案を得て、全国地方裁判所長あてに、それく訓令を發した。

それによると、十月一日は、わが国の「司法記念日」と名づけて、全国裁判所は総て執務を休み、各地方裁判所では管内の陪審員候補者をはじめ、貴衆両院議員、府県会町村会議員、市町村長、その他官公吏全般を招待して、平素親しまぬ法廷内部の巡覽を請ふを年中行事とし、本年は、特に陪審実施記念として、新装の陪審法廷の絵はがきを贈与するほか、講演会を催し、司法権尊重の思想を養はうといふ。たゞし、東京のみは当日行幸があるので、本年に限りこの催しが二、三日遅れるが、かくして、今まで敬遠せられ疎んぜられてゐた、司法裁判を国民に近づけ、親しませやうといふ計画である。

(注) 昭和三年一〇月一日、陪審法実施の日に天皇陛下が東京地裁・東京控訴院・大審院へ行幸され、勅語を賜つたのを記念して、一〇月一日を「司法記念日」と定めた。しかし、昭和一四年一月一日、「裁判所構成法」実施五〇年記念日に、天皇陛下が大審院を始とする法衙に行幸され、勅語を賜つたので、この年から一月一日を「司法記念日」に変更した(「法律新聞」昭和一四・一一・三、「統司法沿革誌」昭和三八年三月)。現在の「法の日」(一〇月一日)は、最高裁判所、検察庁、日本弁護士連合会の進言により、昭和三五年六月に閣議決定されたが、これは陪審法施行を記念した「司法記念日」に由来する(『自由と正義』第11巻第10号、昭和三五年一月参照)。

40 「毎日新聞」昭和三年九月一三日

十月一日を「司法記念日」

全国の裁判所が休業し

法廷内部を開放する

陪審法は、いよく来る十月一日から、実施されることになつてをり、かつ畏くも聖上

陛下には、当日、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸遊ばされることゝなつたので、司法省では、この日を司法部の記念日として永久に記念すべく計画中であつたが、具体案を得たので、十二日、全国地方裁判所長あて、それ〴〵訓令を發した。

それによると、十月一日は永久に「司法記念日」と定めて、全国裁判所はすべて業を休み、各地方裁判所では管内の陪審員候補者、貴衆兩院議員、府県市町村會議員、市町村長、その他官公吏全般に招待状を發し、法廷内部の巡覽を乞ひ、本年は陪審実施記念として陪審法廷の繪葉書を洩れなく贈呈する外、講演会を催して、司法権尊重の思想を涵養する。たゞし、東京では、当日行幸があるので、本年に限り二、三日おかれて催すが、この催しは毎年継続して、今まであまりに裁判所をうとんじてゐた国民をして、司法裁判に親ませるやうにする計画であると。右につき、小原次官は語る。

陸軍に陸軍記念日があり、海軍に海軍記念日があるが如く、司法部にも「司法記念日」といふものを設けて、国民の間に司法裁判を尊重する思想を養成したいとは、かねてから考へてゐたことであつたが、今回の陪審法実施と司法部への行幸を機とし、十月一日を永久に記念日と定めて、全国の裁判所とも一斉に業を休み、種々の催しをすることになつた次第である。どうかこの主旨を理解されて、当日案内を受けた方は、なるべく裁判所を視察され、国民と裁判所に親しみを持つやうに御協力を願ひたい。

41 「大阪朝日」昭和三年九月一日

十月一日から実施される「陪審法の話」

判事 坂東米八氏述

明日の紙上から連載

一般国民も裁判に参与することの出来る「陪審法」は、いよいよ十月一日から実施されます。この国民裁判とも称すべき新司法制度をして、良果を結ばしむることは、われ〴〵国民の責務であります。それには、何よりも先づ、陪審制度の精神を会得し、その手続並に条文の解釈などに通じてゐなくてはなりません。よつて、本社は『刑法、陪審法読本』の著者であり、司法の研究者として知られた、大阪地方裁判所判事坂東米八氏に委託して、「陪審法の話」を執筆していただきました。行文平明、同法の趣旨を遺憾なく解説してあります。

42 「大阪朝日」昭和三年九月一五日

陪審法の話(1)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

〇はしがき

陪審法はいよ〴〵来る十月一日から、その全部の実施を見ることとなつた。陪審制度は、欧米諸国において、既に早くから行はれてゐるところであるが、我国としては全く新しい制度であるから、実施の暁にいかなる程度の成績を挙げ得るかといふことは、今日殆ど予測することが出来ない。或は必ず相当の成績を挙げ得べしと予想する者、或は必ず失敗に帰すべしと予想する者があるゆゑである。

しかし、既に実施する以上、吾々は全力を尽してその目的の達成に努めなければならぬ。しかして、陪審制度の好結果を得ると否とは、主としてこれにたづさはる者の心がけ如何によるのであるから、判事、検事、弁護士の如きその職にある者が、十分なる研究と準備とをなさねばならぬことはいふまでもない。また、陪審員として陪審事件にたづさはる一般国民は、従来何ら陪審事件にたづさはった経験のない人々であるから、これらの人人に對しては、一層この新らしき制度について、特別な注意と十分なる研究とを望まざるを得ないのである。

予が以下述べんとするところも、この趣旨において、一般国民に陪審法の大要を伝へたいと思ふのであるから、従つて、陪審員たるべき人々の必要とする部分を主とし、その他については、或は簡単にし、或は省略しておく。

○陪審制度とは

陪審法は、第四十六帝国議会において可決せられ、大正十二年四月十八日公布せられた法律で、百十四ヶ条からなる、相当大きな法典である。

陪審制度といふものは、これを簡単にいへば、裁判手続を行ふに當つて、専門の裁判官の外に、一般国民をしてこれに干与せしむる制度である。尤も、一般国民といつても、何人でもよいといふのではない。それには一定の資格が必要であり、またそれ／＼の事件については、一定の方法によつて、その事件の裁判手続きに干与する者を選定するのである。その裁判に干与する範圍程度は、国によつて一様ではないが、我国では刑事事件の事実問題について、評議答申することになつてゐる。

刑事事件は、被告人が「如何なることをなしたか」といふ事実問題と、「その事実ありとせば、如何なる犯罪が成立し、如何にこれを処罰すべきか」といふ法律問題とに分かれる。この事実問題についてのみ、一般国民の中から選定せられた陪審員が評議答申し、裁判所がその答申を正当なりと考へたときは、これを採択する。もし、裁判所がその答申を相当ならずと思つたときは、更に新たな他の陪審の評議に附することが出来るのである。が結局は、最後の陪審の答申を採択することになり、この採択によつて、当該事件の事実問題は確定する。

裁判所は、この答申の採択によつて確定した事実を基礎として、被告人の行為は法律上「如何なる罪となるか」、「罪となるとすれば、これに對し如何なる刑罰を言渡すべきか」といふ、法律上の問題を決定するのである。

陪審法は、右の如く刑事事件について、その事実の有無を判断し、この判断した事実、それが即ち被告人の有罪、無罪を決定する根本となるのである。陪審の評議にして、被告人が起訴せられたやうな事実がないと決定すれば、被告人は無罪となり、起訴せられたやうな事実があると決定すれば有罪となる。陪審員の答申によつて、有罪無罪が定まるのであるから、その責任の重大なことはいふまでもない。

従来は、裁判を全然裁判官の手に委ねてあつたために、司法権の行使に関する全責任も、また裁判官のみにあつたのであるが、今後は司法権行使の当否について、国民もまたその一半の責任を負担しなければならぬことになつた。万一、陪審員の答申にして、眞実に反することがあるならば、ひいて司法権行使の公正を害し、或は無罪を有罪とし、或は有罪を無罪とするといふ結果になり、国家の威厳を損じ、法の威信を失墜し、或は被告人をして冤罪に泣かしめ、或は狡智の徒をして、その罪を免れしめて、社会の秩序を紊すといふ、

恐るべき悪結果を生ずるやも測られない。

43 「大阪朝日」昭和三年九月一日

陪審法の話(2)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

陪審員となった者は、深く思ひをこの点に致して、自己の職責の重大なることを自覚し、その任に背かざらんことを心懸けねばならぬ。また、一般国民も常に深き注意を払ひ、陪審員をして安心して公正にその任務を遂行せしむるやうに努めなければならぬ。かやうにして、我国未曾有の試みであり、世界各国国民が日本人に果して、その能力ありや否やを注視してゐる、我陪審制度の美果を収めたいものである。

○我国に陪審制度

を採用した理由

従来我国に存在しなかつた陪審制度が、何故新たに採用せられるに至つたか。大正十二年第四十六帝國議會において、当時の司法大臣岡野敬次郎氏が、陪審法案提出の理由として説明したところによると、

第一は政治上の理由である。即ち、陪審制度を設けて、国民をして司法事務に参与せしむることは、立憲政治の本旨に適ふ。国民は、既に久しく国家の立法、行政に参与し、これによつて国政の参与について、相当の経験と訓練とを経て來てゐる。殊に、近時世の進歩發達に伴うて、国民の国政参与は漸次その範圍を拡張する傾向がある時に際して、司法

事務に関して依然国民の参与を認めないのは、時勢の進歩に伴はないものであつて、司法制度として完全なものではない。それ故に、政治上から見た司法制度の完備のために、陪審制度を設けたいといふのである。

第二は司法上の理由である。裁判は事実の真相を明らかにして、之に法律を適用するものである。裁判は厳正、公平、合法でなければならぬと共に、国民が之に信頼し、關係者が之に信服するものでなければならぬ。従来、我国の裁判は、厳正、公平なること世界にその比を見ざるところで、国民の信頼するところではあるが、世の進歩に伴うて自然世事複雑となり、諸種の事情が推移せる今日では、この際国民をして刑事裁判手続に参与せしめて、その判断を裁判に加味するといふことは、裁判を常職とする裁判官の時に陥らんとする短を補ひ、一層我国の刑事裁判における信頼を厚くすることになり、かつ国民が自然裁判に親しむことから、一般の法律思想を養成することが出来る。さうして、之れがため国民一般が裁判を理解し、その責任分担の自覚も生じて、将来裁判所に対する誤解を生むおそれもなく、ますます、裁判の威信を高めることが出来る。一面また、被告人も、国民によつて下された判断が、裁判の基礎になつたと思へば、快よく之に服することが出来るであらうといふのである。

○陪審の手続と

普通裁判手続

陪審制度は刑事裁判手続の一部であるから、陪審手続を理解するためには、一応普通の刑事裁判手続を知つて置く必要がある。刑事事件は、先づ検事や、司法警察官が被害者の告訴、第三者の告発、その他の事由によつて犯罪のあることを知れば、捜査を開始する。

捜査の結果、犯罪の嫌疑があり、しかし、これを処罰する必要があると認めた場合、検事は被告人を指定して裁判所に起訴する。もし、犯罪の嫌疑がないか、または犯罪の嫌疑があつても、事柄が軽微であるとか、その他の事情によつて処罰の要なしと思へば起訴しないのである。

起訴は、事件の性質、難易、軽重などによつて、或は区裁判所に対してなし、或は地方裁判所に対してする。大体刑の重い罪、または刑は軽くても複雑なものは地方裁判所に起訴し、その他は区裁判所に起訴する。地方裁判所に起訴するものには、予審を請求するものと、直接公判を求むるものがある。実際は、直接公判を求むるものは極めて稀であつて、地方裁判所に起訴する事件は、殆ど全部が予審事件である。

予審を求めたものは、予審判事が各方面から十分な取調をする、その結果公判に附するに足る犯罪の嫌疑があるものと認めた場合は、その事件を公判に附する決定をする。事件が罪とならぬとか、公判に附するに足る嫌疑がないとか、その他その裁判所の公判に附するものでないと認めた場合は、免訴或は公訴棄却、または管轄違ひの決定をするのである。予審における判事の取調には、必ず書記の立会を要するが、密行であつて公開はしない。

公判に附された事件、または直接公判を求められた事件の内、後に述べる陪審法第二条に該当するもの、即ち、その罪の刑の最重が「死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件」は法定陪審事件となり、第三条に該当するもの、即ち、「長期三年ヲ越ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件」は請求陪審事件となすことが出来る。

地方裁判所の刑事事件中、陪審事件となつたものは、後に述べる陪審手続によつて取扱はれ、陪審事件とならなかつたものは、従来通りの普通裁判手続によつて、裁判せられるのである。陪審手続は、地方裁判所の第一審事件に限り、区裁判所に陪審手続はない。区裁判所の事件は、比較的簡單軽微な事件だからである。

普通裁判手続によつたものは、第一審の判決に不服があれば控訴をして、更に今一度事実関係の取調を求めて、判決を受けることが出来る。さうして、なほ控訴の判決に不服があれば、更に大審院に上告が出来る。しかし、陪審手続によつて判決を受けたものは、その手続が精密丁寧であるために控訴を許さないで、第一審判決に不服がある場合、大審院に上告のみを許してある。つまり、陪審手続によつたものは、第一審において事実関係は確定するのである。

44 「大阪朝日」昭和三年九月一七日

陪審法の話(3)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○陪審に附す

べき事件

陪審手続は、地方裁判所第一審の刑事事件に限るのであるが、それらの事件全部が陪審事件となるかといふと、さうではない。陪審事件には、法定陪審事件と請求陪審事件とがあつて、そのいづれかに属するものが陪審事件となる。

法定陪審 その罪の法定刑の最重が、「死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件」である。例へば、殺人罪は死刑が法定刑の最重であり、通貨偽造罪は無期懲役が法定刑の最重であ

り、強姦致死罪は無期懲役が法定刑の最重であるから、これらはいづれも法定陪審事件である。その他如何なる罪が、この法定陪審事件であるかといふことは、刑法の規定を見れば、一見明かであるが、住宅放火罪、大権文書偽造罪、強姦致傷罪、直系尊属傷害罪、強盗致傷罪、強盗致死罪といふやうなものは、その主なるものである。

法定陪審事件であっても、(一)被告人が陪審の評議に附することを欲しないで辞退した場合、(二)被告人が犯罪事実の全部を自白した場合は、普通の裁判手続きによって裁判される。

請求陪審は、その罪の法定刑の最重が「長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁固ニ該ル事件」であつて、地方裁判所の管轄に属するものについて、被告人の請求があつたときは、これを陪審事件とする。法定陪審事件は、当然陪審事件であるが、これは請求をまつて始めて陪審事件となるから、請求陪審事件といふのである。

法定陪審事件は、本来当然地方裁判所の管轄に属する事件であるから、検事は必ず地方裁判所に起訴するが、「長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁固ニ該ル事件」は、必ず地方裁判所に起訴するとは限らない。検事は事件の難易によつて、或は地方裁判所に起訴し、或は区裁判所に起訴する。検事が地方裁判所に起訴した場合、始めて被告人は陪審の評議に附する請求が出来るのである。被告人が陪審を請求したいから、起訴は区裁判所にしないで地方裁判所にして貰ひたいといふやうな請求は出来ない。長期三年を超ゆるといふのであるから、長期三年のものはこれに含まない。住宅侵入罪、常習賭博罪の如きは、法定刑の最重がいづれも三年の懲役であるから、請求陪審事件とはならない。

陪審を請求し得る犯罪事件の主なるものを挙げて見ると、住宅以外の放火罪、公文書偽造罪、私文書偽造罪、偽証罪、誣告罪、傷害罪、窃盜罪、横領罪の如きがそれである。尤も、一旦陪審を請求した事件でも、被告人が犯罪事実の全部を自白したならば、もはや陪審事件とすることは出来ない。

なほ、陪審法第四条には、右の第二条、第三条の規定にかゝらず、陪審の評議に附すべからざる事件を、次のやうに定めてある。

一、大審院の特別権限に属する罪

即ち、大危害罪(大逆罪刑法第七十三条)、危害罪(刑法第七十五条)、内乱に関する罪(刑法第七十七条乃至第七十九条)、皇族の犯したる禁固以上の刑に処すべき罪である。

二、刑法第二編第一章乃至第四章及第八章の罪

第一章は皇室に対する罪、第二章は内乱に関する罪、第三章は外患に関する罪、第四章は国交に関する罪、第八章は騒乱の罪である

三、軍機保護法、陸軍刑法又は海軍刑法の罪其他軍機に対し犯したる罪

四、法令に依りて行ふ公選に関し犯したる罪

即ち、衆議院議員、貴族院議員、府県會議員、市町村會議員選挙の如き、法令の定むるところによつて行ふ公の選挙に関する犯罪である。

以上の犯罪は、犯人の身分上或は犯罪の性質上、秘密を要するため、或は一般の冷靜なる判断を期待し難きたため、特に陪審の評議に附すべからざる事件としたのである。

45 「大阪朝日」昭和三年九月一八日

陪審法の話(4)

○陪審員の資格

陪審員たる資格は、次の四個の条件を必要とする。

- 一、帝国臣民タル男子ニシテ三十歳以上タルコト
- 二、引続キ二年以上同一市町村内ニ住居スルコト
- 三、引続キ二年以上直接国税三円以上ヲ納ムルコト
- 四、読ミ書キヲ為シ得ルコト

この四個の条件が具備してをれば、原則として陪審員たる資格を有するのであるが、例外として第十二条には陪審員たるを得ざる者を規定してある。即ち、左の如くである。

- (一) 禁治産者、準禁治産者、(二) 破産者にして復権を得ざる者、(三) 聾者、啞者、盲者、(四) 懲役、六年以上の禁錮、旧刑法の重罪の刑又は重禁錮に処せられたる者、

陪審員の職務につきかしまることを得ざる者としては、第十二条に左の如く規定してある。

- (一) 国務大臣、(二) 在職の判事、検事、陸軍法務官、海軍法務官、(三) 在職の行政裁判所長官、行政裁判所評定官、(四) 在職の宮内官吏、(五) 現役の陸軍軍人、海軍軍人、(五) 在職の庁府県長官、郡長、島司、庁支庁長、(七) 在職の警察官吏、(八) 在職の監獄官吏、(九) 在職の裁判所書記長、裁判所書記、(十一) 郵便電信電話鉄道及び軌道の現業に従事する者並に船員、(十二) 市町村長、(十三) 弁護士、弁理士、(十四) 公証人、執達吏、代書人、(十五) 在職の小学教員、(十六) 神官、神職、僧侶、諸宗教師、(十七) 医師、齒科医師、薬剤師、(十八) 学生、生徒

また、第十五条には、陪審員資格者中で、呼出を受けた該当事件について、陪審員たる職務の執行から除斥せられる者を、左の如く規定してある。

- (一) 陪審員被害者なるとき、(二) 陪審員私訴当事者なるとき、(三) 陪審員被告人、被害者若し私訴当事者の親族なるとき又は親族たりしとき、(四) 陪審員被告人、被害者又は私訴当事者の属する家の戸主又は家族なるとき、(五) 陪審員被告人、被害者又は私訴当事者の法定代理人、後見監督人又は補佐人なるとき、(六) 陪審員被告人、被害者又は私訴当事者の同居人又は雇人なるとき、(七) 陪審員事件につき告発を為したるとき、(八) 陪審員事件に付証人又は鑑定人と為りたる時、(九) 陪審員事件に付被告人、代理人、弁護人、補佐人又は私訴当事者の代理人と為りたる時、(十) 陪審員事件に付判事、検事、司法警察官又は陪審員として職務を行ひたる時、

これらの者は、該当事件の特別の関係がある者であるから、到底公平な判断を期待することが出来ないおそれがあるために、除斥せられるのである。

次に、十六条には、陪審員資格者中陪審員の職務を辞することを得る者を、左の如く規定してある。

- (一) 六十歳以上ノ者、(二) 在職ノ官吏、公吏、教員、(三) 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員、但シ開期中ニ限ル、

右の(一)は高齢なるために相当長時間を要する陪審員としての職務に堪へ難いものがあることを慮つたためであり、(二)はその職務上時に支障を来すべきことあるを慮つたためである。(三)は会期中に限るもので、法令をもつて組織したる議会とは、府県会、市町村会の如きをいふ。

以上は本人の意思に依って、いづれとも決定し得ることとしたのであるが、呼出を受けて辞退の届け出をなさず、その儘呼出に応じない時は、第百八条によって五百円以下の過料に処せられても致し方がない。

陪審員資格者名簿は、毎年九月一日現在で、市町村長（東京市、大阪市、京都市は区長）が調製するのである。市区町村長は、名簿の副本を管轄区裁判所判事に送附し、一面十月一日から七日間その役所において名簿を縦覧せしめるのである。その名簿に脱漏があるとか、または記載すべからざる者を記載してあれば、その当事者は縦覧期間内及びその後七日間に市区町村長に異議の申立が出来る。市区町村長が異議を相当であると思へば名簿を修正し、異議を不当であると思へば、意見を附して区裁判所判事に送附する。判事は二十日以内に異議申立の、不当を決するのである。

陪審員の資格をもつ者は非常に多数に上るから、その中から実際陪審事件に呼出される陪審員、即ち陪審員候補者を選定するのであるが、陪審員候補者の数は、地方裁判所長において、予じめ翌年一月一日から十二月末までに要する人員を定め、これを管轄区域内の各市区町村に割当てた人数を、毎年九月一日までに市区町村長に通知する。市区町村長は、整理の出来た陪審員資格者名簿に基づいて、資格者三名以上の立会をもつて、抽籤でその割当てられた人数の陪審員候補者を選定し、陪審員候補者名簿を調製する。その副本は資格者名簿と同様、区裁判所判事に送附し、一方十一月三十日までに、陪審員候補者名簿を地方裁判所長に送附しなければならぬ。市区町村長は、陪審員候補者名簿に記載された者にはその旨を通知し、その氏名はこれを告示する。その後、候補者中に陪審員たる資格を喪失した者が出来たならば、市区町村長は速にこれを地方裁判所長に通知しなければならぬ。

46 「大阪朝日」昭和三年九月一九日

陪審法の話(5)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○陪審員の選定

公判期日が定まれば、地方裁判所長は、裁判所書記立会の上、あらかじめ定めて置いた市町村の順序によつて、各陪審員候補者名簿から、一人又は数人の陪審員を抽籤によつて、三十六人だけ選定する。従つて同一事件の陪審員は、大抵一人ごとにその市区町村を異にする未知の人が多いのである。

陪審員候補者は、一度呼出しに応じたならば、その市区町村の陪審員候補者名簿に登録せられた者が、四分の三呼出しに応じた後でなければ、その年内に再び陪審員に選定せられて呼出しを受けることはないことになってゐる。これは度々呼出される迷惑を考慮して設けた規定である。尤も、翌年また陪審員候補者となるかどうかは、すでに述べた抽籤によつて定まるのである。

陪審は、十二人の陪審員で構成する。即ち、呼出された三十六人の中から、抽籤で十二人を選定するのである。陪審は、検事が被告事件を陳述する時から、裁判所書記が陪審の答申を朗読するまで、同一の陪審員を以て構成するのであるから、公判が長きにわたるときは、陪審員中に故障を生ずるおそれがある。それで、その事件が二日以上引継いで開廷

を要するものと裁判長が考へたときは、十二人の陪審員の外に、一人又は数人の補充陪審員を立会はしめることが出来る。

補充陪審員は、陪審員に故障があつた場合これに代るので、数多くあるときは抽籤の順序によつて陪審員に代るのである。陪審事件は、裁判所においてもなるべく一日限りに、その事件の審理を完了するやうに努めるであらうが、あまり簡単な取調では、到底陪審員に事実の真相を了解せしむることは出来ない。陪審事件は、殆ど全く公判廷においてすべての取調をするのである。丁度これまでの予審と公判とを合併しただけの取調を、陪審員の眼前においてなさなければならぬのであるから、少しく複雑な事件はいづれ数日を要することであらう。

陪審員は、その職務に従事中、即ち陪審の答申を終るまでは、勝手に他人と交通したり、自宅に帰るやうなことは出来ない。そのために裁判所には、陪審員の宿舎を設備してある。また、陪審員には、旅費日当及び止宿料を給し、その額は勅令を以て定められる。

○陪審の手続

公判準備手続

陪審事件は、公判前に必ず公判準備手続がある。之れは、なるべく一回の公判、又は最少の回数の公判によつて、事件を終結せんがためである。

陪審手続は、普通の裁判手続と違つて、多数の陪審員が参加してゐるのであるから、今日普通裁判手続に見るやうな公判の延期、続行は、陪審員に非常な迷惑を及ぼすことになる。従つて、左様なことのないやうに、公判準備手続によつて検事、被告人、裁判所において、いづれも十分の準備をするのである。

公判準備のためには、先づ公判準備期日を定めて、裁判所、即ち三人の判事、検事、裁判所書記が列席し、被告人を呼出し、弁護人も出廷して、公判においていかなることを取調ぶべきかといふことを定めるのである。この準備期日に、被告人が、陪審を辞退するか、又は犯罪事実の全部を自白すれば、その事件は陪審事件とはならないで、普通の裁判手続によることになる。

陪審事件には必ず弁護人を必要とする。即ち、必要弁護であるから、もし被告人が陪審手続によることは望むが、弁護士を頼むことは出来ないといふときは、裁判所において弁護人を選定する。これが、いはゆる官選弁護である。

かやうにして、公判期日が定まれば、地方裁判所長は、書記立会の上、陪審員候補者中から抽籤によつて、三十六人の陪審員を選定する。さうして、その三十六人を公判期日に呼出すのである。

陪審員の呼出には、少くとも五日の猶予期間を置かなければならぬ。呼出状には、出頭すべき日時、場所、呼出に応じなかつたときには、五百円以下の過料に処することがある旨を記載してある。しかし、陪審員が病氣であるとか、又は止むことを得ない事由があるために、呼出に応じることが出来ない時は、陪審員の職務を辞することが出来る。その場合は、公判前、書面を以て裁判所にその事由を明かにしなければならぬ。書面で明にした事由が、裁判所においてやむことを得ざる事由であると認めれば、それでよいのであるが、もし裁判所がやむことを得ざる事由でないといふときは、呼出に応じなかつたといふ事で、五百円以下の過料に処せられるかも知れない。

やむことを得ざる事由とは、どんな事かといふに、それはそれぞれ実際の事実について

決定しなければならぬが、例へば家族の死亡、重病の如きはこれにあたるものであらう。呼出を受けた者が、呼出前から長途の旅行等で不在の如き場合は、留守中の者から、その旨を裁判所に届け出づべきである。

47 「大阪朝日」昭和三年九月二〇日

陪審法の話(6)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

公判上の手続(つゞき)

公判における手続は、陪審制度の真髄である。陪審員は、公判において活躍し、その任務を遂行する、陪審法中最も重要な部分である。

公判期日には、先づ判事(三名)、検事、裁判所書記、被告人、弁護士及び呼出された三十六人の陪審員が列席して、陪審構成の手続を行ふ。この陪審構成の手続は公開しない。陪審員は、三十六人だけ呼出してあるが、その内辞退する者、或はその他の故障によって不参する者も出来るであらうが、少なくとも二十四人出頭しなければ、陪審構成の手続は出来ない。もし、二十四人に足りないときは、裁判長はこれを補充するために、裁判所々在地またはその附近市町村の陪審員候補者名簿から、抽籤を以て必要な人員だけを選定して、便宜の方法例へば電話、電報、使者等を以て至急呼出すのである。

陪審員が二十四人以上出頭したならば、いよく陪審構成の手続に取りかゝる。先づ、裁判長は、出頭した陪審員の氏名、職業及び住居地を記載した書面を、検事及び被告人に

示して、この中に除斥せらるべき者があるか、どうかを問ふ。被告人と親族の関係があるとか、またはその事件の被害者であるといふやうな者は、除斥せられる。次に、裁判長は、陪審員に向つて、被告人の氏名、職業及び住居地を告げて、除斥の原因があるか、どうかを問ふ。陪審員の呼出しには、被告人の氏名や、被告事件は知らせてないのであるから、陪審員はこの時に始めて、自分がいかなる被告人の被告事件について陪審員となるのであるかといふことを知るのである。検事、被告人及び陪審員は、除斥の原因があれば、そのことを申立てる。裁判所が、その原因ありと認めた場合は、その決定をして、直にその陪審員を退廷せしめる。

○補充と忌避

以上の手続によつて、その事件の陪審員たることを得ざる者は、(前掲陪審員の資格参照)全部退廷したのであるから、残りの者はいづれも陪審員たることを得る有資格者である。その数は、少くとも十二人以上なければならぬ、もし十二人に足らなかつたとき、更に補充をしなければならぬ。

補充陪審員を必要とするときは、十二人にそれだけ加へた人数を必要とする。即ち、一人の補充員のときは十三人、二人の補充員のときは十四人を必要とする。補充陪審員は、陪審員と共に公判廷に列席してゐて、陪審員中に故障が出来たとき、いつでもこれに代るのである。この陪審員、補充陪審員に必要な人員を超過した人員は、これを等分して、検事と被告人とにおいて忌避することが出来る。例へば、右の有資格者が二十人あつて、所要人員が十四人であれば、検事と被告人は各三人を忌避することが出来る。もし、所要人員が十三人であれば、検事は三人、被告人は四人忌避が出来る。所要人員に超過する人員

が奇数であれば、被告人が検事より一人多く忌避することが出来る。一事件に被告人が多数あるときは、被告人は共同して忌避を行ふのである。共同について、被告人間に協議が出来なければ忌避を行はしむる方法は、裁判長がこれを定める。

忌避するに理由は入らない。ただ忌避するといへばよい。この忌避は、検事と被告人との間における一種の駆引である。即ち、検事は、陪審員の職業、境遇、人格等から、その事件について正当の判断をなし難しと思ふ者を忌避する。被告人は、自己に不利益な判断をするおそれありと思ふ者を、忌避するのである。

被告人のなす忌避は、大抵の場合被告人自身が申立てないで、被告人の弁護士が被告人に代つて申立をすることであらふと思ふ。従つて、この忌避は弁護人の一つの重大なる使命である。弁護士は、陪審員の職業、経歴、人格等から考へて、被告人に有利な判断をする者であるか、或は不利益な判断をする者であるかを考慮して、忌避する人を定めなければならぬ。

裁判長は、陪審員の氏名票を抽籤箱に入れて後、検事、被告人の各自が忌避することの出来る人数を告げる。忌避は、抽籤中に順次行はれるのである。裁判長は、陪審員の氏名票を一票づゝ抽籤箱から抽出して、その氏名を読み上げる。すると、検事と被告人は承認するとか、又は忌避するとか申立てる。その順序は、検事が先であつて、被告人が後である。被告人の承認、忌避は、その代理人たる弁護士が、被告人に代つて出来ることは勿論である。実際、殆ど弁護士が行ふことであらうと思はれる。裁判長が、氏名を読み上げた後、次の氏名票を抽籤箱から抽出すまでに陳述しなかつたならば、承認したことになる。最後に、裁判長が抽籤が終つたといふまで、陳述しなかつたならば、最後の氏名について

承認したことになるのである。

一旦承認又は忌避の陳述をした後、次の氏名票を抽出した後、又は抽籤の終つた宣言があれば、陳述の取消しは出来ない。所要の人員だけの承認があれば、それで抽籤は終るのである。かやうにして、忌避せられた者、又は当籤しない者は退廷し、当籤して承認せられた所要の人員だけが残つて、陪審を構成するのである。そこで、十二人の陪審員は、抽籤の順序に従つて着席し、補充陪審員もまた抽籤の順序によつて着席する。これで、陪審の構成が出来たのであるから、公判廷は公開せられて、傍聴人を入場せしめるのである。

48 「時事新報」昭和三年九月二〇日

民衆的色彩鮮やかに

大阪の陪審法廷

いよく出来上る

▲大阪の陪審法廷が、愈々出来上つた。場所は、大阪控訴院構内で現裁判所の東横手。百五十坪、五百延坪、四階建、昨年十月以来工事にちよつと一年かゝつた。工費、総て十八万円。

▲外装は、例に依つて赤煉瓦だが、何処となし民衆裁判らしい空気が漂つて居る。二階と三階に、大きさも構造も寸分違はぬ、陪審法廷が一つ宛ある。四階は、陪審員のホテルになつて居て、十畳敷の日本間には、碁将棋の盤が客待ち顔に据つて居り、床には纏て生花が躍らうと云ふ寸法、洋室の寢室には、十二のベットが、又浴室は新式の設置に抜け目が

ない。総て、東京に次ぐ日本で二番目の美事さである。

▲又、北刑務所の東横、弁護士会館の北隣りに、裁判所職員のため法曹倶楽部が出来上った。工費約一万円、二階には撞球台が二台据って居る。毎時も忙しい判検事、書記さん達が、ちよいと立寄って、楽い一休みをし様と云ふ設備。

49 「大阪朝日」昭和三年九月二一日

陪審法の話(7)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○公判廷の公開

裁判がいよく公開せられると、裁判長は、まづ陪審員に対して、陪審員の心得を諭告する。諭告は、別に形式を定めてはない。一に、裁判長の才能手腕に委せられてあるが、要するに陪審員の職責の重大なること、及び事件についていかなる注意を払うべきかを、その時宜に従って諭告するのである。

諭告が終れば、裁判長は陪審員に宣誓を命ずる。宣誓には宣誓書を用ふる。今日の証人宣誓と同様、宣誓書に署名捺印せしめるのであるが、先づ裁判長の起立と共に一同起立した上、裁判長が宣誓書を朗読して、それから陪審員に署名捺印せしめる。宣誓書には、「良心ニ従ヒ公平誠実ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ」と記載してある。

それから、公判廷における取調に移る。普通の手続きにおける裁判は、予審調書及びその訊問調書が証拠となるのであるが、陪審となれば、特別の場合でなければ、公判外の取調は証拠とならないのみならず、陪審員が事実の判断をするのであるから、すべての証拠を完全に詳細に陪審員の眼前に展開しなければならぬ。恰も、普通手続きにおける予審と公判と双方の取調を、陪審法廷において直接取調べなければならぬ。従来の如く、裁判所だけが、有罪無罪いづれかの心証を得ればよいといふのではない。陪審員に、その事件の真相を詳細に明瞭に会得せしめて、判断を求めめるのであるから、裁判長となる者、また、その実際取調の任に当る者は、常にこの点に着眼して、非常なる用意と努力とを払はなければならぬ。

公判においては、第一に検事の被告事件陳述がある。これによって、被告事件の内容が定まるのである。この検事の陳述も、従来はよほど形式的であった。多くは、極めて概略を述べて、詳細は起訴状記載の通りとか、予審最終決定書の通りといふ位のももあつた。しかし、陪審となれば、最初に起訴事実を相当陪審員の頭に入れて置いて、これと公判における取調とを対照して、事実の有無を判断せしむるといふことにしなければならぬ。この点において、検事は従来より数層の用意と努力とを要するのである。

○訊問と証拠調

次に、裁判所の被告人の訊問及び証拠調に移る。この取調は、裁判長がなすのが通例であるが、陪審においては、裁判長が次に説示をなし、問書を作成しなければならぬがために、陪審判事の一人をして、その取調をなさしむることが出来るといふ規定がある。

この取調は、前にも述べた通り、裁判所が事件の真相を知るためにするばかりではない。むしろ、主として素人である陪審員に、事件の真相を了解せしめ、その被告事件についての心証を得せしむるにあるのであるから、その取調は、素人に諒解し得るやう、明快にし

て、通俗、平易、丁寧、詳密でなければならぬ。取調の任に当る者の、特に意を用ひなければならぬところである。

なほ、公判において、陪審員の直接取問も出来るのである。即ち、陪審員は裁判長の許可を得て、被告人、証人、鑑定人、通事及び翻訳人を、直接に取問することが出来る。陪審員、検事、弁護人において、それ／＼取問が出来るとはいふまでもない。

かやうにして、公判廷で直接取調べたものゝみが、証拠となるのが原則であり、また、この直接取調べによつて、陪審員は事件の真相を知り、その心証を得るわけであるが、これだけでは、実際の場合不便なこともあるから、特別の場合は、この直接の取調べ以外に、或は書類、図画が証拠となることを規定してある。(第七十二条)

第七十三条には、裁判所、予審判事、受命判事、受託判事、その他法令によつて特別に裁判権を有する官署、検事、司法警察官または訴訟上の共助をなす外国の官署の作った取問調書及びこれを補充する書類、図画は、左の場合に限つて証拠とすることが出来るといふ規定がある。

一、共同被告人若ハ証人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ
二、被告人又ハ証人公判外ノ取問ニ対シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ

三、被告人又ハ証人公判廷ニ於テ供述ヲ為サザルトキ

右の内最も重要なものは、二の規定である。例へば、被告人または証人が、予審判事または検事の取問に対してなした、重要な部分を公判で変更した場合は、予審または検事の取問調書を証拠とすることが出来るのである。被告人が、予審では人を殺したと自白し、

公判ではこれを否認した場合、右の予審取問調書を証拠として、被告人の殺人事実を認定することが出来る。証人についても、予審において被告人の犯行を見たことがあると述べた者が、公判において証人として犯行を見たことはないといふた様な場合、この予審における証人の供述を証拠として、被告人は犯行をなしたりと認定することも出来るのである。

被告人は、犯罪事実について、真実を述べなければならぬ法律上の義務はないが、証人は正直に述べる義務があるから、予審と公判と相違する場合は、いづれか一方で偽証罪が成立するかも知れない。

第七十四条には、裁判外において、被告人その他の者の供述を録取した書類、または裁判外において作成した書類、図画が、供述者もしくは作成者が死亡したとき、または病氣その他の事由で、公判廷に召喚し難い場合は証拠となし得る規定がある。

第七十五条には、訴訟関係人に異議のない場合は、いかなる書類図画といへども、証拠とすることが出来るといふ規定がある。

右の第七十二条乃至七十五条に規定するものは、証拠とすることが出来るといふのであつて、必ず証拠とするとは限らない。これらを証拠とするについては、公判廷においてこれらの書類、図画を顕出して、その内容を陪審員、その他訴訟関係人に明示しなければならぬ。

50 「大阪朝日」昭和三年九月二二日

陪審法の話(8)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○論告と弁論

以上で証拠調べが終れば、第一次の弁論に移るのである。第一次の弁論は、検事、被告人及び弁護人が、犯罪構成要素に関する事実上及び法律上の問題について意見を述べるのである。

先づ、検事の論告がある。検事はこの事件について、犯罪の構成要素に関する事実上及び法律上の問題のみについて意見を述べる。例へば強盗事件については、被告人がいかなる方法によって強奪した、その証拠はこれ／＼によって明瞭である、この被告人の所為は、強盗罪に該当するものである、と述べる。殺人事件であれば、被告人は何時、何処で、何某を、如何なる方法を以て殺害した、被告人は殺意を以てこの犯行を遂行したのである、この事実はいく／＼の証拠によって明瞭である、証人何某は被告人に有利な、これ／＼の証言をしてゐるが、これは信用するに足らない、といふ風に述べる。尤も、検事は必ず起訴通りの論告をするとは限らない。公判における取調において、起訴と相違する心証を得た場合は、それ相当の論告をすることは勿論である。

次に、被告人及び弁護人の弁論がある。これもまた、犯罪構成要素に関する事実上及び法律上の問題のみについて意見を述べるのである。例へば、本件は強盗事件であるが、その証拠が十分でないとか、強盗にあらずして窃盗である、強盗とするに足る暴行ではない、強盗の程度の脅迫でない、とか述べる。殺人事件であれば、被告人が何某に暴行を加へたことは相違ないが、それは殺すつもりではなかった、たゞ憤怒の余り殴つただけである、或は斬つたゞけである、殺す意思はなかったが、不幸にして被害者は死亡したのである、

このことは何々の証拠によつて明かである、故に被告人の所為は傷害致死罪であつて、殺人罪ではない、といふ風に論ずる。弁護人が数人ある場合、重複して同一の事を繰返すことは禁じてゐる。

検事、被告人及び弁護人が意見を述べる場合、公判廷に現はれない事柄を証拠として採用することは出来ない。公判で直接取調べたもの、または第七十二条乃至第七十五条に定めてある証拠から立論しなければならぬ。被告人または弁護人には、最終に陳述の機会を与へる。

第一次の弁論を、犯罪構成要素に限つたのは、陪審の判断すべきことが、犯罪構成事実の有無のみに限るからである。従つて、第一次弁論の際は、犯罪の情状、例へば被告人に利益な情状として、被告人の憐れむべき境遇とか、やむなく罪を犯すに至つた状況とか、家庭の状況とかいふやうな事、また被告人に不利益な情状として、被告人の悪性とか不徳不備の行爲とかいふやうな事実は、何人もこれを陳述することは出来ない。この点は、普通手続の場合とよほど違つてゐるのである。

第一次の弁論が終ると、裁判長の説示に移る。この説示は、必ず裁判長がなさなければならぬ。取調のやうに、陪審判事に委ねることは出来ない。説示は、陪審手続において、裁判所側のなす最も重要な事項の一つである。説示の巧拙によつて、陪審員をして事件の内容を諒解せしむると、然らざるとの差異を生ずる。説示は、裁判長の手腕力量を現はす一つの機会である。

説示は、裁判長が陪審員に対して、その事件の犯罪構成に関し、法律上の論点及び問題となるべき事実並に証拠の要領を説明するのである。陪審員は、公判における取調を見た

上、既に検事の主張、被告人及び弁護人の主張を十分に聞いたのであるが、素人であるから、これが諒解はむつかしいのみならず、訴訟関係人は各自、自己の立場に都合のよい証拠のみを援用して論ずるものである。そこで、裁判長は、そのいづれにも偏せず党せず、その事件の犯罪構成に関して、法律上の問題並に事実上の問題を説明し、その事件の総てを陪審員に諒解せしめて、陪審員が評議をする材料を与へるのである。

訂正 前回冒頭「裁判がいよく公開」云々の「裁判」を「公判廷」と訂正いたします。

51 「大阪朝日」昭和三年九月二二日

府下四千名の陪審員を招待

来月一日地方裁判所で

きのふ裁判所、弁護士協議

陪審法の実施もいよく迫ってきたので、大阪地方裁判所では、二十一日午後三時、高等官食堂で裁判所側、大阪弁護士合同協議会を開いた。裁判所側は、谷田院長、大田黒検事長、荒井地方裁判所長、戌亥次席検事、その他各部長二十余名、弁護士側は、吉崎会長ほか二十余名出席、裁判所より提出された協議事項について、逐条的に協議を進めたが、裁判所では、陪審法の実施日たる十月一日を記念するために、大阪府下四千人の陪審員を招待して、新装の陪審法廷を見せ、屋上で茶菓の饗応をなし、法廷の絵はがき三枚づつを土産に渡すことにきまつてゐるが、協議会のあとで、この際大阪朝野法曹合同で、大阪府下の各官庁の長官、代表的の実業家など、大阪府下官民有力者を招待してはとの説が出て、

結局これを実行することになり、これが方法等は委員の手に委ねることになり、夜に入つて散会した。

52 「大阪毎日」昭和三年九月二二日

「裁判時間」の弊風を一掃したい

陪審法実施につき

裁判所で打合せ

十月一日から実施される陪審法を効果あらしめるため、大阪地方裁判所では、廿一日午後三時から、弁護士卅名と高等官食堂で協議会を開き、裁判所側から各部長廿名列席、十月一日の司法デーの打合せも遂げたが、さらに、裁判所、検事局側では所長、検事正、次席検事、主任部長、監督判事、監督書記、弁護士側は正副会長、常議員などで小委員会を開いて、祝賀方法につき廿二日協議することになった。即ち、一日は四千名の陪審員を招待して陪審法廷、ホテル、娯楽室を縦覧に供し、三枚一組の記念絵葉書をわかち、別に府市代表者を陪審法廷の屋上に招待して祝賀会を行ひ、一方陪審模擬裁判については、裁判所側では希望してゐないため、弁護士の団体で各所でこれを行ひ、右法の精神を普及することになった。また、陪審法実施についての協議事項は、弁護士会で協議の上回答することとして、午後六時半散会した。

弁護士への希望条件は、大要次の六項目であり、これは従来の公判開廷の時間がいちじろしく遅れて、「裁判時間」だとの非難があるから、この際その弊風を一掃しようとした手

厳しいものがある。

(一) 公判期日および公判準備手続には遅刻せぬこと、(二) 公判準備手続にて攻撃及び防禦の証拠の申出をなし、公判は一日で決審する主義を徹底的に努力すること、(三) 公判期日延期は絶対にこれをなざざること、(四) 陪審員氏名表は、公判開始一時間前に出頭して書記課で受取られたきこと、検事被告人にも同時に交付すること、(五) すべての事件につき、検事の公判事実の陳述書、即ち予審決定書または起訴状、公判準備手続における攻撃防禦の方法に、その提出する証拠記載の書面は、陪審員、検事、被告に弁護士より交付すること、(六) 弁護人の重複の弁論を避けるために、弁護人は、ほかの弁護士の弁論中にも傍聴し、各弁護人の弁論時日、弁論に要する時間を予め定めて裁判所に通知されたきこと。

53 「大阪朝日」昭和三年九月二三日

陪審法の話(9)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○大切な答申

裁判長は説示が終ると、犯罪構成事実の有無について、陪審に対する問を発するのである。この問に対して、陪審が評議の上答申する。これが、陪審の目的とする最重要なる任務である。陪審の任務は、この問に対して正しい答申をすることが、その任務の殆ど全部であるといってもよい。この正しい答申を得るために、陪審制度は設けられたものであるといっても過言ではない。陪審員は、この趣旨を忘れてはならない。

この問には、主問と補問と別問との三種がある。

主問とは、公判に附せられた犯罪構成事実の有無を評議せしむるための問である。例へば、殺人事件ならば「被告人は何某を殺害したりや」、強盗事件ならば「被告人は某日某処において何々を強奪したりや」といふが如きものである。

補問といふのは、公判に附せられたものと異なった犯罪構成事実の有無を評議せしむるための問である。それが、起訴の範囲に属するものでなければならぬことは勿論である。例へば、殺人事件において、傷害致死かも知れぬと思ふときに、補問として「被告人は何某を傷害して死に致したりや」と問ひ、強盗事件のとき、窃盗かも知れぬと思ふときに「被告人は某日某処において何々を窃取したりや」と、問ふが如きものである。

別問とは、犯罪の外形はあるが、犯罪の成立を阻却する原因となる事実があるか、どうかといふことを詳議せしむるための問である。例へば、殺人事件において「被告人が何某を殺害したるは正当防衛行為なりや」と問ふが如きである。

主問は、いかなる事件においてもこれを欠くことはないが、補問、別問は、必要な場合にのみ提出するのである。右の問はいづれも簡明にして、「然り」または「然らず」と答申する文言を以てしなければならぬ。

陪審員、検事、被告人及び弁護人は、問の変更申立が出来る。問を分解するとか、増加するとか、補問、別問を加へるとかの申立が出来るのである。かやうにして、問が決定すれば、裁判長は問を書いた書類、即ち問書に署名捺印して、これを陪審に交付する。問は、これによって確定するのである。

問書を交付したならば、裁判長は評議をなさしむるために、陪審員を評議室に退かしめ

る。公判廷にある判事、検事、書記も一時退廷して、評議の結果を待つのである。

○秘密の評議室

陪審の評議は、陪審の評議室において行はれる。評議室には、陪審員以外何人も裁判長の許可を受けなければ入室は出来ない。裁判長といへども、勝手に出入は出来ない。評議をなすについて必要な材料である、証拠及び証拠書類は、裁判長から陪審に交付することが出来る。又、陪審から、その交付を裁判長に請求することも出来る。陪審員は、一旦評議室に入れば、評議を終るまでは勝手に評議室を出たり、又は他人と交通することは出来ない。やむを得ず評議室を出なければならぬ場合、又は他人と交通しなければならぬときは、裁判長の許可を要する。之に違反した場合は、五百円以下の科料に処せられ、又はその職務の執行を禁ぜられることがある。

陪審の評議に入るに先だち、陪審員は陪審長を互選する。その方法は定めてないから、その時の陪審員の申合せで、いかなる方法によるも自由である。年長者又は名望家を推薦するとか、投票によるとか、或は抽籤によるとか、そのいずれでもよい。

陪審長は、通常の会議における議長に相当するもので、議事整理の任に当るのである。その評議は、最初先づ各自の意見を十分に発表して研究する。その研究によつて、不明なところがあることを発見すれば、陪審の決議で、裁判長に再説示を求めることが出来る。さうすれば、裁判長は公判廷において、更に再説示をして、陪審の不明な点を説明するかやうにして、陪審員は互ひに研究の上、問に対する答申を決定する。この答申は、「然り」または「然らず」の語で答へる。一問一答が原則であるが、問の中に二つ以上の事項を含んでゐて、一つが肯定、一つが否定といふ場合は何々は然り、何々は然らずと答申する。

例へば、「被告人某は何某方に侵入し金品を窃取したりや」といふ問に対し、侵入を肯定し窃盗を否定する答申は「侵入は然り」「窃盗は然らず」と答申するのである。

答申を決定するについては、主問から始まる。主問を否定した場合に、補問があれば評議する。主問を肯定すれば、補問を評議する必要はない。別問は、主問、補問の双方を否定した場合のほか、評決を必要とするのである。

54 「大阪朝日」昭和三年九月二三日

陪審法模擬裁判

孝友会後援、大阪雄弁研究会主催の陪審法による模擬裁判を、二十三日午後六時から、大阪北区扇町済美第三小学校で行ふ。

55 「大阪朝日」昭和三年九月二五日

陪審法の話(10)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○評議決定方法

評議決定の方法は、別に精密な定めを設けず、陪審長の議事整理権に委してあるが、第九十一条の趣旨から、決議の際は犯罪構成事実を肯定する意見を先づ確かめなければならぬ。さうして、肯定意見が過半数ならば、即ち肯定したことになり、過半数に達しなけれ

ば否定したことになるのである。もし、肯定、否定いづれの意見をも有しない者は、勿論肯定の内に加へることは出来ない。決議は、ただ肯定（然り）する者が過半数（七名以上）なりや否やを確かめたならば、それでよいのであって、その他の意見を聞くには及ばない。陪審員は、第九十条によつて意見を表示する義務がある。「自分はよく分からぬから然るべく」といふやうなことはない。陪審長は、最後でなければ、決定した意見を表示することは出来ない制限がある。これは、決議の時の制限であるから、研究の際に意見を述べることには差支ない。

陪審の評議において、問に対して否定するとか、肯定するとかいふ意見が定まれば、それを答申しなければならぬ。

答申は、前に裁判長から渡された問書に、陪審長が、然り、或は然らずと記載し、署名捺印して之を公判廷において裁判長に差出すのである。陪審長以外の陪審員は、署名捺印を要しない。裁判長は、答申に不備又は齟齬があると思つたときは、問書を返附して、更に評議をして答申を訂正すべきことを命ずることが出来る。さうすれば、陪審は更に評議室に退いて、評議して答申する。答申を受けた裁判長が、別に不備齟齬なしと思つたときは、裁判所書記をして、問及びこれに対する陪審の答申を朗読せしめるのである。こゝにおいて、陪審の任務は終わったのであるから、陪審員の退廷解散となり、裁判長は陪審員を陪審員席から退席せしめる。これで、その陪審は解散となる。

陪審事件数日にわたる場合は、陪審員が答申をなさないう前、即ちその任務終了前、裁判所を一時退出する場合は出来る。この場合は、裁判長から、陪審員の滞留する場所、及び他人との交通に関して、遵守すべき事項を指示せられる。この指示に違反した者は、第八条によつて五百円以下の科料に処せられ、第八十五条によつて陪審員たる職務の執行を禁止せられることがある。陪審員は、陪審を構成した後、その職務の終了するまでは、裁判長の許可なくして裁判所を離れたり、他人と交通することは出来ない。

○陪審やり直し

裁判所が、陪審の答申を正当であると認めるときは、之を採用するが、不当であると認められた場合は、何時でも決定を以て、その事件を他の陪審の評議に附することが出来る。即ち、陪審の更新をするのである。これが、我陪審制度の一大特色である。我国の裁判所は、陪審の答申に拘束せられない。裁判所の見るところと、陪審の見るところと一致した場合に、始めて答申が採用せられるといふことになつてゐる。我国においては、憲法上からと、實際上からの必要から、かやうな規定を設けて、事実判断の最後の決定権を裁判所に保留したのである。制度の是非は別として、一大特色たるには相違ない。従つて、陪審の答申と裁判所の意見とが一致しないときは、何回でも陪審の更新を妨げないのである。陪審を更新すれば、これまで述べた陪審手続を全く最初から遣り直すのである。即ち、前と異なる陪審員を呼出して、その手続を行ふのである。

答申の採択があれば、既に事實は確定したのである。犯罪事實の否定、又は「犯罪の成立を阻却する理由あり」との答申であれば、裁判所は、直に無罪の言渡をする。

しかし、犯罪事實を肯定した答申であれば、更に、第二次の弁論に移るのである。この弁論においては、大いに情状論をしてよい。先づ、検事は法令及び刑について意見を述べ、被告人及び弁護人も、法令及び刑について意見を述べる。この弁論において、犯罪構成要素に関して弁論は出来ない。事實は確定しているのであるから、今更事實について不

服があっても、かれこれいふことは出来ない。いかなる法令を適用すべきか、如何なる事情のもとに行はれた犯罪であつて、被告人の境遇、事情、その後の状況等により、いかに量刑すべきや、或は執行猶予を与ふべきものなりや否や等について意見を述べる。この弁論においても、被告人または弁護人に、最終陳述の機会を与へなければならぬ。

右の弁論が終れば、残るところは判決の言渡である。

判決の言渡は、裁判所が合議して後になすのであるから、いづれ数日後に言渡期日を定めてなすことになるであらう。以上で、陪審の第一審手続を終るのである。

56 「大阪朝日」昭和三年九月二五日

近づく栄光の司法記念日

行幸をお待ち申す

新装の陪審法廷

陪審制度実施もいよくあと一週間にせまり、全国各地裁判所は上を下への大騒ぎであるが、わけてこの実施記念日に対し、畏くも聖上陛下の臨御を仰ぎ奉るべき東京では、新装の陪審法廷をはじめ、東京控訴院、大審院を通じて、奉迎の準備にいそがしい。何十年振りといふ壁の塗り替へも漸く完成し、明治十年時代の古めいた司直の府も、見ちがへる美しさとなった。陪審法廷も椅子の据ゑつけ、裁判官、検事席のスタンドの取付けもはつて、建国以来創始の国民裁判を幕開きするにふさはしい情景を浮出させてゐる。

一日は、司法記念日として、全庁をあげ事務を休んで祝賀をするが、陛下の臨御は、午

前十時から約一時間半の御予定である。

二日は、午前中、梨本宮殿下をはじめ各宮様の御参観があるはず。同日午後には、各大臣から都下全警察署長も招かれる。なほ、同夜は司法関係者の祝賀会が、帝国ホテルで催されるが、

三、四、五の三日間、府下市区町村長を始め、約二千七百の陪審員候補者を招待し、陪審法廷、陪審員宿舎の見学、茶菓記念品の饗応あり、かくていよく陪審裁判は、華々しくその緒につくはずである。

57 「大阪朝日」昭和三年九月二五日

陪審模擬裁判

法制研究会で

陪審法実施の日も目睫のうちに迫つて来たので、大阪弁護士会中の法制研究会では、左の日割で、陪審模擬裁判を開き、会員押谷、上田、中村、金星、古市、大隅ら各弁護士が出演、大いに陪審法普及に努めると。

二十五日午後六時（北区済美第二）、二十七日同刻（瀧川）、二十九日（都島第一各小学校）

58 「大阪毎日」昭和三年九月二五日

実施される陪審法――

陪審は昔からあった

今度のわが国の制度は

仏国式に英国制を加味したもの

わが国司法制度上、まさに一新時代を画すべき陪審法は、いよく来る十月一日をもって実施せられる。畏くも、この日聖上陛下には、大審院その他に行幸、親しく各施設を御巡閲遊ばされる。司法当局は、この光栄の日、この意義深き日をもって、永く「司法記念日」とすることとしたのである。かくて、一週間の後に施行せられる、われ等の陪審法、それは如何なるものであるか、すでに司法当局からも幾多の方法をもつて、その普及を宣伝せられたのであるが、更にこゝに専門の諸家に乞うて、陪審法大要を掲げることとする。

常職の裁判官以外に、素人の民衆が裁判に関与するといふことは遠くローマの昔から初まつてゐるが、いはゆる近代的の陪審制度は、実に十二、三世紀以来のことである。即ち、近代的陪審制は、十二、三世紀頃イギリスに發達し、十六世紀頃に至つては、殆ど今日の如き完備せるものとなつた。そして、欧大陸方面には、十八世紀末フランス革命の直後、即ち、自由民権擁護の声のやかましかつた当時、先づフランスに移植されたが、次第に改正されてイギリスとは別の主義様式をもつた制度となつて現れた。イギリスの陪審制は、後、北米合衆国に移され、更に、南米各共和国に伝播して行つた。他方に、フランスの陪審制は、十九世紀の中葉、自由民権思想に伴はれて、欧大陸諸国に承継されることとなつた。

ゆゑに、英仏両国の陪審制は、世界における陪審制の二大宗といふも過言でなく、わが国で今回実施するに至つた陪審制は、大体の仕組において大陸制即ちフランス式に則つて、これにイギリス制を加味し、しかも我国体および民情と現在の刑事裁判制度に適合せしめたもので、陪審制としてはかなり特殊な地位を占めるものである。

陪審制度は、常職の裁判官以外に素人が裁判に関与するものであるが、その関与する程度によつて色々の種類がある。例へば、後述の如く、ドイツの参審制では、素人が裁判官と終始共同して一種の合議体として裁判に関与する。しかし、普通にいふ陪審制は、裁判官と陪審員とが全く独立した別個の機関として裁判に関与し、陪審員が犯罪事実の判断をなし、裁判官はそれに基いて刑の量定を行ふのである。しかし、我陪審制では、裁判官は陪審員の下した事実の判断に必ずしも従ふ必要なく、もしこの判断が不当だと思へば、裁判官は陪審員と意見が一致するまで、陪審を更へることを認めてゐる。これは、わが憲法の原則から来る当然の制度で、しかも他国にその例を見ない。

英国では、陪審員の判断が不当と認めた時は、裁判官は再考を命ずる。そして、もし再考の結果も同じであれば、もはや裁判所はそれに従はねばならぬ。仏国の制度でもかゝる場合は、陪審を更新することを許してゐるが、もし第二回目も同じ意見であれば、裁判所はこれに従はねばならぬ。

陪審制度は、一般に刑事事件についてのみ行はれるが、英仏では、或特殊な民事事件についても陪審を認めている。即ち、英国では、貞操蹂躪とか、名誉棄損などの民事事件、仏国では労使関係、商事関係の事件には、それ／＼陪審制を採用してゐる。

次に、陪審に付せられる刑事事件の範囲であるが、英国では、重罪軽罪を問はず、刑事事件は原則として陪審の評議に付せられるが、仏国では、重罪でしかも証拠十分ありとし

て重罪裁判所に移す決定のあった事件のみを陪審に付する。この点では、わが国は全く特異の制度を設け「死刑又ハ無期懲役若クハ禁固ニ該ル事件」は、法定陪審と云って当然陪審に付し（但し本人の希望により辞退することが出来る）、「長期三年ヲ越ユル有期懲役又ハ禁固に該ル事件」は、請求陪審と云って、被告人の請求をまつて、陪審の評議に附せられることにした。

59 「時事新報」昭和三年九月二五日

陪審名簿縦覧

岸和田市で

岸和田市では、予て陪審員資格者調査中の処、二十二日終了。十月一日より八日まで資格者名簿を市民に縦覧させると。

陪審模擬裁判

法政研究会主催で、二十五日から、左の各所で陪審模擬裁判を催す。

▲二十五日午後六時、済美第二小学校 ▲二十七日同瀧川小学校 ▲二十九日同都島第一小学校、

裁判長弁護士押谷富三、検事同中村昇、弁護士古市、金星両弁護士。講演弁護士上田孝吉

60 「大阪朝日」昭和三年九月二六日

陪審法の話(11)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○上訴

陪審手続によつて、判決をなした事件の上訴については、普通の裁判手続によつたものとは、よほどの趣を異にしている。普通手続によつて第一審の判決を受けたものは、控訴または上告が出来る、控訴して判決を受けたものは、更に上告が出来るのである。然るに、陪審手続による第一審判決に対しては、控訴を許さないで、大審院に上告のみを許すのである。

上告をなし得る場合は、第三百三条、第四条に規定してある。即ち、刑事訴訟法において、第二審（控訴審）の判決に対して上告が出来る理由のある場合は、陪審手続を経たものにおいても、上告が出来る。但し、事実の誤認を理由とする場合は、普通の手続においては上告が出来るのであるが、陪審手続を経たものは出来ない。これは、陪審と裁判所の意見が一致して、事実を確定したのであるから、それを尊重したのである。以上は、第三百三条の規定であるが、第四百四条には、上告の理由ある場合を、一から七にわたつて列挙してある。その一乃至四は、陪審に欠点のある場合、五乃至七は、裁判長の説示に不当な点があった場合である。

上告理由ある場合には、上告裁判所、即ち大審院は原判決を破棄するのである。さうして、大審院が自ら裁判をなすことのできる場合は、直に判決をする。その他の場合は、事

件を原裁判所に差戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所（地方裁判所）に移送する。差戻し又は移送を受けた裁判所は、更に、その事件について裁判をするのである。

○罰則

第八八条及び第九九条第一項には、陪審員に対する処罰を定めてある。即ち、陪審員が、(一) 故ナク呼出ニ応ゼザルトキ、(二) 宣誓ヲ拒ミタルトキ、(三) 第八十三条第一項ノ規定ニ違反シタルトキ（陪審員が裁判長の許可を受けずに、評議を終る前、評議室を出たり、または他人と交通した場合である）、(四) 故ナク退廷シタルトキ、(五) 第八十四条ノ指示ニ違反シタルトキ（裁判長から陪審員に対して、滞留の場所及び他人との交通に關して遵守すべき事項を指示した場合、之に対する違反である）は、五百円以下の料料に処せられる。陪審員が「評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ漏泄シタルトキ」は千円以下の罰金に処せられるのである。陪審の評議の内容は、絶対秘密である。何人にもこれを漏らすことは出来ない。親子、夫婦の間でも漏泄すれば本罪である。その漏らした事実が真実に一致しなくても、評議の内容なりとして漏らせばその制裁は免れない。

次に、第九九条第二項、第一百十条には、陪審員以外の者の処罰を次の如く定めてある。

(一) 評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ、新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載シタルトキハ、新聞紙ニ在リテハ編集人及ビ発行人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作作者及ビ発行者ヲ二千円以下ノ罰金ニ処ス、(二) 裁判長ノ許可ヲ受ケズシテ陪審ノ評議室ニ入り、又ハ陪審ノ評議ヲ終ル前裁判所内ニ於テ、陪審員ト交通シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス、(三) 陪審ノ評議ニ附セラレタル事件ニ付、陪審員ニ対シ請託ヲ為シ、又ハ評議ヲ了ル前、私ニ意見ヲ述べタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス、

(一) の場合は、掲載した事実が真実に合すると否とにかゝらず、評議の内容なりとして掲載すればこの制裁を免れない。(三) の請託に賄賂を用ひた場合は、刑法第九十八条により、三年以下の懲役又は三百円以下の罰金に処せられる。

陪審員は公務員であるから、刑法流職罪の適用がある。また、他人が陪審員の公務執行を妨害すれば、刑法の公務執行妨害となるのである。

61 「大阪朝日」昭和三年九月二六日

準備全く成って十月一日を待つ

当夜は大阪弁護士会の有志が

模擬裁判「謎のピストル」を放送

大阪の陪審法実施記念の催しもの

陪審法がいよゝく実施される十月一日には、大阪ではこれを記念するため、大阪地方裁判所、大阪弁護士会で種々の催しをすることになったことは、既報したが、次のやうな催しをすることに決った。

裁判所側では、大阪府下四千名の陪審員候補者を招待し、新装の陪審法廷を案内し、また検事局ならびに大阪弁護士会は、合同で力石大阪府知事を始め、大阪諸官衙の長官、課長、大阪府選出代議士、府、市会議員、著名な実業家約二百名を招待し、別に裁判所職員、弁護士会合同の大祝賀会を中央公会堂で開く。

夜は午後七時から、大阪弁護士会の有志は、ラヂオで陪審の模擬裁判「謎のピストル」を実演放送する。この劇は、労働運動の実情など新らしき社会相を織り込んだもので、名古屋地方裁判所渡邊判事の手に成るものである。

なほ、大阪地方裁判所の陪審法廷は、二つあるから、部も二つ、裁判長も二人、陪席判事六人、検事二人、書記も六、七人を要するが、裁判長は、既報の通り、池内、柴田の両判事、検事は戌亥次席と西堀の両氏に決定し、従って、大阪地方裁判所の刑事部は、従来の三部に一部を増加、四部となり、第二(柴田)、第四(池内)刑事部が陪審係となる。陪席判事は、大阪控訴院の齋藤及び区の坂東両判事など、下馬評に上っているが、まだ決定してゐない。しかし、二十六日には、全部決定すべく、書記も過日六、七名増員し、陪審法廷の内部の装飾、諸設備も全く完成し、今は陪審裁判の日を待ってゐる。

62 「大阪毎日」昭和三年九月二十六日

実施される陪審法―二

陪審員に対して裁判長の説示

意見は述べられぬ

英国の陪審制は、前述の如く、諸国に先じてかなり早くから整備して今日に至ったので、その成績も他国に比して遙にすぐれ、陪審制の模範とされてゐる。

英国の陪審には、刑事の公判陪審ばかりでなく、民事陪審もある。そして、刑事事件でも起訴陪審(又は大陪審)というて、犯罪の嫌疑を起訴するか否かを、陪審の評議に附す

る制度がある。しかし、英国の陪審の根幹は、刑事の公判陪審である。

英国の刑事公判手続きは、警察制度などが、かなりわが国とは異なるから、従って刑事裁判の手續きも非常に異つてゐる。わが国のやうな、公益を代表する所の検事なく、法廷には通常只その代理人たるバリスターが列席し、被告も只証人として陳述し得るのみである。

英国の陪審法廷の座席は、わが国のと非常に異り、一人の裁判長が正面高く座を占むれば、その右側に陪審員が席につく。それに相對して、原告官であるバリスターと被告人の弁護人が坐る。そして、被告人は、その右脇の小高い所で裁判長と相對した所に置かれるが、陳述するときは証人席で行ふことになつてゐる。

公判が開かれようとする時、裁判長は、いとも莊重に二、三のお供の者に擁せられつゝ出廷する。その際、裁判長は、手に美しい花たばを持つてゐる。一体に英国人は、花を愛し花を尊ぶ。が、裁判長席ばかりでなく、被告席その他廊下などにも美しい花が飾られてゐる。公判開廷に先だち、裁判所書記は、先づ起訴状を朗読し、これに對して被告は公訴の事実を認むるや否やをたづねる。もしこの場合、否認したときは、こゝに陪審公判が開かれるのである。

最初は、原告官の代理であるバリスターが、公訴事実を説明する。そして、呼び出された証人、鑑定人については、バリスターと被告人の弁護人とが、交互に色々の訊問をする。この訊問は、わが国では裁判長がやるのであるが、英国では裁判官は只第三者の立場にあつて、当事者の訊問応答を静かに聴聞してゐるのみである。訊問が一通り終ると、この後を受けて、被告側の弁護士は、もし必要のときは立つて、事件の全体について弁論を行ふことがある。

最後に、裁判長は、極めて荘重にして冷静な態度で、陪審員に対して説示を与へる。これは、陪審員に対して、事件について適用すべき法律を示し、当事者双方の提出した証拠の全体を極く判り易くし、時としては犯罪事実に対する裁判長自身の意見を述べるのである。この説示こそは、裁判員をして、事実の判断をなすにあつての心証を作らせる上に、非常に重要なものとされてゐる。

わが陪審制にも、説示の規定はあるが、わが国では説示に裁判官の意見を加味することとは、絶対に禁ぜられてゐる。説示に裁判長の意見を加味せしむることは、裁判官と陪審員との意見を一致せしむる上に便宜ではあるが、陪審の本義を失はしむるとの非難がある。しかし、英国人はこれに対して、何等疑惑を感じずにあるが、これは英国民が裁判官を絶対信じ、裁判官もまたその信頼にそむかないやう、つとめてゐるからであらう。説示の後に、裁判長は、陪審員に問を發し、陪審員はその裁判長の問に対して、有罪無罪を評決して答申する。

陪審員に如何なる人が選任さるゝかは、陪審員の質の良否を決定するゆゑんであり、かなり重大である。わが国では、陪審員の選定に際しては、寧ろ抽籤主義をとり、いはゆる一定の法定資格を備へるものゝ中から抽籤をもつて候補者を選定する。しかし、英国を初め欧州各国の法制では、この候補者を選定するのに、判事や行政官などを委員とした銓衡委員会を組織し、理解力といひ、その他名望、品性、法律的信念が、陪審員の職務をなすに適任と認められるものを選ぶ。

なほ、各国の陪審制では、男子に限らず女子も陪審員として採用せられるが、女子が一般に公職から遠ざけられてゐる、わが国等よりみると全く奇異に感ぜられる。

陪審員に如何なる人が選任せられたか、その氏名、住所、職業などについて、英国では公判開廷一週間前に、あらかじめ被告人等に知らすことになつてゐる。これによつて、被告人は忌避権を行使する余裕が与へられる。しかし、この制はとかく悪用せられ、陪審員に請託したり、これを買収墮落せしむる機会を作ることが多い。殊に、米国ではこの点が甚だしい。わが国では、陪審員の氏名などは、公判までは絶対に秘密に附せられ、期日の初めにおいて、被告人に知らしむることにした。

63 「大阪朝日」昭和三年九月二七日

陪審法の話(12)

陪審員に望む 判事 坂東米八

陪審員は、わが国に始めて設けられた陪審制度最初の陪審員として、極めて重大なる責任を負担せられることゝなつたのである。上來述べたところによつても、いかにその職責の貴重にして、またその結果の至大であるかといふことを痛感せられたことであらう。

陪審員の判断、即ち評議の結果が、被告人の有罪、無罪を決定する基本となるのであるから、陪審員は、どこまでも冷静に公平に、国家国民のため全然私心を去つて、事件の真相を看破し、良心の命ずるところに従つて行動しなければならぬ。

事実の判断は、一見容易の如くであつて、しかもなかく困難なるものである。被告人は、出来得る限り自己の非を掩ひ、その罪を免れんとするのは人情である。しかし、被告人のいふことが、すべてその考へから出てゐると見ることが、また大きな誤りである。

虚実相交るところに、真相を発見しなければならぬ。

証人は、注意しなかつた過去の事実について、正確な証言の出来るものではない。われ／＼の経験に徴しても、少しく古い事柄は、極めて重大な事であっても、その記憶は大体に止まるものである。今日卒然として、東京の大震災、但馬の大震災の年月を問はれても、直に正確に答へ得る者は、蓋し少ないであらう。しかし、右の大震災のあつたといふことは、何人も答ふるに躊躇しないところである。殺人事件についても、殺人の事実が明かなればよいのであつて、時、場所に多少の記憶違ひがあつても、殺人の事実を認める証言として、何ら差支へはないのである。

一体我国の多くの人々は、情実に捉はれ易い。被告人の前においても、正義のために、自己の国家、社会に対する責任のために、敢然として眞実を主張する勇気が乏しい。或は、これは美德に伴ふ弊かも知れぬが、かゝることは、裁判をして眞実を失はしむる、恐るべき癌である。陪審法実施と共に、正しき裁判を求むるため、ぜひこの弊を絶滅させねばならぬ。陪審法実施の暁、或は偽証の頻発するやうなことがありはすまいか、まことに憂慮すべきことであつて、この点は陪審員のみならず、国民一般の非常に戒心しなければならぬところである。

かやうな訳で、事件の真相を掴むことは困難であるが、常に全体から観察し、大局高所から事件を達観するならば、恐らくその真相を誤らないであらう。

陪審事件は、いはゆる刑事事件であるから、陪審員たるべき者は、陪審手続を知ると共に、刑法について一通りの知識を備へて置くならば、公判廷に臨んだ場合、裁判長の説示を聞く前、既にその事件について、大体どこに問題があるか、事実についての証拠はどう

であるかといふことを、自ら判断することが出来るものである。

刑法を知つてをれば、自然、事件の取調べについて興味があり、注意も深くなる。裁判長の説示を聞いて、始めて問題を知り、これを考へるやうでは、取調べに対しても興味が少く、自然、注意が怠り勝ちになる。従つて、裁判長から問題を聞いても、これが判断に供する材料を記憶してゐないといふことがあるかもしれない。刑法一通りの知識は、陪審員として極めて必要なことである。

陪審員は、国家、社会の秩序維持の大責任を双肩に担っているものと覚悟し、情実に捉はれず、右顧左眄せず、毅然として正義のために、決断するの勇氣がなくてはならぬ。自己の全精力を傾倒して、事件の真相を看破しなければならぬ。徒らに、舌の巧なる狡智の徒輩をして、その罪を免れしむることは国家、社会の秩序を維持するゆゑんではない。これと共に、無辜を罰するといふことは、それこそ由々敷大事であるから、この点において非常な苦心を要する。人を裁く者の苦心は、主としてこの点に存するのである。

陪審員は、事前において、出来得る限りの準備を整へ、我国にとつて最初の制度であり、世界各国の注視の的となつてゐる我が陪審制度をして、世界に誇る美果を収めしめられんことを、切望に堪へないのである。(をほり) 写真真坂東米八氏

64 「大阪毎日」昭和三年九月二七日

実施される陪審法―三

陪審員は報酬を受ける

各国では無報酬が原則

世界の陪審史のうち、最も花やかな歴史をもつものは、仏国の陪審制であらう。仏国の陪審制の起源は、実に仏国大革命直後に始まる。一七八九年七月十四日、幾万の民衆がバスチーユの牢獄に押よせ、革命最初の血祭りを行ったが、実に当時の仏国の裁判では何ら罪なく、たゞ国王やその権臣に憎まれたゆゑをもつて、幾百千万の人々が獄につながれた。ゆゑに、王権の専制を斥けて、自由民権の旗を押し立て、突き進んだ革命軍が、貪る如く、当時すでに英国に発達してゐた、民衆裁判の陪審制を採用するに至つたのは、頗る当然のことであつた。採用の当初は、極端な陪審制をとり、陪審員の賛同なくして起訴することも、刑の量定をも絶対に許さないことを規定した。しかし、その後、この制は種々の弊害を生み、いはゆるナポレオン法典の制定のとき、陪審法も改正せられ、起訴陪審は廃せられ、公判陪審のみを存置することにしたが、しかもある限られた事件についてのみ、陪審を許すことになつた。今日の仏国の陪審制は、重罪事件についてのみ陪審に附してゐる。

仏国の陪審公判手続は、一体にわが陪審法が仏国陪審法を母体として作られたため、わが国のと大差はない。従つて、陪審法廷の構造もほとんど、わが国と同様である。公判の開廷に先だち、裁判長は、全員起立裏に陪審員に向つて、その職責の重大なるを説き、評議に際しては公平無私たるべきを誓はせる。かくて、裁判所書記が公訴事実を述べる。これに次いで、裁判長自ら被告人の訊問を初める。この訊問は、列席の陪審員に、公訴事実に関する心証を得しめるやう、被告人の犯罪の動機から、犯罪後の動静まで、逐一詳細にわたつて行はれる。次に、証拠調べに移る。これも、裁判長自ら行ふのである。これが終ると、検事は立つて、事実の内容を全体的に説明し、その際罪責の程度範囲などについ

て意見を述べる。この後をうけて、弁護人は被告人の利益のために、あらゆる論理と言辭を用ひつゝ、論駁的弁論を試みる。この検事と弁護人の弁論は、陪審員の心証に重大なる影響を与ふるものであるから、両者の弁論戦はまことにほろろしいものである。

わが国では、この後に裁判長の説示があるが、仏国ではそれが無い。

当事者の弁論終了後、裁判長は陪審員に対して、公訴事実につき、犯罪事実、刑の加重軽減、情状、弁識力の有無などに関する問を發し、陪審員の答申を求めらる。わが国では、裁判長の發問は、犯罪事実の有無についてのみ行はれる。

そこで、陪審員は評議室に退き、秘密投票によつて、多数決で採用し裁判長に答申する。次に、陪審員の報酬に関する制度であるが、仏国を初め諸各国の法制では、陪審員の職務が国民の義務であるとして、無報酬なるを原則としてゐる。但し、仏国では後改められ、二キロメを標準とし、出廷地が住居と二キロメ以上隔たるときは、十メに十の旅費を給し、日当も十から六を与へる。そして、もし二キロメ以内のものは、特別手当ての名目で八から五の日当を支給せられる。なほ、旅費は前払を受けることが出来る。わが国では、陪審員の旅費は、遠近を問はず支給し、しかも二等旅客運賃で計算される。日当も、公判に關与した日は五円、その他は二円五十銭で、宿泊費も、陪審員宿舎に止宿したときは二円五十銭を、その他の場合は五円となつてゐる。

さらに、それらの費用の負担は、諸外国では原則として国家が負担する。しかし、わが国では、法定陪審の場合とはに角、請求陪審で有罪の判決あつたときは、被告人の負担となるのである。

65 「大阪毎日」昭和三年九月二七日

陪審最初の裁判官きまる

裁判長は池内、柴田両判事

A Bの二部に分たる

陪審制度は、いよく来月一日から実施されることとなり、大阪地方裁判所では、全くその設備を終り、廿六日弁護士縦覧を許し、同日午後部長会議を開いて、最初の陪審裁判官を左の如く選任した。即ち、大阪では陪審法廷が二つ新設されてゐるため二部となし、

A班は、裁判長池内善雄、陪席判事坂東米八、吉村正道、書記川上榮一、今中孝雄、B班は、裁判長柴田貞輝、陪席判事喜多川元、芹川定、書記國村進、隅田量平諸氏で、平常は、柴田氏は第二部、池内氏は第四部の刑事裁判長として、普通裁判をも行ふと。

なほ、検事局では、戌亥次席検事と西掘検事が陪審検事に選任された。

写真 (右上から) 池内、吉村、喜多川、坂東判事、(左上から) 戌亥、西掘検事、芹川、柴田判事

66 「時事新報」昭和三年九月二七日

陪審係り判官決まる

来る一日から施行の陪審法につき、大阪地方裁判所では、現在の刑事三部を四部制に改め、その第二部と第四部を陪審係りとなす事とし、担任判検事書記の銜衡をなして居たが、二十六日左の通り決定した。

▲第二部 裁判長柴田貞輝、陪席判事芹川定、喜多川元、書記國村進、隅田量平、検事戌亥忠一

▲第四部 裁判長池内善雄、陪席判事坂東米八、吉村正道、書記今中孝雄、川上榮一、検事西堀元道

67 「大阪朝日」昭和三年九月二十九日

陪審の準備で忙しい地方裁判所

調停員ら一千名も参観

陪審法の実施日がいよいよ切迫したので、大阪地方裁判所では、これが準備に大多忙を極めてゐるが、既に、陪審部の裁判長をはじめ、各係官の人は選は終つたが、これに伴ふ内部で判事、書記の異動を行ひ、書記の如きは二十余名の大異動を執行し、また四個の刑事部の書記課も新館へ移し、第一、第二刑事部は二階に、第三、第四刑事部は三階に、また、検事局の思想係検事室も新館に移したので、多年苦しめられた旧館の調室や諸事務室の狭隘は、幾分緩和された。

なほ、新陪審法廷は、十月一日の実施記念日には、府下四千の陪審員候補者と官民有力者に見せるが、二日は午前十時から午後三時まで、借地、借家、小作、商事の各調停員とその家族及び裁判所職員の家族約一千名の参観に供すと。

68 「大阪朝日」昭和三年九月三〇日

聖上陛下あす司法部へ行幸

奉迎の準備全く成る

一日は陪審法実施記念日

わが司法制度の上に、一大転機を画する、陪審法実施の十月一日には、畏くも聖上陛下の親臨を仰ぎ奉る東京司法部は、奉迎の準備全く成った。大審院、控訴院、地方裁判所、陪審法廷のすべてを包括する、明治三十年代の古屋の内部は、廊下の隅から天井裏まで綺麗に塗替へ、通行路の左右は一律にクリーム色に塗りぬいたところは、昔流の陰惨な白洲の空気を出さず、明るいが浮いた感じは更でない。臨御当日、御座所にあてられる三階南向の一角大審院長室、二階の一角検事総長室は、特に念入りに装ひを凝らしてゐる。

天覧に供すべき司法参考品は、三階御座所近くの大審院会議室と図書室の二部屋を当て、すでに陳列も終り、二十九日午前、原法相、小原次官、牧野大審院長等、関係大官が揃つて下検分をなした。

陛下には、当日午前十時五分、裁判所正門玄関に御着、原法相、小原、濱田両次官、牧野大審院長、小川検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中東京地方裁判所長、鹽野検事正等、御出迎へ申上げ、原法相御先導、直に三階御座所に入御、親任官以下に拝謁を賜ひ、大審院長、検事総長から言上申上げて、参考品を天覧に供し、ついで、まづ大審院第一号大法廷、控訴院大法廷から新装の陪審法廷を御覧になる御予定で、陪審法廷では田中所長から同法廷内部、陪審員協議室等、詳細御説明申し上げ、続いて予審廷を御一覽遊ばされ、正面大広間の一角に刻まれた、わが法律界の大恩人「ボアソナード」氏の胸像前に

玉歩を運ばれ、原法相からボ氏をはじめ、我国法曹界に尽した外国法学者について御説明申し上ぐる御予定で、をはって第二御座所、(検事総長室)へ入御、御小憩の後、正午近く還御遊ばさるゝ御予定である。

天覧に供する参考品

記録四十種と刑務所製作品

聖上親臨の当日、天覧に供すべき参考品は、司法関係記録四十種並に刑務所製作品数十点で、記録中主なるものは、

「天皇ノ名ニ於テ」と大きく印刷した明治時代の判決原本、明治元年近藤勇処刑書、明治二年山口藩士八名が大村兵部大輔謀殺事件記録、明治三年坂本龍馬殺害犯人今井信郎判決書、明治七年佐賀動乱の記録、明治六年に行はれた変体陪審の記録、大津裁判所から取寄せた露国皇太子暗殺事件津田三藏一件記録から、物凄いとこでは、明治三十八年日比谷焼打事件記録で、これは東京の裁判所に保存してあり、小川平吉、河野廣中、大竹貫一氏らの政治家の名前が散在してゐる、更に明治二十六年の相馬事件記録で、この中には後藤新平子の調書や拘引状が保存されてゐる。

ボアソナード氏の大部の仏文治罪法案、仏文旧刑法草案等いづれも珍中の珍、司法関係の参考資料としては、いくら金目をかけても二つとはないものばかりである。

刑務所製作品は、自転車から家具調度品、文房具など、いづれも一流の文人職人を凌ぐ、優作品ばかりである。

記念すべき国民の司法参与

いよ／＼明日に迫る

全く新装なった陪審廷

「国民の司法参与」の日は、いよ／＼明日に迫った。去る大正十二年四月十八日發布されて以来五星霜、わが司法制度の上に一大会ポックを画すべき大法典として、はたまた普選法と並び、本年実施の二大法案の一として、全国民のひとしく翹望してゐた、陪審法実施の日——十月一日、帝都においては、畏くも聖上陛下、とくに東京地方裁判所に行幸あらせられ、親しく新装なった陪審法廷を嚮はせ給ふ、まことに、わが司法史上特筆さるべきことである。

この東京の法廷と並び、全国における二大陪審廷の一方の所在地たる、大阪地方裁判所では、工費十七万円を投じ、欧米の粋を蒐めた洋館四階建の新庁舎はすでに竣工して、堂島河畔に屹立し、チークの香も新しい二つの法廷内には判事、検事、書記の三席をプツリ切離されてしまった判官席、陪審員を待つ上下二列十二の連続椅子、真鍮製のボックス、頑丈な被告席、ハイカラな新設の新聞記者席など、どれもこれも目新しいものばかりだ。一方、この画期的新法を運用すべき重責を帯びた、池内、柴田の両陪審部裁判長、戌亥、西堀の両立会検事をはじめ関係法官、書記の顔触れも決定し、府下四千の陪審員候補者また選定も済み、人も法廷ともに揃って、今はたゞ初の開廷日を待つのみとなった。

陪審員は毅然として良心に従へ

「身の重責を感じる」池内陪審裁判長の談

新たに大阪の陪審係裁判長に補せられた一人、池内善雄判事は謹厳な態度で語る。

実地に審理をやって見ねば、今からかれこれいふことはできないが、それだけに自分としては、身の引締まるやうな感じがする。ただ、この際痛切に感ずることは、法律的にいへば陪審員はたゞ裁判所の諮問事項について答申するだけで、しかもその答申を採用する与否とは一に裁判所の権限にあり、判決は無論、裁判所のみによって決めるのであるといへ、立派に裁判に関与するのだから、陪審員たるものは通俗的にいへば、「裁判官と一緒になって裁判をするんだ」といふ覚悟をもって、法廷に臨んでほしい。すなはち金力、権力、その他一切の外部の力に屈せず、毅然として良心の命ずるところに従ひ、もって適當の裁判の出来るやう答申されんことを切望する。

冷静に判断して、答申されんことを望む

柴田陪審裁判長の談

池内裁判長と並び、大阪における二つの陪審部の一方の裁判長に補せられた、現地方刑事部第二部長柴田貞輝判事は語る。

陪審裁判実施の第一日に、東京では、畏くも聖上陛下の行幸を仰ぐことは、まことに司

法史上特筆さるべきことで、法曹の吾々としては、欣喜に堪へない次第である。いよ／＼陪審裁判に関与するに際し、吾々はあくまで法の精神に則り、検事、弁護士および陪審員と／＼に、陪審法の美果を結ぶやう、大いに努力せねばならぬ。とくに、陪審員となった人は、各事件の審理に当って、裁判長から陪審員にする諭告に副ふべく、事実を冷静に判断して答申されんことを望む。

任務は重大

吉崎弁護士会長の談

大阪弁護士会長吉崎龜之助氏は、欣然として語る。

いよ／＼陪審法が行はれ、誠に慶賀に堪へない。私は、国民と／＼に、本制度の良果を挙げんことを切望する。たゞ、私共の憂ふるのは、民事事件の証人ですら、ま／＼適切ならざる証言をしたり、または、請託によつて動いたりして、しば／＼事案の真相を乱したりするのを目撃することで、願はくは、かゝることのないやう、陪審員諸君は、天の命ずるところに従ひ、神の心をもつて、その職責を遂行せられんことを、とくに希望に堪へない。たゞ、陪審員は、公務のためとはいへ、自分の時間を割き、その職に尽されることは、甚だ御迷惑で御気の毒に思ふが、その任務は実に重且大だから、折角自重して頂きたい。

あすから名簿を縦覧

陪審員資格者

近く、明年の陪審員候補者を選ぶため、各市区町村役場では、本年九月一日現在で、その資格者を調べたが、規定により十月一日から八日まで（日曜日を除く）、各役所、役場で名簿を一般に縦覧させる。

70 「大阪毎日」昭和三年九月三〇日

実施される陪審法―四

欧米諸国では既に参審制

陪審の短を補つたもの

歐洲大陸を通じて近来は、陪審制の外に参審制なるものが次第に發達せんとしてゐる。参審は、陪審と同様、国民を裁判に関与させ、民意を裁判に加味する主旨のものであるが、裁判に関与する程度が陪審より遙に進んだもので、事実判断または罪責の決定ばかりでなく、刑の量定、法律の適用まで、専門裁判官と同列に共同して行ふものである。

陪審制は、英国のやうに古くからの国家制度であり、国民もこれを誇りとし、陪審の評決は神聖なもの、裁判官は至上神の如く尊敬されてゐる国では、その運用実によるしきを得て、非常な成功ををさめてゐるが、かゝる歴史も、国民性をも持たない、歐洲大陸諸国では、近来陪審の弊害百出するに至つた。

即ち、陪審員は複雑した事件に直面すると、その真相を理解する能力なく、評議は雷同に傾き、また感情に走り易く、従つて冷静なる判断を欠くといふことは、しば／＼くりかへされるので、そのため多額の国費と多数国民の時間を犠牲とする陪審制が、はたして理

想的のものなりやとの疑問を生み、人員を減じ費用も比較的少く、しかも徹底的に国民の意思を裁判の上に注入しうる、参審制を採用するの可なるを主張するものが多くなった。

殊にドイツは、世界大戦後、国家の財政極度に疲弊して来たことゝて、従来莫大の国費を要した陪審の代りに、先づ違警罪其の他軽微な犯罪については参審制を採用し、最近では相当重罪のものまでも参審に附することゝし、従来の陪審はたゞ名のみ存するの状態となった。

この参審裁判所は、裁判長となる区裁判所判事と二人の参審員から構成されるもので、参審員は一年または二年の期間を定めて選任され、その期間中特にある数日間審理される事件に関与するのである。

参審制の実績は、制度そのものゝ実施が日なほ浅く、従つてまだ試験期にあるため、確な結果を知ることが出来ないが、ドイツを初め欧米各国では好評を博しつゝある。

陪審制可なるか、参審制可なるか、今なほ諸外国では、学者を初め盛んに論議されている。しかし、制度の良否は、その運用如何によつて決するものである。英国の陪審制は、今日いよくその精華を発揚しつゝある。わが国でも、来月一日を期して陪審制が実施されるが、その結果は全く未知数である。英国陪審制の成功は、彼の秀れたる国民性に原因するところ大であるが、官民ともに、その制度の運用および發達につとめつゝあることは、大いに学ぶべきところであらう。(この項完)

71 「大阪毎日」昭和三年九月三〇日

JOBK裁判の夕

模擬裁判に近代座が出席

陪審法実施の記念放送JOBKの「裁判の夕」は、一日午後七時半、まづ、荒井大阪地方裁判所長の陪審法についての講演について、模擬裁判が放送されるが、裁判長、検事、弁護士が、大阪の刑事専門の一流揃ひで、一回の打合せもなく放送されるので、放送局でも、被告となる女優の人選に苦心してゐたが、廿九日に至り、近代座五月信子と高橋義信、証人もその一座の女優が出ることとなった。

72 「大阪朝日」昭和三年十月一日

国民待望の陪審法、愈よけふけから実施

わが刑政と立憲政治の上に

時代を画する裁判の民衆化

聖上、司法部に行幸

普選とゞもに今年度創設の二大制度たる陪審法は、全国民の期待の内に、いよくけふ十月一日から実施されることになった。国民自らが神聖なる裁判に干与するといふ、我建國以来、最初の大制度を記念すべく、全国各地では一日より数日間、思ひくの記念祭、祝賀会を執り行ふはずである。東京においては、全日本の司法部を代表して、この佳き日に、畏くも聖上陛下の親臨を仰ぎ奉り、陛下には最高司直の府たる大審院より下つて東京控訴院各法廷を御覽遊ばされ、就中八万円の工費をかけて善美と整備を尽して築造した真

新しい大審院大法廷には、親しく玉歩を印せさせ給ふのである。更に、翌日には久邇宮、同妃両殿下を始め、各宮様方台臨され、同日より四日間は、市区町村長、警察署長、その他陪審関係者並に二千七百に近い東京府下の陪審員候補者を、聖上陛下の行幸を仰いだ記念すべき陪審法廷、陪審員宿舎に請じて、祝賀の意を表する計画である。東京を除く全国五十の地方裁判所所属の五十三陪審法廷（大阪、福岡、長野はそれ〴〵二法廷づつ、他は一法廷、これに東京の二法廷を加へ、全国の法廷総数五十五）でも、それ〴〵市町村長、陪審員候補者を請じて、実施の祝賀をなし、新制度の運用をして、あやまりなからしめんことを期するはずである。かくして、各地とも最初の陪審裁判開廷を見るは、十月半ば過ぎと予想されてゐる。

成否如何は一つに国民の覚醒に懸る

陪審員資格者百五十万人

我国における陪審制度設定の由来については、明治時代の沿革は別とするも、いよ〴〵これが具体化したのは、さる大正八年七月、原内閣時代臨時法制審議会の調査とともに陪審制度設定の可否を諮問し、審議会は全会一致でこれを可決し、司法省においては、これが法案の起草に従事してゐたが、大正十二年三月第四十六議會において、貴衆両院の協賛を得、同年四月十八日法律第五十号として公布せられた。唯、これを実施するに至つては、陪審法廷の完備、陪審員の選定、陪審判事の任命などの諸施設をはじめ、国民全般に対し陪審制度の何ものたるかを十分徹底せしめるなど、相当の準備を必要とした。爾来、歴代

の内閣は、その準備に努力した結果、やうやく本日をもつて実施せられたのである。

この陪審員制度は、法律としては僅かに百十四ヶ条よりなる法典に過ぎないが、その眼目は、従来の官僚専制の裁判制度を革新し、国民をして司法に参与せしめ、民意を裁判に反映せしむるもので、すでに国民の参与によつて運用せられてゐる、立法行政の両権と相まつて、始めて憲政の完備を見ることが出来たのである。

たゞ、その運用にあつて、感情や利害にとらはれ、公正の態度を欠くにおいては、かへつてなきに劣るの結果を見るかも知れない。これがため、官民法曹界を始め各方面とも、その美果ををさめんとして、あらゆる施設を講じ、努力を継続してゐるが、その成否は全く国民各自の覚醒如何によるのほかはない。殊に、直接陪審の任にあたるものは、一層この制度の精神を体得して、その運用をあやまつてはならぬが、陪審法に規定した陪審員有資格者は、全国を通じて百五十万人であり、全国一年間の陪審事件予定数は、約三千五百件と見積つてゐるが、もし国民がこの運用をあやまらねば、更に普選と同様、その有資格者の一大拡張によつて、眞の民衆裁判を実現し得るの機会が来るであらう。

公平な判断を陪審員諸君に望む

牧野大審院長語る

いよ〴〵本法が実施された暁においても、陪審員諸君が、模擬裁判法廷におけると同様な態度をもつて、実際裁判に参与さるゝならば、必ずやその実を挙ぐることに信ずる。陪審員の職責は、常識判断によつて、裁判にかけられた事実の有無を決することにあるは勿

論であるけれども、一面法廷に現はれた各般の証拠に本づき、その信すべきを取り、信ずべからざるを排して、公平無私適切にして穩健なる判断を下すことが、極めて必要である。従つて、証拠をはなれて、自己の先入觀念によつて事象を判断すること並びに確乎たる信念を持たず、他人の意見に雷同することは、絶対に避くべきことである。たゞ獨立不羈、信すべきに向つて進み、証拠にもとづいて自己の判断を下すことによつてのみ、陪審法運用の妙味が發揮されるであらう。

民意を酌む司法

花井卓蔵談

陪審制度の沿革については、イギリス最も古くして、八百年の昔に淵源してゐる。しかも、その運用よろしきを得て、能く人權保障の精神を完ふし、イギリス自由の守護神とまで謳歌せられてゐる。アメリカは、イギリスの植民地であつたため、建国の昔よりこれを行つてゐるが、仏独兩國は、イギリスと異り、革命鮮血の産物である。わが陪審法の沿革は、前後通じて纔に六十年に過ぎない。陪審は、民意を司法に酌むの制度である。裁判に對する、國民の自由を保障する利器であり、政治上、法律上貴重なる人權の保障物である。換言すれば、國家の國民に對する正義の保護を全ふし、國民をして法律に親ましめ、法律の運用をして通俗化し、社会化するものである。凡そ國家權と國民權とが疎隔し、或は衝突する程、恐るべきものはない。故に、この制度実施に當つては、民衆は國家の裁判權を尊信し、裁判權は民衆の意思を尊重し、両々相俟つて司法の威信と神聖を保持することに

努めるやう切望に堪へない。

人權の擁護と正義發揚の機關

原司法大臣の談

陪審裁判につき申しますれば、從來刑事の裁判は、専門の官吏即ち判事のみがこれを行ひ來つたのでありまして、一般國民の意思は毫も加味せられなかつたのでありますが、陪審裁判にありましては、裁判官の裁判に民意を加味することを基調とし、精神とするのであります。本來立憲治下にありましては、苟くも國務を遂行運用するに當つては、民意を加味せしめ、國民が國政に参与するといふ觀念を懷かしめねばならぬのであります。然るに、我國においては、從來立法、行政の兩方面におきましては、選挙の方法により代表されました、人民の意思が國政遂行の上に表現されてをりますけれども、獨り裁判の上には、國民意思の反映と認むべき何物も、加味せられてをらなかつたのであります。

然らば、我國は、從來の裁判制度に對して不満であつたが故に、この制度を設けたかと申しますると、決して左様ではない。國民の多数は、十分信頼してゐるのであります。或は多数の中には、官吏たる警察官や検事が調べて來た事件を、更に官吏たる裁判官が判断するのであるから、司法權は獨立とはいふものゝ、絶対公平を望むといふことは出来なといふ考へを懷き、從來の裁判制度に不満を感じるものもなきにしも非ずであります。仮令少数にしても、國民中にかやうな考へを持つ者があるとしますると、國家の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになりまますから、國民をして真に法律生活に満足せしむるには、

弥が上にも、裁判制度に対する信頼の念を深からしめねばなりません。国民をして、裁判所を飽くまで人権擁護の機関である、正義発場の機関であると信ぜしむるには、従来の官吏のみによる裁判制度に変更を加へまして、国民をして罪の有無は、自分等と同様の国民によりて決せらるゝから、少しも不安はないとの安心を持たしめることが必要となつて来るのであります。これが、即ち我国において陪審法を設くるに至りました、根本趣旨であります。

当局として、この機会に一言して置きたいのは、法はその運用の如何によりては、善法も悪法となるのでありますから、局に当ります者が、不幸にして一度その運用を誤るが如きことがありますならば、折角の善法良制もまた死文徒法に終りますのみならず、却つて社会に害悪を流し、悔を千載に貽すことゝなるのでありますから、選ばれて陪審員となられる諸君は、能くこの制度の精神を解し、これはかつてなき人権擁護の良制度であるといふことを十分に理解せられて、この制度の運用に当られんことを、熱望して止まぬ次第であります。

司法の威信を發揚せよ

大阪地方裁判所長 荒井操氏談

大阪地方裁判所長荒井操氏は、画期的のこの陪審法の実施に当り、声明書を發したが、更にその所懐を記者に語る。

本陪審制度は、判事、検事、弁護士と国民たる陪審員の四拍子が揃つてはじめて、完全に行はれるわけだが、こゝに懸念すべきは、陪審員がその任に堪へ得られるか否かといふ問題のみである。しかし、今まで国家の三大権のうち、立法と行政において国民はこれに参与し、その責任を全うして来たのだから、国民はよろしく立法および行政に参与した心持を持って、司法の国政にも努力し、司法の威信を發揚しなければならぬ。

明治の初代に、西洋の裁判制度を採用して、見事に成功した我國民は、昭和の今日、この新法を実施しても必ず立派に成功し、諸外国に遜色なき好成绩を挙げることゝ思ふ。

立憲國民の実、責任觀念を喚起せよ

田中首相の談

國民が多年期待してゐた陪審法は、けふ、即ち昭和三年十月一日から実施せらるゝことゝなつた。この日天皇陛下、特に親しく大審院に臨幸あり、司法事務の實際を御親閲あらせらるゝは、誠に有難き思召しと拝察し、お互ひ國民の責任甚だ大いなるを覚ゆるのである。陪審制度とは、一口にいへば、國民が直接司法手続きに参与することである。即ち、裁判の手續は、従来専門の裁判官のみで行はれてゐたものを、國民がこれに参与して、円満完全なる裁判を行ふといふことであつて、そこに重大なる意義がなくてはならぬ。我々國民は、既に議會において立法に参与し、地方自治において行政に参与し、今又陪審法の実施によつて、司法に参与することとなつた。即ち、こゝに三権の各々に参与することによつて、愈立憲國民たるの実を挙ぐるやうになつたことは、我々日本國民の誇りであると共に、重大なる責任觀念を喚起するは勿論、益々自重精勵して、君恩の篤きにむくい奉ら

ねばならぬと信ずるのである。

73 「大阪毎日」昭和三年一〇月一日

今日から陪審法実施せらる

従来の我国の裁判制度は、専門の裁判官のみによつて行はれてゐた。それが、けふからの「陪審法」実施とゞもに、民衆の参与による新らしき裁判制度が行はれることゝなつたのである。これわが裁判制度の一大改革であるばかりでなく、実に治法国の国民として永遠に記念すべき日であらう、畏くもこの日をもつて天皇陛下には、東京三裁判所に行幸、親しく陪審法廷その他司法事務を御親閲あらせられることは、真に賢き極みである。

裁判に民意を加へる

これが陪審裁判の精神

原法相謹話

我國民が多年翹望せし陪審法は、いよゝゝ本日より実施せられました。今日において六十年前旧幕時代の裁判制度を顧みますと、実に隔世の感に堪へないのであります。畏くも明治天皇は、維新の大業を成就せられました。当時の諸制度創造の際にも、夙に司法のことに叡慮を用ひさせられ、明治八年には元老院と共に大審院を設け給ひ、明治廿二年發布の帝国憲法には、司法権については特に一章を置き、その劈頭に「司法権は天皇の名にお

いて法律により裁判所之を行ふ」とあります。およそ国務は総て、天皇の行はせ給ふ所であるから、ひとり司法についてのみ「天皇の名において」と冠する必要はないのであります。すが、そのこれあるは、如何に司法権に重きを置かせられたかを示すものであります。次で、明治廿三年裁判所構成法が実施を見るに至り、こゝに漸く我国司法制度が完備したのであります。かくの如く、司法権の尊重は、明治天皇以来の御宏謨たりしに拘らず、これまで司法部に、陛下の行幸を仰ぐの光榮に浴せざりしことは、誠に吾々法曹の遺憾に存じてをりました所であります。尤も、地方行幸の際、その地方の裁判所に行幸あらせられたことは、一般司法事務御親閲の思召をもつて、東京の裁判所に行幸あらせられたことは未だ一回もないのあります。然るに、司法制度の一大変革たる、陪審制度が実施せられるこの日において畏くも、今上陛下が全裁判所の代表たる東京の裁判所に行幸あらせられ、司法事務を御親閲あらせらるゝことは、独り朝野の法曹のみならず、国民の均しく感激おく能はざる所でありまして、司法史上永久に記念すべきことゝ存するのであります。

更に、陪審裁判につき申しますれば、従来刑事の裁判は、専門の官吏即ち判事のみが行ひ來つたのでありまして、一般国民の意思は少しも加味せられなかつたのであります。すが、陪審裁判にありましては、裁判官の裁判に民意を加味することを基調とし、精神とするのであります。然らば、我國民は従来の裁判制度に対して不満であつたがゆゑに、この制度を設けたかと申しますると、決して左様ではない。國民の多数は、十分信頼してゐるのであります。國民をして真に法律生活に満足せしむるには、いやが上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめねばなりません。國民をして、裁判所をあくまで人權擁護

の機関である、正義発揚の機関であると信ぜしむるには、従来の官吏のみによる裁判制度に変更を加へまして、国民をして、罪の有無は自分等と同様の国民によりて決せられるから、少しも不安はないとの安心を持たしめることが必要となつて来るのであります。これが、即ち我国において陪審法を設くるに至りました、根本の主旨であります。かく觀じ来りますれば、陪審制度実施によりまして、初めて立法、行政、司法共に人民が参加することとなり、我立憲政治はこゝに完成に達したといへるのであります。私は当局として、この機会に一言して置きたいのは、選ばれて陪審員となれる諸君は、この制度の精神を解し、これはかつてなき人權擁護の良制度であるといふことを十分に理解せられ、自分は同胞に対する照魔鏡、即ち「正義を擁護する機関である」といふ觀念と識見とを御持ちになり、事件に対しましては、虚心坦懐たゞ自己の良心に従つて、公平誠実に判断をなし、他より一点の非議を加へられざることを期して、この制度の運用に当たられんことを、熱望する次第であります。

陪審員の任務、厳正公平の心掛が第一

大阪地方裁判所長 荒井操氏談

私はこの機会に、将来陪審員となるべき国民に対し、陪審員の任務および心得につき一言し、その注意を喚起したいと思ひます。陪審員の任務は、刑事の公判に列席し、被告人が罪を犯した事実が有るか無いかといふ点について評議をなし、その結果を裁判所に答申するのであります。しかして、裁判所がその答申を正当と認めれば、これに基いて被告人

の有罪か無罪かを判断して、裁判を言渡すことになるのであるから、陪審員の責任は極めて重大であります。陪審員が、この重大な任務につくに当り、最初に心得ねばならぬ事柄は、刑事公判の取調が如何なる順序で行はれるかであります。それは、公判が開かれますと、先づ最初に検事から被告事件の陳述を致します。これは、起訴した犯罪事実を述べることであつて、即ち裁判所に取調を求めた事実はどうなるものであるかといふことを、公判廷で明かにするために必要な手續であります。これが、公判の取調の基礎となりますから、陪審員は十分に念頭に入れておかねばなりません。この陳述が済むと、起訴事実について被告人の訊問が始まります。その訊問に対する、被告人の弁解を聴けば、事件の争点が判るのであります。次で、証拠調、即ち証拠となるべき書面や物件を被告人に示し、弁解を求めたり、また証人、鑑定人等の取調があります。もし、被告人、証人および鑑定人等の供述に不審があれば、陪審員は裁判長の許可を得て、自らこれを訊問することが出来ます。証拠調が済めば、検事、被告人および弁護人の弁論があり、それから裁判長の説示があります。この説示といふのは、裁判長が陪審員に対し、その事件についての法律上の論点や争ひとなつてゐる事実関係並に証拠の要領を説明することで、陪審員が事件の評議をする材料となるのであるから、陪審員は細心の注意をもつて、これを聴かねばなりません。右説示の後、裁判長から陪審員に対し、犯罪事実が有るか無いかといふことの問を出し、問書といふ書面を渡しますから、陪審員はこれを受取り評議室に退き、陪審長を互選して、事件の評議をなし、その結果を、然り、然らずとの語をもつて答申として問書に記載し、陪審長から裁判長に提出すると、裁判長は裁判所書記官に右問および答を朗読させます。この朗読が済めば、陪審員としての任務は終了しますから、公判廷を退席するのであります。

次に、陪審員の心掛くべき重なる事柄を列挙すれば、左の通り。

(一) 陪審員は、裁判所から呼出を受けたときは、必ず出頭する義務があります。但し、病氣その他やむを得ない事由で出頭することが出来ぬ場合には、その理由を明にした書面を裁判所に出して、職務を辞することが出来ます。(二) 陪審員は、裁判長の諭告を受けた後、「良心に従ひ公平誠実にその職務を行ふべきこと」を宣誓せねばなりません。(三) 陪審員は、公平潔白の心をもって公判廷に臨み、自分の信ずる所により、犯罪事実の有無を評議するものでありまして、新聞の記事や世間の評判等により事件を予断したり、或は世論に迎合したり、或は他人の請託を聴いたり、又は情実に動かされたりして、依怙の沙汰をしてはなりません。(四) 陪審員は、裁判所に出頭する前でも、訴訟関係人に面接したり、その他公平を疑はれるやうなことを避けねばなりません。又答申前、裁判所を退出する時は、裁判長から他人との交通又は宿泊すべき場所等を指示されますから、これを守らねばなりません。(五) 陪審員は、評議を終るまでは、勝手に評議室を退出したり、又他人と交通したりしてはなりません。(六) 陪審員は、評議の顛末を、一切他人に漏してはなりません。(七) 裁判所は、神聖な場所であるから、陪審員は見苦しからぬ服装で出頭せねばなりません。

実施される陪審法―五

明治六年に我国であつた陪審裁判

日本での生立ち―(上)

神戸地方裁判所長 東 亀五郎氏談

我国では、古来人民が裁判に参与したといふことは、歴史上にも徴すべきものはないが、陪審といふ思想と言葉の現れは、明治の初年に岩倉大使が欧米諸国を巡遊した時の記録、即ち、特命全權大使欧米回覧実記に、ジュリーといふ陪審員が参加して裁判したといふことが書かれてある。

それから、我国で陪審を設けて裁判をする動機となつたのは、明治六年京都で起こつた有名な横村事件である。その当時、ジュリー即ち陪審の思想が世人に相当知られてゐたと見え、次のやうな俗謡が、花柳界一般に流行したさうである、「恋の裁きがジュリーをつけて、粹な裁判して欲しい」。

さて、横村事件といふのは、当時維新の大業に参画した人々が、明治時代の官吏となり、その中にも薩長の人達は、陸海軍または行政の方面に勢力を張り、ほとんど藩閥以外の者の驥足を伸ばすことを許さなかつた。その時あたかも明治四年に司法省が出来て、その翌年裁判が実施されたのである。そこで薩長以外、主として土肥の人達が司法部に關係した。

しかし、明治初年国家の枢機に当たつて、その大業に参画した人傑でも、司法とか裁判とかいつた方面に対しては殆ど理解がなく、またうるさがつたのである。その結果、行政部と司法部との間に、各所で軋轢を生じた。当時京都の裁判所長は、北畠治房といひ、天誅組に關係したといふ人格高潔の士で、一方京都府の知事とか参事とかいふ行政部の人達が、専断な遣り方をしてゐたから、自然こゝにも司法、行政の間に確執が絶えなかつたのである。

しかるにその時、京都に小野組といふ御用商人（小野善右衛門）があり、遷都に際して十万円を寄付したといふ富豪であるが、東京へ転籍しようと府庁へ願書を提出したが、いろ／＼と理屈をつけて聞きとゞけてくれなかった。そこで小野は、当時の司法省布達に基き、府庁が人民の願ひを擁閉するものと、地方裁判所へ訴へ出たものである。

裁判所では、直に当時の知事長谷部信篤、参事榎村正直の両氏を呼び出し、裁判の結果「小野の転籍を聞き届けてやれ」との判決を下したのである。しかるに、知事や参議は裁判所がわれ／＼を裁判するは怪しからぬと、一向に請書を出さない。よって裁判所は、右の両氏を違式令といふ廉で、いよく刑事上の裁判をやることとなり、太政官に承認を求めた。

ところが、これに対して太政官では、僅なこと知事や参事を懲役に処すことは困る、さうかといって司法省のいひ出した法律上の理屈をまげる訳にはいかず、いろ／＼苦心の結果、官庁と官庁間の争ひといったものに対しては、この際外国の陪審制度を加味したらよからう、と漸く意見が一致して、こゝに明治六年九月太政官達しで、「京都府知事参事の裁判の件は、陪審相設け候条、此段相達し候事」と、急ごしらへの陪審制度が日本に初めて案出されたのである。

陪審法廷（大阪）

大阪の陪審法廷は、同法実施のけふ、四千人の陪審員の縦覧を許す。広さは、四十畳で、僅か七、八十名位の傍聴者より収容出来ないが、外装は赤煉瓦建の堂々たるもの。法廷も

立派で、天井の電飾など民衆的色彩濃厚、東京、大阪には同一の法廷が二つづゝあり、各地の裁判所は、多少規模が小さいが設備は大体この写真と同様である。

74 「大阪毎日」昭和三年一〇月一日

社説

陪審法の実施

運用を誤るな

多年朝野の大問題であった陪審法は、いよく本日より実施せらるゝことになり、帝都においては、聖上陛下東京三裁判所に行幸あらせられ、親しく陪審法廷を嚮はせたまふ。誠にわが法制史上の一大記念として、特筆大書すべきことである。同法案の議会を通過したのは、大正十二年のことであるが、何分にも同法の実施は、わが国における画期的司法制度の大改革であり、ことにこれが実施については、司法官の養成を主として、全国各地裁判所における陪審部の新設に伴ふ法廷、ならびにこれに附属する建物の増設、適當の立法をもつて、予め国民に司法の精神を諒解せしむる等の必要があったので、これが準備に五年の歳月を要したのであった。しかるに、今やその準備が成り、眼前にこの画期法律の実施を見るにいたったのは、国民として同慶に堪へない次第である。

裁判に陪審制度を採用するにいたった理由は、要するに左の三点に帰する。すなはち、人文の発達に伴ひ、国民の国政に参与する範圍が漸次拡張せられてゆく傾向がある時に当り、ひとり司法事務に關してのみ、国民を無關係の地位に置くことは、當を得たものでな

い。ゆゑに、陪審の制度を設け、国民をして或る程度において、裁判に参与せしむべしといふのがその一、裁判官は、職務上永く刑事裁判に従事する関係上、動もすれば有罪の予断を抱くことになり、自然被告に対して、刑罰を重科せんとする傾向のあるのを免れないから、一般人民を裁判手続に關与せしむることによりて、これ等の弊を救はうといふのがその二、専門家の裁判官の頭は、とかく法律に偏倚して、絶えず推移変遷する社会の实情に背馳することになり易いから、これに対して民衆の常識的判断を供給しようといふのがその三である。今日世界の文明国中で、殆んど一として裁判に陪審制度を採用しないものゝないのも、おそらくかゝる重大なる理由があるからであらう。これを要するに、国家の官吏のみによつて行はるゝ裁判は、動もすれば専断に流されて、人民の自由を圧迫し、公平を欠いて社会の要求を無視するの嫌があるから、非職業的な人民を裁判に参与せしむることによつて、個人の自由と裁判の公平と社会の正義とを保持しようというのが、陪審制度の大精神であつて、陪審制度の実施は、まさしくこの大精神を実現せんとするものである。

しかし、それにも拘らず、陪審制度の実施については、わが国のみならず西洋においても、いまなほ法曹間に有力な反対がある。しかして、これが反対の重なる理由は、現行の司法制度の下においては、裁判官たるものは、十分教育あり、社会に地位を有し、世態人情に通じて、老熟した才能を有する人々であるうへにも、その裁判は一審、二審を経て上告となり、しかも上告審において事実の審理すらも許してをるのであるから、誤りはきはめて少い。しかるに、これに反して、陪審制度の裁判においては、原則として第一審が終審であるうへにも、陪審員なるものは、読み書きのできる年齢三十歳以上のものから、賢

愚の別なく、欲すると欲せざるとにかゝはらず、抽籤によつて選定した素人の寄合に過ぎない。従つて、陪審員は、少しく複雑した事件に直面すると、困惑してその真相を解するの能力なく、かつやゝもすると感情に走つて雷同し易い。ゆゑに、わが国のやうに、人民が裁判について全く素養も練習もないのに、単に事実の判断に限るとはいへ、これを裁判に参与せしむるのは、尚早であり危険であるといふのである。これは、至極尤もな反対であつて、吾等もこの点については、陪審制度の実施に対して、多少の懸念なきを得ないのである。しかしながら、国民がすでに立法において選挙権を得、行政に關して自治の機能を与へられた今日、司法についても、参与を要望するに至るのは当然のことであつて、この大勢はいかにしても抑制することはできない。それゆゑに、よし陪審制度には、弊害の伴ふものがあるとしても、今となつてこれを実施しないわけにゆかない。殊に、欧米諸国の陪審制度においては、裁判所は陪審の評決に拘束せられ、裁判官が陪審の評議を不当なりと信じて、これに基づいて裁判をなさなければならぬことになつてをるのに反して、わが国の陪審制度は、裁判官にして陪審の評決を不当なりと見るときは、陪審を更新することを許してゐるから、断罪に關してさう案ずるほどの危険もあるまい。そのうへにも、尚早々々といつて、人民を裁判に参加せしめなるときは、いつまで経つても人民をして裁判についての知識と經驗を得せしむることができないから、早く陪審法を実施して、人民に実地の訓練を積ましむることが、むしろ必要であるともいひ得られよう。この意味においても、陪審法の実施は時宜に適したものであると思ふ。

しかし、帰するところ問題は、制度そのものにあらずして、これが運用いかんにあるのである。初めのうちは、裁判官の不馴れと陪審員の無經驗よりして、失態や滑稽を演ずる

こともあらうが、裁判官も漸次練習を積み、陪審員も裁判官と一緒に裁判するのであるといふ心事を以て事に当ったならば、陪審法をして予期以上の成績を挙げしむることができよう。吾等は、くれぐれもかくならんことを希望してやまないものである。

75 「時事新報」昭和三年一〇月一日

今日から実施される陪審法

陪審員に裁判長から諭告する心得

司法省で其案文を作成して配布

陪審法に於ては、陪審員が陪審席に着席したる時、裁判長は陪審員の心得を諭告することになってゐるが、何分にも右諭告は、我が裁判に於ける最初のことであり、裁判長としても全く初めての経験である為、司法省では左の如き諭告案を作成し、之を裁判長に配布すると云ふ。即ち、裁判長は、凡そ之と同一趣旨の内容を以て、諭告を行ふことになる筈である。

陪審員諸君、公判の取調べを始めるに当りまして、諸君に陪審の心得を授得致します。諸君は、我が国法の定むるところに依り、選ばれて陪審員となり、今日この法廷に列席するの榮譽を担はれた次第でありまして、諸君の任務は、被告人が罪を犯した事実があるかないかといふ点について評議を遂げ、その結果を裁判長に申出づるのであります。而して、裁判長は、諸君の評議の結果を正当と認むれば、之に基いて被告人の有罪か無罪かを判断して、裁判の決定を見ることになるのであります。諸君の責任は極めて重大な次第であります。

りますから、諸君はこの事を深く頭に入れて置かねばなりません。即ち、諸君の評議すべき犯罪事實は、この裁判の基礎となるのでありますから、諸君は公平無私の立場において、実際の情実や利害を超越し、又好き嫌ひの感情や、恐れを抱くやうな考へを避けまして、曇りのない正しい心を以て、事実の真相を誤らぬやうに判断をせねばならぬのであります。而して、その判断は、この法廷で取調べらるゝ被告人や証人等の陳述、その外この法廷に現れる証拠に基いてなさねばならぬのでありますから、諸君はこの法廷において、之から行はるゝところの取調べについて、一言も聞き洩さぬやうに最も細心の注意をせられなければなりません。而して、若し諸君が被告人や証人等の陳述について、不必要のところがあり、又不充分のところがあつて、事実の判断に差支へると思ふならば、本職の許可を受けて之等の者に尋ねることも出来るのでありますから、左様な場合には、この事を本職に申出でられたいのであります。陪審員の職務は、唯今申したやうに大切なものでありますから、法律は陪審員諸君に対し、公平誠直にその職務を行ふといふ宣誓をなさねばならぬことを命じて居ります。依つて、本職は茲に規則に随ひ宣誓書を朗読致しますから、諸君は之に署名しなければなりません。

けふ！いよく陪審法実行の日

法律公布より五年

一切の準備終る

大正十二年四月十八日法律第五十号を以て公布せられた陪審法は、愈々今十月一日から、

昭和三年勅令第六十五号を以て、内地全土及び樺太に施行せらるゝことゝなつた。十六世紀の頃、盛んに英国に於て發達したのから見れば、數世紀後るとはいへ、國民として司法裁判に關与せしむる陪審法の施行は、我司法制度上の画期的革命と云はねばならぬ。この日畏くも、聖上陛下には始めて大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸あらせられ、親しく司法部の逐一を天覽し給ふ次第である。一面、司法省は、法律の公布あつて以來今日まで五年半に亘つて、裁判所、検事局、其他の官公署をして、陪審知識普及の講演会を開かしむること約三千五百回、パンフレットを發行すること約十萬部、此の外陪審宣傳映画を作成して宣伝に努め来り、漸く総ての準備を施して、今日の施行を見るに至つた。而して、目下のところでは、本月十五日ごろまで約半月の間には、實際に陪審裁判の開始せらるゝことは恐らくなかるべく觀測されてゐるので、従つて最初の陪審裁判が、何処の裁判において、如何なる事件によつて開始せらるゝかは、最も興味を以て見られてゐるが、近時の全国的事件として知らるゝ共產党事件に就ては予断し難く、又天理研究所事件は、或は陪審に附せらるゝやも知れぬ事件の一つであらう。東京地方裁判所管下に於ては、右の外千住三人殺しピストル犯人等もあるも、何れも審理の進行と陪審法の手続との關係上、果たして陪審に附せらるゝや否や明瞭でない。要するに、けふこそ國民の忘るべからざる記念日の一である。

司法部へ行幸

親しく御巡覽

天皇陛下には、陪審法実施の今日、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸あらせられ、親しく司法部の状況、殊に陪審法廷の模様を御巡覽遊ばされる。此日は、午前十時五分、大審院正面玄関に御著輦、これより先、司法省、大審院、地方裁判所の勅任官、同待遇者及各弁護士会長は、玄関内広場に整列して奉迎する筈で、陛下御著の際には、原法相、牧野大審院長、小山検事総長、濱田司法政務次官、小原司法次官、和仁東京控訴院長、三木同検事長、田中東京地方裁判所長、鹽野同検事正、佐々木司法秘書課長の十人出でて、陛下を御車寄に御出迎へ申上げ、原法相の御先導で、一階に設けたる御座所に入らせられ、直に諸員の拝謁を賜ひ、次いで牧野大審院長、小山検事総長の言上を聴し召された後、再び原法相の御先導で、司法参考品陳列室、大審院法廷、控訴院法廷、東京地方裁判所陪審法廷、同予審廷を御巡覽、終つて再び御座所にて、暫時御休憩あり。

此の間、参考品陳列室に於ては、別項の如き、司法上の重要史料につき、原法相から詳細に御説明申上げ、大審院法廷に於ては牧野院長から、控訴院法廷に於ては和仁院長から、地方裁判所法廷に於ては田中所長から、夫々法廷の模様を御説明申上げる筈で、殊に地方裁判所予審廷に於ては、同廷にある故仏人ボアソナード氏胸像につき、原法相は、ボ氏が明治の中葉、我国の法典編纂に身命を尽して致したる功勞及び其他の備外國人法学者に就て、御説明申し挙ぐる筈である。陛下には、是等の御巡覽の後、再び御座所に御小憩遊ばされ、同十一時四十分諸員の奉送裡に、御還幸の御途に就かせ給ふ御予定であると拝承する。

天覽に供する興味深い陳列品

近藤勇の受刑届や

相馬事件の拘引状など…

裁判所始まって以来、最初の天皇陛下の行幸を仰ぐ、大審院構内は内部の壁の塗換へやら修繕やらで、すっかり生れ代ったやうに面目を革めた。特に三階の一室には、裁判所保存の書類、判決書や写真やらを陳列して、天覧に供することになり、二十九日全部の整理がだったので、原法相、牧野大審院長、小山検事総長、小原次官等が下検分をなしたが、陳列品の中には、

明治九年に「天皇の名において」と記した菊花御紋章付の判決原本を始め、明治元年新撰組隊長近藤勇の受刑届、伊藤博文公の署名ある裁判記録、明治二年大村兵部大輔謀殺事件の一件記録、明治三年の雲井龍雄の一件書類、坂本龍馬殺害者今井信郎の判決書、明治四年の井上馨侯、伊藤博文公、澁澤榮一子の断刑証書等、一般の興味を唆るもの等あり、この外陸奥宗光伯の西南戦争当時内応した判決の供述書、相馬事件に連繋した後藤子爵の拘引状、その外明治年間社会の耳目を聳動せしめた書類を大方集めてあり、二日には八宮方の台臨を仰ぎ、三日は司法省から招待した人々の參觀日になってゐるので、裁判所はこの三日間の準備に忙殺されてゐる。陛下の御座所には、牧野大審院長室を清掃して、眼も眩きまでに整へられた。

当日は、司法省、裁判所職員が、門外に堵列奉迎申上げ、原法相の御先導にて、六長官が扈從申上げることになつてゐる。(東京電話)

陪審員の宿舍規定

司法省が設けた陪審員宿舍規定は、左の通りである。

- 一、陪審員は宿舍に滞留中宿舍の秩序を重んずべし
- 一、宿舍係員に非ざる者は陪審員滞留中に宿舍に出入することを得ず但し地方裁判長の許可を受けたる者はこの限りに非ず
- 一、陪審員は職務以外の場所において飲食をなすことを得ず
- 一、陪審員は宿舍以外の場所において就寝することを得ず
- 一、当該陪審事件に関する記事を掲載したる新聞紙及び出版物は之を陪審員の閲読に供することを得ず

一、若し外出をなし外部の人に面会又は電信電話若しくは信書を発受すべき特別の必要な場合には宿直員を経由し裁判長の許可を受けること但し緊急の事由により宿直員の許可を得ずして処理し得る場合はこの限りに非ず

一、裁判長の許可を受けて外部の人と面会する時は宿直員の立合ひを要し電話に依る通話は宿直員に依頼して之をなすこと

一、陪審員が急病に罹りたる場合には宿直員裁判長の許可を得て宿舍に医師を迎へ診療を受けること但し裁判長の許可を受ける暇なき時は宿直員は臨機の処置を誤らざること

一、天災その他欠くべからざる事変の際裁判長の許可を受くる能はざる場合には宿直員適宜の処置をなすことを得ること

一、宿直員は右但書及び前記の規定に依つて応急の処置を執りたる時は直ちにその旨を裁

判長に報告すること

- 一、陪審員は飲食物の買入れその他必要なる場合には小使を使用し得ること
- 一、陪審員は晚餐の際適量を超えざる限り酒類を飲用することを得ること

陪審法施行に際して――

国民の誇り、自重精励、君恩に報いん

田中首相談

国民が多年期待していた陪審法は、今日即ち昭和三年十月一日から実施せらるゝ事となつた。此の日、天皇陛下特に親しく大審院に臨幸あり、司法事務の實際を御親閲あらせらるゝは、誠に有難き御思召と拝察し、お互ひ国民の責任甚だ大いなるを覚ゆるのである。陪審制度とは、一口にいへば、国民が直接司法手続に参加することである。即ち、裁判の手続は、従来専門の裁判官のみで行はれて居たものを、国民が之に参加して、国満完全なる裁判を行ふといふ事であつて、其処に重大なる意義がなくてはならぬ。我々国民は、既に議會に於て立法に参加し、地方自治に於て行政に参加し、今又陪審法の実施によつて司法に参加することゝなつた。即ち、こゝに三権の各々に参加することによつて、愈々立憲国民たるの実を挙ぐる様になつたことは、我々日本国民の誇りであると共に、重大なる責任觀念を喚起するは勿論、益々自重精励して、君恩の篤きにむくい奉らねばならむと信ずるのである。

車駕親臨を仰ぎ

永久に記念すべき日

原司法大臣謹話

我國民が多年翹望せし陪審法は、愈々本日より実施せられました。今日に於て、六十年前旧幕時代の裁判制度を顧みますると、実に隔世の感に堪へないのであります。畏くも明治天皇は、不世出の御英資を以て、維新の大業を成就せられ、明治の新政を開かせられたのであります。当時、諸制度創造の際でありしに拘はらず、司法の事も之を忽諸にし給はず、明治元年五月には刑法事務課を設けられ、刑法事務総督及刑法事務掛を置き、監察、弾劾、捕亡、断獄等の事を掌らしめられ、茲に新政後の司法制度を建てられたのであります。次で、翌二年には、之を刑法事務局と改め、督輔、權輔、判事を置かれ、同年四月には、更に太政官を分ち、議政、行法、神祇、會計、軍務、外国、刑法の七官となし、初めて立法、行政、司法の三権を鼎立せしめられました。其の布告文中に、

天下の権力、総て之を太政官に帰す、即ち政令一途に出る患無からしむるなり

とありまして、王政復古と同時に今日の政体の基礎を建てられたのであります。如斯く、国政に司法の重きをなす所以は、司法の確立は実に正義の維持、人權の擁護にあるのであります。司法の確立すると否とは、実に国家の隆盛興亡に重大なる關係を有するからであります。

降て、明治八年には、元老院と共に大審院が設けられました。此時、畏くも明治天皇は詔書を下し給ひて、

朕即位の初首として群臣を会し、五事を以て神明に誓ひ国是を定め、万民保全の道を求む、幸に祖宗の靈と群臣の力とに頼り、以て今日の小康を得たり、顧ふに中興日浅く、内治の事に振作更張すべき者少しとせず、朕今誓文の意を拡充し、茲に元老院を設け以て立法の源を広め、大審院を置き以て審判の権を広くし、と詔せられて、居るのであります。

其後、明治二十二年二月十一日を以て発布せられましたる、帝国憲法には、司法権に就いて特に一章を置き、其劈頭に「司法権は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」とあります、凡そ国務は総て天皇の行はせ給ふ所であるから、独司法に就いてのみ「天皇の名に於て」と冠する必要はないのであります、其是れあるは、如何に司法権に重きを置かせられたかを示すものであります。

次で、明治二十三年二月十日には、裁判所構成法が公布せられ、同年十一月一日より、その実施を見るに至り、茲に漸く我国司法制度が完備したのであります。斯の如く、司法権の尊重は、明治天皇以来の御宏謨たりしに拘らず、是れ迄司法部に陛下の行幸を仰ぐの光榮に浴せざりしことは、誠に吾々法曹の遺憾に存じて居りました所であります。尤も、地方行幸の際、其地方の裁判所に行幸あらせられましたことは、屢々ありましたが、一般司法事務御親閲の思召しを以て、東京の裁判所に行幸あらせられたことは、未だ一回もないのであります。然るに、司法制度の一大変革たる陪審制度が実施せらるゝ此日に於いて、畏くも今上陛下が、全裁判所の代表たる東京の裁判所に行幸あらせられ、司法事務を御親閲あらせらるゝことは、独り朝野の法曹のみならず、国民の均しく感激措く能はざる所でありまして、司法史上永久に記念すべきことゝ存するのであります。之に依つて見ら

れても、吾々司法当局は、関係諸機関及国民と共に、益々奮励努力し、其最善を尽して、法律の運用を完うし、以て叡慮に背かざる様致さねばならぬことであります。

更に、陪審裁判に付申しますれば、従来刑事の裁判は、専門の官吏即ち判事のみが之を行ひ来たつたのであります、一般国民の意思は毫も加味せられなかつたのであります、陪審裁判にありましては、裁判官の裁判に民意を加味することを基調とし、精神とするのであります。本来立憲治下にありますは、苟も国務を實行運用するに當つて、民意を加味せしめまして、国民が国政に参与すると云ふ觀念を懐かしめねばならぬのであります。然るに、我国に於ては従来、立法、行政の両方面に於きましては、選挙の方法に依り代表されました人民の意思が、国政実行の上に表現されて居りますけれども、独り裁判上には、国民意思の反映と認むべく加味せられて居らなかつたのであります。立憲政治の本筋から申しますると、是では未だ完きを得たと謂ふことが出来ぬのであります。然らば、我国民は、従来の裁判制度に対して不満であつたが故に、此制度を設けたかと申しますると、決して左様ではない。国民の多数は、十分信頼しているのであります、或は多数の中には、官吏たる警察官や検事が調べて来た事件を、更に官吏たる裁判官が判断するのであるから、司法権は独立とは云ふものの、絶対公平を望むと云ふことは出来ないことと云ふ考を懐き、従来の裁判制度に不満を感じるものもなきにしも非ずであります。仮令少数にしても、国民中に斯様な考を持つ者があるとしますと、国家の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになり、国民をして真に法律生活に満足せしむるには、彌が上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめねばなりません。

国民をして、裁判所を飽迄人權擁護の機関である、正義の機関であると信ぜしむるには、

従来の官吏のみに依る裁判制度に変更を加へまして、国民をして、罪の有無は自分等と同様の国民に依りて決せらるゝから、少しも不安はないとの安心を持たしめることが必要となつて来るのであります。之が、即ち我国に陪審法を設くるに至りました根本の主旨であります。斯く觀じ来りますれば、陪審制度実施に依りまして、始めて立法、行政、司法共に人民が参加することゝなり、我立憲政治は茲に完璧に達したと云へるのであります。即ち、此制度の実施は、唯に我刑政史上の一大革新たるのみならず、実に我立憲政治史上にも亦一大時期を画したものと云ふべきであります。

私は当局として、此機会に一言して置きたいのは、法は死物である、其運用の如何によりては善法も悪法となるのでありますから、局に当ります者が、不幸にして一度其運用を誤るが如きことがありますならば、折角の善法良制も亦死文徒法に終りますのみならず、却つて社会に害悪を流し悔を千載に貽すこととなるのでありますから、選ばれて陪審員となられる諸君は、能く此制度の精神を解し、之は曾て無き人權擁護の良制度であると云ふことを十分に理解せられ、自分は同胞に対する照魔鏡、即ち「正義を擁護する機関である」と云ふ觀念と識見とを御持ちになり、事件に対しましては、虚心坦懐唯自己の良心に従つて、公平誠実に判断を為し、他より一点の非難を加へられざることを期して、此制度の運用に当られん事を熱望してやまぬ次第であります。

国民の声がそのまゝ法廷に

陪審員は至公至平に

花井卓藏博士談

本日から愈々陪審法が実施せられることゝなり、これで我國民も、全く立憲的國民となつたわけである。参政権によつて政治上に於る國民参与の権を認められ、今又陪審法により司法上に國民参与の権が認められたのであつて、我国にとつて真に喜ぶべきことである。

之を沿革に徴すれば、明治六年及び八年、即ち今より約五十年前に行はれて居つた参座の制度は、即ち今日の陪審制度の発端であるとも考へられるのである。明治大帝偉業中の司法的遺業の一なりとすることが出来る。陪審法によつて裁判の形式が一新し、一般國民より選ばれたる陪審員は、重大なる役目をするることゝなり、國民の声を法廷にそのまゝ移すのであるから、その責任は甚大であると云はねばならぬ。

世間の一部では、陪審員の資格が極めて広い範圍で、全く法律的知識のない人も加はるといふことを非難する向もあるが、私はこれは一向差支へないと思ふ。世に知識ある者の感情程恐るべきものはない、況んや法律上の知識を蓄へ多年罪人を取扱ひ、人を見れば賊と思ふと云ふ先入感情が頭を支配する人々にとつては、この感情を緩和するために、常識の空氣を法廷に入れることが必要となつてくるのである。

智慧はない、併し道理は分つてゐる、難かしい事は解らぬ、併し人間生活の基準は心得てゐる、此の素人をして事実の認定をなさしめれば、固定せる裁判官の頭に緩和剤を投ずると云ふ結果になるのである。

次に、陪審員にとつて最も不名誉の事は、第九十五条の適用で、陪審員が不当の認定をなした場合、更に他の陪審員に移付して評議を求められる条文である。斯様な決定を受けずには、陪審員の面目は全く失はれて終ふ。故に、陪審員は感情に支配せされず、又党派の

觀念に捉はれず、至公至平を旨とし事實の認定をなし、責任を重んじ忠実に職務を執らねばならぬ。

裁判制度の上に一大転機を画する、陪審法の実施を祝すると共に、将来我々国民全般の一致協力によつて、斯法の運用を全からしめ、該法の完全なる發達を期したいと考へるものである。

76 「時事新報」昭和三年一〇月一日

今日から実施される陪審法とは

どんな方法で行られるものか

記念すべき法制上の新紀元

我国の法制史上一新紀元を画すべき陪審法は、愈々今日から実施せられた。畏くもこの日、聖上陛下には、東京裁判所に行幸あらせられて、親しくその施設を御親閲遊ばさるゝ筈である。司法当局は、意義深きこの日を「司法記念日」と定めて、今日全国の裁判所は、民衆と共に祝賀の式を挙げて居る。立法にも行政にも、吾々は既に自治制により、議會を通じて関与の途が開かれて居る。而して、遂に司法裁判にも、陪審法を通じて国民の参与が認められたのである。陪審法に於ては、陪審の意に反して裁判は行はれない、民意を重んじたる陪審法の意義、陪審員たるものゝ光荣、今や我等は、「裁判所怖い」の恥づべき国民風を勇敢に排して、我等の陪審法たる実績を挙ぐるに努力しなければならぬ秋となつた。さて、記念すべき今日、今日から我等のものになつた、その陪審法を一通り見て置かう。

我国の陪審法は、欧米のと大分趣を異にする。欧米では、或は女の陪審員が居たり、民事々に陪審があつたり、或は起訴、不起訴に参与したり、又刑の量定に参与したりする。然し、我国のは、事件は刑事事件で、死刑若しくは無期懲役の重罪犯で（別に三年以上の長期懲役若しくは禁錮の犯罪は陪審を請求する事が出来る）、而も被告が否認をして居る事件でなければならぬ。而して、陪審はたゞ犯罪事實のあつたか、なかつたかの評議で、刑の量定即ち懲役何年にすべきであるか等の評議をする事は出来ぬ事になつて居る。その上、陪審の答申が不当であると認められた時は、裁判長は、更に何度でも他の陪審に附し直す事が出来る。

さて、この陪審がどんな風に進行するかを図で示すと、次の様なものになる。

重罪被疑者↓検事調べ↓不起訴

↓起訴↓予審調↓予審免訴

↓公判準備↓被告が事実ヲ認メタ時

↓被告が陪審ヲ辞退シタ時

↓公判↓陪審ノ構成↓審問

↓証拠調べ↓検事ノ意見↓被告人及ビ弁護人ノ意見↓裁判長ノ説示↓裁判長の發問

↓陪審評議↓陪審長互選↓答申↓裁判長ガ答申ヲ不当ト認メタトキ↓他ノ陪審ニカケ直シ

↓裁判長が答申ヲ適當ト認メタトキ↓答申ノ朗誦

↓陪審員退席↓答申「然ラズ」(即ち無罪) ↓無罪判決宣告

↓答申「然リ」(即ち有罪) ↓検事論告↓被告並ニ弁護士弁論

↓判決言渡期日指定↓判決言渡

右の図の尻切れの分は、其処で中止若しくは消滅する。そこで図の如く、重罪犯で起訴、予審を経て、公判準備で事実を否認し、陪審を辞退しないと、愈々陪審裁判と云ふ事になる……

この「公判準備手続」は（非公開）、普通の裁判でも必要に応じて行はれては居るが、陪審では必ずこれにかけねばならないと云ふ事になって居る。而して、これは謂はゞ試験で、被告がどんな風な云ひ分をするだらうか、どんな証拠を持ち出すだらうか、又之れに依つて果して陪審にかくべきであらうか、被告が辞退しやしないかを調べる。

而して、その結果、愈々陪審に掛くべしとなると、裁判長は初めて、その年その事に依つて出来て居る陪審候補者の名簿から、三十六人を抽選し、それと関係人一同に公判期日を知らせて呼出す、……

「陪審の構成」と云ふのは、非公開の中に行はれ、公判に呼び出された陪審候補者の中から（廿四人以上の出席を要す）、検事と被告人とに夫れ々排斥と忌避をさせる。被告人は、自分に不利らしく思はれるものを忌避してよろしい。陪審員も亦、被告人と関係がある様を知らせて呼出す、……

別の場合には、自分から辞退が出来る。別に裁判長が、不適當な事由を認めた時には、職権を持って排斥出来る事は勿論である。その上、抽籤に依つて、所要数十二人（補助員が入要であればその合数）を残す。所要数は、予め裁判長が告げるから、排斥はその数以上は出来ない。而して、愈々陪審員と定まったものは、此処で宣誓をする……

次の「審問と証拠調べ」は、普通の裁判と同じであるが、たゞ陪審員が「聴き手」の重要なものになって居る事が普通と違ふ……

「検事と被告人側の意見の陳述」は、普通の公判にはない、犯罪の構成要素、例へば「どう云ふ事があれば犯罪が成り立つか」と云ふ事について、事実上、法律上の陳述をする、（犯罪の成立以外の情状であるとか、或は何年の刑が相当であるとかはこの時には論じない）……

「裁判長の説示」これが、陪審裁判における裁判長の大事な仕事で、陪審員は皆素人であるから、これが誤りをしない様に、「この事件には、どんな事柄を判断せねばならないか」を判る様に説明するのである。即ち、犯罪構成に関する論点、その事件で問題となる事実と証拠の要領を会得せしめねばならない。これが済むと、裁判長は陪審員に発問をする。

「陪審の評議」陪審員が裁判長からの発問を受け、別室に下がって、先づ陪審長を互選し、発問の一つくを多数決で、「然り」或は「然らず」と答申する（非公開）。これが出来ると、裁判長が、答申を受けて適當と認めれば、これを公判廷で朗誦させる。これで、陪審員の仕事は終つて、あとは刑の量定に対する検事と被告人、弁護士の弁論、而して判決となるのである。

さて、この陪審裁判で痛快なのは、陪審の答申が「然らず」（無罪）で、裁判長が適當と

認められた。この場合には、裁判長は即決でアツサリ無罪を宣告する。そのかはり、答申が不適当と認められた場合は事になる。この手数多い陪審が、又他の陪審にかけ直されて、初めからやり直さねばならない。又公判中でも、被告が事実を認める様な事があれば、直ちに陪審を止めて普通の裁判になる。

さて、この光榮ある陪審員には誰れがなるのかと云ふと、我陪審法にはかう定めて居る……

男子であつて、年齢三十歳以上に達した帝国臣民、引続き二年以上同一市町村内に住み、引続き二年以上直接国税三円以上を納めて居るもの、而して読み書きの出来るものである。但し、次のものは資格がない。禁治産者、準禁治産者、破産者、聾者、啞者、盲者、懲役、六年以上の禁錮、旧刑法の重罪、重禁錮に処せられたもの。又、次の職務業務に就いて居るものは、資格があつても、陪審員の職務に就かない事になつて居る。国務大臣、在職の判検事、法務官、裁判所書記官、警察官吏、税務官吏、専売局官吏、市町村長、弁護士、弁理士、公証人、執達吏、代書人、小学教員、諸宗の教師、医師、歯科医、薬医師、学生、又左のものは陪審を辞退することが出来る、六十歳以上のもの、在職の官公吏、教員、会期中の議會議員、等である。

さて、陪審員に選ばれたものは、次の罰則に氣をつけて、飽く迄公平に職務を尽さなければならぬ。

故なく呼出しに応じなかつたり、宣誓を拒んだり、公判中評議中許可なく外出したり、他人と交通したりすると、五百円以下の過料に処せられる。評議の秘密は、最も嚴重にせねばならず、若しこれを他人に漏らしたりすると、単に過料ではなく、千円以下の罰金と

云ふ重い刑罰を加へる事になつて居る。又、陪審員以外のものも、陪審員の職務を妨げると、種々の罰に処せられる事になつて居る。

こんな罰則や資格を定めてあると云ふのも、陪審員の職務が非常に重大であるからで、陪審員となつたものは、飽く迄も公平に、又予断を持たずに、情実に動かされずに、他人の干渉は断じて排し、事件の真相を掴むと云ふ心掛けが必要である。

最後に、請求陪審の事と上訴の事を述べると、重罪犯は当然陪審にかける事件で、これを法定陪審と云ふが、この他に有期三年以上の事件は、被告の請求によつて陪審にかける。手続きは、総て同様であるから省く。又上訴は、普通の裁判であれば三審制度であるが、陪審にかけたものは上訴は一度しか出来ない。而も、その理由は、判決が法令に背いて居る時、刑の量定が甚だしく不当であると思はるゝ著しき事由ある時、判決後刑が廃止されたり変更されたり消滅したりした時、手続に落ちのある時等で、普通の上告の場合と同じであるが、たゞ一度陪審で定まつた以上、事実の誤認を理由とする事が出来ぬ事になつて居る。

選ばれたる陪審員の任務

及び其心得に就て

大阪地方裁判所 荒井所長（談）

国民の多年要望せし陪審法は、愈々本日より施行せられることになり、我司法裁判に一大革新が行はれたのであります。此の記念すべき日に、畏くも聖上陛下の東京三裁判所に

臨御あらせられ、親しく裁判事務をみそなはせ賜ふことは、誠に有難く且意義あることにて、我々司法事務に従事する者は、益々奮励努力その職務に尽瘁し、一層司法裁判の威信を發揚して、聖意に報い奉らねばなりません。

陪審制度は、裁判官の外に素人である国民が、刑事の裁判手続に参加する制度であつて、其の裁判手続に参加する国民を陪審員と申します。私はこの機会に、将来陪審員となるべき国民に対し、陪審員の任務及心得に就き一言し、その注意を喚起したいと思います。

陪審員の任務は、刑事の公判に列席し、被告人が罪を犯した事実が有るか無いかと云ふ点に就て評議をなし、其の結果を裁判所に答申するのであります。而して、裁判所が其の答申を正当と認めれば、之に基いて被告人の有罪か無罪かを判断して、裁判を言渡すことになるのであるから、陪審員の責任は極めて重大であります。陪審員は、この重大な任務に就くに当り、最初に心得ねばならぬ事柄は、刑事公判の取調が、如何なる順序にて行はれるかである。

公判が開かれると、先づ最初に検事から、被告事件の陳述を致します。これで起訴した犯罪事実を述べることであつて、即ち裁判所に取調を求めた事實は、どんなものであるかと云ふことを、公判廷で明かにする為に必要な手続であります。これが、公判の取調の基礎となるから、陪審員は十分に念頭に入れて置かねばなりません。此の陳述が済むと、起訴事実に就て、被告人の訊問が始まります。その訊問に対する、被告人の弁解を聴けば、事件の争点が判るのであります。次で、証拠調即ち証拠となるべき書面や物件を被告人に示し、弁解を求めたり、又証人鑑定人等の取調があります。もし、被告人、証人及鑑定人等の供述に不審があれば、陪審員は、裁判長の許可を得て、自ら之を訊問することが出来ます。

証調が済めば、検事、被告人及弁護人の弁論があり、夫れから裁判長の説示があります。証調が済めば、検事、被告人及弁護人の弁論があり、夫れから裁判長の説示があります。

此説示と云ふのは、裁判長が、陪審員に対し、その事件に就ての法律上の論点や争ひとなつて居る事実關係並に証拠の要領を説明することで、陪審員が事件の評議をする材料となるのであるから、陪審員は細心の注意を以てこれを聞かねばなりません。右説示の後、裁判長から陪審員に対し、犯罪事実が有るか無いかと云ふことの問を出し、問書と云ふ書面を渡しますから、陪審員はこれを受取り評議室に退き、陪審長を互選して、事件の評議を為し、其の結果を、然り、然らずとの語を以て答申として問書に記載し、陪審長から裁判長に提出すると、裁判長は裁判所書記に右問及答を朗読させます、此の朗読が済めば陪審員としての任務は終りますから、公判廷を退席するのであります。

次に陪審員の心掛くべき、主なる事柄を列挙すれば、

(一) 陪審員は、裁判所から呼出を受けたときは、必ず出頭する義務があります。但し、病氣其の他已むを得ない事由で、出頭することが出来ぬ場合には、其の理由を明にした書面を裁判所に出して、職務を辞することが出来ます。

(二) 陪審員は、裁判長の諭告を受けた後、「良心に従ひ公平誠実に其の職務を行ふべきこと」を宣誓せねばなりません。

(三) 陪審員は、公平潔白の心を以て公判廷に望み、自分の信ずる所に依り、犯罪事実の有無を評決するのであります。新聞の記事や世間の評判等により事件を予断したり、或は世論に迎合したり、或は他人の請託を聴いたり、又は情実に動かされたりして、依估の沙汰をしてはなりません。

(四) 陪審員は、裁判所に出頭する前でも、訴訟関係人に面接したり、その他公平を疑はれる様なことを避けねばなりません。又答申前、裁判所を退出するときは、裁判長から他人との交通又は宿泊すべき場所等を指示されますから、之を守らねばなりません。

(五) 陪審員は、評議を終るまでは、勝手に評議室を退出したり又他人と交通したりしてはなりません。

(六) 陪審員は、評議の顛末を、一切他人に漏してはなりません。

(七) 裁判所は神聖なる場所であるから、陪審員は見苦しからぬ服装で出頭せねばなりません。

以上の通りでありますから、陪審員は公判廷に於て、真面目に熱心に取調を聴き、愛憎畏懼の念を去り、公平に冷静に、公判に現れたる事実証拠のみに依りて事件を評決し、裁判官をして公正の裁判をさせねばなりません。

所謂、公平の裁判とは正義を意味するのであります。裁判は正義の維持者でありまして、其の裁判手続に参与する陪審員は、正義の擁護者と云ふて宜しい。我々人間が、克く自己の本分を尽し、他人を害せず、社会の安全と幸福を図り、国民の共同生活を維持するのは、即ち正義が行はれて居るからであります。人殺しをしたり、人の者を盗んだりする者は、正義の破壊者である。裁判は、犯罪と云ふ社会の病気を癒す医者であつて、刑罰と云ふ「メス」や薬を適当に使用して、此の病気を治療するのであります。然るに、万一裁判の事実認定に誤りがあるときは、或は實際罪を犯した者が無罪となりて刑罰を逃れ、一般社会を保護することが出来なくなり、又或は實際罪を犯さない者を罰して、その冤に泣かしめる様なことがあつたりして、社会の秩序を維持することが出来ませぬ。これは、恰も医者が

誤診して、実際の病人に必要な投薬治療を為さなかつたり、又實際無病の人に切開手術を施したりすると同一であつて、堪まつたものでありませぬ。

諺にも善良なる裁判は、国の礎であると申します。正義は、良き裁判に因りて維持せられ、良き裁判に因りて尊重せらるゝのである。正義の行はれる国は榮へ、正義の行はれない国は衰ふるであります。而して、陪審制度の下に良き裁判を為さしむるには、どうしても裁判手続に参与する所の陪審員が、公平誠実に其の任務を尽し、罪人をして其の罪を免れしめず、又無実の罪に陥る者が無い様に、能く事実の真相を捕捉して、間違ひない適切な答申をせなければなりません。

今や、陪審制度実施の初期において、陪審員とされる人々は名誉であるが、又其の責任は極めて重大であります。陪審制度は、我邦に於て初めて行はれたものであるが、欧米各国に於ては既に昔から行はれて居り、而も陪審制度の可否に就ては夙に議論のある所であつて、現に欧州に於てはその弊害に堪へられず、之を廃止したる国もある程であります。然るに、今回我邦に於て此の制度を採用しました為、其の運用に就き、世界各国が興味を以て環視注目して居ります故に、此の間に於ける我邦陪審判断の適否は、此の制度の批判若くは存廃に関する問題許りでなく、実に我国家の面目にも関係する次第でありますから、陪審員は其の職責の益々重大なることを忘れてはなりません。

演劇 陪審法模擬裁判

「謎の殺人」配役と梗概

裁判長 足立進三郎（弁護士）
検事 岡上 晴重（同）
弁護士 四方田 保（同）
陪審長 溝淵 春次（同）
陪席判事 裁判所書記外数名

被告 高橋 義信
同 五月 信子
証人 二名
説明 須古 清

大正十四年十二月廿一日午前一時頃、突如北久太郎町交番所の巡查を驚かした、殺人事件が勃発した。電話の受話器を投げるやうに置いて、同町二丁目の素封家原田伊右衛門方へ飛んで行った。其事件は「謎の殺人」と号せられて、愈々公判に廻される事になり、丁度十月一日から実施される陪審裁判にかけられた（仮想）

【事件梗概】

数十万の資産あり、嘗ては衆議院議員であった、界限切つての旧家原田伊右衛門の妻あきは、ふとした病が因で、当時京都帝大文科二年に在学中の一子伊太郎を遺して死んで仕舞った。其後一年程は何事もなく過ぎたが、媒介するものがあつて未亡人北川ちかといふのが、伊之助といふ連れ子と共に原田家に入嫁した。ちかの兄に北川重兵衛といふ悪い奴がいて、折から病床に臥した伊右衛門の枕許につき切つて、種々原田家の家政に容喙してゐる。伊右衛門は遂に死んだ、之が為に原田家の実権は、年若き庶子伊太郎を離れて、ち

かや重兵衛の掌中に入り、ともすれば伊太郎を疎外しやうと、彼等は企んでゐる。かうした冷い家庭に在る伊太郎は、偶々忘年会に誘はれた時、芸妓光勇に逢ふたが、病みつきで遂には光勇の屋形に入浸る放蕩児となる。此間、ちかのつれ子の伊之助は、小間使ふじに恋慕し、うるさく付きまとふばかりか、ふじに対し、伊太郎は放蕩で到底原田家を継ぐ事は出来ない、何れ自分が相続をするのだから自分の意に従へと迫るが、留守にしてゐた母親ちかが出先から帰つて来たのに邪魔されて、其場は其儘となる。其後、伊太郎の放埒は益々烈しくなり、自然金銭に窮する処から、暮の十二月廿一日暗夜を冒して、原田家の裏門より金庫のある奥座敷に近寄り、遂に金庫をあけて百円束十四、五をつかみ出し台所を通りぬけやうとした、其時義弟の伊之助が泥酔して帰つたのに逢ひ、「泥棒」と叫ばれた。之れを聞いた母親ちかも飛出して、早く警察へ知らせと叫んだ。伊太郎は、絶対絶命遂に二人を斬り殺して、後より随つて来た光勇と共に捕へられた、といふのが此事件の概況である。此事件、陪審法廷にて如何に裁かれるか、此殺人強盗事件を題して「謎の殺人」といふ。

77 「大阪朝日」昭和三年一〇月二日

けふから実施された陪審法

聖上の行幸を仰ぎ、輝やく司法の威信

陪審法廷を親しく御覧

全国各地でこの日を記念

我法制史上一新紀元を画する陪審法は、起草着手以来案を練り稿を磨くこと十年、準備全く成りていよく、実施の日は来た。記念すべきけふ十月一日、畏くも聖上陛下には、東京裁判所に親臨遊ばされ、大審院、控訴院法廷から、けふはじめて扉を開かれた新陪審法廷に親しく玉歩を印せられ、司法部のためいやまさる御稜威を垂れさせ給ふた。かくて、天皇の名において行はれる、我裁判制度はいよく、威信を高め、不磨の法典に更にその輝きを増したのである。

御紋章のついた判決原本を御注視

陳列された参考資料や刑務所での製作品など

この日陛下には、陸軍様式通常礼服を召され、珍田侍従御陪乗、一木宮相、奈良武官長、土岐行幸主務官ら供奉の上、宮城御出門、同十時五分、裁判所表玄関に御着。

原法相、濱田、小原両次官、牧野大審院長、小川検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正らの御出迎へを受けさせられ、裁判所構内外に堵列した、奉迎の庁員約五百名に御会釈を賜ひつゝ、直に三階の大審院長室に設けの御座所に入御遊ばされた。

こゝで原法相、両次官以下、ならびに弁護士会長などに拝謁を賜り、牧野大審院長、小山検事総長の言上を聞召され、終つて直に、御座所近く設けの司法参考品陳列室に玉歩をはこばせられ、維新前後より最近までの記録的司法参考資料四十種につき、原法相より一々御説明を聞召された、取りわけて明治年代に用ひたといふ菊花御紋章ならびに「天皇ノ

名ニ於テ」と印刷した判決原本には、深く御目をとめさせられたと承はる。ついで、刑務所製作品陳列室を御一巡の上、原法相の御先導にて、大審院大法廷、控訴院大法廷を御覧の上、全日本の模範として整備された、真新しい陪審法廷へと進御遊ばされ、陪審員席、被告席、裁判官席から陪審員評議室まで、隈なく御目をとめさせられ、田中所長の御説明に御耳を傾けさせられた。ついで、隣れる予審廷を御一覽、玄関大広間に進ませられ、その一隅に刻まれた我法学界の恩人ポアンナード氏の胸像の前に、暫し御立ちとまらせ給ふたが、二階検事総長室の設けの第二御座所に入御、御小憩の後、同十一時四十分還御遊ばされた。

○勅語を賜ふ

聖上陛下には、陪審法実施に当る十月一日、東京裁判所に臨幸遊ばされた砌、司法部に対し、左の如く優渥なる勅語を賜はつた。

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ
権義ヲ保全シ国家ノ休威之ニ繫ル、今
ヤ陪審法施行ノ期ニ会ス、一層恪勤奮
励セヨ

森厳な裁判所に漂ふなごやかな空気

いの一選に選ばれた候補者が

モダン化された陪審廷を見学

実施の日の大阪地方裁判所

画期的の大法典陪審法が、華々しくスタートを切った、けふ——十月一日、大阪裁判所の正面玄関には、首途をことほぐ大国旗が爽かな秋風に翻り、常は重くるしいほど森厳な庁内も、この日はなごやかな気が満ち溢れる。

新装をこらした陪審員庁舎は、新法実施のイの一番に選ばれた、名誉ある市内三千の陪審員候補者の前に開放されたので、気の早い人々は、正九時の開扉前から詰めかけた。さすが場所柄だけに、いづれも羽織袴や洋服の威儀を正し、肅然として入場するが、選ばれた人々自身、これまで模擬裁判より外に陪審員の所作振りを見たこと無く、全く勝手が判らぬことゝて、誰も彼も好奇と不安をこっちゃんにしたやうな表情だ。

まづ、階下入口で、新庁舎の記念絵葉書を貰って、三階の陪審法廷に第一歩を入れる。何がさて、欧米の粹を蒐め、莊重な中にも明るい裝飾で、素晴らしくモダン化された廷内とて、皆大びつくり、ことに法官席と同じ高さにズラリと並べられた陪審席を見るや、「えらい所に腰かけるんやなア」、「晴がましいなあ……」など、そここゝに私語が交され、中には「請求陪審と法定陪審とは、どっちが多いかな……」と、なかく通ぶった人もあり、ついで、背後の陪審員評議室に進む、こゝは裁判長すらも勝手に入れぬといふ、制札厳しい陪審員のみ秘密室である、この部屋には、とくに「陪審員の評議の手続」と「陪審員の心掛くべき事柄」の二つの大きな掲示があるが、従来の型を破って、「陪審員となることは、日本国民の名誉ある権利であります、国民はこの名誉ある権利を行使せねばならぬ職務があります」、といった柔らかい文調。

そこから、四階のいはゆる陪審員の「缶詰部屋」に上る、洒落た玄関をはじめ一流旅館のお座敷のやうで大喜びだった。

実施祝賀会と

夜の記念放送

なほ、午後三時から、力石大阪府知事を始め、大阪の諸官庁の長官、代議士、府市名誉職員、在阪著名の実業家、新聞社長等二百余名が陪審廷を觀覽し、同五時半から、中央公会堂で開かれた大阪在野法曹主催の陪審法実施祝賀会に臨んだが、荒井大阪地方裁判所長は、同夜七時半大阪放送局のマイクオフオンの前に立ち「陪審法について」と題し一場の放送をなし、ついで大阪在野法曹有志が「謎の殺人」の模擬陪審裁判の放送をなすはずである。

原法相、御礼を言上

更に直訴御詫

原法相は、一日午後零時二十分宮内省に出頭、一木宮相を経て裁判所に行幸の御礼を言上し、更に直訴事件につき御詫を言上し辞去した。

実施された陪審法

国民とともに聖旨に副はん

原司法大臣の謹話

一日は、畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎましたので、職員一同感激措く能はざるところでありますのに、今また優渥なる勅語を下し賜りましたので、一同感激に感激を加ふる次第であります。我々職員は、この優渥なる勅語を拝し、身命を賭しても大御心に副ひ奉らん事を期するものであります。なほ、この勅語によりまして、国民一般は、司法裁判は社会の秩序を維持し、国民の権義を保全し、国家の休戚これに繫ることを知って、これまでは、司法裁判の大切なといふことがよく徹底せざる憾がありました。今後は大いに警醒せられ、証人などとして裁判所に出頭する如き場合にも、従前より一層誠心誠意これに臨むやうになりましたこと、考へられますし、またさうならなければならぬのであります。しかして、今日即ち十月一日は、実に陪審法実施の第一日でありまして、わが司法制度上に一の画期的記念日でありますのみならず、司法裁判に対する思想を国民に徹底せしめ、将来国民は非常なる熱心をもって、裁判に協力するに至るといふ点において、また一新紀元をなすと信ずるのであります。これ偏に、陛下の御聖徳の致すところでありまして、我々は国民とともに、大なる覚悟をもつて、聖旨に副ひ奉らねばならないのであります。

開廷は中旬

大阪の陪審法廷

大阪の陪審事件は、今のところ法廷、請求の両者とも一件もないが、もしあれば池内裁判長が先にやるはずで、多分この月の中旬後になるだらうといはれてゐる。

けふ各宮殿下

陪審廷へ台臨

聖上陛下の玉歩を印せられた記念の陪審法廷へ、二日午前には、久邇宮、同妃両殿下、東久邇宮、同妃両殿下、梨本宮殿下、李王、同妃両殿下、伏見宮殿下、東伏見宮妃殿下が、台臨遊ばされることになった。

陪審法実施を、原氏墓前に報告

明年は党創立三十年祭

政友幹部会で決定

政友会は、一日午後一時半から、本部に定例幹部会を開き、島田幹事長から、木材関税引上に関する陳情、および今回久原逋相を相談役に推薦したる近畿政友倶楽部最高幹部会の模様、ならびに御大典終了後大阪に近畿大会を開催することに決定せる旨を報告。

ついで、吉木幹事から、宮城支部大会にて党費一円徴収の決議を可決せる旨を述べ、さらに堀切政務調査会長から、来年度における一般財政状況に関する説明あり、

陪審法の実施につき、盛岡の大慈寺の故原総裁墓前に報告祭を開くこととし、本部から廣瀬総務を特派することに決定。

なほ、明年は故伊藤公が政友会を創立した年から三十年に相当するので、五月ごろ盛大な記念祭を開くこととし、同三時散会。

79 「大阪朝日」昭和三年一〇月二日

朝野の名土集つて、陪審法の誕生を祝ふ

盛況だった中之島公会堂の祝賀会

十月一日誕生した陪審法を祝福して、同夜五時半から、大阪朝野法曹主催の陪審法実施祝賀会が、大阪中之島公会堂で開かれた。知事代理木島内務部長、林第四師団長、関大阪市長ら、大阪朝野の名士二百余名の来賓を合はせて、会する者六百五十、主催者を代表して荒井大阪地方裁判所長は、

「国民多年の要望だった、陪審法もいよく実施され、司法分野の民衆参与も確立し、立憲政治は名実ともに備はったが、錦上花を添へる意味で、国民の援助を望んでやまぬ」と挨拶すれば、

来賓代表の関市長も、

「理論は欧米の粹を集め、運用は司法当局の研磨を経たもので、その整備を疑はないが、

さらに美果を海外に誇るべく、市民はその力を惜しまない」と市民の心意気を述べた。

吉崎大阪弁護士会長の発声で天皇、皇后両陛下の万歳を三唱して、午後七時盛會裡に散会した。

80 「大阪毎日」昭和三年一〇月二日

東京三裁判所に臨幸、親しく陪審法廷を天覧

刑務所の製作品など一々御覧

原法相にもしばく御下問

聖上陛下には、司法記念日たる陪審法実施のけふ一日、御予定のごとく、帝都の三裁判所へ行幸あそばされた。折から、さわやかな秋晴れの朝、陛下には陸軍式御通常服を召され、午前十時五分、裁判所表玄関へ御到着、原法相以下、兩次官、六長官などのお出迎へを受けさせられ、第一御座所なる三階大審院長室に入御、

原法相、牧野大審院長、小山検事総長、小原、濱田兩次官、和仁東京控訴院長以下各控訴院長、三木東京控訴院検事長以下各検事長、田中東京地方裁判所長、鹽野同検事正、大審院各部長、本省各局長らに謁をたまひ、

大審院長、検事総長から種々司法事務に關し御説明申上げ、それより法相の御先導で、大審院會議室に陳列された刑務所製作品ならびに既記刑事参考書類を御覽せられ、しばく御下問をたまひ、それより庁内御道筋に整列せる奏任官に列立拝謁をたまひつゝ、大

審院の刑事第四法廷ならびに控訴院の刑事大法廷を院長、控訴院長御説明申し上げつゝ御巡覽、ついで階下なる新設の陪審法廷に入らせられ、法廷の模様から陪審員評議室など殊にお心をとめさせられ、こゝでもしばし御下問あり、ついで予審調室を御覽、それよりわが国の刑法制定に功勞のあつたフランス人ボアソナード胸像前を御通過、法相から御説明を聴取されたのち、第二御座所なる二階の検事総長室に入らせられ、本省山下技師以下大審院判検事に謁をたまひ、御小憩ののち、十一時四十分諸員奉送のうちに、御機嫌いとうるはしく還幸遊ばされた。なほ、二日は、久邇宮兩殿下、伏見宮殿下、東伏見宮妃殿下、梨本宮殿下、李王兩殿下が、午前中に裁判所へ成らせられる御予定になつてゐるが、各閣僚、司法関係の諸官その他も同日来觀のはず。

語 勅

聖上陛下には、一日、裁判所行幸に際し、特に左のごとき勅語を賜つた。

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ

国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚

之二繫ル、今ヤ陪審法施行ノ期

ニ会ス、一層恪勤奮励セヨ

身命を賭して聖旨に副はん

優渥なる勅語を拝して

原法相の謹話

勅語を拝受した原法相は、謹んで左のごとく語る。

本日は、畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎましたので、職員一同感激措く能はざるところでありますのに、今また優渥なる勅語を下し賜りましたので、一同感激に感激を加へる次第であります。われわれ職員は、この優渥なる勅語を拝し、身命を賭しても大御心にそひ奉らん事を期するものであります。なほ、この勅語によりまして国民一般は、「司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚之二繫ル」ことを知つて、これまでは司法裁判の大切なといふことが、やゝ徹底せざる憾みがありました。今後は大に警醒せられ、証人などとして裁判所に出頭するがごとき場合にも、従前より一層誠心誠意これに臨むやうになることゝ考へられますし、またさうしなければならぬのであります。しかし、今日即ち十月一日は、実に陪審法実施の第一日でありまして、わが司法裁判制度上の画期的記念日でありますのみならず、司法裁判に対する思想を国民に徹底せしめ、将来国民は非常な熱心をもって裁判に協力するに至るといふ点において、また一新紀元をなすと信ずるのであります。これ偏へに、陛下の御聖徳の致すところでありまして、われ々は国民とゞもに、大なる覚悟をもつて、聖旨にそひ奉らねばならないのであります。

中等教科書に

陪審事項を挿入

司法省では、陪審裁判の發達のため、近く文部省と交渉し、中等教科書中に陪審に關す

る事項を挿入すると。

81 「大阪毎日」昭和三年一〇月二日

至れり尽せりの設備に驚いた陪審員候補者

けふ陪審法実施記念日に

千余人の法廷見学

裁判に国民が参与することとなった、陪審法実施の記念すべき日は来た。一日の大阪三裁判所は、民衆の色彩豊かな新装の陪審法廷に、将来一年の間、陪審員として立会ふことの資格を得る、光栄の陪審員候補者千二百名を招待し、花々しく法廷開きをした。この日、午前九時ごろから詰めかけた、陪審員候補者たちは、さすがに法廷見学といふので着流しはなく、羽織袴に威儀を正し、紳士紳商の上流階級も目立って多く、堅苦しい裁判所のお役人さんの顔もけふばかりは砕けて、記念絵はがきの頒布から、案内、湯茶の接待に民衆振りを発揮してゐた。見学の人々は、法廷の美しいステインドグラスの窓硝子、天井に輝くシャンデリアなどに快感をおぼえつゝ、右側二列にならんだ立派な陪審席を顧みては、光栄の日を偲び、評決室の丸テーブルを囲んで語りあふも得意気であったが、同室の罰則規定の掲示を読み、電気仕掛の梯子等を見て、ますます責任の重大さを痛感したらしかった。

四階の陪審員休憩室である木の香新しい日本室は、八畳の控へ間まである十五畳の部屋で、絹座布団に、本床には掛物、香炉、生花の設備あり、娯楽のためには碁盤、将棋盤等の設けもあり、食堂、寢室（洋式）も別にあり、四階の風呂場、便所等は洋式の善美が尽くされてゐるだけに「缶詰になつてもいゝから四、五日ゐたい」などいふ人もあり、書記室には直通電話が設備され、延丁室まで用意され、「これでは、まるで四階に世帯があるわけだ」、「外国のビルヂングはかうだ」等と、外国通を吹かす者もあり、屋上の露台に出て「天神祭には絶好の場所だ」、「七月廿五日は志願しよう」等、大阪人らしい会話もとりかはされたが、まだく陪審法の手続等は、徹底してをらぬと見えて、休憩室では抽籤で選定されるを知らず、「呉服屋の事件には呉服屋が出る」など、と見当はずれの話をしてゐるものもあつた。

なほ、一日夕は、市公会堂で官民合同の祝賀会と、放送局の五月信子出演の声の裁判と、済美第六で法政研究会の模擬裁判があるはずである。

82 「大阪毎日」昭和三年一〇月二日

実施された陪審法―終

三年で廃止、明治初年の我国の陪審

日本での生立ち―(下)

神戸地方裁判所長

東龜五郎氏談

明治六年十月に太政官告示で、詮議の末陪審を参座と改め、「別紙の通り規則を相定め候」といつて参座の規則を発表した。これによると、内閣および各省から六人の参座を選んで、裁判につけるといふことになつたのである。その参座制によつて裁判をした結果、知事と

参事は懲役百日および贖罪金として知事が四十円、参事が卅円と刑を言渡したが、当時官吏が懲役を言渡されても金を出すとそれで済むことになってゐた。

楨村事件は、右のやうな結果で落着したが、明治八年になつて廣澤参議を暗殺した嫌疑者の裁判が行はれた。此の廣澤参議は、明治四年に何者かに暗殺され、その当時天皇陛下におかせられては、非常に御軫念あらせられ、是非とも早く犯人を検挙せよとの御言葉があつたため、政府の人々が躍起となつて犯人を探したところ、どうも廣澤参議の妾であつたかね子と同家の家令であつた起田正一とが相通じてゐた關係上、参議を殺したのはこの兩名であらうといふ嫌疑で、警視庁で長い間取調を受けたのである。

その当時のことであるから、実に惨虐極まる拷問にかけた結果、とうとう兩名が共謀の上殺害したと自白するに至つた。ところが、裁判所の方で見るところでは、全く苛酷な拷問のため自白したもので、自白は真実のものでないといふ心証を得た。果して彼等は、法廷で全然自分達の所為でないか否認しつゞけ、どうも裁判の成行が無罪になりさうなところから、警視庁ではこれを無罪にされると思つたのであらう、この事件に参座を置いてくれと、つまり陪審によつて裁判をしてくれといふ運動があつた。

そのため、楨村事件と同様に、参座制によつて裁判を行つた結果、被告兩名には殺害した証拠がないといふので無罪となつた。

即ち、我国では、明治六年に参座制を設けて、同八年までの間に、数件この制度によつて裁判したのであつて、その後廃止となつたが、既に明治初年に今日の陪審法に似た制度が行はれ、ジュリーをつけて裁判をして欲しいといつたやうな俗謡まで流行したのであるが、その後だんく忘れられてしまつてゐたのである。

僕の記憶するところによると、明治廿九年頃に東京の弁護士会から、当時陪審博士といはれた江木衷氏が中堅となつて、裁判に陪審制度を設けてくれといふ建議をした。その当時はただ建議だけで、あまり世人から顧みられなかつたが、遂に機熟し今日の実施となつたのである。(写真は東神戸地方裁判所長)

83 「時事新報」昭和三年一月二日

国民参審実施のけふ聖上司法部へ行幸

法相の説明を御聴取あそばさる

司法史上永久に記念さるべき日!!

司法史上永久に記念さるべき、国民参審実施のけふ、畏くも天皇陛下には、陸軍通常礼装を召されて、午前十時宮城御出門、同十時五分大審院に初の行幸遊ばされた。沿道には、司法省、裁判所の裁判官以下、公証人、執達吏、供託局員、弁護士等増列して奉迎申上げ、大審院表玄関には、原司法大臣以下、濱田、小原両次官、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判長、鹽野検事正等お出迎へ申上げたが、陛下には、原法相の御先導にて、一先づ大審院長室の仮御座所に入御、原法相以下、司法部内勅任官以上のものに拝謁を賜りたる後、牧野大審院長、小山検事総長より、親しく司法事務の状況を聴召され、十時五十五分原法相の御先導にて、大審院三階に成らせられ、室内に陳列された明治元年以来の刑事参考書類を御覧になつた、右参考書類は、「明治初年天皇の名に於て」と印刷した珍らしい判決原本を始めとして、既報の如き、明治年間の著名な刑

事事件の裁判記録を蒐集したものであり、陛下には、原法相の御説明を御興味深く御聴取あそばされたと漏れ承はる。斯くて、構内廊下に整列御奉迎上げた奏任官一同、御会釈を賜ひ、大審院、控訴院、地方裁判所の大法廷と新築の陪審法廷を順次御巡覽、特に表玄関階段下のポアソナード氏の像の前では玉歩を止められ、原法相からボ氏が我国の司法制度確立に貢献した功績を聴召され、再び大審院長室の仮御座所に入御、大審院検判事に拝謁を賜り、十一時四十分御機嫌麗しく還幸、司法部内の全職員整列奉送申上げた。(東京電話)

感激措く能はざるところ――

優渥なる勅語を拝して

原法相謹みて語る

優渥なる勅語を拝して、原司法大臣は恐懼して語る。

本日は、畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎましたので、職員一同感激措く能はざる処でありますのに、今亦優渥なる勅語を降し賜りましたので、一層感激を加へる次第であります。我々職員は、この優渥なる勅語を拝し、身命を賭しても、大御心にそひ奉らん事を期するものであります。尚、この勅語によりまして、国民一般は「司法裁判は社会の秩序を維持し、国民の権義を保全し、国家の休戚之に繋る」事を知つて、これまでは司法裁判の大切な事が、動もすれば徹底せざるの憾みがありました。今後は大いに警醒され、証人等として裁判所に出頭する場合にも、従前より一層誠心誠意之に望む様になる事と考へられ

ますし、又さうならなければなりません。而して、今日十月一日は、実に陪審法実施の第一日でありまして、我司法制度上の画期的記念日でありますのみならず、司法裁判に対する思想を国民に徹底せしめ、将来国民は非常な熱心を以て裁判に協力するに至る点に於て、又一紀元を為すと信ずるのであります。これひとへに、天皇陛下の御聖徳の致す処でありまして、我々は国民と共に大なる覚悟を以て、聖旨にそひ奉らねばならないのであります。(東京電話)

勅語

裁判所職員に賜はる

陪審法実施の第一日、裁判所御親閲のため臨幸あらせられた天皇陛下には、特に左の勅語を裁判所職員に賜った。(東京電話)

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ
国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚
之ニ繋ル今ヤ陪審法施行ノ機ニ
会シ一層恪勤奮励セヨ

けふの大阪裁判所

陪審法廷の参観で大賑ひ

莊厳さに驚いたり腰かけて見たり――

今日陪審法実施の大阪裁判所は、陪審法廷参観で大賑ひである。午前九時から三時迄、陪審員候補者千三百名（郡部一千名は三日）のために、三時から五時まで、招待有志のために、いづれも開放された。陪審員候補者らは、九時の開門を待ちかねて続々やって来、新装の陪審法廷では、その莊厳さに驚きの目を睨り、物珍し気に陪審席に腰かけて見たりする。人気なのは、四階宿舍の日本間である。十五畳に八畳、床の間に雅邦の達磨が掛けられて居る。

裁判所側では、要所要所に書記が立って、一々懇切に説明をなし、記念品として法廷、外観、宿舍の三通りの一組の絵葉書が配られ、屋上露台で茶菓を供した。

午後五時半から、中央公会堂で、裁判所弁護士会合同主催の祝賀会を催す。尚ほ、二日は法曹家族を招待、三日は郡部の陪審候補者をそれぞれ招待する。（写真は陪審員候補者の法廷参観）

84 「時事新報」昭和三年一〇月二日

陪審法講座（1）

大阪地方裁判所判事

坂東米八

坂東米八氏は、教育者として又裁判官として長い経験を持ち、現に大阪地方裁判所の判事を勤められてゐる方で、最近の著書に「刑法、陪審法読本」がある。

一、陪審制度とは如何なるものか

陪審制度と申しますのは、専門の裁判官の外に、一般国民が裁判に携はることです。其の程度は、国によって一様ではありませんが、我国に於ては、刑事々件の事実問題について、陪審が評議答申するのであります。

二、我国に陪審制度を採用したる理由

其理由は二つあります。其一は政治上の理由、其二は司法上の理由であります。

三、陪審手続と普通裁判手続

陪審手続は、刑事裁判手続の一部でありますから、陪審手続を理解するためには、一応普通の刑事裁判手続を知る必要があります。

85 「時事新報」昭和三年一〇月二日

陪審に依らぬ共産党事件

公判期日が施行前に決定

陪審法は、今一日から実施されるが、予て陪審に附さるゝや否やに就て、一般に多大の興味を唆つてゐた共産党事件は、遂に東京地方裁判所の分を除き、他は全国各公判期日が、陪審法施行前の前月中に決定して了つてゐるから、従つて共産党事件にして陪審に附せらるゝ可能性あるものは、東京地方裁判所の分のみとなつた訳である。而も、今回の共産党事件は、最高十年に該る刑を規定したる、改正前の治安維持法の適用を受くべき事件なるが故に、請求陪審に附さるべきもので、被告が陪審を請求するや否やは、今日の疑問とされてゐるのみならず、又被告が公判準備手続若くは公判で起訴されてゐる犯罪事実を

自白した場合には、当然陪審に附されないものであるから、目下の処では、結局右事件にして陪審に附さるものは極めて尠ないと見られてゐる。

86 「大阪朝日」昭和三年一〇月三日

各宮殿下お揃ひで司法部へ台臨

陪審法廷など御縦覧

今夕法相主催の祝賀会

聖上陛下には、一日陪審法実施の日にあたって、司法部へ行幸あそばされたが、二日午前十時、伏見宮、梨本宮、東伏見宮妃、朝香宮妃、李王各殿下には御揃ひで、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所へ台臨、原法相の御先導、御説明により、大審院会議室に陳列の司法参考記録、刑務所製作品、大審院、控訴院の両法廷、陪審法廷、予審廷、ボアソナード氏の胸像、陪審員宿舎などを御巡覧、正午それ〴〵御帰還あそばされた。

なほ、午後二時よりは、招待された田中首相以下各閣僚、倉富、平沼枢府正副議長以下、各枢密顧問官、宮内官、司法関係の貴衆両院議員、陪審法制定に尽力した旧臨時法制審議会委員、弁護士会長などが、司法参考品、陪審法廷、陪審員宿舎などを視察し、

午後六時から、東京会館において、これらの人々および部内の高等官を主賓として、法相主催の一大祝賀会が開かれるはずである。なほ、各宮殿下には、控訴院刑事三号大法院を御覧の砌、折柄刑事三部宮城裁判長、佐々波検事係、太田弁護士立会ひの下に、審理中の本年六月二十五日窃盗の目的で山梨県中巨摩郡池田村帯金三十郎方に忍び入った、住

所不定村上義雄^{三十三}にかゝる准強盗殺人未遂事件の裁判を傍聴あそばされた。

87 「大阪毎日」昭和三年一〇月三日

陪審と国民（一） 法学博士 林 頼三郎

陪審制度はいよ〴〵十月一日より実施せらるゝことになった。普通選挙と陪審制度とは、昭和の初頭を飾る画時代的の二大事業であつて、後世の歴史にも残る著しき事蹟である。併し、遺憾ながら、普通選挙の実績については、甚だ不満足に思はれることが少くなかつた。選挙に対する国民の態度や、政治家の心掛や、運動の仕方などがそれである。なかんづく、選挙費用の法律上の制限などは、殆ど無視せられ、さうして相も変らず買収などが盛んに行はれたと聞くに至つては、まことに長大息の至りであるといはねばならぬ。しかし、過ぎたることは取り返しがつかぬ、この次のときに、立派な選挙が行はれるやうに、努むるの外はない。

陪審制度は、全くこれからは行はれんとするのであるから、何とかして十分の成績を挙げやうにしたいものである。殊に、その実施の機会において、天皇陛下には、親く裁判所へ臨幸遊ばされた。まことに畏れ多いことであつて、司法部の光栄面目の上もないことである。それにつけても、この制度の運用を全うして、聖旨の万分一にも酬いるやうにせねばならぬ。

この場合に一言して置きたいことは、陪審法は十月一日から実施されたのであるが、十月一日以後に公判が開かれる事件が、総て陪審にかゝるのではない。九月三十日までに、

裁判長が公判日を指定する手続きをした事件は、たとひその指定された日が、十月一日以後であっても、それは陪審にかからぬのである。このことは、陪審法の附則に、「本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セズ」との規定があるので、明かなことであるが、世間往々にして指定せられた期日が、十月一日以後であつて、従つて公判が十月一日以後に開かれるものは、その期日指定の手続きが、九月中に済んでゐても、陪審にかゝるものと誤解してゐるものがあるから、注意をせねばならぬ。

凡そ裁判制度には、二つの種類がある。官僚裁判制度、および陪審制度が、即ちそれである。官僚裁判制度といふのは、専ら官吏のみで裁判機関を組織する制度をいひ、陪審制度といふのは、官吏の外に国民が裁判の手続きに参与する制度をいふのである。しかして、従来わが国においては、官僚裁判制度のみが行はれて居たのであるが、このたび陪審制度が採用せらるゝことになつて、一般国民より選ばれた十二名の陪審員が、裁判所の法廷に列席して、裁判手続に参与することになつたのである。さて然らば、何ゆゑに陪審制度を行ふことになつたのであるか。この理由を明かにすることは、陪審法を運用する上において、殊に国民の責任の自覚を喚び起こす上において最も大切なことである。なほ又、日本の陪審制度は、その内容において、西洋の陪審制度と大に異なる所が少くないのであるが、それは主として陪審制度が行はれるに至つた由来が、日本と西洋と全く異つてゐるからである。従つて、このことをよく知らなければ、陪審法を正しく解することも出来ぬのである。

欧州大陸においては、十七、八世紀頃は、裁判はいはゆる糾問主義、秘密主義であつて、裁判といふものが公正に行はれない。裁判が、国王や特権階級の命のまゝに動いて偏頗を極め、人権は全く保護せられないのであつた。そこで、反抗的思想が勃興して、自由平等といふやうな大きな思想が起り、その他の政治上の理由と結合して、フランスの大革命が起り、その革命の成就した結果として、陪審制度が認めらるゝに至つたのである。しかし、他の諸国も大体同様の事情によつて、これになつたのである。即ち、欧州大陸においては、人権が蹂躪せられて、非常な不安固の状態であつたがために、陪審制度を採用して、人権の保障たらしめたのであつた。即ち、人権自由を擁護するに必要な機関として、国民が血をもつてあがなひ得たものである。革命をして、力づくで国王からこの権利を、国民に取つたといふのが、欧大陸における陪審の大体の沿革であるのであつて、陪審制度をもつて「自由の守本尊」などというてゐるのは、斯様な訳合から出て来てゐるのである。

然るに、わが国のは全くさうではない。国民よりは、これに對して、さまでの要求があつた訳ではない。要求がないのみならず、国民の多数は殆ど無関心であつて、陪審といふやうなことについて、何等思ひおよんでゐないのに、政府より進んで陪審制度を布いて、国民に司法に参与する権利を与へたのである。勿論、陪審制度が今日布かれるやうになるについては、それ／＼の先覚者が、段々に尽力せられたのであつて、その努力は容易ならぬものがあつたのであるが、併し胚種は既に遠くより地下に蔵せられてゐたので、たゞ先覚者は、その種子から芽が吹くやうに、骨を折つた訳なのであつて、その淵源するところは、極めて深いのである。それを一口にいへば、わが国の建国以来の精神に由来するものである。西洋で陪審制度を認めたやうに、人権蹂躪の防止とか、自由の保障とかいふやうな意味ではないのである。(写真は林法学博士)

88 「大阪毎日」昭和三年一〇月三日

法相をつかまへ、質問の連発

ノウ、ノウづくしでぐるぐる

首相の陪審法廷見学

田中首相は、二日午後二時、招かれて裁判所見学にやって来た。望月内相、三土蔵相、小川鉄相、中橋商相、倉富枢府議長以下各顧問官、鎌田榮吉氏、その他の名士とつれ立って、まづ刑事参考記録から見初める。

近藤勇の処刑届け、伊藤俊輔の署名など、興味をひいたらしく「珍しいもんだやノウ…」。ところが、小川鉄相が被告になってをる日比谷焼打事件の判決書を見て、「これは面白いノウ」といって、小川鉄相をふり返る。鉄相「無罪だからいゝぢやないか」と負けぬ気、

つぎは、陪審法廷。首相俄学問の気か原法相をつかまへて質問連発、首相「陪審員はどうするのぢや」、法相「裁判長や検事や弁護士といふことを聞いて判断する」、首相「それぢや感ぜで行くんぢやノウ」、法相「さうしてイエスカノーか答申すればよい」、首相「簡単なもんだやノウ…万事はそれでよいんぢやノウ」と哄笑。

ついで、陪審員宿舎に入る。新聞で陪審員がこゝに缶詰にされることを読んで見え、「缶詰かアハハ…面白いノウ」。

検事の調室から予審の調室へと進む、「ここへ来るとモウ動きがとれぬぢやらうノウ、どうも判事や検事は気持ちのよいもんだやないノウ」。

お次は、弁護士控室、「被告と原告との弁護士は喧嘩をせぬか」、こんな工合で人気を呼

び、首相自身も大満悦で、三時半退出。

89 「大阪毎日」昭和三年一〇月三日

陪審模擬裁判

大阪市難波桜川教化委員会では、難波第七青年団の後援で、三日午後六時、桜川小学校々庭で、陪審制度普及宣伝のため、森下弁護士を裁判長とし模擬裁判を開く。

90 「時事新報」昭和三年一〇月三日

宮殿下打揃はせられて、親しく傍聴遊ばさる

折柄開廷中の公判を

重ね々々光栄に輝く東京裁判所

一日、天皇陛下の行幸に輝いた裁判所は、二日午前十時、梨本大将宮殿下を始め、伏見宮、李王殿下、東伏見宮大妃、朝香宮妃殿下の五宮殿下の台臨を仰いだ。五殿下には、一先づ検事総長室に入らせられ、牧野大審院長、小山検事総長より、司法事務一般につき説明を聴召されてから、原法相の御先導にて、大審院大法廷館内の参考室に成らせられ、明治維新以来の重要判決書及び事件記録を、原法相の説明にて御一巡の後、大審院大法廷、控訴院を御巡覧に相成ったが、折柄控訴院大法廷では、宮城裁判長、佐々波検事係りで、本年六月廿四日山梨県笹子トンネル鬼金三十郎方に押し入った、強盗殺人未遂事件犯人村

上義雄(三十五)の控訴裁判が開廷中で、証拠品を広げて訊問を進めて居るのを、御傍聴になつた。更に、階下の陪審法廷と陪審員宿舎、続いて昨今東京市疑獄事件の検挙に努めて居る検事局に成らせられ、検事調査と地方裁判所予審廷を御覧の後、同十一時四十五分、原法相、牧野大審院長、小山検事総長以下諸員奉送裡に、御帰還相成つた。(東京電話)

91 「時事新報」昭和三年一〇月三日

通俗陪審法講座(2)

大阪地方裁判所判事 坂東米八

▲陪審に付すべき事件

法定陪審事件と請求陪審事件との二つがあります。前者は「死刑又は無期の懲役、若くは禁錮に該る事件」であつて、後者は「長期三年を超える有期の懲役又は禁錮に該る事件」であります。

▲陪審員の資格

陪審員たるには、次の四つの要件を備へて居らねばなりません。

- 一、帝国臣民たる男子にて三十歳以上たること
- 二、引続き二年以上同一市町村内に居住すること
- 三、引続き二年以上直接国税三円上を納むること
- 四、読み書きを為し得ること

此要件を備へて居ても、或特別の者は、陪審員たることを得ないと云ふ規定があります。

▲陪審員の選定

陪審員は、陪審員候補者中から抽籤によつて定まるものであつて、選挙ではありません。

▲公判準備手続

陪審事件は、公判前に必ず公判準備手続があります。之には、なるべく一回の公判又は最少の回数での公判によつて、事件の取調を終結せんがためであります。

92 「大阪毎日」昭和三年一〇月四日

陪審と国民(二) 法学博士 林 頼三郎

人も知るが如く、わが国の裁判は最も公平に行はれて、国民は十分にこれを信用してゐる。世の中には色々の方面に、不正不当のことがあつて、なか／＼信用は置けぬが、裁判官は正しいものである、実に公平なものであるといふことについて、国民は十分に信用してゐるのである。従つて、人権擁護のために必要であるとか、又は自由の保障のために必要があるとか、いふやうな理由からではないのである。また、今までの裁判に間違ひが多いから、これを防がうといふやうな理由からではないのである。勿論、陪審制度を布いた結果として、人権も一層安固となり、自由も一層保障せらるゝ結果にはならうから、その点より見ても結構のことではあるが、これを唯一の目標として、陪審制度を布くことになつたのではない。もつと／＼深い、根本的の意義があるのである。即ち、その淵源は、全くわが国の国体および建国の精神に由来するのである。西洋の国家の歴史を見ると、西洋の君主といふものは、大体は力によつてその国王となり、権力によつて人民を治めたので

ある。即ち、人民といふものは、国王の力に負けて服従した関係にあるのである。従つて、国王の権力の働きである裁判のことに付て、これを国王またはその官吏の独断専行に任せずして、国民の参与によつてこれを行ふことにするに付ては、国民は勢ひ力を以て国王に對抗し、国王をして余儀なくせしめるの外はない。そこで、革命によつてその事が行はれるやうになつたのである。

然るに、わが国は全さうではない。わが国の天皇は、力によつてその位に即かせられたのではない。わが国の皇室は、われくゝ国民の総祖先であらせらるゝのである。即ち、わが国は恰も一家の大なるものゝ如きものであるであつて、日本国民は天皇に征服されて臣下となつたのではないのである。これは、歴史上明らかなることで、敢て喋々を待たぬ。勿論、天皇はすべての権力を有してをられるけれども、権力を以て国民を治められたのではなく、徳を以て治められたのであつて、義は君臣にして、情は父子の如しといふのが、実にわが国君臣の間柄をいひあらはしたものである。即ち、君主は民を本として政治をなされ、ひたすら国民のためによかれかしとのみ叡慮を垂れさせ給ひ、国民は君主のために、一意忠誠を挙げて、国のため君のため、身命を賭して御奉公申し上げるといふのが、わが大和民族の世界に誇るべき特色とする所なのである。

斯の如き次第であつて、天皇が国を治め給ふに当たつては、これを国民に謀り給ひ、しかして国民は、忠実にこれを翼賛し奉るといふのが、抑々建国の時からの、わが国の伝統的精神であるのである。この事は、御歴代の御詔勅や御製を拝してもよく分るのであつて、憲法発布の時の御詔勅にも、よくその意味が表れてゐる。謹んで拝読するに、「惟フニ我カ祖我カ宗ハ臣民祖先ノ協力輔翼ニ依リ我カ帝国ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ云々朕我カ臣

民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕力意ヲ奉体シ朕力事ヲ奨順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝国ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ云々」とある。即ち国民の協力翼賛により国務を遂行し給ふといふ、わが建国以来の御主意が明かに表明されてゐるのである。

右様な次第であつて、わが国においては、外国において、惨憺たる革命の結果により獲得したるとは、全然趣を異にする事情の下に、国民は国務に参与することになつたのであつて、立法に付ては、すでにとくに議会の設けがあつて国民これに参与し、行政に付ては、地方自治制布かれ、議会の予算審議権認められ、国民は早くよりこれに関与することになつてゐるのであるが、今また司法についても国民がこれに参与することになつたのであつて、君民力をあはせ、挙国一致国務に当たるといふ貴き精神が發露して、こゝに陪審制度が認められることになつたのである。このことは、決してわが輩一個の私見としてこれはいふのではない。枢府における陪審法案審議の際において、穂積陳重博士が力説されたのもこの主旨であつたのである。

93 「大阪毎日」昭和三年一〇月五日

陪審と国民(三) 法学博士 林 頼三郎

裁判官にあらざる常人をして、裁判事務に参与せしむる制度には、二つの形がある。その一は陪審制度であつて、その二は参審制度である。陪審制度と参審制度との異なる点は、那邊にあるかといへば、凡そ裁判の内容は、事実の認定と法律の適用との二つになるのであるが、陪審制度においては、陪審員は事実の認定をなし、裁判官は法律の適用をする

いふやうに、裁判官と陪審員とが各々別個の権限を与へられ、別々にその権限を行ふのであるが、参審制度においては、裁判官と常人即ち参審員とが、合体して事実の認定も法律の適用も併せて共に、これを行ふのである。しかして、欧米で多く採用してゐるのは陪審制度であつて、参審制度はドイツその他一、二国において採用してゐるに過ぎないのである。わが邦がこの度採用したのも、いはゆる陪審制度であつて、参審制度ではないのである。従つて、国民中から選ばれた陪審員は、事実の認定に關して権限を有するに止まつて、法律の適用に付ては全く権限を持たぬのである。従つて、法律適用の結果として、如何なる刑に処するとかいふが如きことは、全く陪審員の権限外なのである。その点は、大体西洋の陪審と同様であるが、こゝに一つ西洋の陪審と異なつた、わが邦独特の事柄がある。

即ち、西洋の陪審制度においては、陪審員は犯罪事実の有無に付てはこれを決定するの権を有し、裁判官はたとへその決定を不当であると認めても、これに基いて裁判を言渡さねばならぬのであつて、陪審員は事実認定といふ、裁判権の一部を行ふことになるのであるが、わが邦の陪審法では、この点が非常に西洋の陪審制度と異なつてゐるのである。即ち、わが邦の陪審法では、陪審員は犯罪事実の有無について評議をして、その結果を裁判官に報告するのである。しかして、裁判官が、陪審員の報告したる判断を相当なりと認むれば、之に基いて裁判を言渡すけれども、もしその判断を不当なりと認むれば、更に別に別の陪審員を呼び出し、公判手続きを仕直すのであつて、西洋の如く、裁判官が陪審員の評議に拘束されて、その意思に反する裁判をせねばならぬといふやうなことは、絶対ないのである。乍併又裁判官は、陪審員の評議が不当であるからというて、その評議を無視して、之と反対の裁判をすることは出来ないのである。従つて、陪審員の評議と、裁判官

の意見と一致するまでは、公判手続きを幾度でも仕直し、結局一致したときに、裁判が言渡されることになるのである。即ち、素人にして常識を主とする陪審員の意見と、法律家にして専門的なる裁判官の判断とが合致した所によつて、裁判が下るのであるから、その裁判たるや方に一にも間違はないというて宜しいのである。この点は、全くわが邦独創の制度であつて、世界に類例のない所である。

斯の如き独特の制度をたてた理由は、大体二つである。その一は、わが邦の憲法では、裁判権は法律に定めた資格のある裁判官が行ふといふことになつてゐるから、陪審員に事実の認定権を与へ、裁判官が之に従はねばならぬものとすると、憲法に抵触するものであるとの議論が起こるから、之を避けねばならぬこと。その二は、陪審員は全く素人であるから、時としては感情に制せられて不当の評議をするおそれがないとはいへない、西洋でも随分その例があつて、非難されてゐるのであるから、その轍を踏まぬやうにせねばならぬといふ点にあつたのである。右様の次第で、わが邦の陪審制度では、仮に陪審員が誤つた評議をすることがあつても、裁判官はこれを通さぬことになるから、西洋に存する陪審制度の弊を除くことが出来るのであつて、裁判の結果はまことに安心であるといふことが出来るのである。

或は、かういふことを心配する人がある。即ち、陪審員の意見が裁判官の意見に反するときに、裁判官が新に他の陪審員を呼び出して、手続を仕直すことになつては、陪審員の意見は極めて権威のないものになつて、折角陪審制度をした甲斐がないではないか、といふのである。この論は、西洋の陪審の思想からいへば、まことに尤もであるが、前にもいふた通り、わが邦の陪審制度では、西洋の陪審制度のやうに、事実認定の権を主権者よ

り国民が奪ふために出来たのとは異なり、国民と共に司法権を運用しようといふ主旨で出来たのであるから、陪審員のみには權威を持たせずとも宜しいのである。又或は、幾度手続きを仕直しても、陪審員の意見と裁判官の意見と一致しないときには、結末がつかず不都合ではないかといふ論もあるが、もとより机上の論とすれば、幾度仕直しても一致しないことはあり得る。

94 「大阪毎日」昭和三年一〇月六日

陪審と国民（四） 法学博士 林 頼三郎

併し、實際からいへば、裁判官も陪審員も、同じ法廷に列席して、同じやうに被告人の弁解や証人の証言等をきいて判断するのであるから、感情に偏るとか情実にとらはれるとか、不純のこのない限り、おほむね意見は一致するであらう。万一意見が一致せぬことがあつても、一度手続きを仕直せば、新陪審員の新しい評議により、若くは裁判官の再考の結果により、必ずや意見の一致を見るのであつて、二度手続きを仕直すなどといふが如きことは、絶無であると考へてよからうと思ふ。仮に、万万一、幾度仕直しても意見が一致しないことがありとすれば、左様の場合には、裁判の言渡しが出来ずに終るのであるが、それが却て相当であると思ふ。陪審員と裁判官との間に、有罪と無罪との意見が異り、陪審員は有罪の意見なるも、裁判官が無罪の意見なる場合に、有罪の言渡しをするのは乱暴である。これと反対に、陪審員が無罪の意見であるから、裁判官が有罪の意見なるに、無罪の言渡しをすることにすれば、西洋の陪審の弊を受継ぐことになつて、これまた不都合である。

右様な次第で、わが邦の陪審制度では、陪審員の判断と裁判官の判断と一致した所に基づいて裁判するのであつて、両者が共に判断をするのである。西洋のやうに、事実の判断は陪審員のみがするのではないのである。それゆゑに西洋では、検事や弁護士が弁論をするときに「陪審員諸君」と呼び掛けるのが常であつて、それが相当であるのであるが、わが邦においては、弁論の時にもし呼び掛ける言葉を用ふるならば、「裁判官諸公および陪審員諸君」といふやうに、両者に対する言葉を使はねばならぬ。単に、陪審員諸君と呼び掛けては、法律の精神に副はぬことになる。

陪審制度を採用しても、これを適用すべき範囲は国によつて違ひがある。英米においては、民事々件も陪審にかけるけれども、欧州大陸の諸国においては、陪審にかけるのは刑事々件だけである。又英米では、刑事々件を起訴するかどうかを決するについて、陪審にかけるけれども、欧州大陸の諸国では、刑事々件の公判についてのみ陪審にかけるのであつて、起訴するかどうかといふことについては陪審にかけないのである。これ等の点については、わが国の陪審制度は、欧州大陸諸国と同様であつて、陪審にかけるのは刑事々件の公判についてのみであつて、起訴するかどうかは検事がこれを決するのである。なほ又、刑事々件の公判は、すべて陪審にかけるのではない。陪審にかけるのは、比較的重い犯罪であつて、軽い犯罪は陪審にはかゝらぬのである。詳しくいへば、陪審にかゝる事件に二つの種類がある。その一は、法定陪審事件という法律上当然陪審にかゝる事件である。それは死刑又は無期刑にあたる罪で、たとへば殺人罪とか放火罪とか通貨偽造罪とか強盗傷人、強盗致死、強盗強姦といふやうな事件である。その二は、請求陪審事件というて、

被告人が請求をすれば陪審にかける事件である。それは、刑の長期が三年を超ゆる罪で、かつ地方裁判所の管轄に属する事件である、傷害罪とか窃盗罪とか詐欺罪とか横領罪とかいふ犯罪は刑の長期が十年であつて、いはゆる長期が三年を超ゆるものであるから、請求陪審事件となり得るものであるが、これ等の犯罪でも、検事が地方裁判所に起訴したときに限り、陪審を請求することが出来るのであつて、検事が区裁判所に起訴した場合は、請求陪審事件とならぬから、絶対に陪審にはかゝらぬことになるのである。

斯の如く、同種の犯罪で、検事の起訴の如何によつて、或は陪審事件にもなり、或は陪審事件とはならずというのは、不公平のやうであるが、決してさうではない。検事が区裁判所に起訴すると、地方裁判所に起訴するとは、その事件が簡單軽易のものであるか、複雑重大なものであるかによつて決するのであるから、要するに同じ種類の犯罪でも、その事情の重いものは陪審にかゝるが、軽いものは陪審にかゝらぬといふことになる訳である。併し、その見分けは検事において十分に慎重にやつて貰はねばならぬ。右の如く、法定陪審事件と請求陪審事件とあるが、その何れに属する事件であつても、被告人が公判の手續中に犯罪事実を自白したときは、陪審にはかゝらぬことになるのである。それ故に、陪審にかゝる事件は、被告人が事実を争ふ場合であるから、大体面倒な事件であるといはねばならぬ。尤も、警察官や検事や予審判事に自白をしても、公判に附せられた後の手續で、自白せねば陪審にかゝることになるのである。

95 「大阪毎日」昭和三年一〇月六日
陪審模擬裁判

西天満聯合有志主催、六日午後六時、天満小学校で開催、判事坂東米八氏の陪審法についての講演後、模擬裁判「謎の殺人」を行ふ。(裁判長) 藪下弁護士、(検事) 高村久之助

96 「大阪毎日」昭和三年一〇月七日
陪審と国民(五) 法学博士 林 頼三郎

以上述べた所が原則であるが、これには例外がある。即ち、特殊の犯罪は、たとへその刑は重く、その刑からいへば法定陪審事件か請求陪審事件かに当たるものでも、陪審不適事件というて、陪審にかけることの出来ないものがある。その第一は、皇室に対する罪、内乱に関する罪、外患に関する罪、国交に関する罪及び騒擾の罪等である。第二は、軍機、軍律に関する犯罪である。第三は、選挙に関する犯罪である。第一の犯罪は、その犯罪の性質が、国民に非常なる衝撃を与へるものであるから、これを陪審にかけても、陪審員は冷静に判断をすることが困難であると認めただからである。第二の犯罪は、軍機、軍律に関するものであるから、素人がこれに関与するは適當でないからである。又第三の犯罪は、今日わが邦の実情を見るに、政争の余弊は殆ど全国の津々浦々にまでおよび、陪審員たる者も党派に関係あるものも相当にあるであらうから、選挙違反事件を陪審にかけると、党派の情弊が司法上におよぶ危険がないといへないから、これを避けて司法の公正を保たうとするがためであつて、他国には斯様の立法例はない。全く我が国独特のものである。

法定陪審事件でも、被告人が陪審手續を欲せず、従来の裁判手續によつて裁判を受けた

いと望むならば、陪審手続を辞退することが出来る。また、請求陪審事件について一旦請求をしても、これを取り下ぐることが出来る。若し、辞退せんとするか又は請求を取下げんとするならば、公判手続の始まる前にこれを申出ればよいのである。即ち、わが邦の陪審法では、被告人の意思に反して陪審手続を強ひないのであって、学問上では任意陪審主義といふのである。つまり、被告人の希望し満足する手続で裁判をすれば、被告人はその裁判の結果に悦服することになるのであるから、被告人の望まぬ手続を無理強ひするのは、適当でないと思えたからである。

被告人なり弁護人なりの地位になって見ると、陪審手続きを選ぶべきか、普通手続きを選ぶべきかについては、実際の場合において相当考へさせられるであろう。世人の多くは、陪審手続きにおいては、無経験なる素人が審理に参与して意見を裁判所に提供するのであって、素人の心理状態やわが国民性の上から、従来の裁判官専行の裁判よりは、大体被告人の利益に帰するであらうと考へてゐるやうである。従つて、多く陪審手続きを選ぶことになるかもしれぬと思ふが、しかし普通の手続きならば、第一審の判決に不服ならば、控訴審において更に調べ直して貰ふことが出来るのみならず、控訴審の判決にも不服ならば、更に上告審において争ふ途もある。

然るに、陪審手続によつて判決が言渡されたならば、これに対しては控訴することは出来ぬ。唯単に、法律違反の点を理由として上告することが出来るだけであつて、事実問題は一度で確定して了ふのであるから、そこに不安と危険とを感じて、寧ろ普通の手続を選ぶものもあるであらう。殊に、請求陪審事件においては、有罪の判決がある場合には、被告人においては陪審費用の全部または一部を負担せねばならぬ。陪審費用といふのは、陪

審員の呼出に要する費用および陪審員に給与すべき旅費日当および止宿料を総称するのであつて、呼出に要する費用は僅かなものであるが、陪審員に給与する旅費日当等の額は相当多額に上るのである。今試みに、九月十八日勅令を以て公布せられた、陪審員旅費日当及止宿料規則に従つて、大体その額を計算して見ると、陪審員は三十六人呼出されるのであるが、その内六人は病気その他の事故があるものとし三十人出頭するものとする。而して、その内十二人は陪審員として職務を行ひ一泊し、残り十八人は即日帰宅するものとするれば、十二人の陪審員に対する日当および止宿料は一人当り金十円として百二十円となり、他の十八人に対する日当を一人当り金二円五十銭として四十五円となり、旅費は仮に往復十里平均とし一人五円当りとすれば三十人分で百五十円となり、その合計は三百十五円となるのであつて、これに陪審員の呼出に要した費用を加えるから今少しその額が上るのである。勿論、この費用の全部が、常に必ずしも被告人の負担となるのではないので、事件の模様により、その一部だけ負担を命ぜられることもあるのではあるが、全部の負担を命ぜられることもあるから、その覚悟は必要である。従つて、請求陪審事件には、陪審の請求を為さんとする者は、予めこのことを考慮の内に入れて置かねばならぬ。

97 「大阪毎日」昭和三年一〇月八日

陪審と国民（六） 法学博士 林 頼三郎

陪審員は、国民から選ばれるものであるが、それには一定の資格が必要である。即ち、(一)日本臣民たる男子にて三十歳以上の者たること (二) 引続き二年以上同一市町村内に住居

する者なること(三)引続き二年以上直接国税三円以上を納むる者なること(四)読み書きをなし得る者なること、の四つの条件が具はる者でなければならぬ。西洋では、女子も陪審員となることが出来るが、わが国では尚早なりとして、これを認めぬのである。しかし、苟くも右の条件が具はれば、朝鮮または台湾出身の人でも、その資格があるのである。また、読み書きをなし得るとは、日常の用を達し得る程度に読み書きが出来ることをいふので、大体義務教育を終った位の程度でよいのである。新聞などが一通り読め、普通の手紙位が書ければ、この資格がある訳である。尤も、陪審員の欠格者といふものがあった、それに当たるものは陪審員となる資格はない。それには二種類あつて、その第一は、禁治産者、準禁治産者、破産者、聾者、啞者、盲者又は懲役の刑や六年以上の禁錮の刑を受けた者などである。第二は、國務大臣、司法官、宮内官、陸海軍人、地方長官、市町村長、警察官吏、監獄官吏、収税官吏、郵便電信電話鉄道等の現業員、船員、執達吏、代書人、小学教員、神職、僧侶、諸宗教師、医者、学生、弁護士、公証人等の人々である。第一は、その人に欠点があつて、陪審員たるに適せないからである。第二は、その人に欠点がある訳ではない、これ等の人々は、重要な職務又は手放し難き公共的の職務を持つていたのであるから、これに陪審員たる義務を負はせるのは、その本務に差支へを生ぜしむる虞があるのが、主なる理由であるが、司法官や弁護士を欠格者としたのは、法律家を陪審員としては、素人を司法に参与せしむるといふ本来の趣旨に反するからである。

右に述べた有資格者を、昨年九月一日の現在で調べて、陪審員資格者名簿が作られてゐるが、その総数は明かでないが、恐らく三百万人以上であらうと思ふ。而して、陪審員資格者名簿は、九月一日を現在として、毎年作り直すのである。さて、この有資格者中より、陪審員候補者として、必要な員数を地方裁判所長が決定して、これを市町村長に通知すると、市町村長はその通知を受けた員数の陪審員候補者を選ぶのであるが、それは抽籤に依るのである。その抽籤は、陪審員有資格者三人以上の立会で、市町村長が行ふのである。それ故、陪審員には土地の有力者とか、口きゝとかがなるといふ訳ではない、又本人より希望してなれるものでもないのである。抽籤の結果、陪審員候補者が定まれば、これを陪審員候補者名簿に載せるのであるが、この名簿は翌年一年間効力があるのであつて、毎年新しくこの名簿を作るのである。そこで、いよく陪審事件について公判が開かれる事になると、地方裁判所長は卅六人の陪審員を選ぶのであるが、それは予め定めて置いた市町村の順序に従つて、各市町村の陪審員候補者名簿から順次一人又は数人を選び出すのであつて、その選出方法は抽籤に依るのである。それ故に、たとへば大阪で行はれた犯罪であるから、大阪の人が陪審員となるといふ訳ではない。大阪市からも陪審員が出れば、郡部の町村からも陪審員が出ることになるのである。唯、大阪地方裁判所で陪審事件を裁判する場合には、大阪地方裁判所の管轄内の市町村から出るのであつて、管轄外の市町村から出ることはないのである。而して、大阪地方裁判所の管轄は、大阪府全部であるから、つまり大阪府内の市町村から陪審員が出ることになるのである。

右のごとく、陪審員候補者を選ぶのも、抽籤により陪審員候補者中から三十六人の陪審員を選ぶのも、抽籤によるので、何も彼も抽籤づくめであるのが、日本の陪審法の特色である。陪審法の原案には、陪審員候補者は市町村長が有資格者中から適當の者を詮衡することになつてゐたのであつて、正しく詮衡が出来るものならば、その方法がよろしいのであるが、我国今日の実情では、市町村長は政党政派に係るものが多いのであるから、

その詮衡に政治的臭味が付き、公正を欠く虞がないといへない、もしそんなことがあると、司法の生命である公平無私といふことに暗影を投ずることになるから、陪審員の素質が低下する欠点はあつても、寧ろ抽籤の方法によるのを適当と認めたのである。蓋し、抽籤に依れば、誰が選ばれるかは神の外に知る由もないので、不公平とか偏頗とかいふことの生ずる虞がないからである。

98 「大阪毎日」昭和三年一〇月九日

陪審と国民（七） 法学博士 林 頼三郎

陪審事件について公判が開かれることになると、右に述べた手続きによつて、三十六人の陪審員が呼出されることになる。呼出しを受けた陪審員は、国民の榮譽ある権利で、又同時に国民の至重の義務である所の司法参与の職務を行ふためであるから、何事を差措いても、公判の日に時刻に遅れぬやうに裁判所に出頭せねばならぬ。

然しながら、病気であるとか、父母の祭日であるとか、その他実際上やむことを得ざる事情があれば、出頭の義務が免除せられる。また、六十歳以上の老人とか現職の官吏公吏教員等は、陪審員たることを辞することが出来る。又、帝国議会とか府県会とか町村会とかの議員は、議会の開会中であるならば、これまた陪審員たることを辞することが出来るのであつて、かやうの場合には、書面にそのことを詳しく書いて届出でをせねばならぬ。もし、相当の理由なくして出頭しない時には、五百円以下の罰金に処せられることになるのである。

さて、陪審員が裁判所に揃ふと、忌避の手続といふことが行はれる。即ち、裁判長は出頭した陪審員の氏名票を抽籤函に入れて、然る後これを一票づゝ抽籤函から抽出して読み上げるのである。さうすると、検事と被告人とで、その陪審員を承認するか忌避するかを述べるのである。弁護士も、被告人に代つてこれを述べる事が出来る。さうして、双方から承認された陪審員が、裁判所へ残ることになるのである。その員数は、通常十二名であるが、事件が複雑してをつて、公判の取調べが一日で終へない見込のときには、予備のために十二名の外に一、二名の陪審員を定めるので、これを補充陪審員といひ、前の十二名の陪審員を基本陪審員といふのである。

検事、被告人、弁護士等が陪審員を忌避するについては、一切理由をいはぬことになつてゐる。従つて、忌避する者の心の中に存する理由の如何は、豪も問はぬのである。それ故に、忌避されたとして、敢て不名誉といふ訳ではないのである。斯の如く、理由の如何を問はず忌避することを許した法律の精神は、陪審制度は被告人をして裁判に悦服せしめ、不満なからしむることを、その主旨の一つとしてゐるのであるから、被告人等の欲しない陪審員は、これに関与せしめないことを適当と認めたからである。しかしながら、基本陪審員および補充陪審員の数だけは、どうしても残して置かねば、陪審手続きが行へぬから、陪審員全員を忌避することは許さない。基本陪審員および補充陪審員の数を差引いて、その残りの員数に対してだけ忌避が出来る訳である。

忌避の手続が終ると、基本陪審員たる十二名および補充陪審員が定められた場合にはその補充陪審員が、法廷の陪審席に着くのであるが、陪審法廷は中央に裁判官の席があり、その隣に検事の席があり、次に弁護士の席がある。被告人席は、弁護士席の前の所に定め

られてある。しかして、検事と反対の裁判官席の隣に書記の席があり、その次に陪審員席が二段に設けられているが、前の段の書記席に近い方を第一順位として、抽選函より氏名票を抜き出された順序に従って、着席するのである。

検事、書記、陪審員、弁護士、被告人等が着席すると、裁判長が陪席判事を随へて出廷するのであるが、この場合には、検事をはじめ法廷に在るすべての人が起立して、敬意を表するのである。裁判官は、天皇の名に於て司法権を行ふ重大なる役目であつて、法廷の主人公である、これに敬意を表するは、司法権を尊重するに外ならぬ、それ故に検事は恐らくは率先して起立し、満廷の人を率ゆる態度を採るであらう。これは、決して検事の地位が判事より低いといふやうな訳からではない。検事は、公益の代表者であつて、裁判官に権威あらしめ司法権を重からしむることは、即ち公益のために最も必要であるからである。裁判官は、満廷の人に対し答札的態度を適当に示したる上、徐ろに着席するであらう。そして、先づ陪審員に対して、陪審員の心得べき事柄を諭告して、陪審員に対して宣誓を命ずる。陪審員は、良心に従ひ公平誠実にその職務を行ふことを誓はねばならぬ。この宣誓の手續きが終ると、いよく公判が開始せられ、本舞台に入るのである。

さて、いよく公判手續きが初まるのであるが、その順序は、先づ裁判長が型の如く被告人の氏名、年齢、職業、住所等を問ひ、次に検事が被告事件の陳述をする。これは、検事が起訴した事実の概要を述べるのであつて、公判の取調べの基礎となるのであるから、陪審員はこれをはつきり頭へ入れて置かねばならぬ。この陳述が済むと、裁判官が被告人を訊問して、その弁解する所を聴き、それから多数の証人や証拠物などを調べるのである。被告人の訊問や証人の取調べなどは、通常は裁判長がするのであるが、都合によつては陪

席判事が裁判長に代つてすることもある。

それが終ると、検事と弁護人との弁論があり、その弁論が済むと、裁判長が「説示」といふことをする。「説示」といふのは、その事件について陪審員が判断をしなければならぬ事柄と、それに就ての証拠の関係を、素人に判かり易いやうに説明をするのである。さうして、陪審員の判断せねばならぬ事柄を、簡単に書面に書いて陪審員に渡すのであるが、その書面を問書といふのである。そこで、一旦法廷は閉ぢられ、陪審員は評議室に退いて評議を凝らし、問書に書かれてある事実の有無を判断するのであつて、即ち果して被告人が罪を犯した事実があるのか、又罪を犯した事実はないので冤罪で訴へられてゐるのかを議決するのである。

99 「大阪毎日」昭和三年一〇月一〇日

陪審と国民(八) 法学博士 林 頼三郎

刑事の裁判は、被告人に取つても、国家社会に取つても、誠に重大は事柄である。被告人の一身上からいへば、これによりて運命が定まるといふても宜しい位のもので、もし裁判を誤つて、万一冤罪で刑に服する者があつては一大事であるから、断じてかやうのことをあらしめてはならぬ。これと同時に、罪を犯した者に対して、無罪の裁判をするやうなことがあつては、世の中に悪人がはびこることになつて、国家の安寧を害し、社会の秩序を紊り、良民が害を受けることになるのであるから、罪人を遁れしむるやうのことがあつてはならぬ。しかして、陪審員は、被告人が果して罪人であるか否かを見分けねばならぬ

のであって、実に重大にして困難なる任務を負ふものである。

陪審員が、被告人が罪を犯した事実があるかどうかを見分けるのは、公判廷で取調べた証拠に依らねばならぬ。仮りに、公判廷外で、たとへば新聞の記事を見たり、人の談を聞いたりしたやうなことがあつても、これを判断の材料としてはならぬのである。それゆゑに、公判廷の取調べは初めより終りまで、一言も聴きもらさぬやうに熱心にこれをきいてをらねばならぬ。然して、これを聴くについては、全く白紙の態度で臨まねばならぬ、少しでも予断があつてはならぬのである。しかして、若し被告人の陳述や証人の証言が、不分明であつたり不十分であつて、不審の点があるならば、裁判長の許可を受けて、被告人、証人等を訊問することが出来るのである。

陪審手続きでは、直接審理主義というて、たとひ検事や予審判事が一旦調べた証人でも、これを公判に呼び出して、陪審員の面前で更に取調べをするのであるから、先づ十人前後の証人が法廷へ出ることになるであらう。事件によつては、十数人の証人が出ることもめづらしくはないであらう。しかして、その陳述する所が、随分混雑することもあらうし、相抵触することもあらう、或は偽りをいふ者もないとはいへぬ、又故らに虚言をしないにしても、記憶違ひなどで間違つたことをいふものは随分あらうと思はれる。陪審員は、能くその陳述をきいて、その真偽を見分けねばならぬのであるが、証人は多数であり、従つてその訊問は相当長時間を要することになるから、雑念を去り精神を統一し、注意を集中してかゝらねばならぬ。

陪審員が評議をするために評議室に入ると、まづ陪審長を互選する。しかして、陪審長が議長となつて評議を進めるのであるが、各陪審員は必ず自己の意見を述べねばならぬ。

すべての陪審員の意見が一致すれば結構であるが、もし一致しない時は、七人以上有罪の意見の時は、有罪の決議をするのであつて、有罪の意見がそれ以下のときは、無罪の決議になるのである。それ故に、有罪の意見と無罪の意見と半々なるとき、即ち六人づゝに意見が分れたときは、無罪の決議をせねばならぬ。しかして、その決議の主旨を裁判長に報告するのであるが、その報告を法律語では、陪審の答申といふのである。我が邦の陪審法では、陪審員が評議すべき事柄は、犯罪構成事実の有無だけである。即ち、被告人が罪となる行為をしたか、しないかといふことだけを評議するのであつて、情状が軽いか、重いか、死刑にすべきものであるか、懲役にすべきものであるか、又懲役にすべきものとして、何年又は何月の懲役に処すべきものであるか、といふやうなことに ついては、陪審員は関係することは出来ない。それは、全く裁判官において決すべき事柄である。

被告人が罪となる行為をしたかしないか、といふことをきめるについては、必ず証拠によらなければならぬ、決して妄想臆断を許さぬのである。それゆゑに、公判で調べられた証人の証拠や証拠書類等について、先づその信用し得べきものであるかどうかの見分けをつけ、それからその信頼し得べきものと認めた証拠を土台として、道理に適した判断をしなければならぬ。この判断するについては、心を曇りなき鏡のやうにして全く公平無私の立場において、一切の情実や利害を超越し、又好き嫌ひの情や、恐れを抱くやうな考へを去つて、事実の真相を捉へなければならぬ。如何なる悪人でも、法廷に立つて調べを受けるときには、大概は殊勝の態度をするものである。又、弁口が達者で、なかなか巧に言ひ遁れんとするものもある、それにだまされて、無暗に同情し過ぎてはならない、又ごまかされぬやうに注意せねばならぬ。しかし、實際身に覚えなくして、嫌疑を受けるといふこ

とも、ないとはいえぬのであるから、被告人をはじめから悪人視してかゝってはならぬ。被告人のいふことであるからというて、一概に排斥するやうのことがあつてはならぬ。色眼鏡をかけずに、全く白紙の態度で臨まねばならぬ。

世間往々にして、従来の裁判は、専門家が証拠によつて事実を認定するのであるが、陪審裁判は素人の常識によつて裁判するのであるから、陪審員の直覚で判断すれば宜しいので、証拠に拘るべきものではないと考へてをる者があるやうであるが、これは甚だしい誤解である。罪を断するには、証拠に依らねばならぬことは、従来の裁判でも陪審裁判でも同様であつて、陪審裁判はたゞ常識によつて、証拠の取捨判断をするといふだけのことである。証拠が十分なのに、被告人の容貌や態度から、直覚的に罪人にされては、人權の保障は全くなくなつてしまふのであつて、これ程危険のことではない。また、証拠が十分であるのに、勝手に無罪にされては、悪人横行して世の中が乱れることになる。如何に氣の毒の事情があつても、罪を犯した証拠があるならば、陪審員は罪を犯したと決議せねばならぬ。氣の毒の事情があれば、裁判官は法律の定めた範囲内において、軽い刑に処するであらう。又、場合によつては執行猶予の宣告をするであらう。それは、一に裁判官に任かすべきことであつて、陪審員の考ふべきことではないのである。

100 「時事新報」昭和三年一〇月一〇日

陪審法の由来

検事総長 小山松吉

従来、我國民は裁判所を恐れて居つた、これに近づくかざるを誇りとし、犯罪の裁判に就ては、見物人の地位にあつたのでありますが、今や刑事裁判に参与することになり、裁判官と共に裁判事務の一部を執り、その責任を分たねばならなくなつたのである。何故に、人民がこの裁判に加はらねばならぬか、而もこの陪審制度は、歐羅巴に於ては非常に評判の悪い、独逸、西班牙、その他既に止めた国もあり、英國の真似は他国では出来ないといふ状態である。それにも拘らず、我國は何故にこれを採用したかと申しますと、それは我國の従来の裁判が、民権を擁護しない、或は甚だ不満足であるから、陪審法を施行しようといふのではないのであつて、現今の我國文化の發達状態に於ては、政治に参与すると同様、司法事務にも参与せしむる必要がある、之によつて従来信用のあつた司法事務をして、益々國民の信頼を増加したいといふのであつて、その採用の理由に於て、諸外国とは大いに異つて居るのである。

陪審法は、臨時法制審議會に附議せられまして、大正八年七月廿五日以來、十三名からなる主査委員會を開くこと二十一回、十名から成る幹事會を開くこと十三回、大正九年六月廿一日満一箇年かゝつて、終に陪審法は我國に施行すべきものであるといふことを決めたのである。綱領三十八箇条を作り、これによつて司法省の法案起草委員會が起草いたしましたものが、今日の陪審法である。此主査委員會に於ては、実に猛烈な討論を戦はしたのであるが、その一々の事項を簡単に申上ぐれば、日本の陪審法の骨子が大体解るかと思ひます。第一は、民事にも採用するかといふことであるが、英國辺では民事にも採用して居るが、我國ではこれを認めないことになりました。第二は、起訴陪審、即ち検事が公判を請求する時に陪審に相談するのであるが、我國では、これは検事に委せる、検事が起訴して予審判事が調査すればよいといふことで認めなかつた。第三に、參審制度、それは日

本の憲法の解釈上認めることは具合が悪いのである。第四は、陪審を任意のものとした。これは、我国の陪審法の特徴であつて、外国では大概のものは必ず陪審にかけることになつて居るが、我国では陪審法第二条に決めて居ります所謂法定陪審と、同じく第六条に決めてある請求陪審の二つがある。しかし、此法定陪審も被告の希望によつて辞することが出来る。また、請求陪審も一旦請求しても、これを取下げることすら許して居る。第四条の特別審議の事件は陪審に附しない。もう一つは、既に自白した事件は陪審に附しない、本人が自白して恐れ入つて居るのを、一々陪審員に聞く必要はない。それで、この陪審事件といふものは、余程むずかしくなる、被告が知らぬ存せぬといふ事件を扱ふのであるから困難が伴ふ訳である。

かういふ主旨で、陪審法の施行は、刑事訴訟上の一大変革ではあるが、この為め刑事訴訟法の手続は、何等変更を加へられて居らぬ。刑事訴訟の中に、陪審といふ別な手続きを併せて行ふに過ぎないのでありまして、この点外国とは丸で違ふ任意主義を採つたのである。被告の方から見れば、陪審に附して貰つた方が利益だと思へば、法定陪審なら辞退しない、請求陪審なら請求する。不利益だと思へば、辞退若くは請求しない。この利益、不利益といふのは、普通の裁判だと控訴又は上訴が出来るが、陪審にかけた事件は一遍通りであるから、この点危険が伴ふのであつて、殊に新聞などに出た評判のよくない何人殺しといふやうな事件など、陪審にかけると必ず不利益に決つて居るのである。もう一つの特徴は、事実の認定権は、裁判官にあつて、外国のやうに陪審員が認定権を有つて居るのではない。たゞ、陪審の評決を経て決するといふ形式になつて居つて、この点外国と違ふのである。次に、陪審員を選ぶ方法でありますが、外国では市町村長が選ぶといふ国もあり、

我国でもこれを採らうといふ説も出たのであるが、政党、政派の関係が妙な所にまで入つて居て、市町村長は自分の意見通りの仕事が出来ない所が沢山ある。そこで、この抽籤説が多数になつたのである。次に、三十六人呼出して十二人選ぶといふことは異論もありまして、何故かといふと外国辺では、陪審員になるのを嫌がつて種々なことをやる、また忙しい人なんか、僅かな日当で時には裁判所に缶詰にされるといふやうなことで、嫌はれるのも無理もないので、いろいろ討論の結果十二人となつたのである。

斯くの如くにして、法制審議会に於て慎重に審議の結果、外国に於て弊害もあり、既に辞めた国もあるのを知りつゝ、採用したのであります。

101 「大阪毎日」昭和三年一〇月一日

陪審と国民（九） 法学博士 林 頼三郎

それ故に、陪審員が評議をするについては、正しき且つ強き心をもつて、自己の確信する所を述べねばならぬ。評議室には、陪審員の何人も出入りを許されない。然して、評議の様子は、全然秘密に附すべきもので、陪審員自身と雖も、これを何人にも漏らすことは出来ない、たとへ親兄弟や妻子にでも、これを漏らすことは出来ぬのである。もしこれを漏らせば、千円以下の罰金に処せられることになる。かやうの次第で、評議は絶対秘密に附せられ、誰が有罪の意見であつたとか、誰が無罪の意見であつたとかいふやうなことは、他人は全然判らぬことになつてゐる。これは、全く陪審員をして、何等の介意することなく、自己の意見を無遠慮に述べさせるためなのである。

もし、陪審員が情実や感情に囚はれたり、その他不純の動機によって、評議が正しく行はれず、罪なきものを罪ありとし、罪ある者を罪なしとするやうなことがあると、裁判官は陪審の答申を否認して、更に手続を仕直すことになるのであるが、かくの如きことになつては、実に陪審員の職務を流し、陪審裁判の精神を破壊するものであるから、断じてさやうのことがないやうにせねばならぬ。

公判は一日に終るやうに努めるのであるが、事件が複雑してゐたり、被告人が多数ある場合には、一日に取調べが終らぬから、翌日に引續いて公判を開くことになるのである。時としては、その翌日にも引續いて公判を開くことがないとも限らぬけれども、二日以上かゝることは恐らくは稀であらうと思はれる。兎に角、公判が一日で終らぬときには、陪審員は裁判所構内にある陪審員宿舎に宿泊することになるのであつて、帰宅することは出来ない。それゆゑに、陪審員として呼び出しを受けた者は、泊る覚悟で家を出ねばならぬ。

これは人に依つては、随分迷惑のことであるが、陪審員は重大なる任務を持つてゐるのであるから、致方がないのである。もし、陪審員が手続の途中で帰宅したりすると、他人から頼まれたり、入れ知恵をされたりする虞がある、又場合に依つては、脅迫されるやうなことも起る。左様なことで、陪審員の心が乱れては、その職務を公正に行ふことが出来ぬことになる。又仮に、全くそのやうなことがないにしても、世人はそれ等のことについて、疑惑をかけることになる。それゆゑに、帰宅することを許されないのである。右様の次第であるから、陪審員は陪審席に着いてから、評議を終つて答申をするまでは、たとへ宿舎においてゞも、他人に面接したり手紙などのやり取り等をするには出来ないのである。尤も、父母が急病であるとか、その他やむを得ぬことがあれば、その事を宿直員に申

出で、裁判長の許可を受けて、外出することも、手紙の往復することも、家族その他の人に面会することも出来るが、普通のことでは許されない。電話で通話することなども、裁判長の許可がなければ出来ぬのであつて、外部とは先づ全然交通遮断である。もしこれに違反すると、五百円以下の過料に処せられるのである。

併し、宿舎は相当の設備があつて、食堂、談話室、浴場、寝室等、一通り備はつてゐる。寝室は、大概の宿舎は西洋流の寝台式のと日本流の布団式との双方が設けてあつて、その好む所に従つて、快よく眠れるやうに注意してあるが、一室一人ではなく、一室に二人もしくは四人位合宿せねばならぬことになつてゐる。食堂では、自己の嗜好物を取寄せて食ふことも出来るし、左党の人には、度を過ぎさぬ程度に一杯傾けることは許されるであらう。それゆゑに、外部との交通は厳禁されて、その点は甚だ窮屈であるが、内部においては全然自由であつて、唯宿舎内の規律と秩序を保つために、多少の制限を加へらるゝに過ぎないのであるが、しかし何といつても、自宅に寝るやうなわけにはゆかぬは勿論、ホテルや普通の旅舎に泊るやうに、自由のきかぬのはやむを得ぬ次第である。

大体、陪審員を宿舎に宿泊せしむる趣意は、陪審員の職務が重大であるから、外部からの悪い影響を受けることのないためであつて、陪審員を拘禁する趣意ではないのである。ゆゑに、国家の財政が許すなら、十分の設備をして、極めて安静に気持よく、一夜を過ごさせるやうにすべきであるが、今日の財政状態では思ふやうにゆかぬのも余儀ないことで、陪審員たるものは、これを諒とせねばならぬ。

第一百十六回婦人社会見学会

本日陪審裁判見学

午前は法廷を見学、午後は模擬裁判実演

午前中の法廷見学は、定員超過致しましたから、入場券なき方はお断り致します。午後の陪審模擬裁判は、市公会堂で举行しますから、入場券なき方も臨時参加御希望ならば、午後一時までに公会堂にお出で下さい。模擬裁判には、大阪法曹界の各代表者が参加され、被告として近代座高橋義信、五月信子が扮装して出演致します。

裁判事件「謎のピストル殺人」の梗概は、次の如し。

志満光子は許嫁の田中輝夫と結婚する日を待たずして行儀見習奉公中、主人の手込に会い、これが仇を討つため、店の運動会の日、輝夫の家で主人と三つ巴になり争闘の最中、ピストルが放たれ主人が倒れ、光子と輝夫が殺人犯として公判に附せられた。検事は、有罪と論告し、弁護士は無罪と弁論したが、陪審員はどんな評決を与へるか。光子、輝夫の運命が、陪審員の掌中に在る。

103 「大阪毎日」昭和三年一〇月一二日

陪審と国民(十) 法学博士 林 頼三郎

陪審員の評議が決まったならば、陪審長はその結果を、前に裁判長より渡された問書の適當の欄に記載して、法廷でこれを裁判長に提出する。裁判長は、書記に命じこれを朗読

せしめる。朗読が終ると、こゝに陪審員の任務は終了したので、陪審員は陪審席を退くことになるのである。しかし、陪審員となった者は、自己の評議した事件の結末が如何になるかを知りたいのは人情であらうから、改めて傍聴席において傍聴することは自由であるけれども、陪審席に止まっておることは出来ぬ。陪審席は重大なる任務を行ふ神聖な場所であるから、任務の終わった者を、便宜上そこに置く訳にはゆかぬのである。

裁判所が、陪審員の答申を調べて見て、間違つてゐると認めれば、更に他の陪審員を呼出して取調を仕直すことになるのであるが、恐らくはさういふことは実際上はないであらう、又あつてはならない。そこで、陪審員の答申が犯罪事実を否定したのであつたならば、裁判所は直に無罪の言渡をするのである。もし又、陪審員の答申が犯罪事実を認めたのであつたならば、第二次の弁論に移るのであるが、第二次の弁論といふのは、適用すべき法律に関する問題と科すべき刑の種類、程度又は実刑を科すべきか、執行猶予にすべきか等の問題について、検事と弁護士とが弁論を闘はすのであつて、それが済むと裁判が言渡されることになるのであるが、第二次弁論以降のことは陪審員は関係はないのである。

陪審員は、答申の手続きが済めばその任務が終つたのであるから、法廷を退き帰宅して差支へないのであるが、陪審員には旅費と日当および止宿料が給与されることになってゐるから、給与を受けんとする者は、その手続きを忘れてはならぬ。その日当は、公判の審理に立会った日は一日五円、その他の日は一日二円五十銭である。止宿料は、陪審員宿舍に止宿した場合は、一夜二円五十銭であるが、陪審員の住所と裁判所とが遠距離又は交通不便等のため、途中で宿泊する場合は、一夜五円といふ定めになってゐる。

さうして、その給与は、その事件の裁判が下る前に、陪審員から請求しなければ、裁判

所は給与しないのである。それは、この費用は場合により、被告人の負担となるのであって、被告人に負担せしめるには、有罪の裁判と共にその負担を命ずる裁判を言渡すのであるから、被告人に対して裁判の下る前に、陪審員が請求するかどうかを定めねばならぬからである。陪審員たることは国民の公の義務であるから、右の如く実質的の僅かの金額を給与せらるるだけで、その他に別に報酬は給与されないのである。

陪審員の職務は、前に述べた通り、罪人と罪人でないものを見分けるのであって、実に重大な任務である。人は思はぬことから濡れ衣を着ることがないとは限らない、正直の人に往々さういふことがある。又、罪を犯したやうな悪人が、体裁を繕うて巧に善人を装つてゐることが少くない。それゆゑに、事実の真相をとらへるといふことは、曇りのない正しい心で一生懸命にやつても、実に容易ならぬ困難な仕事である。況んや、心に曇りがあつたり、愛憎畏懼の念が動いたが最後、到底真の事実が分るものではない。従つて、陪審員がその任務を全うするには、陪審員自身の心掛が大切であることはいふまでもないことであるが、親兄弟や妻子など、陪審員の周囲の人の心得も大切である。これ等の周囲の人々が、陪審員の任務の大切なことを十分に理解して、陪審員たる人がその任務を立派に行ふやうに仕向けねばならぬ。周囲の人の意気込みと、周囲の空気とが、陪審員たる人の気分に影響を与へることは多大なものである。それゆゑに、陪審員が呼出しを受けて、いよく裁判所に出頭する場合には、一家眷族の人々は、正義の勇士を送る態度をもつて、送り出さねばならぬ。

陪審員の職務を全うせしめ、陪審制度の目的を達成するには、周囲の人の心掛けが大切なるに止まらず、更に進んで国民一般の心掛けも肝要である。従来、わが国では、裁判は全く裁判官の独断専行に委ねられ、国民は全く無関係の地位に置かれたがために、国民は裁判に就ての理解がない。裁判所は、恐るべく近寄るべからざる所と考へてゐる者が少なくない。能く世間で、自分はこの年になるまで、まだ一度も裁判所や警察の門をくぐつたことがないというて、如何にも自慢さうにいふのを聞くことがあるが、これなどは、全く裁判の何者たるかについて理解の欠けてゐる証拠である。裁判所は、不正不義を行ふ悪人にとつては鬼門であつて、これ程恐ろしい所はない。しかし、善良なる人々にとつては、これ程尊く信頼すべき所はない。裁判といふものは、人間のなし得ること、なすべからざること、なざるべからざることを明かにして、或は命令し、或は禁止し、或は制裁を加へ、これによつて正当なる権利、正当なる利益を保護するのであつて、要するに国民に正義を教へ、社会の正義を維持せんとするものである。国家非常の時に、正義を維持するものは武力である、平和の時に正義を維持するものは、裁判である。それゆゑに、裁判所のことを、西洋では「正義の殿堂」というてゐる位である。左様の次第であるから、正義を愛好する所の善良なる人にとつては、裁判所は頼るべく親しむべきものであつて、恐るべく疎んずべきものではないのである。陪審制度は、即ち国家と国民と一致協力して、正義の維持を図らうとするものであるから、国民一般がその気持になつて、陪審員をして正義維持の職責を全うするやうに、あらゆる方法をもつて、これを努めねばならぬ。国民一般が、その気分になり、社会の空気がそのやうになれば、陪審員の選に當つた者は、自らその影響を受けて、正義の心がその胸の中に燃え上り、その職務を行ふに當つては、敢然として情実を排し、毅然として利害の外に立ち、その任務を公正に行ふことが出来ることになるのである。

104 「大阪毎日」昭和三年一〇月一二日

これが陪審、模擬裁判を傍聴

本社婦人会見学団

本社主催第百十六回婦人社会見学団は、陪審制度の知識を深める目的で、十一日午前十時、大阪中央公会堂前に集合し、本社世川事業課長の案内で、大阪地方裁判所の陪審法廷を見学し、午後一時より、中央公会堂における陪審模擬裁判の実演を見たが、午前中の会員は六百名で、午後は千八百名の多きに達した。

大阪地方裁判所判事山田卯三郎氏は、「陪審裁判とはどんなものか」について平易な講演をし、本社司法記者須古清氏は「裁判の見方聞方」と題した経験談をした。

模擬裁判は、既報の如く、「謎のピストル殺人事件」で、近代座の高橋義信、五月信子らによって実演され、陪審員および裁判官、弁護士らには、大阪弁護士会各派代表者があつた。見学婦人団は、非常の興味を持って傍聴し、午後六時盛会裏に解散した。

なほ、出演された弁護士諸氏は、左の通りである（順序不同）

白川、吉田、原田、中田、緒方、溝淵、坂井、花井、川村、田中（藤）、竹之内、中村、上田、野尻、黒木、田中（昌）、秋山、清水、最上（結）

105 「大阪毎日」昭和三年一〇月一三日

陪審と国民（十一） 法学博士 林 頼三郎

左様な次第であるから、国民の側から、陪審員の職務を行ふについて、害のあるやうなことをしてはならぬのは勿論である。もし、かくの如きことをする者ありとせば、実に正義を賊する罪悪といはねばならぬ、こゝにおいてか、その事情によつては、法律は嚴罰をもつて、これに臨むことになつてゐる。たとへば、陪審員に、自己の都合のよいやうに評議をしてくれと頼んだりすれば、一年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処せられる。又、敢て頼む意味ではないが、その事件に関する意見を陪審員に述べても同様である。もし、賄賂でも贈れば、刑法の流職罪で三年以下の懲役になる。もし又、陪審員の意見を左右するつもりで、暴行脅迫などをすれば、刑法の規定に照し、公務執行妨害罪で三年以下の懲役又は禁錮に処せられる。又、強ひて面会を求めるとか、談判がましいことをしたゞけでも、警察犯処罰令によつて三十日未満の拘留に処せられることになるのである。

陪審員の職務を全うせしむるについて、積極的に国民がなさねばならぬ大切なことの一つは、国民が証人たるの義務を忠実に尽すことである。今日の裁判では、証拠の主なるものは証人であつて、その証人のいふ所を材料として、事実を認定するのである。それゆゑに、証人といふものは、裁判については最も大切なもので、諺にも病人は介抱次第、裁判は証人次第、ともいふ位である。それゆゑに、法律は証人となることを国民の義務としてゐるのである。即ち、身分地位の如何を問はず、何人でも証人となるの義務を負ふのであつて、畏れ多いことながら皇族におかせられても、証人たるの義務はあることになつてゐるのである。証人となるといふのは、どういふことであるかといふと、裁判所が事件を裁判するについて必要なりとする事柄について、自分の見聞して知つて居る所の事実を、

裁判所の訊問に応じて、包み隠さず有のまゝに陳述し、さうして間違ひのない裁判の下るやうにするのである。それゆゑに、証人となることは義務ではあるが、又一面からいへば、司法権の行使に参与する貴重なる権利であるといふことが出来る。然るに、わが国の実際においては、証人として裁判所へ呼出されるといふと、本人も非常に迷惑がり、世間では何か後暗いこともあったのではないかと疑ふやうな有様であるが、これは非常に心得違ひのことである。又、証人として裁判所に出頭した上は、自分の知る所をまつすぐに陳述する義務があるのであるが、往々にして人の頼みを受けたり、又は情実に捉はれたり、甚だしきは買収されたりして、嘘の陳述をするものがある。又、積極的に嘘をいはぬまでも、成るべく当り障りのないやうに、知つてをすることも知らぬやうに、又明確なることも曖昧にいうて、なるだけ掛り合の出来ぬやうにするといふ風がある。又、見ず知らずの人のことについては、別であるが、多少知つてゐる人のことに関係すると、その人に不利益になるやうなことは、なるべく掩ひかくさうとするやうな気風がある。斯様なことであるといふと、裁判所で証人を調べても、真の事実が法廷に表はれて来ないことになるのである。

尤も、従来の官僚裁判であると、証人が嘘をいうても、かくしても、裁判官は多年の経験と専門的能力とによつて、真偽の見分けをつけることが大体出来るのであるが、陪審制度においては、全く素人である所の陪審員がこれを知るのであるから、その見分けをつけることが困難であつて、その真否の判断を誤り、事実の真相に合はぬ判断をするやうになる危険が多いのである。

前にもいふ通り、陪審制度においては、直接審理主義で取調べをすることになり、従つて、多数の証人を公判廷に呼出して、陪審員列席の所で、裁判官がこれを調べるのであつて、陪審員はその調べを直接に聞いて、それを材料として判断をするのであるから、その判断を誤らぬやうにするには、判断の材料を正しくし、確かにし、又十分にしなければならぬのである。それは、外ではない、証人として呼出を受けた者は、勇んで裁判所に出頭し、さうして少しも隠し立てをせずして、赤裸々に事実を述べることにするのである。而して、このことは、国民一般がその氣になつて、いやしくも証人として裁判所で陳述したことは、それが真実であるならば、その結果が、如何なる人に如何なる影響を及ぼしても致し方はない、それは証人としての当然の義務を尽したのであるとして、世間一般の人も又利害の關係人も、これを承容は認する態度に出るやうにならなければ、十分に行はれ難いのである。従来の如く、国民が、裁判といふことを、他人のこのやうに考へて、証人として呼出された者は、その義務を完全に尽さうとは思わず、又世人は証人が余りに赤裸々に事実を陳述すると、かれこれと陰口をきき、利害關係者は自己に不利益な陳述をした証人を恨むといふやうなことでは、到底真相が法廷に現はれぬことになつて、結局陪審員は正しい判断をすることが出来ぬやうになるのである。もし、かくの如きことになると、陪審制度を布いて、却て裁判が無茶苦茶になるやうなことがないとも限らぬのである。仮に、それ程のことはないにしても、証人がはきく／＼と有りのまゝを述べぬために、その取調べが手間取るときには、それがために、その日に手続が終らずして、陪審員は裁判所の宿舎へ泊らなければならぬやうな結果になるのであつて、陪審員に対しても迷惑を及ぼすことになるのである。それゆゑに、証人に関する従来の弊風は、陪審制度実施を機として、これを一掃するやうにせねばならぬ。

従来、わが国では、官僚裁判制度を採り来つたがために、一般に国民は、裁判のことは

これをいはゆる御上の仕事として、他人のこのことのやうに考へていた傾きがあつたが、陪審制度が布かれて、国民が裁判手続きに参与することになり、建国以来の伝統的精神が司法の上に顕はれ、官民一致協力して正義の維持を図らうといふことになったのである。まことに、聖代の一大盛事であつて、国民は榮譽ある権利を認められたと同時に、その責任は甚だ重大である。この制度の美果を収めると否とは、繫て国民の双肩にある、国民は深くその責任を自覚し、強き覚悟をもつてこれに当らねばならぬ。(終)

106 「大阪毎日」昭和三年一〇月一三日

大阪共産党被告の陪審請求は却下

更に抗告の処置をとるか

大阪における共産党事件の被告は、既報の通り、陪審裁判を希望し請求陪審の手続きをとつたが、刑事第二部で合議した結果、十一日、その陪審請求は却下の決定をした。

その理由は、「公判期日が、陪審法施行日前に、十一月廿一日と指定してあるから、同法の附則で、その請求は不適法であり、また第一回公判期日指定の召喚状は、九月廿六日以前に被告に送達してあるので、送達を受けた日から十日を経過して後の請求は、同法第五条により採用出来ぬ」といふのである。

107 「時事新報」昭和三年一〇月一三日

大阪共産党事件、陪審に附さぬ

陪審法五条により

けふ請求却下さる

大阪共産党事件被告の陪審請求は、大阪地方裁判所柴田裁判長係りで審理中、十日附を以て却下と決定、十二日各被告人に決定書を送達した。

却下理由は、本件の公判期日が、陪審法施行日前に指定したるを以て、陪審法附則に依り同法を適用すべきものにあらず。加之本件の第一回公判期日指定に基く召喚状は、九月廿六日以前被告人に送達されて居るを以て、陪審請求の十月八日は、規定期日を経過し陪審法第五条に徴して明白なり、と云ふにある。

裁判所の処置

果して肯定出来るだろうか

小岩井弁護士談

却下に対する処置は、他の弁護人の意見を聞いた上でなければ決められないが、本事件の予審決定が九月十三日、予定された公判期日が十一月下旬で、全く大急ぎで九月中に公判期日を定め、且つ召喚状を送達して了つたが、そんな必要は毛頭はありません、九月半に公判期日を指定した裁判所が、陪審の請求にあふや、冷然と公判期日を九月中に指定したから本件は陪審ではやれぬ―とは何と云ふ事でせう。逆に云へば、此事件は陪審にかけたくないから、かけられない様にしたのだ、と裁判所が自白している様なものだ。裁判所

の処置は、社会的に肯定出来るだらふか、私共は今後の対策を慎重に考えねばならん。

108 「大阪朝日」昭和三年一月六日

陪審員候補

北区の当選者

四日、北区役所で抽籤の結果、大阪北区の明年陪審員候補者には、前府議大西熊吉氏、前区議本野博章氏をはじめ三百九名が当選した。

109 「大阪朝日」昭和三年一月七日

陪審員候補

東、西、南の三区

六日、区役所で明年陪審員候補者を抽籤の結果、

大阪南区では、小森理吉郎（元市議）、龜岡徳太郎（元区議）、矢田市兵衛（南地富田屋主人）、穠村治郎兵衛、佐渡島伊兵衛（元府議）の各氏はじめ二百八十四名当選、△東区では、鴻池善右衛門氏はじめ三百四十七名、△西区では、前府議田邊忠實氏ほか三百三十六名当選した。

110 「大阪朝日」昭和三年一月一二日

陪審員候補

此花、東淀川両区

今回抽選の結果、明年度陪審員候補者に、大阪此花区では資格者二千六百七十一名中、宮本富藏（前府議）、甲田俊三（前市議）、平田松三郎、古野正太郎、藤井弥十郎（いずれも前区議）の各氏をはじめ百六十六名当選、東淀川区では、資格者二千十五名中、元府議馬場源政氏ほか百二十八名当選。

111 「大阪朝日」昭和三年一月二一日

陪審員候補

豊能郡で十八名

大阪府豊能郡豊中町では、二十日午後一時過ぎから、町役場で来年度陪審員資格者三百七十三名中から候補者十八名の抽籤を行ったが、白石春雄氏ほか十七名が当籤した。当籤者の職業は会社員、農業、商業の何れかである

112 「大阪朝日」昭和三年一月二四日

陪審員候補者

池田町で廿五名

大阪府豊能郡池田町の来年度陪審員候補者の抽籤は、二十二日行はれ、山岡勝三郎氏、本社編集局長高原操氏、大阪医大教授大倉理学博士ら二十五名が当籤した。

113 「大阪朝日」昭和三年一月二五日

ドイツの陪審裁判を観るの記

日本人船員刺殺事件の

法定通訳に任命されて

老川 茂信

ドイツは、千九百二十四年一月に民事及び刑事訴訟法の改革を行った。この改革は、当時の困難なる財政状態にかんがみ、主として刑事裁判の単純化とその経費の軽減を目的としたのである。その結果、従来判事三名の裁判所と、陪審員十二名の陪審員席（陪審員は、陪審裁判所開廷期に対し、三十名抽籤により任命される。そして、日々その全部が裁判所へ呼ばれるのである。但し、内十八名は力めて被告人に有利な陪審員席を構成するやうに、その選択に備へられるだけである）とで構成して来た陪審裁判制を廃し、判事三名と陪審員六名とで構成した単一判決会議として、今日の形容に改めたのである。故に、只今では従来と異なり、素人にして常識に富むと称せらるゝ陪審員と、専門家にして理智に通ずと称せらるゝ裁判官とが、一しよになつて判決するのである。

今から丁度四年前、ハンブルヒの陪審裁判で、当時欧米間を往復してゐた日本の貨物汽船Lの乗組司厨長Fが、同船乗組水夫Nを料理用出刃で刺殺した事件が捌かれたことがあつた。公判の前日、「貴方を法定通訳に任命したから、公判日に出頭されたい」と云ふ、裁判所からの呼出状が一通、突然私のところへ飛び込んだ。理由なくして出頭せざる時は、罰金云々と書いてあるので、仕方なしに公判当日に出頭した。その日は、朝の九時半から約五時間も通訳させられたが、公判は裁判所区域で有名な「ジイヴェキングプラッツ」にある、刑事裁判所の一階第二百三十七号室の広大な法廷で開かれたのである。

法廷の正面の高いところの席には、真中に裁判長着席、その右と左に二名の陪席判事と六名の陪審員が半数づつ分かれて一列に客席、すなはち向つて裁判長の右には陪席判事一名、その次には女の陪審員一名、その次に男の陪審員二名着席、それから向つて裁判長の左には陪席判事一名、その次には男の陪審員三名が着席、更に向つてその席の右の端の曲つたところには検事一名、また左の端の曲つたところには裁判所書記一名着席した。それから、法廷の正面に向つて右側には、階段的に設けた席がある、これには鑑定人、通訳等が着席、その向ふにやはり階段的に設けた席があり、被告人、看守、弁護士着席、それから、法廷の後には傍聴席が設けてある。裁判長の直ぐ前の下のところには方形の机一つと、その右側に通訳中通訳の使用する椅子が一脚置いてあつた。証人は、呼ばれるまで、法廷外の廊下に待つてゐるのである。

いよく公判開廷となると、先づ通訳が宣誓させられる（宣誓中は満場起立）、つぎに検事が公訴事実を陳述し、それが終ると、通訳は、これを日本語に訳して、被告人に聞かせるのである。それから、裁判長は、綺麗に散髪しモーニングコートを着て被告席にかしこまつてゐる可愛い被告人Fを下の机のところに呼出し、まづ型の如く宣誓をさせ、それから彼の生年月日を聞き、しかる後訊問を始めた。これが終ると、日本の習慣及び国民性等

について鑑定人の説明を求め、ついで証拠調に移り、(証人はすべて証言前に宣誓)、証拠調が終ると、検事の論告があり、二ヶ年の禁錮刑を要求し、続いて弁護人の弁論があった。弁論がすっかり終ると、判事と陪審員とは評決のため一しよに評議室へ入った。そして、しばらくしてから、再び元の席に帰った。そこで、裁判長は、被告人Fに対し、左の判決を言渡したのである。

「裁判所は故殺の事実を認める、但し被告人Fは当時実際非常に興奮してゐた情状を酌量し、約三ヶ月の未決拘留を通算して一ヶ年の禁錮刑に処す」

○事件の内容

大正十三年十月二十日(月曜日)ハンブルヒ港に碇泊中の日本汽船L乗組水夫Nは、同船乗組司厨長F(明治二十五年一月十日生)と組討後に受けた刺傷により、遂に同港において死亡したのである。——汽船碇泊中船員は、上陸すると大抵は聖パウリーのグローセ・フライハイトと称する支那人珈琲店へ行く、事件の前前晩(土曜日の晩)、被告人Fは、某日本人(水夫)の寡婦でドイツ生れのKと一しよに前記の珈琲店にゐたのである。すると、同じくそこにゐた、かねぐく賭のことで憤慨していた、同船乗組の他の船員から喧嘩を吹掛けられたのである。殺された水夫Nは、喧嘩中これといふ理由もないのに、仲間まじり被告人Fを攻撃した。そして、すべての日本人は、この喧嘩に加はり、珈琲店で大騒ぎをやつたので、遂に日本人は皆珈琲店から追出されてしまった。その際、他の船員が、被告人Fを港でなぐると脅かしたので、被告人Fはその夜醜業婦Kの住居に泊まった。翌日曜日、被告人Fは帰船して、一等運転士Kに前の晩の事件を報告して、自分は病氣届を出した。月曜日の午前、被告人Fは、始めのうちは自分の部屋にゐたのであるが、後に土曜

日の晩の喧嘩仲間であつた日本人側の証人の一人火夫Yとまた衝突したので、被告人Fは、料理用出刃包丁を以て火夫Yを嚇すために追掛けた。すると、一等機関士Sが仲へ入って、被告人Fを再び部屋に連れて行つたのである。この事件の後、一等運転士Kがサロンに座つてゐると、水夫Nは被告人Fを捜しに来た、その後で急に水夫Nが大声で、「乗組員仲間の者へ乱暴したFを殺してやる!Fの奴を打殺してやる!仲間の奴へ乱暴をしやがって!」と叫ぶのを聞いた。Fと同室に住んでゐた日本人側の証人の一人で皿洗ひのOも、同様にこの声を聞いたので、水夫Nが部屋に侵入しないやうに防いだ。しかし、皿洗ひのOは防ぎ切れず、水夫Nが部屋へ入ると、すぐその場を去つた。部屋では組討が始まつた。

被告人Fの陳述によると——水夫Nは、その時寝台の上に仰向けになつてゐた、被告人Fの上に躍り掛つて胸ぐらを取り咽喉を締めたので、被告人Fは、これに抵抗すると、そのはずみに丁度料理道具の入っている抽斗の前のところへ、Nと組んだまゝ転げ落ちた。下敷になつた被告人Fは、無我夢中に抽斗を引き開け、手さぐりに出刃包丁を掴み取つた。すると、これを見たNは逃げ出した。しかし、Fは出刃を掴んだまゝ彼を追跡した。その時、甲板が滑かであつた為に、Nは汽力巻揚機の前で倒れ、被告人Fも同様に転び、そのため自然Fの掴んでゐた出刃が、Nの背中へ突立った。Fは先に飛び起き、なほも出刃包丁を手に身構へてNの攻撃に備へたが、Nがまた逃げ出したので、Fも続いて跡を追掛けた。そして、また二人は離れぐゝになつて倒れたのである。その時、Fは始めてNの背中の血を見たので、追掛けるのをやめた。それから、Fは出刃を港へ投げて、自分の部屋へ帰つて行つた。——そのうちに、この事が知れて、他の水夫等は、Nを部屋へ運び手当を施し陸へ上げたが、間もなく死亡したのである。Nの死因は、肝臓の切傷にあることは、

解剖によって確かめられた。

○被告人Fの申立

「前述の如く、自分は絶対にNを故意に殺害したのではない。Nとは、却って他の船員とより仲がよかったのである。自分には、始め防禦のために出刃包丁を使ふといふ意思があったが、しかしNが逃げ出した時には、自分は唯嚇しのために包丁を掴んでをったので、Nに傷をつけ殺さうといふ意思は毛頭なかったのである。」

裁判長が、被告人Fに対し、「Nが逃げ出したならば、最早出刃を掴んで追掛ける必要はないのではないか」と詰ると、被告人Fは、「Nの背後には、まだ沢山の敵があるから、それをも嚇すつもりで追掛けたのである」と答弁したのである。

○ドイツ人側の証言

証人の一人ノイシュタト（波止場人足）の申立、

「事件の当時、私は同船の甲板に働いてゐた、そしてNの叫声によってこの事件を知った。私は、被告人方の陳述を信ずることが出来ない。私の考へでは、もし事件が被告人方の陳述通りであつたとすれば、二人の位地は私の見たやうな位地にあることが出来ないはずである。私が叫声を聞くと同時に、その方へ振り向いた。それで、もし被告人Fの陳述が事実であつたならば、この時二人はまだ倒れていなくてはならぬ。しかし、それがさうでなかつた。自分が振り向いて見た時、出刃包丁を上段に身構へてゐたFの態度は、恰もNを刺した瞬間の態度としか思へなかつた。」

同じく証人の一人フォン・オ（波止場人足）の申立、

「被告人Fは、追跡を自分から止めなかつた。私が間へ入って「巡查!!」と叫んだ時、

始めて止めた。」

ドイツ人側の証人の一人K（職業婦）と、日本人側の証人の一人火夫Y（被告人の喧嘩相手の一人）の申立、

「被告人Fはよく包丁を使いたがる男であつた」（Yの申立）、

「土曜の晩、喧嘩の後で被告人Fは幾度も包丁を貸して呉れといふた」（Kの申し立て）

○日本人側の証言

証人の一人K（一等運転士）の申立、

「殺された水夫Nは、短気で喧嘩好きな人間であつた。これと反対に、被告人Fは、おとなしい人間であつた。しかし、他の船員等は、賄のことで被告人Fに不満を懐いてゐたから、被告人Fを好かなかつた。」

以上の如く、証言の殆どすべてが、Fにとり不利なものであつたが、たゞ運転士Kの証言は、被告人Fにとり有利であつた。

○注目すべき、二つの出来事

この公判中に、特に注目すべき二つの出来事があつた。その一は、被告人Fが、裁判長に訊問に対し、いつもニコくして答弁したので、裁判長は厳格な態度で、通訳に向ひ「一見するところ、被告人は別に悪相もしてゐないが、しかし、この男は、一人人を殺して、まだ悔悟してゐないのか」といふから、通訳は早速被告人Fに「君がニコくしながら答弁をするから、裁判長は君がまだ悔悟してゐないのか、と怒って聞いてゐるよ、これから如何にも悔悟してゐるやうな表情で答弁をし給へ」と注意すると、被告人Fは非常に恐縮して表情を改めた（今まで被告人Fがニコくしてゐたのは、成るべく悪相に見えぬ

やうに装うてゐたのである。

通訳は、また風俗習慣の相違から誤解を招き、その結果被告人に不利の判決をされてはと氣遣つたから、弁護士に計り、同人から日本人の氣質とか習慣等につき説明の必要があるから、当地大学の日本語科主任フローレンツ博士を鑑定人として呼ぶやうに申請させた。これは、幸ひに裁判所の採用するところになつて、裁判所は早速フローレンツ博士を呼出した。博士が法廷に現はれたのは、昼食の休憩後の午後一時ごろであつた。二十五年間東京帝国大学文学部の教授を勤め、現に同大学の名誉教授であるフローレンツ博士は、

「日本人は、一般に欧州人と異なつて、余り喜怒哀楽を色に現はさぬ国民である。自分が東京にゐた当時、自分の教へ子の一人が、或る日ニコニコして自分のところへやつて来た、何しに来たかと思つてゐると、彼は彼の母が死んだことを告げに来たのであつた。日本人は、一般に甚だ平和的なおとなしい国民であるが、しかしまた、非常に怒り易い国民である。彼らの外部的沈静は、教育の致すところで、これは教育の少ないものよりも、教育の多いものに濃厚である。日本人の強き興奮性は、彼等の血脈に馬來半島人の血が流れてゐるからである、云々」と説明したので、裁判所は被告人の人種的特性をよく顧慮することが出来たのである。

その二は、弁護士がドイツ人側の一入であるノイシュタット（波止場人足）の証言は信ずるに足らずと主張すると、裁判長は「ドイツ人は嘘をいはぬ」と一言の下に、これを撥付けたことである。

×

ドイツ議会の法律委員会は、現行陪審法実施の翌年、即ち千九百二十五年に、或る政治

的影響のもとに、旧陪審制度を復活する案を可決したのである。すると、ドイツ全国の判事及び検事を総括するドイツ判事同盟は、同年九月アウグスブルクで開いた代表者議会において、法律委員会の態度の対して、猛烈な反対決議をした。その理由に曰く、

「現行陪審制度は、刑事訴訟において成績を挙げてゐるのみならず、また旧陪審裁判よりも遙に優つてゐるのである。経済生活にあつても、また法律生活にあつても、一般に実地において成績を挙げたものを、困難でもない時に捨てるのは、最高の原則に悖つてゐる云々」。

私は曾て、ドイツの旧陪審制度につき、私が懇意にしてゐたハンブルヒ大学教授兼地方裁判所判事であつた、刑法学者として世界に名高い、モーリッツ・ライプマン博士（今年八月五十九歳で逝去された）に意見を徴したことがある。ライプマン博士は、「旧陪審制度では、その特徴とする裁判長の法律上の説示が困難で、また陪審員の責任も重過ぎた」といつてゐられた。

今年十月一日から実施になつた、我国独特の陪審裁判も、やはり陪審員の選択とか裁判長の説示とか、その他がうまくゆくと否とによつて、その運命が定まるのであらう。

114 「大阪朝日」昭和三年一月一九日

陪審員候補者

岸和田四十四氏

岸和田市の陪審員候補者は、二十七日、市役所で抽籤の結果、左の四十四氏が選定され

た。

佐澤儀平、泉谷直吉、曾埜勝己、齋藤貞、今津政吉、虎野末吉、河合嘉藏、中尾馬太郎、石野清一郎、勘六野金藏、竹内小一郎、寺田見龍、雪本清光、寺田定藏、藤原政治郎、三箇山茂吉、山口千代太郎、石崎要藏、竹川眞三郎、芳谷權之助、寺田慶太郎、小西米吉、河合安吉、尾崎寅松、西川由太郎、川岸市平、熊岡胖、佐野新次郎、森平宗一、田原藤吉、松島常太郎、廣田智、井上秀五郎、實貴松三郎、原貞治、藤田久楠、小川美義、藪幾郎、小砂源七、西澤平八、濱口彌三郎、三浦猛、茶野利三郎、谷嘉十郎

115 「大阪朝日」昭和三年一月二十九日

陪審員候補抽籤完了す

大阪市内の

大阪市十三区の明年陪審員候補者の抽籤は、既報以外の七区も順次行はれ、このほど漸く全部完了した。

当籤者は、西成区 現市会議員森下比三郎氏ほか百十名、東成区 前区会議員長谷川彌一郎氏ほか百五十六名、住吉区 府立図書館長今井貫一氏ほか百五十三名、港区 現府会議員土井順氏ほか二百七十二名、浪速区 元区会議員杉山常吉氏ほか百五十八名、天王寺区 林市藏氏ほか百二十一名、西淀川区 浦江の阿部鉄工所支配人千田幸助氏ほか七十四名であつた。

116 「大阪朝日」昭和三年二月一日

陪審制の採用から、裁判に「明るい光」

普通裁判にも反映して

実施の効果を如実に物語る

国民の大きな要望と、期待とに生れた、陪審法が実施されて早くも二ヶ月をすぎた。この間に、十月二十三日の大分地方裁判所の殺人未遂事件を皮切りとして、公判準備手続の分を加へると十数件に達する。その判決の結果を見ると、

第一番の大分のは、殺人未遂で起訴されたものが傷害と答申して採用され、水戸の放火事件は無罪となり、名古屋の殺人未遂事件は、起訴通りの答申で懲役六年、新潟の放火事件は無罪、近畿地方最初の陪審事件——大阪住吉の義理の叔父殺しは、傷害致死の答申が採用されて執行猶予となり、浦和の先妻絞殺事件は、殺意ありと答申、懲役七年の判決があつた。

以上、陪審裁判の結果について、在野法曹の意見を総合すると、大分の分は無難だが、名古屋のはその刑重きに失する、水戸、新潟の放火事件の無罪は、その答申が妥当であらう、大阪の事件は、検事は殺人としては争ひのない案件だと主張し、裁判官もまた殺人罪を肯定してゐたが、結局陪審では傷害致死と答申された。これは非常に注目に値するといふ。陪審員の答申を否なりとして、他の陪審評議に付したのが二件ある。

また、わが陪審裁判は序幕の序幕で、今からその結果を批判するのは早計かも知れぬが、しかし、陪審裁判実施の反映が、早くも普通の裁判にまで顕著に反射してゐる事実は、素

人目にも明らかに認められてきた。これまで、裁判といへば、なんだか陰鬱な気分を味はせたものだが、陪審裁判で素人たる陪審員が裁判に関与し、素人の常識判断が公判上に現はれるやうになった結果、いはゆる「明るい裁判」を痛感せしめ、普通の裁判にも、刑が従来に比し幾分軽くなってきたなどの現象は、まさに陪審裁判実施の効果を、如実に物語るものではあるまいか。この結果は、検事の方にも響いてきたやうだ。

その顕著な一例は、三十日大阪控訴院で開かれた小笛殺し事件の廣川條太郎に対する検事の論告である。検事控訴をしてゐる事件であるのに、検事は二博士の鑑定の結果を見て、「疑はしきは軽きによる」の原則により、進んで無罪の論告をしたことで、以前は検事が進んで執行猶予を求めることがあっても、無罪を論述したことは極めて稀のことだった。かく検察、裁判の上に、「明るい光」が点火され、国民が最も信頼せる裁判が、総じて明るくなってきたことは、なんといっても喜ばしいことである。

117 「大阪朝日」昭和三年二月六日

四ヶ村陪審員候補者

大阪府下中河内郡四ヶ村の四年度陪審員候補は、次の通り決定。

△英田村 西田彌一郎、中村安次郎、杉村彌太郎、大橋貞一、土居菊次郎、△大戸村 出口庄五郎、西松驅太郎、石田常次郎、△堅下村 土井作次郎、藤井熊次郎、谷口重五郎、安田増次郎、△堅上村 富澤宗造、戸川長次郎、山本安次郎、巳波義次郎、杉井政吉

118 「大阪朝日」昭和三年二月七日

陪審員と有権者

大阪府下北河内郡、左の二ヶ村の四年度陪審員候補者及び衆議院議員、村会議会有権者数（九月十五日現在）は、次の通り決定した。

△庭窪村（陪）村次多一郎、松本治作、佃要一、辻村光次郎、大西佐一郎、石田利一、（衆）千四十八、（村）千三十六、△三郷村（陪）寺西順次郎、東出利三郎、樋口丈吉、橋本清次郎、田中孫一、酒井吉太郎、（衆）千五十二、（村）九百三十七

富田林陪審員候補

大阪府南河内郡富田林町の昭和四年度陪審員候補者は、次の諸氏に決定した。

△竹林龜吉△山本健治郎△佐藤靜二△北野武治郎△澁谷榮太郎△杉本市太郎△加納重太郎

119 「大阪朝日」昭和三年二月九日

涙もろい陪審員

模擬裁判の筋書の影響か

とかく被告に同情しすぎる

安全弁は「更新」の制度

陪審法は、実施以来一ヶ月余で、各地で続々陪審裁判が開廷されるので、かねて注目の的となっていた陪審員の成績が、最近とや角、非難の俎上に上されてゐる。これまでの各地の成績を見ると、水戸の放火罪の被告が無罪となつたのははじめ、検事の公訴事実が全く覆へされたり、或は殺人が傷害となつて、余りに同情されすぎたりする観あり、陪審員に対する不満は各方面から挙つてゐる。もつとも、さきごろ大阪の陪審裁判は、陪審員が裁判長とどっちかと思はせる、鋭い追求をして、模範的と唱へられましたが、水戸における第二回の如き、殺人事件の被告自身が「殺すつもりでした」と肯定したものについてまで、陪審員の答申には反対の結果が表現せられ、遂に陪審員不信任となり更新され、二度目の陪審員が選ばれるといったやうなものもあつた。

総じて、陪審法実施前各地でやつた模擬陪審裁判が、公判材料の選び方に禍してか、結末が無罪となるが如きものが多かつたのが、知らず識らずの間に、処女地のやうな陪審員の頭に影響したのではないかともいはれてゐる。たゞ、幸ひわが国の制度は、この種の弊害に対する一種の安全弁として、いはゆる更新の制度（裁判長が陪審員の答申に不服の場合、その答申を採択せず、更に他の陪審員の答申を求むる制度）を認めてあるので、新制度過渡時代における、こんな弊害を除去して行けるだらうとの楽観説も唱へられている。

なほ、最近までに司法省でまとめた、成績を略記すると左の通りである。（東京電話）

検事認定 陪審答申及判決

岡山	殺人	殺人
樺太	殺人	殺人
浦和	殺人	殺人

福岡（二人の男が二人を殺傷したもの）

一方は殺人	殺人	
一方は殺人未遂	傷害	
宮崎	殺人	傷害致死
旭川	殺人未遂	傷害
大分	殺人未遂	傷害
山形	殺人	無罪
名古屋	殺人未遂	殺人未遂
新潟	放火未遂	無罪
水戸	放火未遂	無罪
大阪	殺人	傷害致死

（水戸、大分はいずれも第二回目（注、水戸は殺人未遂事件、大分は放火未遂）の陪審裁判は皆更新となる。）

120 「大阪毎日」昭和三年一月一三日

けふは事始め、ゑんまの庁の総勘定

御大典と陪審の準備で

事件は駆足で審理され、おかげで暮は骨休め

特記すべきは死刑九、無罪三

けふは事始めて、大阪区裁判所にも年の瀬が押しよせて来て、区検事局はコソや喧嘩等の事件で賑ってゐるが、さて今年の裁判事件を顧みると、何分御大典と陪審の実施があることゝて、暑中休暇もほとんど休まず、四分の一減刑にあづからしめようと、大概の事件は御大典までに判決され、また陪審裁判までに解決をつけるために事件の処理をも急いだゝめ、おかげで昨今は予審等は数年ぶりの閑散さで、この調子では気楽に正月も迎へられようと、暮のボーナスを待つてゐるやうな始末である。

その代り、今年は死刑だけでも椒村のおりうや龍野六人殺しの高見次夫等を初め、松本俊二郎、鹽田秀雄、松原清次、西岡信次と六人も断頭台の露と消えさせ、更に確定囚は、淡路の砲台守殺し古池常一と上訴中の生長幸壽、矢下龜市がある。それに市流職事件、共產党、学生事件、玉出魔の家、堀江の女中の長者殺し、南海と東洋紡の重役に硫酸かけの二事件、女鍼灸師殺しや、巡査の姦夫殺し等、血なまぐさい事件の頻出、十八銀行小使の十八万円金の金庫破り、藤田銀行員の五万円拐帯等から、衆議院選挙違反など、随分目まぐるしいものがあつた。

中にも婦人の犯罪の多かつたことは特異の現象で、中村照子、安藤文子、上村うめの、柿本静枝、同とめ、植村菊枝、喜里山ひで、池上とら、梅田小やす、宮川小せん、岩井わかき等は一般に知られ、

また、小笛殺しの廣川條太郎、女鍼灸師殺しの安藤文子、同村八百屋の七梅田小やす等の無罪に、陪審第一の叔父殺しYN奈良三の執行猶予等は、各裁判の今年の一収穫である。

121 「大阪朝日」昭和三年二月一五日

南川三町陪審員候補

大阪府南河内郡柏原、藤井寺、古市三町の昭和四年度陪審員候補者は、次の如く決定した。

△岡田萬太郎、柏本傳二郎、野口與次郎、杉田金伍、天野卯之吉、清州國藏、木戸直門（柏原町）、△鹽野幾造、隅谷辰藏、松倉鼎、東菊松、梅原長次（古市町）、△林義一、田中淺吉、藤野寛治（藤井寺町）

122 「大阪朝日」昭和三年二月三十一日

「も」の一語の争いから、陪審裁判に速記者

早くも三つを数える上告に

速記制度採用の機運動く

陪審裁判の開廷は、すでに各地合せて二十余件に達し、そのうち判決に不服で、大審院に上告したものの三件を数へてゐるが、この上告に絡んで、陪審法廷に速記者採用問題が起つて来た。

上告したものは、金沢のNG員直（二十六）にかゝる放火未遂事件、大阪のMT西松（三十三）にかゝる情婦斬り殺人未遂事件、水戸のFK徳太郎（二十九）にかゝる親兄弟殺し事件といふ有罪判決のものばかりで、その上告理由はいづれも、「説示」の内容に裁判長の意見が加はつたといふのである。甚だしいのは、裁判長の説示中「……とも考へられる」といへば問

題はなかったのを、「……と考へられる」といったから、意見が加はったと、「も」の一語をめぐる言葉尻争ひが持ち出されたり、「……と思はれる」とあるべきを、「……と考へる」といったのはけしからんと、文句の微妙な問題に、文句がついてゐる。

大審院側の観測では、今後陪審の上告といへば、この種のものが大部分を占むべきものとしてゐるが、法廷に速記制度のない今日の陪審裁判では、黒白をきめるに、これほど困難な問題はないと今から頭痛の態である。

この「説示」は、現在では立会書記が一々筆記し、なるべく原文に忠実ならうとつとめはしてゐても、速記ではないので、つけ落ちや字句の変更もある、そんな説示の筆記を、上告の審理の内容としたら、審理ができないといふのである。この傾向に刺激されて、法廷に速記者採用の機運が動いてきたもので、来週開会の司法官会同でも問題化さるべく、結局実現するものと見られてゐる。(東京電話)

昭和四(一九二九)年

123 「大阪朝日」昭和四年一月二十四日

全国に珍しい陪審公判の激増

急いでも六月までかかる

大阪地方裁判所では、すでに四件陪審事件の審理を終へたが、人口においてわが国第一の多数を擁してゐるだけに、犯罪事件も多く、従つて陪審事件も多く、来る二十五日には、電報一本から血煙騒ぎを演じた、東成区□□町建築業T T兵治(五十二)の陪審公判があり、

来月には、ホルドアップの二人組強盗外一件の公判が開廷されることに決定し、また同三十一日には、大阪府三島郡の農家へ押入り親子二人を斬りつけたY G清吉の公判準備があり、その他最近予審終結した大阪尻無川のいはゆる鉄板流し事件、カンテキ裏の放火事件など、いづれも陪審に附せられるのが四、五件もあり、全く陪審事件が輻湊し、いくら急いで審理をしても、今年の六月位までの分は現在あるさうで、こんなに多くの陪審事件が、一度に折重なつた例は全国にないさうだ。

124 「大阪朝日」昭和四年一月三十一日

陪審裁判に上告が続出

想像を裏切つて

注目される成行

陪審裁判の上告は、広島地方裁判所で裁いた殺人窃盗のN I義一にかゝる事件を筆頭として、三十日まで、大阪のM T西松にかゝる殺人未遂、金沢のN G員直にかゝる放火、宇都宮のO N榮藏にかゝる尊属殺人未遂、水戸のF K徳太郎にかゝる殺人未遂の都合五件の上告一件書類が大審院に到着し、今後も予想を裏切つて続々提起される形勢である。

その上、上告理由の大部分が、説示に裁判長の意見が加はったとか、法廷に現はれぬ証拠を引用したとかいふ、極めて微妙な点に関するもので、最高司直の府の明哲の頭がどうかか、一つの試金石として注目されてゐる、たゞ、裁判所側では、神聖にして公正なるべき裁判官の一言一句、一挙一動が、かうして徒らに、恰も被告然と法廷に引張り出されて、

かれこれ議論されることになる、結局陪審裁判に対する国民の信任が薄れるやうなことになるはせぬかとの議論が、最近司法部内起って来たので、この点はどうケリをつけるか、全く予想しなかった、この新問題の提供に、上告の成行は一層注目されることになった。(東京電話)

125 「大阪朝日」昭和四年二月二十八日

治安維持法の被告は、陪審に附せない

改正案枢府で異議なく可決

近く議会に提出する

二十七日の枢密院本会議は、午前十時より、宮中東溜の間において開催され、倉富、平沼正副議長外、各顧問官、二上書記官長、政府側から田中首相兼撰外相、原法相、外各大臣、前田法制局長官、外各省関係官出席、定刻、天皇陛下御親臨あらせらるゝや、倉富議長開会を宣し、左記御諮詢案二件を上程した。

一、陪審法中改正法律案を帝国議會へ提出の件

治安維持法の罪による被告人は、これを陪審裁判に附せないこととする改正で、即ち同法第四条陪審の評議に附することを得ざる事項のうちに、更に「治安維持法の罪」の一項を第三号として加へ、なほ「本法は公布の日よりこれを実施す、本法は本法実施前に生じたる事件にまたこれを適用す」を附則とするもので、その理由は、同法の罪は刑法の内乱罪または騒擾罪と同様、一般国民に対して強い衝動を与へ、冷静なる判断を欠く恐れあり

といふにあり。

一、通信省及び香港郵政庁間小包郵便物交換約定を修正する追加条款御批准の件

今回香港側は、日本船に欧州向の小包郵便を委託したき希望を甲入れたにつき、右に必要な条約の改正に伴ひ、日本香港間の特別扱ひ小包郵便料を多少引上げ、聯合各国との条約にかゝる料金を同一ならしめんとするもの。

右両案に関し、二上書記官長より、それぞれ審査報告あり。審議の結果、異議なく右原案を可決し、同十一時散会。なほ、政府は陪審法中改正法律案は、取急ぎ上奏御裁可を仰ぎたる上、一兩日中に議会に提出するはずである。

126 「大阪毎日」昭和四年二月二十八日

治安法違反者は陪審にはかけぬ

枢府を無事通過した陪審法改正案

御裁可を仰ぎ一兩日中に議会へ

枢密院本会議は、廿七日午前十時、宮中東溜の間で開かれ、政府側から田中首相兼外相、原法相、久原通相外各大臣、前田法制局長官以下各省関係官出席、定刻、天皇陛下御親臨あらせられるや、倉富議長開会を宣し、左の御諮詢案二件を上程し、二上書記官長の審査報告があつた後、石黒顧問官から治安維持法による犯罪を陪審法から除外した根本方針を質し、原法相の詳細なる説明があり、異議なく各原案を可決して、同十一時散会、陛下には入御あらせられた。

一、陪審法中改正法律案を帝國議會へ提出の件

治安維持法違反罪による被告人は、これを陪審裁判に附せぬこととする改正で、即ち同法第四条陪審の評議に附することを得ざる事項、大審院の特別権限に属する罪、刑法第二編第一章乃至第四章および第八章の罪、軍機保護法、陸海軍刑法の罪その他軍機に関し犯したる罪、法令によつて行ふ公選に関し犯したる罪の四項に、更に「治安維持法違反の罪」の一項を加ふるもので、その理由は、同法違反罪は内乱罪または騒擾罪と同様、一般人民に対して強い衝動を与へ冷静なる判断を欠くおそれがあるといふにある。

一、日本帝國通信省および香港郵政庁間小包郵便物交換約定を修正する追加條款御批准の件

日本と海峽植民地間との小包郵便約定と同一とするもので、第三国の媒介郵送小包郵便料金値上げ、その他細部に亘る技術的改正。

なほ、陪審法中改正法律案は、即日閣僚のサインを求め上奏、御裁可を仰いだ上、一兩日中に議會に提案されるはず。

127 「大阪毎日」昭和四年四月二九日

陪審半歳

陪審員に選まれる人たちへ(上)

わが国の陪審制度も、昨年十月実施以来、この三月でうど半年、この月末でまる七ヶ月になる。半年の間に行はれた陪審裁判は、大阪の八件を筆頭に、大分の七件、東京、岡

山、佐賀の各五件、その他を合せて総計七十五件——とにかく、今日とやかくいふは早計であるが、今まで行はれた陪審裁判の実情および結果について見れば、いろんな暗示や研究資料が含まれてゐるやうに思へる。

裁判所と国民との接近は、着々その目的を達しつつある。実際、今まで法服をつけた裁判官、検事、弁護士が並んで、たゞ厳めしい冷たい白洲のやうに行はれてゐた法廷に、和服姿、背広姿の素人陪審員が流れ込んだだけでも、どことなく一脈の温かみと潤ほひどが加はるのを覚ゆる。

そればかりでなく、法律的知識に貧しい陪審員に解りよくするために、裁判用語が極めて平易に砕けて来た、これは被告にとつても法廷にとつても、どれだけ氣を楽にさせるかも知れない。

陪審実施に先立つて、或一部の人たちは、日本人が感情強いこと、法律常識の低いことゝから推して、その結果を危ぶんでゐた。そのためでもあらうか、もし陪審員の答申が間違つてゐたら、何度でも陪審をやり直す事が出来るといふ特別規定さへ設けられてゐた。

が、それは杞憂であつた。七十五件の中、やり直しは四件あつたが、それでもその各々は、二回目には必ず答申は採択された。

陪審員が、あまりに感情に走りすぎるといふことは、外国にかなり事例が多く、またその弊に悩まされてもゐる。被告が模範青年だつた場合、これに同情したり、反対に凶悪な者を過当に憎んだりする等が、それである。被告が、婦人である場合それが殊に著しい。

しかし、わが国では、陪審員の権限はたゞ犯罪事実を判断するだけで、外国でのやうに、その判決には参与しない。判決は、裁判長がやる。従つて、感情に走りすぎたとしても、

外国でのやうには、その弊を生じないであらう。——たゞ、我国でも、被告に同情のあまり、本来ならば当然殺人罪とすべき事件を、傷害致死又は過失致死と答申したことがあるやうである。

これまで出た陪審員の中には、かなり種類の変つた人たちが選ばれた。大学教授、銀行重役、それから店の御主人、お百姓さんなど。大分県辺りでは、自分の署名さへも覚束ない陪審員もあつた。

これに対して、今少し陪審員の質を高めたらといふ説もないでもないが、しかし、要は法律的常識よりも、むしろ社会的常識であるから、その必要もあるまいとの説が多い。

今のところ、陪審員として裁判所から呼び出しを受けた人たちは、欣然として裁判所に赴くやうである。外国、殊に欧大陸の例では、陪審員たることを極力避けようとする傾向が甚だしいが、わが国には今のところまだない。たゞ、さきに大分県下に一人あつて、過料十円を科せられたことがある。

審理が一日で済まず、幾日も続くことがあつた。今までの最長記録は、東京の五日である。陪審裁判が実施されて以来、刑事事件が極めて短時間に、例へば今まで控訴院、大審院と上訴して、二年三年かゝつたものが、一週間位で片付づくやうになつた。

陪審員は、審理に対しても熱心であるが、一体に沈黙が過ぎるやうだ。裁判長に対する質問なども、素人離れしたのがあるが、数において甚だ少い。

陪審員の評議は、一切外部に洩らさないが、かなり議論が激しいらしい、時には三時間、四時間にわたることがある。しかし、その中でも常に口を利く人は、二三人に限られ、中には初めから一言も口を開かずまひの人があるさうである。

128 「大阪毎日」昭和四年四月三〇日

陪審半歳

陪審員に選まれる人たちへ（下）

陪審員には、汽車賃、電車賃は勿論、徒歩も一里九十銭の旅費が給せられる。日当五円、止宿の際は更に二円五十銭、

外国の陪審制度の失敗は、費用倒れの結果であつた。費用問題は、陪審制度の見逃すべからざる部分である。請求陪審の場合、被告が起訴通りの有罪決定を除くの外、陪審費用は大体裁判所で負担するもので、今までの例によると、僅一日で済んだ極めて簡単な陪審裁判でも、一回少くも百五十円を要してゐる。審理が永くなれば、この費用は相当額に上る。

陪審制度では、検事の論告も弁護士の弁論も、陪審員相手である。法律常識の乏しい陪審員の胸に訴ふるためには、かなりの技巧と雄弁とが必要で、被告を中に攻防の双方に立つ検事、弁護士の苦心は非常なものらしい。

一陪審員の告白によれば、事実調べを終つた時、自分にはある確な判断を持つてゐても、検事の論告に動かされ、弁護士の弁論にまた動かされ、やうやく裁判長の説示で、冷静な判断に帰るといふ。——かうした事情から陪審制度は、法廷における検事の態度を非常に変化せしめた。

すなはち、検事が起訴の理由を述べる際にも、極めて平易に、しかも極めて柔か味を帯

び、被告の情状等についても詳しく述べる。論告にしても、人情味が加はり、親切丁寧になって来た。いづれも、陪審員を納得せしめるために必要であるからである。

この半年の中、総件七十五の中、三十九件まで検事の主張のいはゆる「主問然り」の答申で、他の卅六件は、陪審の結果或は罪が軽減されたは無罪となつてゐる。

すなはち、約半分に近い数が、陪審により検事の主張を拒否してゐるわけで、実に検事局の威信のためには重大問題である。

けれども、それにはこんな事情を明かさねばならぬ——即ち、陪審にかけられる事件は、被告が犯意を否定してゐる場合に限られ、初めから白黒不明のもので、被告はもとより犯意を否認し、弁護士もまたこれを弁護する。従つて、検事としては、まことに不利な立場におかれてゐるからである。

今日の裁判では、的確な証拠がない限り、有罪の決定を与へられないが、殊に陪審裁判では、今までと違つて警察や検事廷、予審廷などの取調べは、殆ど証拠に引用することを許されず、たゞ、法廷に現れた証拠によつてのみ判断せねばならぬ結果となつた。——すべてが、公判に中心がおかれる結果となつたのである。

たゞ、そのために素人の陪審員を納得させるのは、中々に困難であるが、従来と違つて証人などが、かなり多数呼ばれるやうになり、白紙の陪審員にも事実の真相をよくつかみ得させるやうになつた。

陪審の結果、頻々と検事局の主張が覆へされるといふことは、一面わが国の犯罪捜索機関の欠陥を語るもので、陪審裁判の生んだ間接の收穫といふべきであらう。最近その改革が、頻に識者の間に考究され、さきには司法警察官独立論などがあり、また近くは東京地方裁判所検事局の如き、警視庁管下の各警察署長あてに、従来の犯罪捜索方針の誤りを指摘注意した例もある。

実際或る犯罪事件が突発した時、最初に活動するのは警察官である。そして、その時つた警察官の態度こそ、まことに重大で、その態度如何によつては、検事、予審判事までも誤らしめる結果となる。

この最初の認定を誤つたため、普通の殺人が、陪審にかけた結果、傷害致死や過失致死になつた場合がかなり多い。

いま、警察官が功を急ぐために、ともすればいはゆる誘導尋問問題や人権蹂躪事件を引起こしやすかつた。陪審制度では、もしそんなことがあるならば、直にそれが法廷の問題となつて、罪が軽くなるとか無罪になるとかになり、警察の威信に関するわけである。

しかし、一面犯罪者は最初から容易に犯罪を自白するものではないから、このところ実際問題としては相当厄介な問題である。

129 「大阪毎日」昭和四年五月三日

陪審裁判では、保釈は許されぬ

非常な危険が伴う

塚崎弁護士談

外国では、陪審裁判にかゝるものには、保釈を許さないといふのが通例となつてゐる。わが国でも、陪審にかゝるものには、保釈を許すべきでないといふのが通例となつてゐる。犯罪事実を認めた場合では、陪審にならぬ前保釈を許す場合があるが、これとて公判準備手続き

で否認し、陪審を辞退しないといへば、たゞちに保釈を取消すのである。黒田の場合では、新聞紙によれば、あくまで否認している。したがって、法定陪審にかゝる事件であるのに、保釈を許したといふのは腑に落ちない、非常な危険が伴ふと思ふ。なるほど、相当な理由があらうし、また黒田の場合では、正当防衛の論が成立して、無罪にならぬとはいへないが、なほかつ、私は陪審の精神から、保釈を許すべきではないと思つてゐる。

(注) 飯塚予審判事は、稲本弁護士の保釈願により、岡主任検察官の反対にも拘わらず、山本宣治代議士の暗殺犯である黒田久二を、昭和四年四月三〇日、予審決定と同時に保釈し出獄させた。

130 「大阪朝日」昭和四年六月一〇日

プロには堪へられぬ、陪審費用の悩み

請求陪審の不成績に鑑み

被告の負担を手加減する

陪審法は実施以来八ヶ月間に、既に判決あつたものは、全国で法定陪審事件九十余件に達してゐるが、一方請求陪審の方は新潟(不住居放火)、福岡(傷害致死)、大阪(恐喝)、甲府(傷害致死)の四件のみしかなく、頗る不成績である。

司法省刑事局では、その原因をいろいろ調査した結果、被告人負担の陪審費用に悩みがあることが判り、被告人の資産状態に応じて、適宜負担を手加減すべきだとの意見が有力になつた。即ち、請求陪審においては、同法百七条において陪審費用の全部または一部を、

被告人の負担とすとなつてゐるが、実際においては、全部負担せしめるとの判決が宣告されるが通例となつてゐる。このため、被告人は、普通の訴訟費用のほかに、陪審員三十六名の呼出費、旅費、日当、止宿料等、一事件少くとも三百円を下らぬ費用を負はねばならず、プロ階級の被告には到底耐へられぬことである。この問題は、立法当時既に、陪審法はブル犯罪者の擁護法だとまで極言され問題となつたほどで、以来在野法曹間にも、しばしば非難が起り、司法部内でも、いよく資産に依じて適宜負担の判決をするが至当、との意見が起るに至つたものである。(東京電話)

131 「大阪朝日」昭和四年六月一七日

官選弁護人に露ほのお礼

自腹四百円に日当五十銭也

問題になつた「謝礼」

最近、静岡地方裁判所の一陪審事件で、官選弁護人が調書の謄写に三、四百円の自腹を切つたので、裁判所側では気の毒がり、何とかして支弁してやりたいが、どうしたらよいかといふ相談が司法省に持ち込まれた。

今まで、弁護士の当然の義務として、一文の報酬も与へられなかつた官選弁護人に、記録の謄写ぐらゐは、無料で交付する規定を作つてはどうかとの意見が有力になり、法曹界の注意をひいてゐる。従来、刑事被告人に弁護人を私選する財力のない場合、裁判所側から弁護人として選任されるれば、弁護士の義務として辞任することができず、公判開廷に日

当五十銭を支給されるばかりで、記録の謄写や調査の実費すら与へられないため、弁論の上にいるく弊害が起り、現に去る四月、大阪地方裁判所で官選の某弁護士が「弁論の余地なし」とたゞ一言を述べて引退つて、大問題となつてゐる事実さへあり、官選弁護人問題は、いよく法曹界の重大問題となつてきた。(東京電話)

(注)「大阪朝日」昭和二年六月一六日の記事、「世間道場」という連載コラムの中、「官選弁護人について」の「問」「答」を紹介する。

○「官選弁護人」

【問】 弁護士を依頼する資力のない者が、弁護士を付けられた時の費用は、何処から出るのですか、たとへば「お定」の場合、市内某ビル内南茂氏

【答】 弁護士は、原則として被告かその近親が選任するものですが、例外的に国家が選任する場合があります。これが官選弁護といはれて、お尋ねの場合なのです。たゞし、「お定」の場合は、私選弁護士が付きましたから、お金を出す人はゐたのです。

官選弁護人に、三つの場合があります。

(一) 死刑、無期懲役もしくは最低一年以上の刑を科せられる重罪の場合で、私選の弁護人のないとき、裁判長は職権をもつて弁護人をつけねばならないのです(刑事訴訟法三三四条)。

(二) 被告が法廷で十分に自己の利益を主張する能力をかくと認められた場合で、被告が二十歳未満または七十歳以上のとき、婦女子の場合、聾啞者のとき、心神喪失者又は心神耗弱者の疑あるとき、その他必要と認められたとき、この五つの場合には、裁判所は検事の意

見を聞いた上で、弁護人をつけます(同法三三五条)。この場合、付けるつけぬは裁判所の裁量にまかせられてゐます。

(三) 被告人であつたものが死亡したとき、または回復の見込のない心神喪失者のために再審の請求をした者が弁護人を選任しない時、その他の場合に裁判所が職権で弁護人をつけます(同法五十二条)。

いづれの場合でも、官選弁護人は無報酬です。大正九年、静岡地方裁判所長から、司法省にあて、官選弁護人が検証立会のため、裁判所所在地外に出張した場合の旅費手当は、裁判所(すなはち国家です)が負担するものと照合したところ、当局の返答は「ノー」でした。だから、官選弁護人の職務は、弁護士に課せられた名誉義務とも称すべきものでせう。医者と同じやうに、我々の職業も或程度まで仁術です。弁護士は、正当な理由がないのに、弁護を拒否したり、報酬がないからといって、いゝ加減な弁護でお茶を濁すなどといふことは許されぬことだと思つています。なほ、刑事訴訟法第四十三条第一項により、官選弁護人は司法官試補の中から選任することが出来るやうになつてをり、このごろではそれが多いのですから、この場合にはもとより、報酬の問題は起りません。

最後に、大阪弁護士会では(各地の弁護士会でも同様でせうが)、新弁護士法により、弁護を頼みたくとも資力のない気の毒な事情の人々には、無料で法律の相談に応ずるはずですから、さういふ方は、弁護士会長のもとまで申出られるのがいゝです。官選弁護士高山義三氏談

陪審員資格者名簿

九日まで縦覧

去る九月一日現在で調査した、大阪市内の明年度陪審員資格者は、北区の二百九十四名をはじめ、各区ですでに名簿作成、来月一日から九日まで、各区役所で一般の縦覧に供する。更に、候補者抽籤は、十一月中旬ごろ行はれるが、陪審員制度が未だ一般に普及せぬためか、これまで名簿を見に来るもの殆ど皆無で、また候補者と決定した以上、辞退は出来ぬことになってゐるに拘わらず、通知を受けると辞退状を出す向が相当多いと。

133 「大阪毎日」昭和四年九月二七日

司法記念日

新民訴訟法の十月一日

裁判所がかずくの催し

新民訴訟法実施日の十月一日、大阪三裁判所は、司法記念日として、大阪弁護士会と協同して、同日午後庁内で祝賀会を、夜は朝日会館で記念講演会を開き、判事、弁護士の新民訴の精神に関する講演を行ふ。一方、西嶋野青年団では、花井弁護士を総指揮として、同青年団員四十名が、郊外電車の各停留所その他の所要所で、新民訴の精神を掲げた宣伝ビラを配布して、市民の注意を喚起すると。

134 「大阪朝日」昭和四年一〇月一日

司法記念日

新民訴訟法は愈よけふ実施

陪審実施から満一年

画期的の大法典たる陪審法は、けふ——十月一日の司法記念日——をもつて、実施満一年になる。法制史上、これと劣らぬ重要な新民訴訟法も、けふ始めて実施することになったので、重ね々くの記念日とあつて、司法省を始め全国裁判所は、挙つて盛大な記念式や催し物とりかくに、この日を寿ぐことになってゐる。

陪審の実績

人権蹂躪が少くなる

陪審法は生れ出づる悩みが大きかつたし、国民が司法権に關与するといふ、わが国司法制度上一新紀元を画するものであるだけに、その実績については、朝野均しく多大の注意を払つてゐたものだが、こゝに過去一年間、陪審法の貴重な試験時代をふりかへつて、その成績を一覧して見たい。

全国的にみて、最近までに開廷された陪審裁判の総数は、司法省の統計によると、たった百二十三件しかない。これは、専門家の予想をひどく裏切つたもので、玄人筋では、現在この点を中心にやかましい論議さへまき起こしてゐる。しかし、これは真に国民の公正

な常識的判断に訴へるといふ陪審法の真精神が、一般的にとりわけ肝心の被告にものみこめない証拠だ。被告は、単純に自分の事件を陪審にかけたら損か得かとのみ考へて、容易に陪審にかけず、どしく辞退するからだ——といふ説が、最も有力で、陪審のまだく徹底しないことを裏書きするものとされてゐる。

この半面に、予期以上の最大収穫と喜ばれてゐるのは、陪審員の出席率で、これは殆ど満点の好成績を示してゐる。つまり、陪審員の緊張と真面目を立証する事実だとみられてゐる。面白いのは、陪審員の缶詰日子で、左の通りの統計を示してゐる。

△一日で済んだもの、つまり缶詰ホテルに泊らずにすんだもの六十六件、△二日がより四十五件、△三日十七件、△四日四件、△五日一件で、この五日がよりは、例の東京の初陪審寒子放火事件であつた。

次には、陪審の費用は、最近までの百二十二件の総計四万八千七百二十三円五十三銭、一件当り三百六十九円十二銭で、之は普通の公判よりも相当多額なものである。被告が無罪になると、その費用は大抵国家が支出し、その他の場合は殆どすべて被告が負ふことになるので、一寸つらいことだ。

そこで、何よりも一番陪審の成績を如実に物語る、陪審の結果表は、ザッと左の通りで、陪審総件数百二十三件の内訳は、次のやうになつてゐる。

◇殺人罪（検事の起訴罪名）七五件（内やり直し三件）

|| 判決結果 ▲殺人となつたもの三三 ▲傷害一九 ▲殺人傷害二 ▲殺人及同未遂二 ▲傷害致死一 ▲遺棄致死一 ▲過失致死一 ▲自殺幫助一 ▲脅迫一 ▲無罪一

◇放火罪三八件（内更新二件）

|| 判決の結果 ▲住宅放火となつたもの二三 ▲刑法一一〇条の放火一 ▲同一〇九条放火一

▲脅迫一 ▲無罪九 ▲公訴棄却一

◇尊属傷害致死一件

|| 判決の結果 ▲傷害一

◇強盗殺人未遂四件

|| 判決の結果 ▲強盗殺人未遂三 ▲強盗傷人一

◇強盗傷人三件

|| 判決の結果 ▲強盗傷人二 ▲住宅侵入脅迫一

◇強盗強姦未遂一件

|| 判決結果 ▲強姦未遂一

◇強姦致傷二件

|| 判決結果 ▲強姦致傷一、 ▲強姦未遂一

◇法定並請求混合陪審三件

▲殺人傷害一件 ▲強盗殺人一件 ▲強盗殺人未遂一件

◇請求陪審五件

▲傷害致死二（傷害致死一、傷害二） ▲非住宅放火二件（無罪二件） ▲強盗脅迫一件

陪審法実施の結果がよくならつたものと見るべきは、警察官が人権を尊重し、犯罪捜査について十分の注意を払ふにいたつたこと、裁判が早く片づくなどは、そのもつとも大きなものゝ一つであらう。

渡邊法相が記念放送

十月一日の司法記念日には、司法省では午後四時から、渡邊法相以下司法省高等官、牧野大審院長、小川検事総長、その他司法部各高等官、判任官総代等百余名来集、大審院において、記念式をあげるはずであるが、同夜法相はJ O A Kで記念放送をする。

記念講演会、朝日会館で

一日は、司法記念日に相当するので、大阪三裁判所及び同検事局、大阪弁護士会では、一日午後六時半から朝日会館で、司法記念講演会を開くが、講演者は左の通りである。

谷田控訴院長「司法記念日の意義」△光行検事長「聖旨を拝し奉りて」△四方田大阪弁護士会長「犯罪と本能」△大阪市会議長白川朋吉氏「新民訴の精神」

また、花井弁護士寄贈のピラ二十万枚は、鳴野青年団員四十名の手によって、大阪市内の百貨店その他各郊外電車の乗場、その他要所々々で配布し、一般国民の注意を喚起することにつとめるさうで、今や在阪朝野法曹は、これが準備に大童の姿である。

135 「大阪朝日」昭和四年一〇月一日

陪審法布かれて丁度一年

感情に動かされる節がないではないが

然し熱心なのは有難い

荒井大阪地方裁判所長談

陪審裁判実施一年を迎へて、大阪地方裁判所における陪審裁判の模様を見るに、犯行を認めて陪審を辞退するものが矢張り多く、昨年十月から最近まで僅かに十四件（うち二件更新）しかないが、しかしこの数は、他の五十有余の裁判所に比べると、裁判所の数としては一番多い方で、裁判の結果は至極良好である。陪審裁判の結果につき、荒井大阪地方裁判所長は次の如く語った。

「大阪は一、二件更新したが、大体には結果は良好で、実施当時われ／＼が非常に心配した懸念も、今は霧散したが、過去一年間の経験から考へるに、陪審員の選出方法がどうかと思ふ。一、二所感をのべると、陪審法では陪審員の学力の程度を単に「読み書きをなし得るもの」となつてゐるが、きくところによると、多くの陪審員の中には、自分の名前も書けないやうなものがあり、また検事の論告、弁護士の弁論、裁判長の説示も、理解出来ない人があつたさうだ。幸に、わが大阪は、流石に大都会だけに、さういふのは、一人もなかつた。この点は、考慮すべきことと思ふ。さらに、方言のことであるが、この方言が双方によく理解されぬために、往々にして間違ひを生ぜしめるので、あるとき一被告人が、「てんごうしてゐました」といった、その「てんごう」が裁判長はどうしても判らぬ、被告といろ／＼押問答して、結局判らなかつたといふやうなこともきいてゐる。大阪の陪審裁判所の両部長（池内、柴田氏）とも、この附近に生れ、また永らく京阪神地方に住み、人情風俗言語方言ともによく通じてゐるので、懸念は除かれ、審理は順調に進み、陪審員にもよくそのいふことが理解されて結構である。一体に陪審員は、法廷に現はれた証拠の

みに重きを置き、予審調書にある証言などを軽く見る傾があり、感情に動かされはせぬか、と思はれる節もあるが、とにかく陪審員の熱心な執務ぶりには、大に感謝してゐる」。

被告の辞退が、非常に多かつたのは意外

金山検事正談

大阪の陪審事件は、十四、五件あつて、うち二件更新されたが、判決の結果は全部有罪の認定となつてゐる。もつとも、このうちには事実の認定等に、多少検事の意見と判決とに相違したものがあつた。たとへば、殺人で起訴したものが傷害致死となり、殺人事件が傷害となつたやうに……しかし、大体において大した不合理はなく、実施前に心配してゐたやうなことはなく、成績は良好で、陪審員も非常に熱心に訊問に立会つてゐることなど、誠に喜ばしいことである。たゞ、最初の予想と非常に反してゐることは、陪審事件の少ないことである。さきほど、ざつと計算したところによると、昨年からの法定陪審事件は七十件以上もあるのに、そのうち僅かに十四、五件しか陪審にかけたのはなく、その他は辞退、または自白その他で、通常公判に審理した。この多くは、被告の方から陪審を辞退した、これは一体どういふものか、これはいろいろの見方もあらうが、陪審は、一審だけで刑が確定し、控訴、上告が出来ないといふのが主なる理由ではないかと思ふ。

冷静で、白紙で判断して欲しい

池内裁判長談

大阪の陪審事件十四件のうち十二件（うち一件更新）まで直接審理して、名裁判ぶりを見せてゐる裁判長池内善雄氏は、「まだ一年しかならぬので、今からお話しするのは早すぎるが……」と冒頭して語る。

動かすべからざることは、陪審員の熱心さである。強盗傷人罪で公判に附せられたある男の公判の時に、陪審員長とも一人の陪審員は非常に熱心で、説示をもう一度説明してくれ、いくら遅くなつてもかまはぬからといふので、自分は感服しすぐ説明したことであつた。この他の事件でも、陪審員の熱心さには、つくづくと感心してゐる。第二は、被害者と加害者との対照によつて、すなはち感情に支配されはせぬかと思ふ。たとへば、被告が前科数犯であつて荒くれ男であれば、被告にくしみ加はるやうであるが、これに引かへ被告が小さい弱々しい男であるのに、被害者が強さうならば被告の方に同情が集るやうだ。陪審員は、常に白紙で臨み、冷静な頭で有罪か無罪かの判断をすればよい。刑の量定などは、裁判所を信用して一任しておけばよいのに、中にはさうも考へぬ人もあるやうである。

説示に意見が表はれるのを恐れる

四方田弁護士会長談

陪審法実施以来の成績は、司法大臣らのいはるゝ通り悪くはないが、これを全国的にみて非常に好結果といひ得ないのを遺憾とする。それは、裁判長の説示が余り詳細に渡ると、

裁判所の意見が表はれるやうになり、裁判長によつては、説示の際に、弁護士の本論を攻撃（広島、金沢にこの例がある）したりするやうなこともあり、この機会に裁判所の意見が表はれないか、従つて、陪審員の表決に影響しないかといふことを恐れる。この本論の攻撃の如くは、検事の論告に主張されて然るべきものと思ふ。また、陪審員の表決を、裁判所が採用しないことは、非常の場合で伝家の宝刀の如く容易に抜くべきものではないと、当時在野法曹間に信ぜられてゐたが、往々採用されないのは遺憾に堪へない。

136 「大阪毎日」昭和四年一〇月一日

けふ司法記念日、新民訴訟法の生ぶ声

陪審法布かれてこゝに一年

全国をあげて祝賀式

けふ一日は、昨年同日陪審法の実施を機として定められた、司法記念日第二回目に相当し、なほ、同日から陪審法にも匹敵すべき改正民事訴訟法が実施されるので、全国的に司法記念祝賀式を挙行することになり、東京では六長官、司法次官主催で、午後四時から地方裁判所正面玄関大広間で記念式を行ふ。

この日、渡邊法相をはじめ、司法省高等官、牧野大審院長以下大審院判事、小山検事総長以下大審院検事、和仁控訴院長、三木検事長以下控訴院判検事、田中所長、鹽野検事正以下地方裁判所判検事、東京区裁判所判検事、東京刑務所長、同高等官、關東京、岩田第一、花岡第二各弁護士会長、司法部各庁判任官総代など、

◇……三百余名参集、

渡邊法相、先づ、昨年十月一日天皇陛下裁判所へ行幸の際賜はつた勅語を奉読し、且つ記念日を制定したいはれを述べ、牧野院長、小山総長、花岡第二弁護士会長など、それぞれ判検事、弁護士を代表して式辞を述べ、法相の発声で両陛下万歳を三唱し、別席で冷酒を汲み、更に同日午後五時半から、丸の内工業倶楽部で、

◇……祝賀会を開き、

前記司法職員以外、松室、田、原など元法相、その他司法部先輩など廿数名も出席することになったが、同夜七時廿分から、渡邊法相のラヂオ放送や時事、国民講堂における小山検事総長、花井博士その他の講演もある。（東京電話）

この輝き

渡邊法相談

法は国家正義の象徴で、司法は国政の枢軸をなすものである。わが国は現行制度の確立以来、司法部が、

◇……政党政派

に偏し、もしくは公私の権勢威力に屈して、公平厳正を失つたといふ事例は殆んどない。願れば昨年十月一日、聖上陛下が畏くもわが司法部に親臨あらせられ、かつ優渥なる勅語を賜はつたことは、独り朝野法曹のみならず、国民の等しく光榮として感激措く能はざるところであるが、恰も当日は、わが国刑事裁判制度の一大変革たる陪審法が実施せられ、本年はまた日を同うして、わが民事裁判制度に一新紀元を画すべき改正民事訴訟法の実施

を見るに至ったので、十月一日は実にわが司法史上の輝かしくも永久に記念すべき日となった。よって、司法部においては、この日をもって司法記念日と定め、全国の司法官衙において、それぞれ記念日にふさはしき施設を行ひ、内にあつては、各員はこの機会に過去における公私一切の自己の

◇……業績行動

を省察し、外に対しては、講演または出版物の頒布などの方法により、国民全般に司法事務運用の実情を理解せしめ、国民の強大にして健全なる同情と後援とを得て、将来ますます厳正公平なる司法の真使命を、全うせんことを期する次第である。

大阪の催し

講演に宣伝ビラに——数々

けふ一日、大阪三裁判所では、午後四時から、三階正庁で祝賀記念式を挙げ、谷田大阪控訴院長の祝辞等があり、終つて弁護士会員有志と合同で判検事一同、高等官食堂で祝賀宴を開き、司法権独立のため祝杯をあげ、更に朝日会館で同六時から、市民に公開記念講演会を開き、谷田控訴院長、瀧川控訴院次席検事、四方田大阪弁護士会長の新民訴の精神その他の講演があり、一方西野田青年団では、午前九時若松町弁護士会館に参集して、各郊外電車の起点、その他要所々々で廿万枚の宣伝ビラを配布して、新民訴のプロパガンダを努める。

なほ、陪審法実施満一年を迎へて、大阪の成績を顧みれば、その数十六回におよぶが、これは全国に類を見ないところである。その間やり直しは二回、上告したもの僅一件である。

137 「大阪朝日」昭和四年一〇月二日

記念日を期して司法の民衆化

近く全国に訓令を発す

陪審法実施一周年と新民訴法施行をかねて、一日の司法記念日は、全国各裁判所では大部分休庁し、祝賀式及び催し物で祝意を表したが、この日を期して、司法の民衆化をはからうといふ画期的な申合せをなした司法部では、これが徹底のため、近く司法省から全国裁判所、検事局に向つて訓令を発することに決定した。

これまで、都会地の裁判所、検事局は、比較的よく民衆化し、一般人民の応対にも心地よく感ぜられてゐるが、地方へ行くと、未だに昔風の「人民控所」式の觀念が蟠り、証人、参考人として出頭したものまでも、被告人扱ひにすることもあり、書記、廷丁の態度にも改むべき点ありとなし、今後は民衆と協力して、司法事務を行つて行くやう、努むることになった。

138 「大阪朝日」昭和四年一〇月二日

大阪の司法記念日

控訴院で祝賀

陪審法の実施以来まさに一年、そして改正民事訴訟法の誕生した第一回の司法記念日――十月一日の司法の佳き日を祝うて、大阪控訴院では判検事、弁護士三百名が、午後五時庁内高等官食堂において、昨年司法部に賜はった勅語を、谷田控訴院長が奉読のち、会議室で祝宴を張り、また大阪三裁判所、同検事局、弁護士会および本社共同主催の記念講演会は、同七時半から朝日会館で開かれ、聴衆は堂の大半を埋めた。

139 「法曹会雑誌」第七卷第一一〇号（昭和四年一月一日）

司法記念日及祝賀会

十月一日午後五時より、大阪三裁判所及其各検事局の判検事、大阪少年審判所の審判官及保護司、大阪刑務所長、支所長、大阪弁護士会所属の弁護士等、在朝在野の司法関係者約三百名の多数集合の上、本庁高等官食堂に於て記念式を挙行し、式場には前年我司法部に下し賜へる勅語を奉掲し、谷田院長は司会者として右勅語を奉読したる上、司法記念日創造の意義を演述せられ、終て会議室に移り、一同祝賀の宴を開き、宴闌にして四方田弁護士会長の発声にて、天皇陛下の方歳を三唱し、一同之に和し、盛會裡に午後六時半散會を為し、夫れより谷田院長、光行検事長、四方田弁護士会長、白川弁護士（市会議長）は、朝日会館に於ける講演会に臨み、左記演題の下に講演せられ、十時過ぎ閉会せり。同会館に於ては、講演前大阪朝日新聞社の厚意に依り、聴講者に対し、活動写真を映写観覽せしめられたり。此日、弁護士花井壽造君は、司法記念日の宣伝ビラ二十万枚を印刷せしめ、

有志の青年団員に依頼して、市内の最も往来頻繁なる大阪駅、郊外電車の発着場又は交通の盛なる街路等にて、通行人に之を配布せしめられたり。

記

司法記念日の意義	大阪控訴院長	谷田三郎
聖旨を拝し奉りて	大阪控訴院検事長	光行次郎
犯罪と本能	大阪弁護士会長	四方田保
新民事訴訟法と大阪市民	大阪市議會議長	白川朋吉

140 「大阪朝日」昭和四年一月一四日

陪審員決定

東鳥取村の

泉南郡東鳥取村では、十三日、明年度陪審員の抽籤を行ひ、左の如く当選した。

▲辻本文二郎、田中藤兵衛、北浦八十吉、島吉嘉平次、田中豊次郎、坂上忠義

141 「大阪朝日」昭和四年一月一六日

柏原、富田林

陪審員候補抽籤で決定

南河内柏原、富田林両町陪審員候補者は、このほど抽籤の結果、左の各七名と決定した。

▲柏原町 田坪喜代造、田坪浅次郎、辻本伊之助、松倉金之祐、杉田金伍、畑中六郎、藤井富太郎

▲富田林町 木澤眞三、道旗市五郎、坂口龜吉、平尾團治、小路幸治郎、谷口虎造

142 「大阪朝日」昭和四年一月一九日

陪審員候補

豊中と池田

豊能郡池田町並に豊中町では、十八日午後一時から、それ〳町役場で、昭和五年度陪審員候補者の抽籤を行ったが、当籤者は次の通りである。

▲池田町（二十四名） 三宅敏介、井上直躬、古田清吉、高原操、葭村松之助、國津助太郎、山城末次郎、小寺彌一、西野千代一、武田由松、江川大三郎、高田糸太、大久保平治郎、稻束芝馬太郎、西田庫之助、今仲常吉、中島卯三郎、西田金太郎、小來田定治郎、笹川義雄、松田巳之松、南喜三郎、橋本辰次郎、大山與之助

▲豊中町（二十二名） 水野亥三郎、辻川健次、櫻田松太郎、島野佐太郎、岡本丑松、大谷勇司、大田垣士郎、津浦石松、川西美治、町田捨郎、記田梅吉、岸本音吉、三原定教、三上林太郎、白井久吉、平尾喜三郎、筋納良治、伊藤純一郎、岡村祐三郎、安達市松、佐藤範、藤村理次

143 「大阪朝日」昭和四年一月二〇日

陪審員候補

長野町の決定

南河内郡長野町の陪審員候補者は、左の八氏と決定した。

▲坪佐喜三郎、喜多龜吉、竹中佐太郎、大北梅太郎、和田新三郎、芝田勘一郎、松葉宇吉、東田源太郎

昭和五（一九三〇）年

144 「大阪朝日」昭和五年九月二九日

予想を裏切られ、事件は減るばかり

陪審制布かれて満二周年

薄れゆく「裁判民衆化」の法灯

陪審制度も、こゝ数日で早くも、満二周年の記念日を迎へやうとしてゐる。民衆裁判として、一時素晴らしい人気を呼び起したこの制度が、果してどういふ成績を示したであらうか。

実施以来、今日まで開かれた陪審裁判は、全国を通じて僅かに二百二十四件、最初予想された、東京地方裁判所一ヶ所だけの件数にしか当たらないといふ寂しさで、本年の如き、実施当年の昭和三年に比すれば一割九分減、昨四年の割合から見れば、実に

◇……四割六分減の五十四件といふ、予想を裏切つて、更に甚だしい件数の減少を示して

る。殊に、注目すべき現象は、昨年七件あった請求陪審が、本年はまだ一件もないといふことである。もちろん、これが直に民衆の陪審不信任の表明ではないにしても、確かに陪審制度の将来に投げられた、一抹の暗影であることは争はれない。

試みに、法定陪審事件に属する犯罪中、実際陪審裁判にかゝる事件はどのくらいあるかを調べて見ると、犯罪総数のおよそ二割八分は、自白のため陪審事件でなくなり、残りの◇……およそ七割二分が陪審事件であるが、そのうち、およそ六割は陪審を辞退して、従来の裁判を希望したもので、あとのおよそ一割の被告だけが、いはゆる新しい民衆裁判の礼賛者であるといふ、心細い事実を見せつけられる。

もとより、陪審辞退の自由を認めたのが、わが陪審制度の

◇……特徴であるから、この現象を見て、直に陪審悲観論をするのは早計ではあるが、裁判民衆化の法灯を掲げて、大衆に臨んだ画期的新制度も、年とともに光が薄れて行く感がある。

殊に、犯罪の種類から見ると、殺人が半数以上を占め、放火が三割以上、その他は強盗や傷害になってゐて、陪審はまさに放火と殺人独占の傾向が著しく、無罪の判決は七十六件中十四件の放火が筆頭で、殺人は百二十一件中四件、強盗関係では二十件中一件といふ結果になってゐて、判決の内容で非常に有利な結果を見てゐるのは、単に殺人罪として公訴された被告が第一で、百十八件中殺人罪を免れぬものは僅かに五十四件、他は悉く傷害や過失致死、自殺幫助などになってゐる。

さうして、かうした結果は、更に陪審裁判の範囲を狭めて、陪審犯罪型を形成して行く傾向がいよゝく濃厚に現はれて来た観がある。地方別に見ると、陪審裁判が開かれたのは、

大阪が第一で廿六件、東京は二十三件、次は千葉の十三件といふ順で、名古屋、岡山の十件を除くほかは、各地一、二件から多くて六、七件で、富山、松江、青森などは法定陪審犯罪が、陪審開始以来一件も発生しないし、陪審を請求した被告が一人もないといふ陪審知らずの地方があるのも珍らしい。右につき、司法当局は語る。

陪審裁判がなぜ振はないか、それは事実の審理について上訴が出来ないといふ原則が、一部の原因にもなっているが、大多数はかうした理屈からでなく、感情から来る原因である。公判準備の時に、裁判長が陪審裁判とするかどうかを被告に尋ねると、多くの被告は「陪審員には百姓もなりますか？、それでは百姓裁判ですな」といって、單純に陪審裁判を辞退するものが多い、また傍聴人は仕方がないが、土地の人々の陪審員に、自分の恥を聞かれるのが嫌であるとか、また支部の裁判所の管轄の事件も、陪審となると地方裁判所に廻はされるので、態々都会まで恥晒しに行くよりも、田舎でこっそり裁判を受けようといふ、被告としての情から来るものが多いやうである。

◇……犯罪の内容から見ると、陪審裁判を希望するものは、世間の同情を惹いてゐるやうな事件が多く、世間からにくまれてゐるなど自覚している被告は、皆陪審を辞退するやうで、陪審に対する被告心理の著しい現はれである。陪審の不振は残念ではあるが、一面従来の日本の裁判が、民衆から見放されるほど威信のないもので決してなかつたといふことを、明白に裏書したものであるともいへる。陪審法を改正する要はないかとの説については、司法当局としては当分このまま様子を見てゐる方針である。

「無罪」の判決が多く、検事局非難昂まる

司法省で研究に着手

最近、東京の裁判所をはじめ、全国各地の裁判所を通じて、公判の結果無罪となるものが増加する傾向があり、延いては検察当局たる検事局の検察方法が、法廷内をはじめ社会一般に指弾され、検事に対し非難の声が起るに至ったので、司法省ではこれを憂慮し、早速書記官を調査委員にあげて調査研究することとし、六日、フランスをはじめ諸外国に、刑事裁判の無罪記録などの資料を蒐集すべく、各方面に依頼状を發した。

もとく、無罪が多いといつても、それは單純に検事に帰することは出来ない。すなはち、被告自身が頗る巧妙になつて、証拠を残さぬこと、弁護士の弁論が科学的に進歩したこと、又判事が被告や検事の上訴のみによらず、的確な証拠が整備しなければ、重大なる判決を躊躇すること、また予審が決定して公判に附するのは、旧法では「証憑十分」でなければいけないかつたのが、新法では単に「嫌疑十分」でよいことになつたこと、などの理由も数へねばならぬが、他方検事が従来を経験により、心証主義を保守してをり、検事も疑ひを挟む場合は、起訴につき上長官の指揮を仰ぐが、大抵の場合、検事が強硬で意見の合致せぬことは、最近の諸疑獄事件の際にも多くみられることである。かく無罪が多くなることは、余りに度重なると、検事局に対して先づ非難の矢が放たれ、ひいては裁判全体に対しても疑惑の念を抱かせ、司法部全体の威信を損することとなるので、司法省でも真剣に調査を開始したもので、この結果は、檢察制度にも一步を進めることになるかと注目されてゐる。また、他面予審でも、最近、勲章疑獄をはじめ、乾新平衛氏事件など、部分的に

も免訴となるものがすこぶる多いので、この方面にも調査が進められるはずである。

昭和六（一九三二）年

146 「大阪朝日」昭和六年四月二四日

陪審法の施行を停止か

行政整理で財源捻出のため

政府の窮策

政府は、今回の行政整理に際しては、従来における一切の行懸りや情実などを排し、国家の大局から見て、思ひ切つた整理案を作成し、これが実行を期せんとしている關係上、各省にわたり、いやしくも整理し得る可能性ある事項に対しては、仮籍なく整理を断行せんとしてゐる。しかして、政府首脳部においては、この際先年施行した陪審法の施行を停止し、もつて相当額の経費を捻出せんとの意向をもつてゐるやうである。

すなはち、陪審法はその施行以来の成績に見るも、予期の効果を挙げてゐないのみならず、若槻首相は本法に対しては絶対反対の意見をもつてゐる關係から、停止を考慮させるにいたつたものであるが、本法を停止するとすれば、対貴族院並に対枢密院關係などを考慮せねばならぬので、政府もこの点で大いに頭を悩ましてゐるやうである。

しかし、本法を停止するとすれば、司法官の広範圍の異動をなす必要あり、これに伴つて種々厄介な問題が起つて来るので、この成行は相当注目に値するものがあらう。

147 「大阪朝日」昭和六年五月二日

陪審法停止に司法省反対

なにかの機会に声明

行財政整理に関連して、陪審法の一時的停止の説が、政府及び与党内に行はれてゐるので、司法省では、過日來これに関して寄々協議した結果、陪審法の経常費が、現在の如く十万余円の程度のまゝで進み得るか否かは別問題であるが、法律生活上に画時代をもたらした陪審法の実施後、僅かにして停止するは、頗る穩当を欠くものであつて、司法省としては一時的停止には全然反対の意向であるから、この意味を適當の機会に声明するがよい、といふことに意見一致したから、渡邊法相は若槻首相に諒解を求めたる上、六日から開催される、司法官会同の席上において、その趣旨を訓示して、一般に対して声明することになるだらうと。

148 「大阪毎日」昭和六年五月一日

陪審制を廃し参審制度を採用

民政党国政改革委員会の

基礎案となる川崎氏私案

民政党では、十四日午後、国政改革委員会を開き、政治組織のうち司法部につき調査研究項目を協議の結果、司法大臣の監督権、裁判制度の改革、行刑組織の改善を揚げて調査

することに決し、これにつき川崎前司法政務次官から、左のごとき私案を説明、これに基づいて調査することとなつた。

裁判制度改善(川崎氏の私案)

(一) 大審院は真に權威ある人物をもつて組織し、開廷日を増加し、事実審の制度を廃し、定員の減少を期すること、(二) 控訴院は、管轄区域の狭小なるものはこれを廃し、廃止の困難なる個所は、控訴院支庁を設けるか、巡回控訴院の制度(仏国の如き)をとり、事務簡捷を図り、人材運用の範圍を広くすること、(三) 検事局また、右に準ずること、(四) 地方裁判所は、これを単独制とし、重大事件に限り合議制とし、責任裁判の実に副はしむること、(五) 補助判事の制度を設け、区裁判所は巡回の制度にし、地方の不便を除去するに努むること、(六) 陪審制度は、実施後の成績に徴し、わが国情に適應せざること明らかなるにより、これを廃止し、これに代る参審制度を採用すること。

司法省存廢の可否……司法省は、これを存置し、内容を改善すること(司法大臣を廢し、大審院長または検事総長をして、閣議に列席せしむる制度を採るべしと称するものもあるも、内閣の更迭とともに、これら最高首脳部たる裁判官の更迭を見るが如きは、司法の公正を疑はるるに至るべく、現在の制度のまゝとするのほかなし)

備考 現行制度においては、陪審員は事実審のみに参与し、刑の量定には参画し得ないが、参審制度にあつては、現にドイツで実施してをる如く、陪審員は事実審のみならず刑の量定にも参与し得るものとす。すなはち、民意をより多く裁判に取り入れる主旨である。

149 「大阪朝日」昭和六年七月二八日

模擬裁判芝居

中央公会堂で

八月一日午後六時から、中央公会堂で、陪審協会大阪支部主催の陪審裁判普及の模擬裁判劇を公開する。裁判長は足立進三郎氏、検事は溝淵春治氏、弁護士は緒方、田村、古野、高梨各弁護士、ほかに陪審員十三名、松竹俳優三好、山田、六條、進藤、山中らが出演する。

入場無料で、当日は、特に一般見物人を傍聴人に見立て、有罪無罪をその投票により決する。

昭和七（一九三二）年

150 「法曹会雑誌」第一〇巻第一一号（昭和七年一月一日）

司法記念式及祝賀会

十月一日、空澄み気爽なり。此日司法記念日に際り、大阪三裁判所、堺、岸和田両区裁判所判検事、大阪少年審判所、大阪刑務所高等官、公証人、弁護士及表彰されし調停委員、新聞記者並大阪三裁判所判任官、執達吏等約四百五十名は、午後三時半、控訴院高等官食堂に会し記念式を挙行。谷田院長は、司法部に賜はりし勅語の御趣意に基き、本記念日の式辞を述べ、尋で一同起立の裡に恭しく勅語を奉読して式を了り、引続き午後四時より、高等官其他は、控訴院会議室に於て祝宴を開く。宴酣にして、光行検事長は、皇室の御繁

栄を寿ぎ、黒木弁護士会長は、司法部の隆盛禱りて、万歳三唱一同之に和し、判任官は別に控訴院検事室に於て同様開宴、万歳を三唱し、午後五時過、孰れも盛会裡に散会したり。

昭和一二（一九三七）年

151 「大阪朝日」昭和一二年五月七日

被告が多すぎて開けぬ陪審裁判

神奈川県の大放火大集団事件

管轄を東京へ？移転

神奈川県下の戦慄すべき集団放火事件は、夕刊既報の通り、一部予審終結決定と、もに、六日、新聞記事の掲載禁止を解除したが、同事件の関係被告は、さきに検挙以来横浜地方検事局、同裁判所予審を通じて、強硬に犯行を否認してゐるので、当然陪審裁判に付されることになったが、同事件は、被告が全県下にわたつてゐること、一、二町村の有力者がゐること、かつ被告の数が百八十余名の多数に上つてゐるうへ、本年度決定の同県下陪審員三十六名は、悉く被告と町村を同じくしてゐる関係上、この陪審員をもつて横浜地方裁判所の陪審裁判を開廷することは、陪審裁判本来の目的たる「公正無私」な審理をすることが困難となり、今後の陪審裁判手続きに関しては、当の横浜地方裁判所、同検事局はもちろん、これを管轄する東京控訴院は頗る苦慮し、司法省刑事局と善後策を熟議してきたが、結局陪審法第八条の「地方の状況により陪審の評議公平を失する虞ある時は直接上級裁判所に管轄移転の請求をなす事を得」との条文に則つて、同事件の陪審裁判を、管轄の

横浜地方裁判所に付することを避けて、近接の東京或は静岡両地方裁判所のうちいづれかの陪審裁判に付することに決定、すでにさきごろ、神谷横浜検事正から皆川控訴院長に対して、管轄移転の請求をなしたので、同控訴院では検事の要求通り、近く管轄移転の決定を与へることになつてゐるが、移転手続き完了しても、静岡地方裁判所は、陪審裁判の設備その他の点で、歴大な同事件を審理するに不都合な点もあるので、結局東京地方裁判所の陪審部たる吉田肇部長判事の手で審理を進めることになるものと見られてゐる。

陪審裁判を他の裁判所で開くことは、昭和三年わが国に陪審法施行以来最初のことである。(東京)

152 「大阪朝日」昭和一二年六月九日

多数集团的犯罪には陪審を適用せぬ

神奈川県集団放火事件から

陪審法に重大改正

一部予審終結を見た、神奈川県下における集団放火事件は、その件数二十八件にのぼり、起訴予審に付された者百八十三名に達し、わが国裁判史上空前の集団犯罪で、これに陪審裁判の請求あつた場合、これをどう取扱ふか司法当局においても、かねて研究中であつたが、今回いよいよ陪審法を一部改正して、かゝる多数集团的犯罪にして、長期にわたるものについては、特に陪審法の適用を廃することを得るものとする事になった。

右改正は、陪審法そのものゝ将来の適用に関する、重大な改正として注目されてゐる。(東

京)

153 「大阪朝日」昭和一二年六月二十九日

陪審法の改正、特別議会に提出

法相、昨夜首相と懇談

鹽野法相は、前約に本づいて、二十八日午後八時二十分、近衛首相を永田町の私邸に訪問し、約二時間にわたり、陪審法改正問題をはじめ最近の司法部内の情勢に関し種々説明を行ひ、更に一般政局問題についても懇談した。

陪審法改正は、最初司法省より特別議会に提出する法案として、書記官長の手許に提出したが、改正の条文は簡単であつても、内容が相当複雑なので通常議会に廻すことゝし、特別議会提出法案より削除した。

しかるに、神奈川県集団的放火事件など、最近の犯罪状況よりして、集团的犯罪には陪審法を適用せざるやう、至急現行法を改正する必要があるので、鹽野法相は同夜の会見において、近衛首相に右の事情を説明して意見を交換した結果、特別議会に提出することゝなり、二十九日の閣議において、法相より了解を求むることゝなつた、しかし、枢密院が、七月二十日ごろ夏休に入るので、遅くとも七月二日ごろまでには、御諮詢を奏請し得るやう、法制局において案文の調整を取急ぐことゝなつた。|| 写真は首相邸を辞する法相 || 本社電報

154 「大阪朝日」昭和十二年七月三日

陪審法改正案愈よ特別議會へ

閣議で正式決定す

来る特別議會に司法省より提出に決定してゐた、外国裁判所の囑託による共助法中改正法律案は、二日の閣議において、鹽野法相より右案の特別議會提出を見合せる代りに、陪審法中改正法律案を提出したい旨を閣議で了解を求め、特別議會提出に正式決定した。

右改正は、先般の神奈川県下における集团的放火事件の審理に際し、陪審法改正の必要に迫られたもので、現行陪審法を、集团的犯罪について内容複雑多岐に亙り、審理に長期間を要し、陪審員に加重に負担をかける事件に対しては、例外として適用せざることを、したものである。

155 「大阪朝日」昭和十二年七月二十四日

陪審法改正案全文

愈よ近く議會提出

司法省では、神奈川県下の集団放火事件の審理にかんがみ、陪審法を一部改正することとなり、右改正法律案は既に枢密院の御諮詢を仰ぎ、近く議會に提出することになったが、右改正案の全文は左のごとくである。

陪審法中改正法律案

第七条の二（全条文新設） 共同被告人多数にして被告事件複雑なる場合に於て公判の審理

に長期間を要し且陪審員の滞留の場所及陪審員と他人との交通を著しく制限するの虞ある時は検事は直接上級裁判所に事件を陪審の評議に付せざることを請求することを得

前項の請求は事件公判に繫属したる後第一回公判期日前に之を為すへし

第一項の請求ありたるときは訴訟手続を停止すへし

第九条 「第七条の二第一項又は」（新設） 前条第一項の請求をなすには理由を付したる請求書を管轄裁判所に提出すへし

前項の請求書を差出すには管轄裁判所の検事を経由すへし

「第七条の二第一項の請求をなしたるは」（新設） 公判に繫属する事件につき管轄の請求をなしたるときは速かにその旨を裁判所に通知し且請求書の謄本を被告人に交付すへし、被告人は謄本の交付を受けたる日より三日内に意見書を差出すことを得、管轄裁判所は検事の意見を聴き決定をなすへし

「第七条の二第一項の請求につきなしたる前項の決定に対しては即時抗告をなすことを得」

（新設）

第十条 管轄移転の請求ありたるときは被告人は検事の被告事件陳述後といへどもその決定のあるまで事件陪審の評議に付することを辞しまたは請求を取り下ることを得

被告人事件を陪審の評議に附することを辞しまたは請求を取り下げたるに由り事件陪審の評議に附すへからざるに至りたるときは検事の「第七条の二、第一項の請求または」（新設）管轄移転の請求はこれを取り下げたるものと看做す

共同被告人中事件を陪審の評議に附することを辞し、または請求を取下げたるものある

ときはその被告人に関する「第七条の二第一次の請求または」（新設）管轄移転の請求につきまた前項に同じ

附則（新設）本法は公布の日より之を施行す
本法は本法施行前に生じたる事件に付亦之を適用す

（注1）この改正案は、第七二回帝国議会衆議院に提出されたが、東京弁護士会と日本弁護士協会が協同で反対決議をしたほか（「法律新聞」昭和12・8・10）、審議の過程で反対論が強く審議未了で終わり、次の第七二回帝国議会には上程されなかった。

改正案の理由となった集団放火事件の概要については、平川松太郎「陪審法中改正と神奈川県下集団放火事件」（『民政』第287号一九三七年九月）を参照されたい。なお、平川松太郎は当時、横浜弁護士会長、衆議院議員、立憲民政党総務である。

（注2）神奈川県放火事件は、関東大震災で打撃を受け、更に熱海線の開通で衰微した松田町の復興を図るため、町有力者と火災保険会社外交員らが共謀し、超過保険をつけて放火し、多額の保険金を詐取した疑いによるものである。その第一審判決の大部分は、『続司法沿革誌』（法務大臣官房司法法制調査部・一九六三年三月、50頁〜71頁）に掲載されている。

そして、神奈川県放火事件は、「一八三名が逮捕・起訴され、勾留中の死者を多数だしたものの、結局二名が有罪となっただけで、ほとんどが刑事・検事・予審判事の描いた妄想であったことが、後に明らかになったという悲惨な事件です」という。（北井辰弥「横浜の陪審裁判について」、『桐蔭論叢』第13号・二〇〇五年二月）。

（注3）神奈川県放火事件の中「松田町関係」（五つの放火事件について被告人九四名）は、昭和一五年四月二六日（三件）および同年五月三〇日（二件）に被告人全員が無罪の判決を受け、一審で無罪が確定した。塚崎直義は、「松田町関係」被告人NMの弁護人であったが、「かく多数の無辜か冤罪に問はるゝに至ったのか、其処には憎むべき拷問、限りなき人権蹂躪が遠慮会釈もなく行はれたことを、看過してはならない。」と断じている。塚崎直義「拷問と冤罪（上・下） 神奈川県「集団放火」事件余談」（『法律新聞』昭和16・3・28、昭和16・3・30）

（注4）神奈川県放火事件は、昭和二年二月二〇日、京都地方裁判所検事正松井和義（事件当時の横浜地方裁判所検事正）が辞職し、昭和二年二月二四日、事件摘発に当たった四検事の異動および関係警察官の行政処分（依頼免職一・減俸八・訓戒六）とで、「さしもの人権蹂躪事件も、これで一段落した」という（「大阪朝日」昭和12・12・26）。

156 「大阪朝日」昭和二年九月一八日

銃後の法曹界

一日からの遵法週間に

裁判所が出張講演

司法記念日の来月一日から五日間施行される「遵法週間」に当り、大阪控訴院、地方、区両裁判所並に同検事局では、大阪弁護士会と協議のうへ、単に国民啓発運動に止まらず、法曹界の銃後の支援の一端として、軍事犯罪防止等に関しても、国民大衆の理解を徹底せしめるため、裁判所としては未曾有の催しをすることになった。

すなはち、一日午前十一時、在阪朝野法曹が参集、司法記念式と祝賀会をあげたのち、同三時半から中央公会堂三階に、大阪の朝野各方面の代表的人士を招待、三日夜六時から大毎講堂、四日夜は南区大宝寺町大宝小学校、五日夜は堺大浜公会堂で大講演会を催し、大毎ならびに本社提供の支那事変ニュース映画を映写する。

また、二日より五日までは国体の申込にに応じて出張講演をなし、期間中裁判所を開放し、特設の「刑事参考室」には著名な刑事録その他珍奇な証拠品など多数を陳列し、一般の展観に供することになった。

157 「大阪朝日」昭和十二年一月二日
けふ司法記念日

一日は司法記念日で「遵法週間」の第一日である。大阪控訴院では、同院、地方、区の三裁判所、検事局ならびに大阪弁護士会共同で、五日まで連日有意義な催しが続けられるが、一日午前十一時、同院三階大会議室で、朝野法曹およびその関係者八百余名参集のうへ、厳粛な司法記念日の式典を挙行した。

田中控訴院長は、昭和三年司法部に賜はった勅語を奉読し、ついで金山検事長の訓話あり、正午祝賀会に移り、鈴木大阪地方裁判所長の挨拶、村野大阪弁護士会長の発声で万歳三唱、盛会裡に散会した。

158 「大阪朝日」昭和十二年一月三日
遵法週間（第二日）

遵法週間第二日、——大阪控訴院は、二日早朝から、一般の参観傍聴に開放され、約千名の人たちがつめかけた。さらに、同日午後一時、平松検事は府立城東職工学校で、堤判事は梅花女子専門学校で、それ／＼講演をなした。

なほ、三日午後七時開会の堺大浜公会堂と大毎講堂における講演会の講師は、大阪地方裁判所石井部長、勝山思想主任検事、弁護士今井嘉幸、同小野村胤敏の両博士と決定。堺

の公会堂では、本社提供の支那事変ニュースの最新輯まで映写する。

昭和一五（一九四〇）年

159 「大阪朝日」昭和十五年一月二日

陪審法不評

事変中一時停止か

去る昭和三年十月から施行された陪審法は、国民の司法参与として、最初は相当の期待をかけられてゐたが、実際においては、その期待を裏切り、陪審裁判を希望するものが非常に少なく、殊にこの三、四年來は一年間を通して僅かに三、四件に過ぎない状態である。然るに、陪審法が存在するために、全国の市町村役場において、毎年直接国税納付者を有資格者とする陪審員候補者名簿を作成する義務を負はされてをり、これが事変発生以來、地方自治団体の事務が激増してゐる市町村役場にとつては、大なる負担となるので、司法当局に対し「無用の長物化してゐる陪審法は、これを廃止されたい」といふ陳述が殺到してゐる。

一方、司法部内においても、毎年一千五、六百件内外の法定陪審事件があるにも拘らず、その大部分が辞退してゐる。かくの如く、国民が陪審裁判を嫌忌する原因としては、陪審裁判に附されたものは、控訴上告することを許されない規定になつてゐるので、この点を考慮する結果にもよらうが、本質的には、陪審裁判が我が国情に適しない結果によるものであるから、寧ろこれを廃止すべきである、との論が有力に台頭してゐるので、司法当局

においても、明年度予算編成に關聯して、本問題をとりに上げ、存続するか否かの裁断を下すことになった。しかして、善後方法としては、左の三案が考慮されてゐるが、事変中に限り一時停止すべしとの論が有力である。

一、陪審法を全然廃止する案

一、陪審法の施行を一時停止する案

一、陪審員候補者の任期を四ヶ年位に延長し、名簿調節の手数と経費を節約する案

(注) このときは、改正法施行の際効力を有する陪審資格者名簿および陪審員候補者名簿は、引き続き昭和一九年二月三〇日まで効力を有するとし、昭和一九年九月から四年毎に調製することになった(昭和一六年法律第六二号・昭和一六年三月二二日公布)。そして、陪審法は、昭和一八年四月一日、その施行を停止された(昭和一八年法律第八八号)。